

平成 20 年

予算特別委員会会議録

開会 平成 20 年 3 月 13 日

閉会 平成 20 年 3 月 18 日

上富良野町議会

平成 20 年

予算特別委員会会議録(第 1 号)

平成 20 年 3 月 13 日(木曜日)

平成20年上富良野町予算特別委員会会議録(第1号)

平成20年3月13日(木曜日) 午前9時00分開会

委員会付託案件

議案第 1号 平成20年度上富良野町一般会計予算

出席委員(13名)

委員長	長谷川 徳行 君	副委員長	渡部 洋己 君
委員	向山 富夫 君	委員	村上 和子 君
委員	岩田 浩志 君	委員	谷 忠 君
委員	米沢 義英 君	委員	今村 辰義 君
委員	金子 益三 君	委員	岩崎 治男 君
委員	中村 有秀 君	委員	和田 昭彦 君
委員	佐川 典子 君		

(議長 西村昭教君 (オブザーバー))

欠席委員(0名)

遅参委員(0名)

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾 岸 孝 雄 君	副 町 長	田 浦 孝 道 君
教 育 長	中 澤 良 隆 君	代表監査委員	高 口 勤 君
教育委員会委員長	増 田 修 一 君	農業委員会会長	松 藤 良 則 君
会計管理者	佐 藤 憲 治 君	総務課長	北 川 雅 一 君
産業振興課長	伊 藤 芳 昭 君	保健福祉課長	岡 崎 光 良 君
農業委員会事務局長		建設水道課長	早 川 俊 博 君
町民生活課長	尾 崎 茂 雄 君	ラベンダーハイツ所長	菊 地 昭 男 君
教育振興課長	前 田 満 君	関係する主幹・担当職員等	
町立病院事務長	大 場 富 蔵 君		

議会事務局出席職員

局 長	中 田 繁 利 君	主 査	大 谷 隆 樹 君
主 事	廣 瀬 美 佐 子 君		

午前 9時00分 開会
(出席委員 13名)

事務局長(中田繁利君) おはようございます。

予算特別委員会に先立ちまして、議長と町長からごあいさつをいただきたいと思います。

初めに、議長からごあいさつをいただきます。

議長(西村昭教君) おはようございます。きょうから4日間、予算委員会ということで、それぞれ皆さん方事前にいただいた資料、予算書に目を通していただいているものと思います。理事者側も住民の生活、福祉の向上に最大限の努力をしながら予算編成をしたと思うわけでありますけれども、また、議会としては、住民の代表として、その視点から、20年度予算十分吟味をいただきまして、何が町民にとって一番幸せなのか、また、財政の効率を上げるためにベターな取り組みなのかどうかということも、また大いに検証されるべきだと思うわけであります。

非常に財政が厳しい中で、また予算が縮小する中で、一生懸命取り組まれた予算編成であります。議会の皆さん方も、そういう視点から、また、理事者側の努力も評価しながら、住民の福祉の向上のために20年度予算が中身の濃い予算編成であり、また、住民の意見が反映されたものであることの検証も含めて、予算委員会の4日間臨んでいただきたいと思うわけであります。

大変長丁場になりますけれども、ひとつよろしくお願い申し上げる次第でございます。

事務局長(中田繁利君) 続きまして、町長からごあいさついただきます。

町長(尾岸孝雄君) おはようございます。3月4日から開催されました平成20年第1回定例議会に引き続きまして、過般の定例議会におきまして、ただいま議長からお話しありました平成20年度各会計予算案につきまして、御審議を賜る特別委員会がきょうからスタートいたすわけでありますが、ただいま議長からもお話しありましたように、私どもとしては、町民のために、まちづくりのために最善を図るべく、選択と集中を図りながら、職員の努力と英知を結集した中で、職員のそういったまちづくりに対する心強い意気込みを私としては受けとめながら、町民のための最善の平成20年度の各会計予算を策定させていただき、きょうから特別委員の皆さん方の御審議を賜るわけであります。私といたしましては、まちづくりのために努力する職員の英知が、私としては受けとめていただけるような最善の

予算案を策定して御提案させていただいているつもりでありますので、どうか慎重なる御審議を賜りまして、御議決、お認めいただきますことをお願い申し上げます、本予算特別委員会の開会に当たりましてのごあいさつにかえさせていただきたいと存じます。

大変御苦労さまですが、よろしく願いいたします。

事務局長(中田繁利君) 正副委員長の選出でございますが、3月5日の定例会において、議長を除く13名の委員をもって予算特別委員会を構成しておりますので、正副委員長の選出につきましては、議長からお諮りを願います。

議長(西村昭教君) 正副委員長の選出についてお諮りいたします。

議会運営に関する先例により、委員長に副議長、副委員長には総務産建常任委員長ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長には、長谷川徳行君、副委員長には渡部洋己君と決しました。

事務局長(中田繁利君) それでは、長谷川委員長は、委員長の席へ御着席願います。

それでは、長谷川委員長からごあいさつをいただきます。

委員長(長谷川徳行君) おはようございます。一言ごあいさつ申し上げます。

今第1回定例町議会において、平成20年度の予算案が予算特別委員会に付託され、先例によりまして、その委員長に就任いたします。ふなれな上、浅学のために審議運営に対しまして、皆様に御迷惑をおかけすることがあると思いますが、委員各位並びに理事者側の協力を得まして、4日間円滑に委員会運営を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

御案内のとおり、町の本予算案は、現下の厳しい財政の中、健全財政に努めるとともに、プライマリーバランスに目配りする一方、いかに住民生活や福祉の向上を図るための質の高い政策が立案されていることに対しまして、敬意を表したいと思っております。

予算は住民生活に直結するものでありますので、先ほど議長が申されておりましたように、皆様方の十分な御審議をよろしく願いいたしたいと思っております。4日間にわたる運営、よろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は13名であり、定足数に達

しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本委員会の議事日程について、事務局長から説明をいたさせます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御説明申し上げます。

本委員会の案件は、平成20年第1回定例会において付託されました議案第1号平成20年度上富良野町一般会計予算、議案第2号平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成20年度上富良野町老人保健特別会計予算、議案第4号平成20年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第5号平成20年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第6号平成20年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、議案第7号平成20年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第8号平成20年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第9号平成20年度上富良野町水道事業会計予算並びに議案第10号平成20年度上富良野町病院事業会計予算の10件であります。

本委員会の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程のとおり、本日より3月18日までの6日間とし、本日は正副委員長、分科長を選出し、議案第1号の補足説明と、歳入歳出予算事項別明細書の歳出4款までの質疑を行います。

2日目の14日は、議案第1号の歳入歳出予算事項別明細書の歳出5款から予算調書までの質疑を行います。

3日目の17日は、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号並びに議案第10号の補足説明と質疑を行い、散会后、分科会での審査意見書案の作成、全体審査意見書案の作成を行います。

なお、議会運営に関する先例により、審査意見書案は、2分科会で作成していただきます。

分科会の構成は、議事日程表のとおり、第1分科会は議席番号1番から6番まで、第2分科会は議席番号7番から12番まで、それぞれ6名の委員となります。

4日目の18日は、本委員会の最終日で、全案件の審査意見の調整と討論、表決の順で御審議を賜りたいと存じます。

審議の順序につきましては、議事日程のとおりであります。

なお、本委員会の説明員は、町長を初め議案審議に係る課長、主幹並びに担当職員となっております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） お諮りいたします。

本委員会の議事日程については、ただいま説明のとおりといたしたいと存じます。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

よって、本委員会の議事日程は、ただいまの説明のとおりと決しました。

お諮りいたします。

本委員会は公開とし、傍聴人の取り扱いが委員長の許可といたしたいと存じます。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

よって、本委員会は公開とし、傍聴人の取扱いは、委員長の許可とすることに決しました。

これより分科会を開催し、分科長の選出を行っていただきます。

分科会の会場は、第1分科会は議長室で、第2分科会は議員控室で行います。

暫時休憩いたします。

休憩時間は30分間といたしまして、再開時間を9時40分からといたします。

午前 9時10分 休憩

午前 9時42分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、審議を再開いたします。

先ほど開催されました分科会におきまして、第1分科会の分科長に村上和子委員、第2分科会の分科長に金子益三委員が選出されました。

これより、議案第1号平成20年度上富良野町一般会計予算の件を議題といたします。

初めに、追加配付附属資料について説明の申し出がありますので、許可します。

総務課長。

総務課長（北川雅一君） 予算特別委員会事前配付資料につきまして、一括して簡単に御説明申し上げたいと思います。

まず、目次をごらんいただきたいと思います。目次には、資料の1から資料の4まで表記してございますので、それぞれ資料ごとに内容の順に申し上げてまいりたいと思います。

最初に、資料1は、平成20年度の町財政計画についてですが、1ページはそのポイント、2ページは歳入歳出一覧、3ページ以降は概要について網羅

してございます。

地方財政対策では、地方再生を重要課題に上げる政府の方針として、地方再生対策費が創設されるなど、地方交付税及び一般財源の総額を増額確保し、地方財政計画の規模が7年ぶりに増加した内容となっております。

次に、資料2でございますが、平成13年度から平成22年度までにおける本町の代表的な財政指標の推移と将来推計を示してございます。本年度は、一定程度の地方交付税の増が見込まれるものの、平成11年度以降続いている主要一般財源の削減は、今後もその方向で推移していくことが予測され、厳しい状況が続くものの、公債費償還のピークを迎えたことに合わせて、補償金免除の繰上償還対応について、ある程度の改善が予測されるところであります。

また、自治体財政健全化法に基づく4指標について、平成18年度決算による数値を参考値として示してございます。

次に、資料3では、第4次上富良野町総合計画実施計画であります。本実施計画は、毎年ローリング方式により、その計画内容の見直しを図りながら取り進めておりますが、第4次総合計画は、平成20年度の最終年度でありますので、1カ年間の実施計画としてまとめてございます。

なお、平成21年度以降の計画につきましては、次期総合計画の策定と合わせて取り進めてまいります。

まず、1から2ページは、実施計画の総括表で、最終年度1カ年分の予定事業費と、その財源内訳を総括に掲載したものでございます。

なお、平成21年度以降の事業費欄には、第4次総合計画に位置づけております事業の残事業費を参考に掲載しております。

次に、3から5ページにかけては、年度別の収支見込みを資金計画書として掲載しております。

なお、平成21、22年度の資金計画では、投資的事業費の計画を決定しておりませんので、歳出に所要額として一般財源一定額のみを記載しております。

次に、7ページ以降ですが、平成20年度の予定事業の内容となっておりますので、御参照願います。

最後に、資料4は、平成16年度に策定し、一昨年には集中改革プランとして見直ししました行財政改革実施計画における32項目の実施項目ごとに、その実践効果をあらわしたものであります。平成16年度から18年度につきましては、3年分の実績による効果額を記載しており、平成19年度につき

ましては、平成20年1月末の取り組み経過の内容と効果見込額を記載しております。

なお、平成19年度決算確定後に、その実践効果を改めて報告することとしております。

平成20年度は、現行財政改革実施計画の最終年度であり、実施計画を総括するとともに、第5次総合計画との整合性を図り、次期行政財政改革に取り組んでまいりたいと思います。

そのほか、本年度より予算特別委員会の要求資料につきまして、昨日配付いたしましたので、委員会の審議の参考としていただきたいと思います。

以上、このたびの予算特別委員会におきまして、参考としていただく資料内容につきまして御説明を申し上げます。

委員長（長谷川徳行君） 以上で附属資料の説明を終わります。

委員並びに説明員にあらかじめお願い申し上げます。審議中の質疑、答弁につきましては、要点を明確にし、簡潔に御発言くださいますようお願いいたします。

なお、委員におかれましては、質疑区分ごとの一問一答方式により、1項目ごとに質疑を行いますので、質疑のある場合は挙手の上、議席番号を告げ、委員長の許可を得てから自席で起立して、ページ数と質疑の件名を申し出て発言をしてください。

時間の関係もございまして、さきの委員の質問と重複することのないように質問していただきたいと思います。

また、説明員は挙手の上職名を告げ、委員長の許可を得てから自席で起立し説明をしてください。

それでは、ただいまの附属資料の説明についての質疑を行います。ございませんか。

9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） 附属資料等の関係で、実施計画書の資料2の2ページの関係です。平成19年6月15日に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる健全化法ができました。それに基づいて、総務省が平成19年12月7日に、その財政等の四つの指標を出して、その基準を明確にしたわけですが、したがって、その中に連結実質赤字の比率の関係だとか、それから将来負担比率の関係ということが加わっております。

それで、一つは、平成20年1月15日の夕刊もしくは16日の道新の朝刊に載っていた、赤字地方債の発行ということで、全道5市町載っておられました。したがって、あれを見た町民が、あら、上富良野は赤字がどうして直らないので、赤字地方債をとというような印象を受けられたケースがあるわけですが、したがって、今回発表になった形の中では、3

月の末の段階で道がまとめているという中には、19市町村で総額23億円ということになっています。したがって、その1月の新聞報道の取り決めの段階で、上富良野町は当初どのぐらいの予定の額を赤字地方債ということで当初考えていたかどうかというのが1点。

それからもう一つは、健全化法の関係で、言うなれば連結決算ということで、資料の中には大丈夫だという形が出されております。したがって、その中の数字なのですが、こういうことで、いや、間違いはないと思うのですけれども、言うなれば連結実質赤字比率という関係で、20、15、10ということは、これはもう総務省が出した比率なのですけれども、上富良野町の試算では、こういうことで大丈夫だということでございます。

それで、これらについて再度確認をしたいのですけれども、こういう試算の方法で、もう間違いがないかということで、まず確認したいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 今中村委員の御質問であります。まず財政4指標の関係でありますけれども、これにつきましては、一応算定方法が総務省のほうから示されておりますので、その計算方式に基づいて、18年度の決算の数値をベースに、今回数値をまとめた資料でありまして、算定に間違いはないかということでありますので、間違いがないものというふうに受けとめております。

それと、赤字地方債の発行の件でありますけれども、減収補てん債というものになりますけれども、一定程度前年度の税収の落ち込み分がある場合に、発行を認めますよというような特別措置があったわけでありまして、それにつきましては、後年度以降で交付税で全額補てんされるという一定のルールがございますので、赤字地方債という名称自体は、極めて大変なんだという印象を与えるような内容のものであります。そういう有利な地方債の発行が認められるとすれば、それは名称には抵抗はあるものの、そういうことが可能であれば、有利な地方債の発行のほう望ましいのではないかとということで、一定程度北海道のほうにも照会しながら、そういうものが発行が認められるのであれば、そういうチャンスをとというようなことで申し出をした経緯がありましたけれども、本町につきましては、そういう対象には特にならないというようなことで、それにつきましては、町のほうとしては、今回そういうような件については取り下げをさせていただいたという経緯でございます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） たまたま1月15日、議会運営委員会で視察へ行ったら、その宿泊先の朝刊を見て、委員の皆さん方が、いやいや赤字地方なりが減収補てんということで、法人2税がそういうことなんだということなので、まあ帰ってきたら何人かの町民からそういう聞かれ方をしたものですから、ただ我々は連結決算との関係まだ数字が出てないからわからないけれども、とりあえず実質公債費比率は16.7だというようなことで、大丈夫だよというようなお話しはしたのですけれども、そういう印象を受けられた町民がいたのだらうという気がいたします。ただ、全体的に、この前道がまとめたものでは、北海道が94億円、あと市と余市町も含めて、総体で9自治体で104億円ということになってます。それで基本的には、この形のものについては、上富良野町は必要がないということですので、もう一つは、連結決算の関係で、これはあくまでも18年度決算ベースで出されたので、19年度ベースでのこの連結決算の関係の試算的なものは、もし予測として出しているのであれば教えてほしいし、なければならないです。その点、またお願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 19年度の決算見込みでは、まだ数値は出してございません。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

2番村上和子委員。

2番（村上和子君） 私は、第4次総合計画書の中の総合計画コード142番のところですね。このところでちょっとお伺いしたいと思います。

この精神障害者通所授産施設の整備負担資金のところでございますけれども、これ全体の事業費で1,059万9,000円。それで毎年110万5,000円ですか、負担しているわけですが、これは広域で授産所の施設のラベンダーの。

委員長（長谷川徳行君） 村上委員、今附属資料の質疑なのですけれども。

2番（村上和子君） ここでだめなのですか、今説明があった中で。資料いただいた中の。はい、そうです。資料3です。

資料3の総合計画コードのところ言いましたね、今。それで、ラベンダーの郷の整備の負担金こうなっているのですが、これはもう広域で決められたものでしょうか。26年まで、上富良野としては、21年度以降も631万3,000円負担をしていかなければいけないということなのですけれども、これはもう決められたことで仕方がないのかどうか。

これは建てたときに負担、もう終わっているのではないか。また拡張か何かするのですか。それとも、これをどういう決め方でこういうふうに、大体9年、大体あれですよ。ちょっとお願いしたい。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 2番村上委員の精神障害者通所授産施設の整備資金負担ということでございます。この中身につきましては、御指摘のように広域でこの施設、精神障害者が社会復帰をするための支援をしていくという中で、広域でこの授産施設を建てまして、その負担ということでありませぬ。これにつきましては、18年からスタートしているわけでありませぬけれども、債務負担行為をお認めいただいた中で毎年償還をしていくという、補助をしていくという中身でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子委員。

2番（村上和子君） それですと、9年間結構長いのですけれども、この26年以降は、ではどういうことに、この途中で負担割合なんかはどうなっているのでしょうか、各市町村の。後で結構でございます。後でちょっと教えていただきたいと思ひます。

それで、こうやって毎年110万5,000円負担していかなければいけないということでありましたら、また、この事業の26年で終わるのかどうか、ずっとこれ今後とも続けて、こういう形でしていくものなのか。私は、こういうことであれば、ちょっとこの今通っている人方も、国の制度が変わったりしまして、大変負担がありまして、交通費、町のほうで350円ですか、負担は、助成はあるようだけれども、結構今度1割、自立支援法で1割負担になりましたし、1カ月1万500円ぐらいですか。交通費もそれぐらいになりますね。結構負担になっております。その通うのにね。制度が変わりましたものですから。それなのに、この計画は、この26年までこういう計画で行くのかどうか。今後について、この見直しということはできないのかどうか。

私はもしあれだったら、上富良野で古いところとか、そういう空いているところありましたら、こういう精神障害者の方の授産所みたいな、それと全く同じものでなくてもいいのですけれども、そういったところを居場所をつくってあげることできないのかと、こういうふうに思うのですよね。富良野まで通っていく。今までと違いますから、国の制度変わって、1割負担になりましたからね。非常にこれ大変な思ひしてますので、この計画というのはどうなのかと思ひて。今後において、見直すことはできるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思ひ

す。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 村上委員の御質問でございます。この総合計画、この20年度載ってまず数字以降は、永遠にずっと続くということではなくて、建設に際しまして、この償還等の費用を広域で支援していくという性格のものでありまして、それらの費用が終わることによって解消されるわけでありませぬ。その年次別の償還金等の額については、後ほど改めてお渡しをしたいと思ひます。

支援策ということになりますと、やはり上富良野から通所される方に対しては、バスでの送迎であるとか、それ以外の方には交通費の助成というものも講じている状況にあります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） はい、わかりました。ないようですので、これで附属資料関係の質疑を終了いたします。

ここで説明員が交代しますので、少々お待ちください。

これより、議案第1号平成20年度上富良野町一般会計予算の1ページから6ページまでの質疑を行います。

質疑の際は、ページ数と質疑の案件を告げて発言してください。ございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで一般会計予算の1ページから6ページまでの質疑を終了いたします。

次に、一般会計歳入歳出予算事項別明細書の歳入、1款町税の36ページから10款地方交付税の41ページまでの質疑に入ります。

5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 40ページの地方交付税とあわせて減収補てん債の特例交付金という形で、今回の160万という形で新設されておりますが、これはどういう要因の中で新設されたのか。例えば、今国のほうで地方再生という形の予算の枠組みが地方に一定部分配分になるというような形のものがあつたかというふうに思ひますが、それは一定の人口規模や密度に、あるいは森林面積等に基づいた配付等という形の中で来ているのかなというふうに思うのですけれども、この点について、地方交付税との関係があるのかどうか。地方の再生という意味でのそういう対策、減収分を何らかの形で補つたという形なのか、これを少しお伺ひしておきたい

というふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 米沢委員の御質問にお答えいたします。

地方特例交付金のうちの減収補てん特例交付金の関係かと思えます。このたび、今年度から新たに創設されたものでありまして、住宅の借入金等の税額控除による個人住民税の減収額を補てんする内容で、20年度より創設された内容で、税務課のほうで試算した額として、本年度160万を計上させていただきますところであります。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 今年度は地方交付税等は若干伸びているというふうに思いますが、これは一定部分この伸びた要因というのは、今まで地方自治体から、やはり地方を維持するための必要最小限の基準である交付税をふやしてほしいという要望から来たものかというふうに思いますので、この点どのような反映があったのか、この点をお伺いいたします。

あわせてお伺いしたいのは、地方の早期健全の早期財政の健全化法に基づいて、連結決算に基づいた赤字をなるべくなくすという形の財政の手法を今後とりなさいというような話も出てきておりますが、3年間は猶予あるけれども、その3年間の間に、やはりいわゆる連結決算においても、赤字にならないような手法をとらなければならないというような話かというふうに思いますが、上富良野町で言えば、この地方交付税の財源が減るという可能性も今後、今わかりません。ふえるということも、今の国の状況ではわかりませんが、絡めてそういう具体的な対策というのは、どう考えておられるのかというのと、これ非常に危険な部分もあるのではないかなと思うのですが、当然病院や一般企業会計も含めれば、おのずとそれにやっぱり借入が多ければ多いほど、やはり赤字という形に地方財政が陥る可能性は、どこの自治体も今の状況でしたらあるわけですよ。そうすると、もう既にそれが一目瞭然、地方のやはり財政健全化のためには、住民の暮らし部分の、やはり手数料だとか、いろいろな施設の運営だとかを民間に委託しなさいというような、そういう話にもなってくるというふうに考えられますので、この点なぜ国のほうでは、こういった連結決算を地方自治体でしなさいというような形に出てきたのか、その点ちょっと、そもそもよくわからないところがあるものですから、あわせてこの地方交付税の今後の財政収入の見込みと、この資金計画見ましても、大体何ぼか減っている形がありますけれども、

1億とか2億だとかという減る計画になってますが、ここは非常に地方自治体の生命線でありまして、今後国の考え方として、この地方交付税のあり方というのは、どのような考え持っておられるのか、知り得る範囲でよろしいですが、お伺いしたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） まず、地方交付税の件でありますけれども、本年度は総務課長が先ほど御説明しましたように、国の地方再生というものを重要課題に掲げた内容で、地方再生対策費というものが今年度から創設されたということでありまして、それらの分が地方交付税の総額自体も増になった要因であります。それらを含めた今年度算定した中で、昨年度、また19年度の決算見込みから比較しますと、一定程度の増を今年度の、20年度の交付税収入ということで計上させてもらったわけでありまして、

ただ、この地方再生対策費の分を除きますと、実質は減というのが実態であります。そしてまた、国におきましては、2006年からの骨太方針に基づきまして、歳入歳出の一体改革というもので、2011年度のプライマリーバランスの黒字化に向けての改革の過程にございますので、当然歳出は抑制傾向に進んでいるものということが町としては受けとめておるところであります。そのような関係で、事前に配付しました資金計画の中でも、交付税につきましては、一定程度削減がされていくものというようなことで、資金計画も示させていただいたところでありまして、

また、自治体の財政健全化法の関係でありますけれども、今までは普通会計をベースに財政指標等の中で、旧再建法といいますか、の中では普通会計をベースに考えていたわけですが、夕張市に見られたように、一般会計とは別の会計のところで大きな負債等があるものがなかなか見えづかったということで、それらを含めて、全会計の中で、まちの全体的な財政状況がどうなのかということを一程度掌握することが必要だということで、このような法律ができたものということで受けとめておりますし、当然一般会計が他の会計の中に大きく繰出金等含めて繰り出している状況もございますので、町全体の会計を見ていく上から、このような法律ができて、全体の財政状況を明らかにしていくというようなことが大きな主観なのかなというふうに受けとめております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 大まかな流れはわかりまし

たが、一番地方交付税の部分で、いわゆる地方対策再生債という形の中で、この部分が国のほうでは当分の間、あるいはいつまで地方自治体にこういう形で配分するのかということが、今どうなっているのかというところが一番危惧します。もしもこれが5年後に、あるいは3年後行きましたらなくなりますということになれば、当然地方自治体にとっては、これまた大切な財源が減るわけですから、この点はきちりと、将来的にも地方再生債という形の中で来る仕組みになっているのかどうなのか、この点確認しておきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 9番米沢委員の御質問にお答えしますが、現行の地方交付税につきましては、もう改めて言うまでもなく、地方のその福祉やら何やら、地方が必要な行政水準を保証するという保証機能と、それから自治体間の財政規模等が異なるわけでございますので、そういう財政力を調整するという両機能を十分果たしてきたものと思いますが、いかんせんその税源の、国税の税目で経済のいろいろな背景から、なかなか税収が上がらないというようなことがあります、非常に配分レベルでは窮屈な状況になってございます。それと加えて、三位一体改革の名のもとに、大きく地方に回る財源が極めて縮小したという経過もあろうかと思えます。いずれにしても、今そういう仕組みの中で、租税の動向等も考えたときに、今の現行水準をこれからも安定的に維持できるかどうかについては、非常に問題もあるというふうに認識してございますし、今国税と地方税の、そういう税のあり方についても大いに議論しているわけでございますので、一部にはその消費税、今5%のうち、1%については地方消費税になってございますので、それらの税率のあり方等も大いに議論をしていただかないといけないと思えます。

いずれにしても、この18年度から国税、所得税が地方税に税源移譲されましたが、やはり言われているように、その税源としての偏在性が大きな問題になってますことから、私ども地方としましては、そういうことも余り大きな影響ないような、安定的にその財源として確保できるような仕組みを望むということが地方の共通の願いではないかと思えます。

いずれにしても、今そういう税制度のあり方についても問われてございますので、そういう部分に大きく期待を寄せたいと思えますし、いわゆる町村会通じまして、そういう地方としての必要な財源の確保についても訴えておりますので、その点もひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

6番今村委員。

6番（今村辰義君） ちょっと教えてほしいのですけれども、この地方交付税、普通交付税と特別交付税が計上されてますけれども、当初の予算に、この特別交付税というのは計上すべきでないと思うのですね。災害があった場合だとか、いろいろ書いてありますけれども、そこを私が読んだ条例が、もう変わっているかもしれないので、ちょっとこら辺教えてほしいなというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 地方交付税につきましては、今今村委員おっしゃったように、普通交付税と特別交付税がございます。例年恒常的に特別交付税につきましても、一定程度の額の歳入がありますので、それらを見込んで計上しているところであります。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） ちょっと説明が足りなかったと思いますが、今委員がおっしゃられるように、特殊事情に応じて交付される性格からすると、当初から見るのはいかがなものかと思いますが、結果としまして、今主幹のほうから申し上げましたように、そういう要素というか、算定の項目が決まっておりますので、決まってない要素もございます。ただ、大きな部分で項目が決まっている要素もございますので、そういう項目に応じて、結果としまして、今主幹が申し上げましたように、恒常的にこの程度は来ているなという予測のもとに計上してございます。前段の話は、委員がおっしゃられるような、建前としては当然そうだなという認識をもとに計上させていただいております。よろしく願います。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） 37ページ、法人町民税の関係でお尋ねをいたしたいと思います。

法人町民税は、地方税法第312条の2項で定められております。したがって、先ほど資料配付の中で、区別としては1号から9号までありますということでございます。事業総数は201ということで、平成16年210、18年211ということで、現実的には法人対象事業所数が減っているのが実態でございます。

それで、徴税法の中では、標準税率ということで、1.0ということになって、資料によると20

1事業者数で1,973万6,400円ということになっております。したがって、私は今町の財政が非常に厳しいという段階で、町民に賦課するのめいがかがなという気もいたしますけれども、現実の問題として、制限税率1.2でやっている町村がだんだんふえてます。当然美瑛も富良野も1.2でやっております。したがって、例えば制限税率を1.2を超えることはできないということになってますから、1.2にすれば、197万3,640円収入がふえる。制限税率いっぱいになれば、394万7,280円ということになってきます。

それで、私はこの法人町民税の関係、何とか制限税率のいっばいか、もしくは1.2もしくは1.1というような形で収入を図るような方法ができないかどうか。当然これはまた、ある程度関係団体等の調整も必要だろうと思います。

ただ、資料によるナンバー2の資本金が10億を超え、50億円以下というのが二つあります。例えば、上富良野にあるスーパーふじもそういう状況に入っています。それから、資本金10億円から50億円以下で従業員が50人以下というのがスーパーダイイチ等も入っています。それから、法6号の資本金1,000万円以上1億円以下、そして従業員の合計が50人を超えるというのがフラノーブルマツオさんが入っている。それから7号ではオホーツク観光等も入っているということで、できればそういうことで今後増収の対策として考えられないか。というのは、法人町民税の徴収率を見ますと、99.8%になっているということで、私はやっぱり将来的にこの問題についても、踏み込んでいかなければならない時期が来るのではないかという気がいたします。したがって、その点、今後どう考えていくかということで、まずお尋ねをいたしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 9番中村委員の御質問でありますけれども、法人町民税につきましては、年々事業所が減っている状況でございます。資料によりますと、19年度につきましては、まだ最終でございませぬけれども、201事業所、20年度の予算につきましては、196事業所ということで想定してございます。

おっしゃるとおり、この法人町民税につきましては、均等割と法人税割によって課税しているところでございまして、うちのまちにつきましても、第1号から9号までございまして、最低の5万円ということで均等割を設定させていただいております。

また、法人税割につきましても制限税率14.7%ということの設定でございまして、御質問の1.2倍にすることによりまして390万、400万近

く税収が上がるということは、おっしゃるとおりでございます。法人税率の改正につきましては、特に事業所さん、近年の景気回復のおくれなどありまして、十分法人と協議することを要するなということで、周知等の準備期間もかなり要するということも思われまして、法人の理解も得なければならないということで、ちょっと準備に時間がかかるということでございますので、その辺御理解いただきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） 準備にかかるという、それはわかります。ただ、前に私このことについて質問したことがあるのですけれども、町長はやっぱり景気が低迷しているからだめなんだというようなことで、とりあえず標準税率で行きますよということでございました。したがって、私は富良野と美瑛と、そんなに大きな景気のあれはないなという判断をしているのです。そうすると、1.0から一躍1.2まで、富良野、美瑛のようにすれとは言いませんけれども、例えば1.1として、やはり考えていくような方向で検討してはいかかかということでございます。ですから、それは今すぐということに僕は相ならんということは承知しておりますけれども、やはり根本的に、今201事業所があって、196事業所の収支ということでここで出されておりますけれども、実質的には法人税のほうは、99.8%ぐらい行っているのは事実です。ですから、先ほど質問した赤字地方債の関係で、法人2税が多く落ちたところについては、最初は考えていたのですけれども、それほどうちのまちは落ちてないということも含めて考えられていると思えますけれども、この点について、副町長からちょっと、どう今後考えるかということでお尋ねしたい。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 9番中村委員の御質問にお答えします。

今、以前町長も御発言にいろいろお答えをさせていただいたところでございますし、町としては、今行財政改革の改革項目の中に、歳入の財源確保という項目で、今委員が言われるようなことも内部では検討してございます。ただ、この税目もいわゆる一般財源でございまして、この一般財源をどこに求めるかについては、非常に極めて慎重さが必要、そういう要素が求められますので、私も行政としましては、やはり今かかる行政経費の中で点検、改善することが優先する課題だなというふう思うところでもあります。

なおかつ、歳入の方面に財源を求める手段としては、この標準税率を制限税率の款に改めることも一

つだなど。これは法人税割に限ったことでなく、他の税目についても、以前も言われてますように、入湯税などは目的税でございますけれども、それらについても、そういう目的税に沿った、そういう行政需要にこたえるということであれば、また再議もございまして、ただ単に一般的な行政経費のその賄いとして、安易にその税目に求めることについては、先ほど申し上げましたように、今後も慎重さが必要だなということでありまして。ただ、私どもも先ほど来お話しありますように、収支のバランスをどう図れるのかということを念頭に置いたときに、先ほど申し上げました、この内部の行財政改革の項目にありますように、今後も引き続き実現可能性についてシミュレーションをもってやっていくのが方針であります。ただ、実行に移すということについては、非常にハードルが高いものだなという認識でございますので、その点ひとつ御理解をちょうだいしておきたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

7番金子益三委員。

7番（金子益三君） ちょっと関連になるかどうかと思うのですが、町民税の個人の部分でちょっとお聞きしたいところがあるのですが、昨年からコンビニ収納等々、また滞納の解消においても非常に税務班を中心としまして、滞納解消に努めていらっしゃる、高く評価する部分であります。一番心配するのは、昨年度も実際に税の徴収に当たった段階で、大きく予算と食い違う、4,000万円近くの差が生じているということもありますし、加えて昨今の道内、町内の景気等々の現状見ましたところ、確かに算定しているこの根拠というのはわかるのですが、引き続き景気の悪化、原油価格高騰等々含めて、上向きではない現状を考えたときに、これらしっかりとこの部分、課税された部分がとれる方策等々をどのようにとらえているか、後半になってまた足りないということにならないような懸念を踏まえて、ちょっとお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 7番金子委員の御質問にお答えを申し上げます。

町民税につきましては、前年対比3,747万7,000円程度の減額ということで、特に町民税におきましては、退職者の増ということの要因で減になっているところでございます。

また、滞納の関係でございまして、滞納につきましては、長引く不況の影響といいますが、生活困窮者の方がかなり増加しているといったことが原因なのでございまして、特に私ども税の関

係につきましては、住民に対する行政サービスを提供するという基本を持ちまして、収納対策に全力を尽くしているところでございます。

特に徴収体制につきましては、管理職全員による滞納プロジェクト、また夜間、休日などの納税相談の開設などをしまして、特に誠意のない悪質な滞納者につきましては、きついですけれども、差し押さえ処分などを実施しているところでございます。

特に本年度につきましては、預金の調査、それから給与の支払い調査、生命保険の調査など、徹底的に調査しまして、少ない金額ですけれども、滞納処分、差し押さえ処分しているというような現状でございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） 確におっしゃるとおり、税は公平・公正という原理がありまして、また、現状見ますと、90数%の非常に高い方が普通に苦勞しながらも納めていらっしゃる。本当にごくごく一部の悪意のある方というのは、本当に少ないと私も思っておりますが、そういった方が非常に目立つようにはなっておりますが、今年度具体的な予防と言いましょ、そういう悪質にならないための方策等々、もし何か持ってらっしゃったら教えていただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 収納対策担当主幹。

収納対策担当主幹（田中利幸君） 金子委員の御質問にお答えいたします。

委員おっしゃるように、ここ数年の景気の悪化は、私ども収納を担当して、非常に感じるところであります。年間雇用されていた人が、季節雇用になってしまう。あるいは、季節雇用の人がパート雇用になってしまう。社会保険も外されてしまう。こういった事情相当聞いておりますし、見ております。

委員おっしゃるように、これらの予防対策ですが、これには、もう本人とひざ突き合わせながら、その実態を受けて、私ども、もちろん委員御承知のとおり、税は前年度所得に対して賦課されるものでありますので、当該年度の予期せぬそういった事情は、加味されていないわけですので、これらについては、先ほども言いましたように、じっくり相談しながら、その後の分の計画を立てる、ここが重要なというふうに思っております。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） 37ページ、国有資産等所在市町村交付金及び納付金の関係でお尋ねをいたしたいと思っております。

先般、3月8日に北海道新聞に、国立公園の演習場拡張という見出しで新聞報道をされておりました。したがって、これらの拡張の関係で、上富良野町に平成7年から順次拡大をしてきているということですが、これらの関係で、上富良野町ばかりでなくて、関係、隣接するところの市町村に、そういうような形で拡張を通知をしている経過があるかどうか第1点。

それからもう一つ、固定資産税ということで、北海道防衛局から配付ということで、たまたま18年から19年に来るときに、約200万減額になっておりました。それは5年ごとの見直しでしょうということで、そういう評価がえがなったということは理解をいたします。ただ、この拡張された土地が、演習地が、言うなれば固定資産の有するというものの上富良野町に属するものなのか、それともその他の中富良野、富良野にまたがって演習場がありますから、なのかということも含めて、私わかりませんので、できればそういうことも評価の中に入って固定資産の交付金が来ているのかどうかということで、2点お尋ねをいたしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 税務班主幹。

税務班主幹（北川和宏君） 9番中村委員の御質問でございますが、国有資産所在市町村交付金ということで、うちのほうで算定になっているのは、宿舍等の土地、建物の部分で入ってきておまして、演習地等の部分については、国有提供のほうの収入になるのではないかなということ考えております。

それで、うちのほうは、先ほど委員が申し上げましたとおり、5年に1回の見直しということで、11月末までに、上富良野町のほうに通知額が来ておまして、それに基づきまして算定しているところです。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（北川雅一君） 9番中村委員の最初の御質問でございますけれども、今中村委員言われた部分については、国有資産の部分で5年後の改定と、それからもう一つ、41ページに国有提供資産という形で実は別口にあるわけでございますが、国有提供の部分につきましては、演習場の面積、それから施設等の所在する市町村に対しての固定資産税にかかる代替措置ということで、これは7,900万ほど入ってございます。

今資産につきましては、防衛庁の要するに官舎、宿舍ですか、そういう敷地についての資産割合で5年ごとに見ていくということで、評価といたしますが、そういう対応になっております。

それで、私どものほうの今当初申し上げました平成7年から演習場の敷地が、新聞等も報道になって

ございますけれども、少しずつ拡張になっていると。それは所管がえでございますけれども、環境庁の林野庁のほうから防衛庁のほうに所管がえになると。それに伴っては、金額も、私どもとしては、そのまま所管がえになるのかなと思っていたのですが、売買という形になっている状況でございます。その分につきましては、どんどんどんどん面積ふえてきてますから、うちの町としての所有の部分については、うちのほうでこういう国有提供の分の、資産でなく国有提供施設として増額になってくる部分になってくるかなというふうに思います。

それと、演習場は中富良野町と富良野も若干かかってございますので、中富良野は中富良野分、富良野は富良野の分という形で、そういう提供の部分で、資産という形で評価にはなってきます。

今拡張している部分については、上富良野町の部分ということで、私どもは今聞いている状況でございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） 一応理解をいたしました。固定資産の関係と、もう1点は、国有提供の関係ということで、それであれば、今回出されております7,990万の以前の関係からいくと、言うなれば施設が拡張されているから、それらも含めてふえていっているということで理解していいのですか。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（北川雅一君） 面積がふえているから、その評価として額的に極端な動きというのは、実は国有の資産の種目自体が宅地ですとか、そういう状況でないものですから、管理しているものは国で管理してございますけれども、そんな大きな動きというのは、広がりますけれども、資産としての価値、地目的に宅地やなんかとちょっと違いますので、その部分についての上昇というのは、余りちょっと見えないのが、今現実の状況です。また、あと全体、国の予算的なものもありますので、その予算の範囲の中で上富良野の演習場の部分については何ぼということ振分け来てございますけれども、そんな増額の動きは、今のところ見えてない状況でございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） 確かにああいうところは、土地としての評価額はあれですけども、ただ国と当時の防衛庁、今防衛省ですけども、その過程のやりとりで、我々関係町村はわからないけれども、決まった段階では、平成7年度はここまでだった、8年度はこうなったということで通知を来ているの

か、きょうの北海道新聞によると、文書で来ているのかどうかというようなことのあれがされてますので、そういう準備も含めて、どうなのかということをお尋ねします。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（北川雅一君） 中村委員の御質問でございますけれども、平成7年のときに、文書的にはございませんでした。口頭で当時の町長、副町長、担当の部分に、今の北海道防衛局のほうからお話しがございまして、毎年都度というお話しはございません。こういう関係でちょっと出てきたものですから、先日防衛局のほうから、こういう状況で保安林として拡幅してますよという形は、細かくお話をさせて、聞いたところでございます。一応平成20年度、上富良野分については、終了したいという考え方でお話しされましたけれども、国の予算的なものもあるということで、即20年が進むかということになると、ちょっと難しいかなというお話しもされてございますので、そういう状況であるということでございます。

なお、今後そういうことであれば、ちょっとまた防衛局との調整も図りながら、こういう部分については演習場膨らんでと言いますか、大きくなってますよということは、協議しながら皆さんにまたお知らせするような形にとれるかなというふうに思います。今まだ調整の段階でございますので、現状ということで報告を受けた状況でございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 1番向山富夫委員。

1番（向山富夫君） 37ページの個人の町民税について、ちょっとお尋ねさせていただきますけれども、いわゆるふるさと納税というのが今度創設されたように記憶しておりますけれども、上富良野は御存じのように、町外出身者の方が非常に多い特異な町でございますので、滞納の徴収については、非常に気を遣って収納率が向上するように努力されておりますけれども、こういう制度で上富良野として影響が、ここには予算上は何も示されているようではないような気がいたしますけれども、そういう影響が及ばないのか、あるいは逆に町民こぞって町外に出ておられる子弟に呼びかけて、ぜひ上富良野という、逆にまた増収を図るような、そういうようなことというのは、念頭に置いておられるのかどうか、これちょっと1点お聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 1番向山委員の御質問でありますけれども、平成20年4月から、この今地方税法の改正によりまして、ふるさと納税ができますということを承知しているところでござい

ますけれども、これにつきましては、町が条例を定めまして、町がPRしまして、少しでも多くの収入があるような形で進めなければならないというふうに考えておりますけれども、逆に上富から住民が少なくなれば、また、その辺もちょっと心配されるというようなことで、新年度で進めるような形になると思います。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 国有提供資産税の問題でお伺いたしますが、いわゆるこれは正規の評価基準に基づいて、来てないというのが実体かというふうに思いますが、ここはどうかという点をまずお伺いたします。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（北川雅一君） 5番米沢委員の今の御質問でございますけれども、先ほど中村委員にちょっとお話しさせてもらった、毎年連絡受けてないというのは、都度ここ広げましたよという報告は受けてないということで、ちょっと御理解をさせていただきたいと思うのですが、資産的に国有提供の部分についての国からの課税といいますが、そういう額については、毎年この額で決定しましたよという内容の決定通知は来ているところでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 私が聞いているのが、普通1.4という形の中で来ているのだらうと思うのですが、交付金の、恐らく0.何ぼだとか減額要素で来ていると思うのです。ここは前から直して、標準の税率の掛け率に直して、当然収入としても町の収益が見込めるわけですから、この点どうかという点と、あわせて、ちょっと委員長失礼なのですが、この用地の拡張の問題出ましたので、お伺いしたい。町で平成7年に口頭では、文書で返答、防衛施設局あるいはそういったこれら用地買収が進められますよというような話が来ているという課長の話しだったかと思うのですが、ちょっとよくは聞き取れなかったのですが、町としては、そういう形で初めて聞いたのは平成7年という形でよろしいのですか、用地買収については。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（北川雅一君） 後でのお話しで申しわけございませんけれども、平成7年度で、今北海道防衛局でございますけれども、平成7年度に口頭で拡張する、要するに保安林として広げるというお話

しがされてたということで、後で確認をさせていただいたところでございます。

私どもの担当としては、以降駐屯地とのお互いの事務の調整の中では、その部分拡張しているというお話しは、事務レベルの内容の中では、保安林として広げているというお話しは、事務的な話の中では聞いてございました。

以上でございます。

委員長（長谷川德行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 国有提供資産の交付金については、副町長そういうことですよ。きっと、ちょっと後で答弁お願いしたいのと、その演習地拡張の問題なのですけれども、やはり上富良野町の演習場で過去に203ミリ砲が演習場外に飛んだという問題。破裂して、遠くで作業していた営林署の職員が慌てたという話があります。これは重大なことであって、町も置き去りにされているのではないですか。口頭だけで済まされたということであれば、副町長、これ町長いないから後で聞こうと思うのですけれども、余りにも本当に無視されたような中身だと思うのですが、具体的にどういう段階でまちのほうにきちっと周知、防衛省のほうから知らされたのかという、わかれば資料として提供いただきたいというふうに思います。

これは今後、安全の問題も含めて、上富良野町にとっては当然住民にも知らせる義務があるわけですから、そのことを防衛庁もしなかつたし、町のほうもしないということであれば大問題です、これ。この点、今後どうされるのか、きちっと対応していただきたいと思いますが、答弁をお願いいたします。

委員長（長谷川德行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） まず、先に御質問のありました国有提供施設等所在市町村助成交付金の関係でありますけれども、委員も御承知かと思っておりますけれども、これはいわゆる基地交付金法、法律に基づいて、委員が御承知のとおり演習場、飛行場、それから弾薬庫等のそういう関連施設にかかわる固定資産相当分ということで、それぞれ所在の市町村に交付をされているわけでありまして。ただ、先ほど来説明しているように、算定に当たりましては、評価をもとに、そういうことを考慮して算定しますが、結果としましては、予算の範囲内で交付するということがルールとなっておりますので、今委員がおっしゃられるように、町が課税したときに、1.4に見合いのしっかり入っているかどうかについては、それに達してないのが実態でございます。

それと、演習場用地のいわゆる私どもからすれば、国の管理している土地が用途転換されたということで当時も認識してございましたので、国有、い

わゆる今で言う環境省が管理している公園用地を、今で言うその防衛省が演習場として用途がえをするということで当時もお聞きしましたので、資料のお求めの発言もありましたが、先ほど来説明しているように、当時の町長、それから当時の助役、それから当時の基地調整室長に、3名に当時の札幌防衛施設局の職員が来られて、口頭で説明を受けたというのが事実でありますので、承知していただきたいと思いますが、資料については、何回も繰り返しますが、口頭であるわけでありまして、求めには応じられないわけでありまして。いずれにしましても、私どもがのうてんきでそういう話を聞いたわけでありませぬ。御案内のとおり、ああいう地形、ああいう地理的条件からすると、私どもの地元としましては、一般町民の方がああいう経路をたどって演習場に間違って入ったということについては、耳にしておきませんでしたので、それがいいか悪いかは別にして、私どもも当時そういう認識のもとに、国から国へ管理がえをされるのかなということで当時承知したわけでありまして、先般新聞で大きく報道されましたことから、住民の安全・安心、不安に伴うようなことであれば、今関係の部所とも御相談してありますが、用地の買収のその経過を見て、適当な時期に住民の方々に、そういう演習場内に立ち入ることはできませんという記事を私どもが広報するのは、私どもの責務かなということで認識をしております。ただ、局というか、今で言う防衛局との関係で、十分その辺すり合わせながら、後手のないように対応することが必要だろうという認識でありますので、御理解を賜っておきたいというふうに思います。

委員長（長谷川德行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 国有提供資産の助成交付金については、きちっと改善を求めるように引き続き要請していただきたいと。

それで、演習場の拡張の問題でありますけれども、これは非常にこれ軍備等の拡張の関係で大事な問題であります。私、駐屯地の拡張にも反対でありますし、増員の立場からも反対でありますし、当然安全・安心を守る立場から、やっぱり必要最小限、行政が知っていたにもかかわらず、住民に知らされなかったという問題です。これは国と同じですよ。ただ国同士の用途の変更だからということで、だけど事は、これ安全の問題にかかわっていたわけですから、その点は反省されているのかどうかは伺って、きちっと広報等でも周知して、どうだったのかと、過去のいきさつも含めて、もう一度周知する必要があると思いますが、また議会にもその詳細について、わかっている範囲でもよろしいですが、周知

する義務があると思いますが、この点お伺いしたい。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 拡張の問題については、私どももどういう立場で発言すればいいかについては、ちょっとこの質問、どういう受けとめ方をしているかちょっと苦慮しますが、先ほど申し上げてますように、地域の方の、町民の方の危険に伴うことについては、当然町としても十二分に配慮しなければならないというふうに思っていますので、委員がおっしゃられる、その反省を、どの部分反省したらいいかわかりませんが、今後については、必要なものについては、適切に対応しなければならないという認識でいますので、ひとつそういうことで私どもは行政としての責任を果たしていきたいというふうに思っているところであります。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

副町長。

副町長（田浦孝道君） 自衛隊にかかわる動きは、外出しなのか、中でのことかわかりませんが、私どもが関与できる部分については、いわゆる民地を買収するとか、そういうケースでありますし、キャンプ場内のその一つ一つの行為については、私どもが関与できるわけでありません。御案内のとおり、そういうたぐいのものまで議会に逐一報告することについては、いかがなものかと思えますし、何回も申し上げますが、町民にかかわる、もしくは民地が介在して、そういう地域に提供をしなければならない要素については、その辺を十分重点にして、適切に今後も対処していきたいというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 議会に知らせなくてもいいということは、住民にも知らせなくいいということで理解していいですね、したら。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） そういう観点で申し上げたつもりはございませんが、何を知らせるべきかについては、十分にその判断を加えなければならないと思います。くどいようでございますけれども、場内であることを、私どもも知り得るものもありますし、知り得ないものもあります。そういうことも含めて、何を住民に知らせることがいいのか、そういうことを判断して、同じように住民の皆さんの代表が議会でございますので、当然にして議会にも知らせるべきことは知らせていかなければならないというふうに認識してございますので、その判断は、私どもは適切に対応していきたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） あのね、議員といえども、住民から負託されているだけであって、それ以上のものでもそれ以下のものでもないのですよ。だから住民も当然知る権利があるわけですから、そういう、あなただめだ、答弁できないから。町長、後でいいです、町長、話にならないです、これ、町長にしてください。

委員長（長谷川徳行君） それでは、後ほど町長が出席されたときに答弁をいただきたいと思いません。

暫時休憩いたします。

再開時間は、11時20分としたいと思います。

午前11時02分 休憩

午前11時18分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、質疑を続けます。

9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） 39ページ、入湯税の関係でお聞きをしたいと思います。

配付をされた資料ナンバー14によると、日帰り、湯治、宿泊、調定額という形になってます。したがって、議案書の中では、宿泊、日帰り、療養となっています。それで、この点どうなのかがまず1点。

それからもう1点は、先ほど副町長も法人町民税の関係で、入湯税の関係も若干触れておりましたけれども、この入湯税はあくまでも目的税ということで、徴税法第701条の2によって、入湯税の税率は入浴客1人に1回について150円を標準とするものとするということになっております。従来そういうことで、私も入湯税を若干上げてもいいのでないかと。

私調べたところ、温泉のある町、ない町ありますから、ただ180市町村のうち、108市町村が1.5の、言うなれば100円を150円ということでやっているのですね。これは目的税ですから、上げた以上は、それにかかわる施設とか、いろいろなものを考えなければならないよということで、美瑛さんだとか東川さんだとか聞いてみましたが、やっぱりそれなりのこの入湯、お客さんが来る関係のいろいろな施設をやっていっていると。したがって、私は今回宿泊が2万4,300人ということになると、364万5,000円でございますけれども、これになると121万5,000円の収入増が図られると。しかし、それもまたある面で目的に沿った形で使うということで、やっぱり全道的な

感じからいくと、これだけなっているのであれば、やはり入湯税の50円アップか30円アップか、まあいろいろな形にしても、100円では、よその入湯税の実施状況から行くと、若干上げてもいいのではないかという気がいたします。したがって、それらについて、お聞きをしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 9番中村委員の御質問でありますけれども、入湯税についてでありまけれども、20年度の予算につきましては、19年度の実績を見ながら、御質問の宿泊100円、日帰り50円、湯治につきましては50円ということの設定でございまして、予算につきましては900万円ということを設定しているところでございますけれども、この値上げにつきましても、ずっと以前から来ているようなことで計算されておりますけれども、先ほども法人税の関係もありまして、これにつきましては、内部で十分協議しなければならないということでございます。

今後につきましても、十分協議した中で検討が必要だということでございます。

9番（中村有秀君） 湯治か療養かということで、資料14では湯治になっているから、それから議案書では、療養になっているわけでしょう。この委員の請求した資料のところに。

委員長（長谷川徳行君） 税務班主幹。

税務班主幹（北川和宏君） 9番中村委員の御質問ですが、湯治と療養の言葉二つ使っておりますが、うちのほうでは湯治、療養50円ということで、たまたま略称で使って、表現が統一してなかったの、今後統一するようにしたいと思います。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） 今そういうような湯治と療養とあわせてしているということだから、このデータ見てごらん。6、7、8、9、例えばカミホ口荘、湯治ないのですよね。そうすると、療養の人もいるはずだと思うのですけれども、だからその点がいかなれば6,200人ですか、ここで言う療養、議案書では、ですから、その点があわせているならあわせているだけでも、このカミホ口荘の実態や、それから凌雲閣、フラヌイ温泉、こうやって見たら、これから見ると11、12、1、2、3ぐらいはあるけれども、それ以外は、それでは療養も湯治も全部ないのかということには、僕療養はあるだろうと思うのですけれども、その点再度確認したいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 税務班主幹。

税務班主幹（北川和宏君） 9番中村委員の御質問ですが、湯治、療養50円ということで区分して

いるわけですけれども、これにつきましては、昭和60年の1月1日条例改正いたしまして、区分として宿泊100円で統一されていたところですが、この改正に伴いまして、湯治、療養を設けまして50円ということになっているわけですが、一応1泊するものにつきましては宿泊、それから連泊以上のものにつきまして、湯治、療養ということで区分しておりますので、御指摘のとおりカミホ口荘等々につきましては、この時期たまたま連泊がいなかったということで、ゼロということになっていると承知しているところです。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

4番谷忠委員。

4番（谷忠君） 37ページですが、先ほどちょっと調べておいてくれということでお話をさせていただいたのでありますけれども、固定資産税のことでちょっとお尋ねをさせていただきます。

この賦課基準でありますけれども、この1.4%というのは、これわかるのですけれども、現在これ定率法なのか、定額法なのか、あるいは何年度以後かちょっと忘れましてけれども、それ以後のものについては定額法を使っているというふうには承知をしているのですけれども、この違い。定率と定額のどっちがどうなるのかという違いと、間違いなく今定率法使っているのか、その辺ちょっと教えてください。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 4番谷委員の御質問にお答え申し上げます。

今固定資産の評価の関係でございますけれども、評価額として、建物につきましては定率法ということで、耐用年数に応じまして計算されているということでございます。

また、定額法につきましては、耐用年数で一定の金額を割りまして、5%を従前残存価格として残していたところでございますけれども、平成19年4月以降につきましては、1円まで償却できるようになったということでございます。

また、土地につきましては、評価額に1.4%の率を掛けて評価しているところでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで歳入、1款の町税から10款の地方交付税についての質疑を終了いたします。

次に、11款交通安全対策特別交付金の40ページから13款使用料及び手数料の47ページまでの

質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) これで11款の交通安全対策特別交付金から13款の使用料及び手数料についての質疑を終了いたします。

次に、14款国庫支出金の46ページから15款道支出金の53ページまでの質疑に入ります。

2番村上委員。

2番(村上和子君) 53ページの15款の総務管理費委託金のところでございますが、権限移譲事務交付金、これはどういったものが考えられるのでしょうか。昨年は40万円でしたけれども、ことしは50万の予算組んでおりますけれども、お尋ねしたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) 総務課長。

総務課長(北川雅一君) 2番村上委員の御質問でございます。権限移譲の事務交付金ということでございまして、これにつきましては、例年道からの事務移譲という形で、実は町村のほうに受けているところでございます。特に主なものとしていたしましては、浄化槽の設置ですとか、そういう関係で道からの事業として受けてます。

19年度につきましては、母子保健法の低体重の子供たちの関係の届け出、受理ですとか、そういう関係で例年ふえてきてございまして、昨年から見ますと、40万予算計上してございましたけれども、本年度その事業が増になったということで、10万ほど増額載せているところでございます。

以上でございます。

委員長(長谷川徳行君) 2番村上和子委員。

2番(村上和子君) この市町村の権限移譲の件については、選択することもできるということで、国保とか、それから介護保険、これ全国一律のサービスについては、国とか道のほうでやってほしいと、こういう非常に、町村も今何でもかんでも権限できるものできないものとかいろいろ、やっぱりこれ選択の時代ではないかと思うのですね。それで、やっぱり年々こういう形で移譲されてくるわけですけれども、もうちょっと何かそういう、こういうことはあれだということもはっきり選択を示すところも欲しいと思うのです。そのことについてのお考えいかがですか。

委員長(長谷川徳行君) 総務課長。

総務課長(北川雅一君) 2番村上委員の今の御質問でございますけれども、委員おっしゃったとおり、上富良野町といたしましても、その業務等の内容をきちっと精査した上で、何ができるかということで、年々実は権限移譲の部分について受けている状況でございます。

今国保、介護等につきましてのお話しもされましたけれども、今の体制の中では、ちょっとその権限移譲という形の中での動き方というのは、本町としてもなかなかちょっと難しい状況にありますので、今後、今広域連合等の絡みも将来的な部分でございまして、そんな関係で今研究されてございまして、そんな状況も踏まえながら対応していかなければならないということは、今現時点の中では思っているところでございます。

以上でございます。

委員長(長谷川徳行君) ほかにございませんか。

3番岩田浩志委員。

3番(岩田浩志君) 53ページの放課後子どもプラン事業についてお伺いいたします。これ昨年度から学童保育にかわる事業として創設された事業だと思っておりますけれども、昨年度281万8,000円の補助金ということで始まった事業ですけれども、ことし501万2,000円ということで増額になってます。その理由と、それから歳出のほうでは、705万3,000円という道の補助金になっているようなのですけれども、その辺の違いと、2点お伺いいたします。

委員長(長谷川徳行君) 教育振興課長。

教育振興課長(前田満君) 3番岩田委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、放課後子どもプラン事業につきまして、まず事業量がふえている。要するに、19年度におきましても、補正予算をさせていただいた上で事業量をふやしていただいております。それはどういう原因かと言うと、対象児童が当然当初予算よりふえたということで、それに伴って指導員の増加を見た形の中で事業量をふやさせていただいております。

なお、この事業につきましては、放課後子どもプラン事業ということで、一括で道費、それから国費が入って、間接補助で道補助金という形で入ってくる予定をしております。もちろんこれは我々のほうの放課後子どもプランとあわせて民生サイドの関係の児童館事業関係等にも使用されているということで御理解いただければと思っております。

委員長(長谷川徳行君) 3番岩田浩志委員。

3番(岩田浩志君) 増額になった理由と、それから501万2,000円が、歳出のほうでは705万3,000円ということで、その違い、もう1点補助金が別から入ってきているのか。今の説明だと、国費の部分がそこに含まれて入ってきているのかなという認識をしたのですけれども、その点お伺いいたします。

委員長(長谷川徳行君) 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 大変失礼しました。総事業費に関して、国費が3分の1、それから道費が3分の1という割合で、全体事業の3分の2の補助金が道補助金という形で間接補助で出てきております。事業ふえたそのもの自体は、先ほども申しましたように、完全に指導員の増加によるものであります。

それから、当然歳出のほうで使う部分については、先ほど言いましたように、児童館事業等々でも使っておりますので、あわせた形となっております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで14款の国庫支出金から15款の道支出金についての質疑を終了いたします。

次に、16款財産収入の52ページから21款町債の61ページまでの質疑に入ります。

2番村上和子委員。

2番（村上和子君） 59ページの持続的農業・農村づくりの促進対策、ここのところちょっとお伺いしたいと思います。

昨年に比べまして、1,011万何がしですか、予算が非常にふえておりますけれども、この促進対策、どのような促進対策なのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 2番村上委員の御質問にお答えを申し上げます。

ただいまの持続的農業の促進につきましては、この地区につきましては、今継続で実施しております島津地区の事業費の中で、負担率の軽減を図る事業の内容でございます。それで、通常負担金というのは、17.5%でございますけれども、この事業につきましては、北海道と上富良野町が5%の負担率を軽減しているということでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部洋己委員。

11番（渡部洋己君） 59ページの他市町村の一般廃棄物処理料負担、恐らくこれは南富良野町から受け入れするごみの焼却の手数料かなと思うのですけれども、これは全額でないと思うのですけれども、その金額と、それに伴って、クリーンセンターの負担も多少はふえると思うのです。その差額ですか、どのぐらいあるのか教えていただきたい。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 11番渡部委員の

御質問でございます。この他市町村の一般廃棄物の処理料の負担につきましては、平成13年4月に広域ということで締結しました一般廃棄物処理に関する事で、各他市町村からの受け入れをしておりますのでございます。

まず、これにつきましては、うちの町につきましては、衛生用品、粗大ごみということで受け入れしております。

それで、富良野からの衛生用品の受け入れ、それから中富良野町から衛生用品、粗大ごみの受け入れ。また、南富良野町らから衛生用品、粗大ごみの受け入れ。また、平成20年4月から、南富良野町から一般ごみの受け入れをするということでございまして、1,000万ちょっとふえているというようなことで、収入がふえるような要素でございます。

以上です。

失礼しました。費用と支出と収入の差でございますけれども、約600万円程度ということでございまして。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部洋己委員。

11番（渡部洋己君） 恐らくまだまだ余裕はあるのではないかと思います。例えば隣町、中富良野町あたりからも、そういった一般ごみの処理あたりお願いされるとしたらできると思うのです。そこら辺ちょっと。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 渡部委員の御質問でございますけれども、中富良野町の一般ごみの受け入れにつきましては、A炉、B炉でまだ余裕があるということでございますけれども、中富良野町とは、まだ協議を正式にしてませんので、その辺の受け入れに対する協議はちょっとまだ、多分これからになるかと思いますけれども、今現段階では、まだしているところではございません。

11番（渡部洋己君） そうじゃなくて、そのなった場合でも受け入れる余裕はあるのか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 今の私の思うところにつきましては、受け入れる余裕はあります。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） 57ページ、上富良野高等学校卒業生修学資金貸付返還金の関係ですけれども、今回120万ということでございます。昨年の予算では236万ということだったのでございますけれども、昨年の236万のうちの滞納があるかどうか。

それからもう1点は、今度は120万円で、もう

そろそろ返還の最終年度かなという気がしているのですけれども、その点の確認等お願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 昨年度の償還金、それから今年度も、19年度も含めてですけれども、19年度については、現在のところ滞納者はおりません。順調に償還をしていただいております。

なお、20年度における償還金については5名が今対象としてございます。最終年度については、24年度まで、一人の方がちょっと延びるという状況にあります。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

3番岩田浩志委員。

3番（岩田浩志君） 59ページ、道路排水維持管理経費富良野土地改良区負担分と、13万7,000円。昨年を見ますと、397万9,000円ということで、大分減額されておりますけれども、この減額された内容を教えていただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） 岩田委員の御質問にお答えさせていただきます。

この前年対比減額要素は、富原地区だったと思えますけれども、その道路排水が完了したということによって、改良区との共用しております、そういった排水を道路排水として兼用している部分が完了したことによって、そういった減額の要素でございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

1番向山富夫委員。

1番（向山富夫君） 61ページの諸収入の雑入にあります、ニトリ北海道応援基金助成という収入の計上がなされておりますけれども、どういう趣旨のもので、どういう事業に用途されるのか、お聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（北川雅一君） 1番向山委員の御質問でございます。今ニトリ北海道応援基金の助成ということで140万7,000円。これにつきましては、株式会社ニトリが北海道応援基金100万本植樹計画という計画が立てられてございます。自治体での地域活性化及び地球環境の貢献につながる植樹計画ということで打ち出されてございまして、この公園緑化運動ということで、自治体、行政が主導でなく、あくまでも個人やボランティアが中心となってこの植樹ということで、本町におきましては、町

民の方々のボランティア活動も含めて対応していきたいということで、今申請を上げまして、活動費約320万ほどの事業経費を持ちながら対応したいということでございます。

先ほど言いましたよう、あくまでもボランティア活動を主として対応してございますので、その中で140万ほど町が受けまして、この植樹ということで、エゾヤマザクラですとか、そういう部分を私どもの消耗品として購入をし、各地域のボランティア、それと公共施設等に植樹をしていくという計画で、今回この助成を受けるような状況になってございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 1番向山富夫委員。

1番（向山富夫君） こういうお尋ねの仕方がちょっといいか悪いかわからないのですけれども、これを生かした植樹ボランティアの方に対します植樹のためのお手伝いをさせていただくという、これは支出のほうではどこかに反映されているということですか。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（北川雅一君） はい、支出のほうで消耗品で費用というものを組んでございます。

1番（向山富夫君） どこで。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（北川雅一君） 企画財政費の一般管理費です。済みません。申しわけございません。

失礼いたしました。73ページの一番上の財産管理費、一般管理費の中に、需用費の中で消耗品という形で、この部分に消耗品の中で植樹分が盛り込まれてございます。

委員長（長谷川徳行君） 1番向山富夫委員。

1番（向山富夫君） それでは、大枠でこういうふう役に立っていかうという、これを見る、予算書を見る限りでは、それ以上読み取れないのですけれども、さらに具体的な事業計画というのは、これから煮詰めていくというような、当然受けていただくボランティアの団体等々の調整もあるでしょうから、本当のその中身については、これから煮詰めていくということでよろしいのでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（北川雅一君） 細部、詳細につきましては、20年度で地域ボランティア、いろいろどういう状況になっているかわかりませんが、そういう形で募って対応していきたいということで、今、ある程度一部についてはお願いしている部分もございまして、最終調整については、これから煮詰めていきたいというふうにご覧いただけます。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） 57ページのしろがね土地改良区償還事業円滑化資金貸付元金返還金とありますけれども、ちょっと済みません、わからないので教えていただきたい部分なのですけれども、これはこのしろがね土地改良区等々の工事費、事業費に伴うところの受益者分の返還を町が1回貸し付けたお金なのかどうか、ちょっと教えていただきたいのですが。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） ただいまの金子委員の御質問にお答えを申し上げます。

個人の貸し付け、個人がお払いするお金でございまして、納期決まっておりますので、納期に間に合わない部分の方に、事前に改良区に対して私どもが、支出のほうですけれども、実際に払いまして、それが納期終わりましたら、この収入で改良区から歳入として受けているということでございます。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） ということは、名称は違いますけれども、一たん債務負担を起こして貸し付けたということ。

ちなみに、あとどれぐらい残金等々があるか、差し支えなければ教えていただきたいのですが。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） この部分については、あくまでも納付の時点に、納付されなかった部分をうちのほうで補てんをしてやっておりますので、今現在の部分については、私のほうで押さえておりますのは、7戸1法人。

今の部分では、全体の予算の中で議決を賜りまして、債務負担行為の中で調整しておりますので、今現在のその部分については、未納の部分ということですね。今現在は、未納の部分についてはないということで、今のところは処理しております。改良区のほうからそういうふう聞いております。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） ということは、受益者の方々は、もうすべて計画的に完納される形で、年次的に金額に準じたようなものが毎年町にこれから返還されていくということで理解してよろしいですか。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） そのとおりでございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） 59ページ、雑入のところでございます。一つは、古紙等不要品売り払い6,000円と1,000円と二つになっているのです

ね。それで、これはそれぞれの内容が違うのかどうかということが1点。

それから、私一般質問をした段階で、廃棄図書の関係、今後再資源ということで、古紙、不要品という形で売り払いをするのかどうか、その点ちょっと確認をしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務班主幹。

総務班主幹（北向一博君） 9番中村委員の御質問にお答えいたします。

同じ名称で古紙等不要品売り払い6,000円と、その下二つほど置いて、下に1,000円のところがありますけれども、実は各所管で積算する部分がありまして、上の6,000円につきましては、役場庁舎で廃品を集約して売り払っている部分で計上しておりますけれども、ちょっと下の1,000円につきましては私の現段階で、ちょっと予算書を拾い出さないと、ちょっと掌握しておりません。後ほどお答えいたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 9番中村委員の御質問にお答えしたいと思います。

廃棄図書に関してでございますけれども、基本的に私どものほうの廃棄図書等につきましては、クリーンセンターのほうに古紙リサイクル物として排出しておりますので、歳入については、私どものほうでは見込んでおりません。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） 私は、できればクリーンセンターへ持っていけば、古紙として活用するかもしれないけれども、ただ一般質問で私言ったように、よその図書館では売り払って、代金をある面で少々いただいているというならば、資源ごみとして活用するというのも含めてでございますけれども、やっぱり僕は売り払い収入が、よその図書館もやっているのであれば、やっぱりある面でやられた形でやっぱりしていったほうがいいのかなど。

去年の11月5日に教育委員会から行ってますね。資源ごみとして、170キ口を受け入れているというお話は聞いているのです。だからその後の処理がどうなるのかということは、そこはそこで再資源でということやってますよと。ただ、そこには今度お金の流れが何も無いわけだから、ほかの図書館はそうやって古紙業者に売り払いをしているという、だから幾らかでもやっぱり収入の上げる段取りを僕はしていった方がいいのかなと。それまでの関係は、誤解のないような形の廃棄図書ということできちっとしての話だろうと思いますけれども、その点ちょっと確認したい。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 廃棄図書についてでありますけれども、私どもの認識の中でも、基本的にクリーンセンターに廃棄をすることによって、まず古紙リサイクルに分別がされていくということをまず一つの認識の中にあります。

それから、当然古紙リサイクル業者のほうからは、当然ほかのリサイクル資源と一緒にリサイクル費用として、町のほうへの収入は、ほかのものと一緒にあって、図書とはちょっと分けられないという部分がございますが、収入はあると思っております。ただ、廃棄図書のその収入として明確化するために、ちょっと今後、直接今度私どものほうが、逆に言えば、そういう相手方を捜さなければならないという部分がございますので、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 総務班主幹。

総務班主幹（北向一博君） 中村委員の御質問に関しまして、先ほど下のほうの古紙等不要品売上の1,000円ですけれども、これは社会教育総合センター、教育委員会施設の排紙分でございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 生活環境班主幹。

生活環境班主幹（服部久和君） 済みません。先ほど前田課長のほうからお話した部分に、若干加えて説明させていただきたいと思っております。

クリーンセンターのほうで、予算書の59ページの資源売り払い代金633万2,000円、この中に雑誌等の売り払い代金が入っております。ちなみに、値段については、その時々で上下するのですけれども、現在1月7日以降の引き取り価格1キロ当たり7円ということで、クリーンセンターのほうで業者のほうに売り渡しをしておりますということでございます。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 先ほど、7番金子委員の御質問でございますけれども、しろがね地区の償還に当たりまして、私ちょっと一部分訂正させていただきたい部分ありますので、答弁いたします。

先ほどの537万円につきましては、先ほど言いましたように、富良野土地改良区がお金を支払いするときに、537万円というお金が、その納期までに間に合わない、滞ってしまうということで、上富良野町が、そこで立てかえ払いみたいな形で予算を設定して改良区のほうに支払いをしていると。そして改良区のほうは、それ終わりました時点で、年度末に私どもの償還に合わせて、立てかえをした537万円を改良区のほうからうちのほうに歳入で入れ

ていただくということでございます。

それと、この部分については、先ほど滞納が今のところないと言いましたけれども、15年から18年末納分につきましては385万円、それと19年度につきましては151万9,000円でございます。合計で537万円ということになります。

それで、これは立てかえをしまして、改良区のほうとしましては、役場も一緒でございますけれども、随時その利用者に対して支払い命令ですとか、支払いをお願いしているところでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 金子委員いいですか。

7番（金子益三君） 午後から発言していいですか。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） ということは、537万ということは、滞納の部分という押さえで理解してよろしいのですか。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） そのとおりでございます。

委員長（長谷川徳行君） 10番和田昭彦委員。

10番（和田昭彦君） 59ページの雑入の下のほうで、町史等売払収入が1,000円計上してありますけれども、今町史が残部どのくらいあるか。また、1,000円ということで、1部1,000円で販売しているのか、5,000円だったような気がしますけれども、その辺ちょっとお聞きしたい。

委員長（長谷川徳行君） 総務班主幹。

総務班主幹（北向一博君） ただいまの10番和田委員の御質問にお答えいたします。

まず、現在販売してます在庫数ですけれども、昭和42年に発行いたしました上富良野町史、古い町史になりますけれども、これが現残存数が13冊。それから、100年記念に際しまして発行いたしました100年史が2,009冊。それから、上富良野50年の歩みということで、上富良野町制50周年の記念誌として発行しましたものが313冊。それぞれ金額につきましては、42年発行上富良野町史が1,500円。上富良野100年史が5,000円になります。上富良野50年の歩みが800円。それぞれ収入が、売払いの見込みがありませんので、収入の受け口として、仮に1,000円を儲けて予算化してございます。

委員長（長谷川徳行君） 10番和田昭彦委員。

10番（和田昭彦君） 100年史が2,000部以上残っているということで、ふるさと納税で高額納税をしてくれた方にどうでしょうか、これ1部贈呈するとか、そのことによって、また次の年も

次の年も納税してくれてるか、期待できるのではないかなという思いがするので、どうでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 総務班主幹。

総務班主幹（北向一博君） 今のふるさと納税していただいた方に、贈呈なりの手段をとということですけれども、これは一つの方法として御提案としてお聞きして、いろいろな反映の仕方があると思います。例えばふるさと産品を送るとか、その一つとして検討できるかなと思います。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

昼食休憩に入ります。

再開時間は、午後 1 時からといたします。

午後 0 時 0 4 分 休憩

午後 0 時 5 8 分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

町長退席中に、5 番米沢義英委員より町長への質問がありました件につきまして、再度米沢委員の質問を許します。

5 番米沢義英委員。

5 番（米沢義英君） 自衛隊、防衛庁の用地買収の件ですが、聞きましたら答弁では、平成 7 年度に防衛施設局のほうから来て、口頭で申し入れがあったと、話しがあったということでありました。これは過去にも、やはりこの演習場を越境して 203 ミリ砲弾が、営林署の職員が仕事していた 1 キロメートル先だったかちょっと忘れましたが、先に着弾するという状況になりまして大騒ぎになりました。そういう意味で、今回の演習場の拡張は、確かに国同士の用地用途の売買ということもありますが、しかし性質から言って、やはり着弾地が狭いということも含めて、それを演習の確保するための用地買収ということであり、万が一あってはならないことではありますが、やはりあそこから飛び出るといようなことが、なきにしもあらずという形の中で、非常に大きな問題を含んでいると私は考えています。そういう意味で、町においても、やはりこの事態をきっちりと重く見て、やはり住民に知らせる、あるいは議会に知らせるといことが、今求められているのではないかと質問しました。しかし副町長は、まあ議会にも余り知らせるといこともはっきりしない答弁でありましたが、議会に言っておけば事は終わり、住民に知らせないのかとい話をしましたら、まあ性質を知らせなくてもいいような話をしておりました。そういう意味では、町長はこの点、やはり大事な問題であり、国間同士の問題ということになりますけれども、しかしこれは

住んでいる私たちのやはり問題でもあるというふうに思いますし、環境保全という問題でも当然かかわってきております。そういう意味で、町長は議会や住民に周知するという点、また、こういう形で売買されるという点では、どのようにお考えなのか、この点答弁求めておきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 5 番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、午前中席を外しておりましたこと、御迷惑をおかけいたしましたこと、お詫び申し上げたいと思います。

今米沢委員のほうから、過般報道されました国有林野の演習場の問題につきまして御質問をいただきました。副町長のほうから御答弁させていただいたように、平成 7 年に、この計画が持ち上がった段階で 3 市町村に、当時の札幌防衛施設局のほうから説明を受けたということであります。そのことにつきましては、私どもとしては、当時の基地調整室長も助役さんも町長さんも、今役場にはおりませんので、その後買収する年度ごとに、駐屯地から林野庁の林野を買収したよという報告を担当のほうに受けていたわけでありまして、その報告を聞いているところであります。

今基本的には、副町長もお答えになったと思いますが、国と国との売買であります。民有地の売買でないということも含めて、また、委員の御質問にありました、着弾地に対する危険な問題によって拡幅をしているのではなくて、保安用地として演習場の幅を広げているといことこの拡幅であります。そういったことで、林野につきましては、無断立入禁止の地域でもありますし、そういうようなことから、直接地域住民に危険が及ぼすといことは、私自身も判断しておりませんし、また、当時の説明を聞いた方々も、そういうような判断がなかったから、住民の周知はされていないものというふうに思っております。

ただ、現在の状況から見きわめて、住民に危険があるといようなことではないというふうには認識しておりますが、私といたしましては、地域住民に危険が生ずるようなことがあるならば、防衛省のほうに申し出るとともに、住民に対する PR、広報を徹底し、住民の安全を確保していかなければいけないというふうには認識いたしておりますけれども、この案件については、そのような状況でないという判断をいたしております。

ただ、これからもいろいろな課題として、住民の危険が伴うようなことがあるとするならば、広報をし、住民に安全の徹底を図っていかなければならな

いなというふうには思っておるところでありますし、この問題につきましては、今圏域6市町村で国有林の買収をして、演習場の拡幅をしてくれということで、6市町村で今既に要望展開をいたしている状況下にもあるということで、私どもとしては、理解、認識をいたしているということで、御理解をいただきたいと思えます。

委員御質問にありましたように、住民に対し危険が伴うような状況があるとすれば、防衛省に対する申し入れは適宜対応していくべきであるし、また、広報すべきというふうには認識をいたしております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 保安林の拡幅ということは、それだけ着弾地等における危険性が及ぶと、いわゆる現行の面積では、危険性が伴うということの解釈から保安林を拡大するという内容だと私思うのですが、そうすると当然そこにもう既に危険性が伴っているわけですから、やはりこれは単に町長が言うように、保安林の拡幅で危険性が伴わないというような性質のものではないと私判断しますが、町長はこの点、そのことを考えれば、当然環境の問題、国有林の問題等における問題等を考えたら、この沿線で用地の拡幅してほしいということの話を要請していることではあります。また、直ちにやめるべきであるし、また、こういう危険性、住民の目から見ても危険が伴うというものであれば、速やかに住民に対しても、こういうことがあったということを速やかに説明、あるいは周知する義務があるのではないかと私は思っておりますが、この点は、そうではないということで町長は思っているのか、もう一度確認しておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 5番米沢委員の再質問にお答えさせていただきますが、ちょっと歯車合いませんけれども、着弾地における危険だから拡幅しているのでなくて、上空を高く飛ぶ、そのことによる危険性で、東山の国有林地区を保安林として買収し、その保安林としてそこは国立公園のエリアの中で、一切手をつけないで安全地帯として確保しているということではあります。西側地区の民地を拡幅した場合においては、委員のお話のように、ある面では危険な状況というものも認識できるわけですから、そういった場合に、民地の西側地区周辺であるならば広報し、その対応を図っていくことであろうと思えますが、東側地区につきましては、先ほど来お話し申し上げておりましたように、山林そのものから立入禁止の地域であり、もちろん演習

場内は立入禁止ということでもありますから、それらの対応については、防衛省として明確な対応を図る責務はあるというふうには思っておりますけれども、町が住民に対する危機感として認識は、現状では認識をしていないということで御理解をいただきたい。

それから、これからの買収については、やめるべきということではあります。私といたしましては、これからも上富良野演習場が利用しやすい、そして我々、委員が心配するように、地域住民に不安を与えない、安全な演習対応ができ得るようなスペースを確保していくように整備、拡充の要望を引き続きしていきたいというふうには思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 上空を飛ぶ飛ばない、確かに上空の問題でしょうけれども、しかしそれとて、危険だからそういうことやるのです、町長。基本は、根本的には、そこを見逃したらだめだと思っております。そういうことを考えたら、町長が言うように、着弾地のせいではない、ことが理由ではないという、上空を飛ぶ、その危険の範囲があるからということの話ではあります。どちらにしても同じ中身だということをお話しておきたいし、また、その立場からやはり、きちっとやはり安全上の問題からも、ただ町の拡幅は直ちにやめて、この環境保全のための森林を守るという立場からも、住民の安全を守るという立場からも直ちに要請すべきだし、今後の買収等における内容等も速やかに周知、議会にも知らせるべきだと思いますが、もう一度確認しておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 5番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

西側地区の民地を危険だからということで拡幅するということであれば、先ほどもお答えしておりますように、地域住民に、ある面では危機状態ということをお話して、十分に広報し、PRし、また、そういうことの生じないように防衛省のほうに申し出をしなければいけないというふうには思いますが、国有林、山林の東側地区の方向が保安林として、もしものことがあったら困るということで拡幅をするということは、あちらのほうは、先ほどお答えさせていただいておりますように、国有林で入山禁止の許可なく立ち入れない地域であると。上富良野町民に、地域住民に危機を与えるような状況でないという認識に立っているということで、ひとつ御理解をいただきたい。

それからもう一つは、これから先の売買につい

て、議会のほうに報告せよということでありますが、既に報道されておりますように、今演習場の拡幅計画は、ことしの国有林野を買収することによって、上富良野のほうはすべて終わりということであります。これからは、中富良野地域のほうの約200ヘクタールちょっとの買収を計画しているということでありますので、これらにつきましては、報告があり次第、議会に説明、報告せよということでありますならば、決して秘密にしておかなければならない課題でありませぬので、報告は、国有林野の買収が済んだ報告をいただいた時点で、議会のほうにも何らかの機会に報告をさせていただくことはやぶさかでないというふうに思っておりますし、これからの拡幅については、注視する考えは持っていないということで御理解をいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 続きまして、先ほど9番中村委員から質問がありました上富良野高等学校修学資金償還金について、答弁に誤りがありましたので、訂正させます。

教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 先ほど9番中村委員にお答えさせていただきました回答の中で、一部訂正をさせていただきたいと思っております。

高等学校の卒業者の修学資金の貸付金の返還金の最終年度ですけれども、この件につきましては、1件ございまして、14年から17年に貸し付けを行いまして、18年度から10年間をかけて償還するという形で、平成27年度に、先ほど24年度と申しましたけれども、27年度に終了する見込みでございますので、御訂正方よろしくお願ひしたいと思います。申しわけございませんでした。

委員長（長谷川徳行君） 次に、昼食休憩前に引き続き16款財産収入の52ページから21款町債の61ページまでの質疑を続行いたします。

5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 59ページのがん検診及び受診の徴収金という形で、今回は基本健診の受診料という形でここは計上されておきませんが、この制度の移行に伴うものによって収入というふうな住民基本健診の部分は扱いになっていないのかどうか、この点お伺ひしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢委員のがん検診健診に伴います金額の歳入の見込みでありますけれども、制度改正に伴う予定になってございませぬけれども、それに伴うということではなく、人数的に20年度の見込みを想定した場合に、多少の移動が生じているという見込みで計上をさせていただきます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 基本健診の収入は、今回載ってないのですけれども、これは後期高齢者の医療制度等に伴う制度の改正が始まりますけれども、それに伴う健診のあり方が変わったという点での収入が計上されてないのか、この点伺ひます。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） ただいまの御質問でございます。基本健診、仕組みが、住民健診が変わりまして、特別会計上の中で処理をするというふうに移行をさせていただきます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 特別会計の中で、これまた健診という形の収入扱いになっているということで理解していいのですか。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 申しわけございません。そのとおりでございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませぬか。

5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 一般廃棄物処理の負担金で、これは現行の粗大ごみ、あるいは衛生ごみ等々、可燃ごみ等の受け入れの基本的な受入金額、何トンに対して何ぼというのが決まっていると思うのですが、これは従前の金額なのかどうか、その金額もあわせて、総数量大体何トン受け入れになるのか、あわせてお伺ひしておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 5番米沢委員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、他市町村の一般廃棄物の処理料金についてでありますけれども、これにつきましては、前々年度の施設の維持管理費ということで積算しまして、関係市町村協議の上で決定しているところでございます。

その種別と費用でございますけれども、まず衛生用品につきましては、2万8,600円が20年度から3万4,600円。粗大ごみにつきましては4万8,100円から8万7,900円。そこで一般ごみにつきましては、4万600円ということで、トン当たりの設定でございます。

使用料につきましては、服部主幹のほうから申し上げたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 生活環境班主幹。

生活環境班主幹（服部久和君） 持ち込み量について御説明いたします。町村別にお答えしたいと思います。

まず、衛生用品でございますけれども、富良野市

が510トン、中富良野町が85トン、南富良野町が58トンになります。

続いて粗大ごみでございますけれども、中富良野町が24トン、南富良野町が約5トンでございます。

あと一般ごみですけれども、南富良野町からの一般ごみ、予算計上しているのは262トンを予定しております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これで歳入に対する質疑を終了いたします。

ここで説明員が交代しますので、少々お待ちください。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の歳出、1款議会費の62ページから2款総務費の95ページまでの質疑に入ります。

2番村上和子委員。

2番（村上和子君） 79ページ、広域消費生活相談負担金でございますが、これ93万。今までは、上川支庁のほうに消費相談をしながら相談を仰いでやっていたと思うのですけれども、昨年から広域でということで、富良野市のほうでやっているという状況なのですが、その中で上富良野町からは27件相談が寄せられていると。上富良野町においても11件、これいただいた資料で見せてもらっているのですけれども、あるということですが、その11件のちょっと状況、内容につきましてちょっとお知らせいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 2番村上委員の御質問にお答えします。

この広域消費生活相談でございます。これにつきましては、今27件の相談内容でございますけれども、これ訪問の販売、それから通信の販売、電話販売、架空請求などがございまして、上富良野が富良野の主な相談内容でございまして、上富良野町の相談につきましては架空請求、それからクーリングオフ、その他の件数でございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子委員。

2番（村上和子君） 広域でということで、富良野市でやっているものですから、なかなか内容についてもわかりにくいとは思っているのですけれども、何かちょっと担当してらっしゃる方とたまたま会うことがあったのですけれども、どうも上富から寄せられる相談につきましては、もうどうにもこうにもな

らないと、そういうふうな状態になってから寄せられる案件が多いのだと、こういうようなことを聞きまして、以前は上川支庁のほうに、その窓口なんかで来ましたら、町民生活課のほうで上川支庁に相談を仰ぎながらいろいろと処理をされていたかと思うのですけれども、この機会、富良野で、広域でということにやるということになりましたから、何かやっぱり前に何か1,000万円近いぐらいになっている人もいるということを知ったのですが、悪徳商法、今上富の11件の内容は、架空の何か請求だとかいろいろあったようですけれども、果たしてやっぱり広域になった状態で、やっぱり今までよりは密に連絡をとっていただいて、早目に予防ということではありませんけれども、今までよりはちょっとそういう被害こうむったりいろいろなケース、訪問販売だとか、電話もいろいろあるようですけれども、通信販売とか、そういったあれらしいのですけれども、若い人あるというようなことも聞いておまして、わかりにくいかもしれませんが、その状態とかというのをなるべくこちらのほうで、どうなんでしょうかね、早いうちに手を打つことができないうかどうか。

かえって広域でやってもらうようになってから、そういうことがあれば、もう、まあ専門的な知識が要る場合もあるでしょうけれども、もうどうにもならなくて、もうちょっと早くだったら解決できたのにというようなことも聞いているのですけれども、そこら辺のところ、もう少し細やかに接してやっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 2番村上委員の御質問でありますけれども、これらにつきましては、うちの町に対する相談につきましては11件。中身につきましては、今話したとおりなのですけれども、特にうちの職員につきましては、圏の中でやっていますし、難しい相談につきましては、富良野の広域的な部分ということで、そちらには専門家がおりますので、そこで対応していただいているというような状況でございまして、中身につきましても、僕たちもその結果を見るのですけれども、相談して解決した部分もありますし、まだ相談中という件もありますし、今後におきましても会合の折に、今言われたようなことをお話ししまして、スムーズに解決するような形で申し上げたいと思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

6番今村委員。

6番(今村辰義君) ページ、65ページの臨時職員費というところでありませけれども、共済費として臨時職員等の社会保険料が904万8,000円あると。これだけあるということは、非常に臨時職員の方がおられると思うのですけれども、もう過去何年ほど前から臨時職員としてやっている方がおられるのか、職務内容が正規の職員とどう違うのか、あるいは同じようなことであれば、正規の職員に格上げする必要があるのではないかと。人間的に温情味を考えると、そういうところも考えまして、恒常的にもし雇っておれば、その恒常的な理由は何かをお聞きしたいというふうに思います。

委員長(長谷川德行君) 総務課長。

総務課長(北川雅一君) 6番今村委員の臨時職員のお話でございますけれども、ほとんどが免許職員の方の臨時対応になってます。一般事務職の部分につきましては、なるべく臨時雇用でなくて、パート化していったって、ある程度時間単位の中では実施してございまして、例えば看護職ですとか、それから保育所の保育士さんですとか、そういう方々の免許職員の方がほとんど対応という形で、この臨時職員の社会保険料につきまして、町のほうとして対応しているという状況でございます。一応職員にという恒常的なお話をされてますけれども、なかなかちょっと職員となるとまたいろいろな部分の財政的な部分もございまして、なるべく低減化を図った中での雇用という形で今進めている状況でございます。

以上でございます。

委員長(長谷川德行君) 7番金子益三委員。

7番(金子益三君) ちょっと関連になるのですけれども、その一つ上の町職員採用試験経費負担ということで上げておりますが、さきの事前説明のいただいた資料の中にも、行財政改革プランにおいて、職員定数を削減したという条例改定もありますが、町長にお聞きしたいのですけれども、今後において、いわゆる定年退職した後に不補充等々で詰めて行財政効果を図るところであります。一方で、やはり職員が減っても町としてやらなくてはいけない業務というのは、さほど減っていないというところで、空洞化を起こさない方策というのは、やっぱりこの中でもとっていかねばならないのですけれども、それらをどのようにとらえて、今後の職員採用等々のお考えがあるかをお伺いいたします。

委員長(長谷川德行君) 副町長。

副町長(田浦孝道君) 7番金子委員の御質問に私のほうからお答えさせていただきたいと思ます。

今言われますように、町としましても臨時職員化をもって、正職員の総数の縮減を図っているところでもあります。今御懸念のように、将来見据えたときに、今はどちらかと申しますと、量から質を問われているということでございますので、その職員の総数が何人が適正なのかについては、まだ実態としては手探り状態であります。しかしながら、今現行の職員数の適正化計画に基づいて、町長においても、今までも説明しているかと思ますけれども、定年退職を迎えた段階で、その総数を完全補充するというでなく、一部は事務の合理化、または外部の委託、先ほどの臨時職員化をして総数の縮減に努めているところでもあります。

御案内のとおり、そういう期間が一定程度経過してございますので、年齢構成を見ると、これは私どもの町にだけにかかわらず、若干年齢構成的に今ひずみもあるということでございますので、それらの解消の策としては、任期付きの職員の採用であるとか、いろいろな方策を講じなければならないと思ます。いかにせん新卒の職員を採用すると、その方をやはりどこでも機能発揮できるように育てるのには、相当期間年数が要します。そういう方法で解消することについては、いろいろ課題もあるという認識を持っております。

いずれにしましても、その年齢構成上からいっての空洞化については、今後具体的にどうい策を講じて、その対応したらいいかについては検討課題となってございますので、ただ純減をすればいいということではなく、職員の適正な総数のあり方についても含めまして、今後組織内部で慎重に検討しなければならぬ課題という認識で、お答えにはなってございませませんが、そういう何らかの方策で取り組まなければならないという課題認識でいることを承知していただきたいというふうに思うところであります。

委員長(長谷川德行君) 7番金子益三委員。

7番(金子益三君) 職員の人数等々についてというのは、なおこれからも精査していきながらやっていただきたい部分。

あわせて、ちょっとここで聞くしかないのですけれども、ちょっと聞きたいのですけれども、いわゆる今スタッフ制を導入して行っておりますが、今の関連があるので言いたいのですけれども、なかなかそのスタッフ制を用いたその効果というものは、表に出てきづらい。また、それが行政の改革に連動してないのではないかと。そういうところで、もうそろそろこのスタッフ制を導入してから、もうある程度の一定の期間がたちましたので、例えば部長制を伴う等々のいろいろなことありましようから、ここいらで少し

今の人員等々と絡めて、今のスタッフ制のあり方についての論議というのがされるかどうか、お伺いします。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 金子委員のスタッフ制の御質問にお答えさせていただきますけれども、言われるように、課題がないわけではございません。ただ、職務の縦割りから、横に広がることを目標としてスタッフ制の導入をしたわけではありますが、導入時点から課題については、やはり実践の中で課題の解決をしなければということでスタートして年数がたっておりますが、なかなかその課題が何かについてのとらえ方が非常に難しいなど。当然個々個人の職員としてのその職務に対する意欲もあるでしょうし、得意分野だとかいろいろなことあるでしょうから、間口が広がることによりまして、なかなかその対応できないという思いの方もいるでしょうし、その辺は十分検討をして、本来あるべきスタッフ制の機能が十分に発揮できるような見直しをしなければならぬというふうに認識をしております。

これらについては、私どもの組織は職員によっていろいろ給料制度もありますので、主幹職以下の、主査職以下の職員の志気の高揚に向けた形で、ぜひこれも先ほどの総数に絡めまして組織の見直しをしなければならぬと。組織全体も、今も相当間口が広い。総数も少なくということもございますので、それが果たして補完的な機能を果たさなければいけないのかも含めまして、大いに組織議論をしなければならぬというふうに認識しているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 今の若干重なるかと思いますが、例えばこの臨時職員等の現行の職員各課に何名いるのかわかれば、後でもいいのですが、資料でお配りしてもらいたいと思います。

また、同時に今後適正化計画に基づく採用計画も、ちょっと前の資料も大分古くなってきましたので、最近の資料があれば見せて、お配りしていただきたいと。

それと、今のスタッフ制の中で、また同時に、やはり重要なポストがやっぱりなくなるという状況の中で、それぞれの職員の方も一生懸命やっておられます。しかし、課長職のいすが減ると。これは総体的な見直しでということが必要なのかもしれませんが、しかし一方で、この上に登れないという状況にもなっているのではないかなというふうに思います。そういう意味で、部制をしいたらどうなのかというようなことも私考えているのですが、これは部制をしいたから、必ずそれが生かされるかどうか

というのは、あくまでもやっぱり職員や機構内部での、やっぱりそれぞれの立場からの意見を述べながら組織を動かすということがなければ、動かないのであって、しかしそういうポストを設けることによって、また職員の方も一定やっぱり頑張れるというような環境も整ってくるのではないかなというふうに考えますが、その点町長どのお考えになっておられるのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢委員の御質問に、私のほうから御答弁させていただきたいと思っておりますけれども、臨時職員の配置の資料につきましては、以前も決算特別委員会等でお配りした経過がないとすれば、何らかの形で現状をお知らせをしたいというふうに思います。

それと適正化計画につきましても、ちょっと記憶定かではございませんけれども、ホームページに私どものそういう情報がないとすれば、その内部のそういう計画については、資料の請求をさせていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように、5年計画で、たしか平成17年ころだと思っておりますけれども、つくったものがございますので、それに基づいて、減員とあと採用ということがございますので、言い返せば採用計画というようなことなるかと思いますが、いろいろ課題あるかと思いますが、その計画の内容については、お知らせをしたいというふうに思います。

あと、部制の関係でありますけれども、これについては、過去にいろいろと組織議論した場合、組織内部からも部制の声もございましたし、なかなかこういういろいろなことが右肩下がりの中で、また処遇を今以上に上げるのかという視点もございまして、町長の段階では、部制についてはなかなか踏み切れないということでもあります。ただ、私どもの組織もある意味では階級社会でございますので、意欲のある方、それから十分組織のそういう目的、目標に十分こたえられるという方については、町長自身も昇任の登用をすべきという判断をお持ちでしょうか、と言いながらポストが限られているわけですので、その点を自動的に昇任するような形よりは、そういう人材を評価して登用するという、そういうことが組織の中でも合意できるような議論を、先ほどのいろいろな諸課題と絡めて議論しなければならないというふうに思うところであります。

いずれにしても、私どもの給与の制度そのものが職務給でございますので、一定程度のその経験と知識、それからいろいろな能力を有して、職位が

上がらないと給料も上がりませんので、と言いながら、そういう上位の職位ポストどんどん数ふやすということになると、先ほどの総数から見ると非常にいびつなことにもなりますので、そういうことも絡めて、部制がいいかどうかについてはわかりませんが、ある意味では、もう少し意欲を發揮できる、意欲が評価されるような任用の基準については、何らかの形で持ち合わせる必要があるというふうに認識はしているところであります。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） 79ページ、先ほど広域消費者生活の関係で、同僚委員が質問をされておりましたけれども、ひとつ私の経験をちょっとお話し上げたい。

たまたまある町民から相談を受けました。相当数の債務を持っておりました。それで、相談ということで自宅へ訪問したら、あるはあるは、言うならば月賦販売のふとんからダイヤモンドから着物から、それでとりあえず僕はそれを整理をして、町民生活課に行って相談をいたしました。

現実の問題として、巧妙なのですね、業者は。もうこの人が行けば買うのだと言えば、押しかけて粘って粘って、そして落とすと。そして今度はそれはここへ行けば、ああ2年ぐらいになったらふとんだから、もうそろそろと言ったら、今度は別な同じ住所です、別な会社名の、電話番号まるきり同じなのです。そうすると、新たなセールスが行って、また押しかけて、そして落とすというような、こういうケースがあって、町民生活課で相談して、弁護士とも相談をして、非常にいい解決をしてくれました。ですから、僕は町広報で町民生活課のスタッフの皆さん方が、こういうことでひっかかるのでないよということで周知をしたり、老人会の中に行き、やっぱり会合なんかでも話をしたりと、いろいろな事例を出しながら積極的にそういうものにひっかからない。万が一ひっかかったらすぐクーリングオフあれするか、もしくはもう相談をすると、そういうようなことをやっぱり今以上に積極的にやってほしいなど。

それから、例えば大通りのある商店の空き店舗のところに、粉石鹼が10円であるとか何とかと言って、僕3日間ぐらい車をあるところへとめて監視していました。大体同じ人が同じ時間にわざわざ行って帰り品物、しかし最終的には高いものを、磁気ふとんがどうだとかというようなものも含めて買わされているケースがあるのですね。ですから、できるだけ僕はやっぱりそれにひっかからない、それから例えばもし気がついたらすぐ相談をできるとい

うような形の町民周知を徹底的に図って、今まで僕は、僕の感じでは、もう一生懸命やってくれて、あの人は僕は救われたなと思っているのです。ですから、その深みにはまらないうちにやっぱりやっていただくということの周知、それからいろいろな場所での、特に高齢者を対象にしたことの含めて、なお一層やっていただきたいという要望をいたして終わります。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 9番中村委員の御質問でございますけれども、確かにそういう例も何例もありました。しかしながら、そのような事態が発生すると、町におきましても消費者協会にお願いしましてチラシなど配ったり、または防災無線で呼びかけたりして、なるべく発生させないように形で今後進めてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 1番向山富夫委員。

1番（向山富夫君） 町長にこの機会ですから、ちょっと2点ほどお尋ねさせていただきたいと思えます。

担当のほうにも1点お尋ねいたしますけれども、まずページ数でいきますと、73ページにかかわりまして、車両班にかかわりますことで、ここ何年かさまざまなこの現業部門が民営化されたり、あるいは指定管理者制度に移ったりということで、スリムな筋肉質の体質に町の財政も変えようと努力されておりますけれども、町長の胸の中に車両班というか、車両業務について、将来何かお考えを、将来に向かってお考えをお持ちなのか、あるいは現行で今後も進めようとしているのか、もしお考えを、将来についてのお考えをお持ちでしたら、この際お尋ねしたいというふうに思います。

それから、もう1点なのですけれども、77ページにあります、非常に富良野地方の自衛隊協力会の活動の点でございますが、ここ77ページ行ってますよね。そうですか、何か早く、時間押して、申しわけありません。ではまずその点から。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 1番向山委員の車両班の件についての御質問にお答えさせていただきますが、これはもう既に行財政改革実施計画以前のまた行財政改革の計画の中に、私といたしましては、車両班は将来民間に活力を図るために重機関係、バス運行関係等々については、民間にすべて移譲していくことの方で進めておるところでありまして、今車両班の縮小に向かっておるところであります。何せ今車両班で働いている職員がいますから、その職員の状況を見きわめながら、民間委託を含め

ながら、最終的には車両班は解体していきたいという行政改革実施計画にのっとった形で進めていく計画で進んでいるということで御理解いただきたいと思います。

委員長（長谷川德行君） 1番向山富夫委員。

1番（向山富夫君） 現時点で進められようとしている方向づけは、以前から示されておりますので、お答えのとおりだと思います。特に気がかりになるのは、やはりそこで働いておられる職員の方々の処遇等が一番大きなポイントになってくるのかなと思います。それらについては、大体それはあらかじめ予測を立てて先を見通せる部分でございます。もう少し今どういう年次でというような、特に重機部門が主体になってくるのかなと思いますけれども、どういう年次でどういう姿にということまで構想をお持ちでしたらお聞かせいただきたい。

委員長（長谷川德行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 1番向山委員の再質問にお答えさせていただきますが、今のところ年次的にどうということではなくて、計画は持っておりません。ただ職員の、私は今までもすべてそうですが、民間委託し、あるいは民間移譲しても、職員をやめようということは一切しないで、職員の再雇用の、職務外の対応の中で対応できる状況下にもって対処していきたいなというふうに思っております。

車両班につきましては、ことしも1名定年退職しますし、近々また退職していくということになりますと、最終的にはここ3年、5年ぐらいのうちに定年退職していく方々が非常に多いと。そういう中にありまして、その残された職員で車両、重機を運行できる範囲内で対処しながら、当初はやはり車両、重機についても全部を一括委託というところまでは行かないだろう。やはり職員がいる限り対応したいというふうに思っていますので、今年次計画でいつになったらこの重機をどうする、あれをするという計画はないということで、持ってはおりませんので、御理解いただきたいと思います。

委員長（長谷川德行君） 1番向山富夫委員。

1番（向山富夫君） おのずと職員の退職を迎える年限を見れば、おのずと大体そのぐらいの範疇におさまっていくのかなという想像はつきます。まあもう少し具体的になりましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

それと、次移ってよろしいですか。自衛隊関係の点でお尋ねいたしますけれども、昨年から比べるとことは予算も少し厚く見ておられるようですし、まあ本当に町を挙げて、ことはもう本当に正念場なのかなと。削減が措置されることに対する行動としては、非常にことは大きな重要な年になるので

ないかなという理解しておりますけれども、これがたまたま新聞見ますと、富良野の市長さんも、上富の駐屯地はもう削減絶対ならないのだというお答えを何かされているというふうに報道されておりました。

富良野沿線の足並みは、これ私はそろっているというふうに理解しておりますし、具体的にこういう点に予算を厚くしておりますので、重点的に活動として取り組んで、何とか阻止したいという点が多分お持ちだと思いますので、それぞれをもう少しお聞かせいただきたいなと。

上富だけでなく、ほかの沿線の構成市町村の、もうそれぞれこの点について、やはり財政的にもことは特に配慮していただいているのかどうか。強要するわけにもいきませんが、もし情報をお持ちでしたら、お聞かせいただきたいと思います。それと加えて、美瑛町も今回のこれにはどの程度足並みをそろえていただいているのかをお聞きしたいと思います。

委員長（長谷川德行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 1番向山委員の自衛隊駐屯地関係についての御質問。自衛隊富良野地方自衛隊協力会の予算、あるいは上富良野支部の予算等々について御説明申し上げたいと思いますが、今委員から御質問、御意見ありましたように、我が町にとっては、ことが正念場であるというふうに認識しております。さきに平成16年に、既に我が町の削減計画は、既に御承知のとおりなされている。その削減計画にいきますと、隊員数約1,200名が削減されるということが、もう既に数値の上では載っているわけでありまして、これを次期防衛力整備計画、本来であれば平成22年からスタートするわけでありまして、これをつくる段階で、何とか地域挙げて見直しをしていただこうということで、今委員御懸念あるようであります。美瑛町も含めて、富良野地方自衛隊協力会傘下の、言うならば上富良野駐屯地の警備隊区の6市町村の全員に賛同していただきまして、もう既に17年、18年、19年と、富良野地方自衛隊協力会として、6市町村長名で防衛省のほうに要望展開をさせていただいております。

ことしも今計画で、4月に入ったら早々に6市町村長と、今回は今お願いをしたいなと思って声をかけているわけでありまして、6市町村の議会議長さんも富良野町自衛隊協力会の理事、役員でありますので、同行いただければ、そこでまた要望展開をしたいというふうに思っております。

なぜことが重要かと申しますと、ことしじゅうに、1月の8日の報道では、内閣が防衛省の改革の

見直しを図る中で、次期防衛力整備計画を1年前倒しをしようということになりますと、22年から始まる予定の次期防衛力整備計画が21年、来年の4月からスタートすると。そうなりますと、基本的にはことしのうちに次期防衛力整備計画が立案されると。ことしの末の12月の閣議で決定するというような情報が入ってきて、決定はまだしてませんが、情報が入っておりますので、そういう状況になったら、より期間がないということで、新年度入り早々から運動展開をしていきたいということで、そのための中央要望等々の費用として、今年度少々増額させていただいているわけではありますが、もう1,100名の隊員がいなくなれば、それに合わせて家族等々も含めて見ますと、基本的にはもう4,000人近く人口が減ってくると。そうなりますと、また商店街あるいは関連企業等々も見ますと、相当数の人口が減ってくるというようなことで、もう既に1万を割ってしまうというような危機感を私も持っておりますので、この見直しを少なくとも、減らないということにはなりませんけれども、200でとどまるのか、500でとどまるのか、計画どおり1,100近く減らされるのか、こういう今瀬戸際であるということで、上富良野町だけでなく、沿線6市町村が一丸となって要望展開をしていきたいというふうに思っておりますので、予算を増額させていただいているということで御理解いただきたいと思っております。

1番(向山富夫君) 他町村の予算措置を配慮してくれているのかどうかの情報はお持ちでしょうか。

委員長(長谷川徳行君) 総務課長。

総務課長(北川雅一君) 今予算のお話してございますけれども、急遽こういうお話が出たということでございまして、駐屯地を抱える上富良野町として何ができるかということで、今本町とりあえず予算は富良野自衛隊協力会に、上富良野町として富良野自衛隊協力会のほうにその費用として予算を計上してございます。他の町村についての要請等には、別に何もしてございませんけれども、うちの町で一応駐屯地を抱える町として対応しているということで御理解をいただきたいと思っております。

委員長(長谷川徳行君) 1番向山富夫委員。

1番(向山富夫君) 本当に正念場だと思いますけれども、そこまで、その先お尋ねするのは酷かと思っておりますけれども、仮に何がしかの削減が示されると仮定して、示されないことを願ってましますけれども、その先再来年度に向かって、もし削減されるとそれを撤回してくれと。何としても一步も譲れないと、一人たりとも減らしてもらったら困るぐらい

の、さらに運動を粘り強く続けていくぐらいのお考えがあるのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたい。

委員長(長谷川徳行君) 町長。

町長(尾岸孝雄君) 1番向山委員の御質問にお答えさせていただきますが、町といたしましては、今委員のおっしゃるように、一人たりともまかりならんという運動展開はしたいと思っておりますが、もう基本的に北海道から隊員は6,000人西方に送るぞ、この10年間、17年からの今期防衛大綱の中で、もう決定されておりますし、戦車の数は600両と決められておまして、600両の数字合わせの中で、上富良野の第2戦車連隊の戦車数を規定されている。

また、大砲につきましては、600門と。その600門の数字合わせをするために、上富良野の104大隊、特科大隊120特科大隊の持つ大砲を全部なくすということは、2大隊がなくなるということと、また地对艦ミサイル連隊、北海道に3個連隊あるうち、1個連隊の第3地对艦ミサイル連隊を廃止するということがもう図面上でき上がっている。数字合わせの中ででき上がっている。ですから、これを何とか見直すように運動を展開しているわけですが、先ほどもお答えさせていただきましたように、今までの情報からすると、一人も減らすことまかりならんということは、全く理解してもらえない。200人になるのか、500人になるのか、300人になるのか、もうそこら当たりで何とか抑えていくような運動展開をせざるを得ない。そのためには、北海道北部方面隊の部隊が再編されるわけありませんので、現在どこかにいる部隊を上富良野に持ってきてもらうわけです。となると、減る町村はもろ手を挙げて反対運動を展開しますし、その地域は、一生懸命になって上富良野と同じように総決起大会もやっておるようでありまして、上富良野町が今皆さん方をお願いしている署名運動等々も同じようにその地域もやっておりますので、そういう中でどうやって防衛上、国土防衛上の重要性がこの上富良野駐屯地にあるのだということを認識していただきながら部隊の編入を、移駐を進めていきたい、お願いしていきたいというふうに思っておりますので、何人ならんということにはなりませんけれども、最大限努力をしていきたいと思っておりますので、皆さん方のお力もお借りしたいと思っております。

委員長(長谷川徳行君) 1番向山富夫委員。

1番(向山富夫君) ぜひ、やすやすと白旗挙げないようにひとつ、何とかお願いしたいと思っております。

また、場合によっては、道内のほかの駐屯地を抱えている市町村と敵対関係になるかもしれませんけれども、そんなこと言っておられませんので、ひとつぜひよろしくおほしいたいと思います。

それと担当に1点お尋ねいたしますが、75ページの地方公営企業等の金融機構出資という出資がありますが、これについてちょっと御説明いただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（北川雅一君） 今、向山委員の地方公営企業等の金融公庫出資ということでございまして、実は平成19年度で、この地方公営企業の金融公庫が解散されたという状況でございます。新しくこの政策金融改革のもとで、国の機関から地方の団体が共同で実施要請、国の機関がなくなった部分でございますので、地方公共団体が共同して設立して、この自立的な運営を図るために、この機関を設置するというものでございまして、それに伴いまして、この地方公共団体が資金調達をして、その事業を実施していくという形で、実は今回この公営企業等金融公庫の趣旨という形で、120万ほど出資するようになってございます。

なお、出資の内容につきましては、財政規模割とそれから貸付残高割という形で出てございまして、ちょうど60万ずつでございまして、本町については、120万出資をするという形の状態になってございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 1番向山富夫委員。

1番（向山富夫君） ちょっとどういう仕事をされている機構なのか、ちょっと私わかりかねますので、具体的にちょっと内容を教えていただければ。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

もともと地方債等の政府系の公庫資金でいろいろと地方債をお願いしているようなものでありまして、その公庫が解体されて、新たにこういう機構に変わるということで、それぞれの地方団体が出資してつくり上げると。今までのその地方債等はそちらのほうに、当然そのまま移行されるような過程になってございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） 73ページの町有財産有効活用事業にかかわることでちょっとお伺いしたいのですけれども、これ恐らく地籍等々の調査になることなのかなと思うのですけれども、ちょっとこの部分で教えてください。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 7番金子委員の御質問にお答えしたいと思います。

町有財産有効活用事業の予算の中身ということでよろしいですね。

一応昨年の12月議会の前段の総務産建委員会、または議員協議会等にも若干御説明をさせていただきましたが、町のほうでは今遊休の町有地の処分の方針ということで御説明させていただいた中身の中で、遊休地になっているような町有地については、公売を含めて今後の処理等をやっていくというふうなことで、この処理方針の中で、20年度以降公売をもって売却をしていきたいというところをお示ししたところでありますが、今年度、新年度においては、そちらのほうの売る物件をきちんと確定をさせるというようなことで、町有地の地籍等を行うための測量等の業務に一定程度予算を計上したところでございます。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） そういった遊休町有地のきちとした面積等々をはかるというところで理解させていただきます。

ちょっと聞くところによりますと、中富良野町との境界の部分の、一部何か不明確になっている等の事実があるようなことをちょっと伺っているのですが、その辺は町としては把握されているのかどうか、お伺いします。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 今の御説明させていただきますこの町有財産の有効活用事業につきましては、具体的に言いますと、去年の処理方針の案を委員会のほう等にも説明しましたように、今例えば旧商工会の敷地ですとか、ああいうところが今遊休的に残っておりますので、民間の方々に十分利用がいただけるのではないかとというような土地については、なるべく売っていくというような物件を今七つぐらい処理方針の中でお示しましたので、そちらを売っていくというための、そういう部分をきちんと測量すると。当然売るためには、個々の何筆で何平米ですよというようなことをきちんと確定して、きちとした商品にしようということの経費でありまして、中富良野町との境界との案件では、ここの予算ではありません。そちらの協議については、今総務班の主幹のほうからお答えさせていただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務班主幹。

総務班主幹（北向一博君） 金子委員のほうからの御質問で、中富良野町との境界の不確定部分、これは実は、昭和51年から56年ぐらいにかけて地

籍調査事業をやっておりますけれども、その部分の51年実施部分、中富良野町と上富良野町の境界部分が実は分村時、大正6年の分村時に町界の区画をしっかりとやっていなかったという部分が残ったままになっておまして、その際に地籍調査も、その分村のときの土地をしっかりと分割して、その時点で町村の境界と合わせるべきだったものが、そのまま放置されていたと。それがその地籍調査時点で、それもまたその時点であいまいなまま地籍調査を完了してしまった関係が現在まで引きずっておまして、今度中富良野町で、ちょうど今地籍調査をやっておまして、中富良野町の地籍調査に合わせて、その境界を新たに更正すると。見直す、正しいところにつけ直すという作業が、今中富良野町の地籍調査担当と上富良野町のほうで、今すりあわせが大体定まりまして、中富良野町の地籍調査時期に合わせて、上富良野町も協調して行くと。再調査という扱いで北海道と現在調整しております。

まだ詳細については、煮詰まっておりますけれども、煮詰まった段階で、議員の皆様にもう一度機会を改めてお諮りしたいと考えております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） おおむねお二方の主幹の説明で理解しました。

さきのほうでちょっと聞きたいのですけれども、そういった形で、町中にあるいろいろな町有地等々有効活用するというところで、民間に売り払う等々のための事業ということであれば、活用していただく、例えばそれが宅地として定住政策に努めるものなのか、例えば戸数の大小、面積の大きいものによっては、商業地域にやるのかとか、そういったある程度の縛りと言いましょか、ルールづけみたいなものというのは、計画はされているのですか。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） お答えいたします。

今委員おっしゃるように、町長は基本的な考え方として、この今遊休となっている中で、民間に十分活用がいただけるようなところではないかというものについては、積極的に売っていきこうと。その中で、できればそういうところにきちんと住んでいただけのような施策につなげていきたい。要するに、定住もしくは移住される方もいらっしゃるでしょうし、そういうものに結びつくような形で、何とか売っていくような方向を基本的にとっていこうというようなことで、そういう考え方で今20年度から売却を進めていきたいなというふうに考えているところであります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

6番今村委員。

6番（今村辰義君） 84ページからの防災対策費の件でありますけれども、先般町長に御質問しましたところ、防災対策の例えば十勝岳の噴火の対策。誘導標識だとか、あるいは外国人のためのタエンカ標識、あるいはテープと、質問しなかったのですが、あと非常食の備蓄、そういったものの準備は、来年度のこの予算でどうなっているのか。急に私ども何日か前に言った話でありますので、なっとなければ、今後どうされていこうとしているのか、教えていただきたいなというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務班主幹。

総務班主幹（北向一博君） 先般の一般質問のお答えの中で、やりとりの中で、外国人に対する表示の看板、整備すべきということ。また、計画にもそういう趣旨で盛り込んであります。実は現状のところ、一部施設については、町の表示、公の施設の表示とか道路標示の中で、英語の表記だけはしておりますけれども、先般のお話し合いでありました中国語とか、そのような施設表記をしているところはございません。あえて特別に今後やるとすれば、大変な費用がかかるということも想定されますし、全般的な既についている看板の取りかえという作業になりますので、なかなか対応しにくいと考えております。

ただ、防災の対策上、何らかのそういう外国人、日本語の表記を読めない人たちに対する措置は必要かと思っておりますので、いろいろな観光施設とか、そういう部分の外国人に対する誘導案内の手段、別な手法で当面のところは対応して、時期が合えば、新たな施設のつくりかえを行うときには、新規施設については、併記するようなことも検討していきたいと思っておりますけれども、新たにすべてつけ直すということについては、ちょっと今ちゅうちょせざるを得ないかな。かわるそういう手段をもって対応したいと考えております。

もう1点、備蓄のお話しがありましたけれども、実はかねては缶詰食料など、大体2,000食の食糧備蓄を行ってまいりました。ただ、この2,000食という食料が適正かと言うと、実際のところ、当面の2日間ほど食いつなぐものを備蓄すべきだというような指針がございまして、それを行うとすると、危険地域の避難住民が避難すると2,000人前後、その1日6,000食、2日間で1万2,000食を賞味期限、有効期限と言いますが、維持しながら備蓄していくというのが非常に大きな財政負担になりまして、これは効果的な行政という意味合い

から、実は備蓄を取りやめました。というのは、いろいろな組織、機関がございまして、緊急の食料調達手法というのが結構、二、三十年昔から見ると非常に発達いたしまして、また、その必要に応じて、後ほど、金銭が絡むことは絡むのですけれども、必要に応じて調達できるという流通が整ってまいりました。そういうことで、現時点では、食料備蓄は一切持っておりません。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） まず、備蓄のほうから。わかりました。そのようになったのであれば、計画というのは文書ですから、ひとり歩きしてしまいますので、やはり修正すべきところは修正すべきだろうというふうに思われます。

あと、その誘導標識等莫大な費用がかかる。それと、ことしは昭和63年の噴火以来20年目ですか。次にいつ来るかというのは、非常に見積もられていると思いますけれども、その期間的な勝負だと思うのですね。その前に、少しでも改善して整えていくということが大事であると思いますので、今後何年間で、ぜひそういったものを整備していただきたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 答弁は要りますか。

6番（今村辰義君） お願いします。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（北川雅一君） 今、今村委員のお話ありがとうございました。必要性は十二分に感じてございますので、今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） 71ページの委託料にかかわることでちょっとお伺いしたいと思っております。

庁舎の清掃と警備が若干昨年度よりも、これは入札の絡みだと思っておりますけれども、清掃が安くなり、警備が高くなりということなのですが、これ何か大きな要因があったのか、教えていただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 総務班主幹。

総務班主幹（北向一博君） 実は、従来この清掃、警備、それから暖房設備をばらばらにしておりましたけれども、今回新年度は一緒にした契約になっております。これは御質問とはちょっと外れますけれども、まずこの積算金額が変わった要因につきましては、施設管理部分に関する委託費の積算方式を町全体いろいろな施設抱えておりますけれども、その全体の施設を共通化した積算方式に改めております。その結果、ここにちょうど出ている役場庁舎については、若干増減部分が出たという結果に

なっております。この大きな要因につきましては、雇用、人件費の積算部分につきましては、実勢単価といたしますか、主に建設事業なんかに使われている臨時職員の単価を、この積算にずっと従来用いてきたのですけれども、北海道の現行の土木関係の単価が、実勢単価が下がったということで、例えばここから下がりますして、単価が、もと環境整備を行っていた作業員なんかの単価が1,190円という時間単価になっておりました。これ実勢の見直しで、1020円ということで、170円単価が下がっております。

また、逆に言えば、事務職の1時間当たりの時間単価700円が、これが実勢で最低賃金の関係もありまして、700円から720円に上がった。これは20円プラスになっています。このように増減の部分がございます、結果的にふえた部分、減った部分という結果が、昨年度との比較で出ております。

また、雇用に際してのいろいろな福利厚生費の算定方式も慣例的に施設ごとにばらばらな部分が若干残っておりまして、それではちょっとまずいということも町長から以前から指摘がございまして、ならずというか、全体が同じ扱いで積算をするという方式に改まっております。それで福利厚生費につきましても、フルタイムで働く部分の扱いと、また、どなたでもすぐ人が交代して働いていただける、いわゆるパート職員の対応に当たるような業務、そういう業務種別も分けまして、そのどこまでをルール化して、福利厚生費を委託料の積算根拠に入れるかという統一化しております。この結果、大変増減がかなり出てきておりますけれども、より適正化された形で、20年度については契約執行されるのかなと思っております。

また、あわせて、関連ですので、従来単年度ごとの契約で行ってございましたけれども、そういう受け側の効率化の面も含めまして、長期継続契約という形式に改めていくということも取り組んでおまして、結局この増減部分は、吸収されるのかなという考え方を持っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） 単価が、国の基準が変わったから増減があったということですよ、結局はね。一つはね。ちょっと教えていただいたところの中で、ちょっと聞き取れなくて理解できなかったのですけれども、この委託に関しては、総合的な形で請け負わせるということなのですが、それともただ単に基準を合わせただけということで、それぞれの

建物ありますよね。公民館だったり、かみんであったり、庁舎であったり、社教であったり、それらはまた別々な請負ということで理解してよろしいですか。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

施設等の管理等に当たっての業務委託の積算について、これまでそれぞれ施設によって積算の仕方がばらつきが見られたというようなことも実態でありましたので、基本的に町としては、統一の考え方で積算をしていくようなことに見直そうというようなことの指示がありまして、新年度に向けて、それらの積算基準の考え方の見直しを図ったところであります。

今、総務班の主幹のほうからお答えさせていただきましたように、それぞれの業務の時間単価等の設定につきましては、町の定数外職員の取り扱い要綱の別表で定めております。それにつきましては、主幹が説明したように、道等の単価等に応じて毎年度見直しているものでありますので、それらの単価をきちんと使っていこうと。ただ、その施設の特長性によっては、なかなか時間給では賄い切れないよ。日給が必要だったり、月給制度で雇用しなければなかなか難しいようなもの、そういうものについては当然施設の特長性がありますので、そういうもの、なかなか町が定める基準によりがたい場合は、独自の単価をきちんと根拠を持ってそれぞれの所管で設定していただいて、定められるようにしたところであります。

また、福利厚生費等につきましても、見方がばらばらであったものを、基本的には、町がもし直営した場合には、こういう業務についてはどういう雇用形態をとるだろうということを想定した中で、例えば臨時職員であれば、こういうような法定福利費見ているでしょうし、正職員を雇用しなければならないのであれば、どういうような法定福利費を見るかというような考え方でまとめたところであります。

それから後段の、まとめたというお話しにつきましては、例えば今庁舎にあっても、19年度までは清掃の業務の契約、警備の契約ということで、それぞれの契約だったわけですが、長期継続契約等に移行するときに、そういう業務を清掃と警備を一体的に請け負っていただくことのほうが、請け負う側にとっても長期の雇用とか、そういうことも効率化が図れるだろうということで、一つの施設でそういうふうにはばらばらのものがあつたことを、一つの契約にまとめられることができるものは、なるべくまとめようというようなことで20年度から改めた

ところであります。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） 効率から考えたら、どちらがいいのか私もちょっとわからないのですが、いゆる公共事業等においても国や道は分離分割発注というものできめ細やかに行って、それらがひいては地域雇用につながるのだというような方針が19年度にも出されておりますが、今のような例えば清掃、警備、暖房等を一括でA社、B社ということで入札をしようとする、限られた業者等々にだけしか入札する権利がなくなったりするようなおそれというのは生じてこないのですかね。逆に細かく分けることによって、圏域等々で幅広くいろいろな業者が手を挙げられるということにはならないのですか。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） お答えさせていただきます。

例えば、町のほうもいろいろな施設を持っておりますので、地域でそういう清掃ですとか、あと警備ですとかということを担当していただける業者さん、町のほうに入札参加の登録をいただいている業者さんの数というのは、ある程度限られておまして、そういう範囲の中で、例えばAという業者さんは、役場の庁舎は警備を、例えば19年度委託しておりました。同じそのAの業者さんが例えば社教センターでは、清掃の業務を委託しておりましたということ、町が今御指名をさせていただいているような、町に登録いただいているような業者さんの請けられる能力としては、警備や清掃というのは、ある程度請けられる力がある業者さんたちなんだという認識のもとに、そうであれば、入札ですから、どこが落札するかわからないですが、役場の庁舎は、例えばA業者さんが清掃も含めて、警備も含めて例えば契約することになりますということのほうが、多分請け負った業者さんにとっても、人の配置ですとか、やりくりというのが非常にやりやすくなるのかなということで、なるべく施設ごとにそういうふうな契約ができる手法をとったところであります。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子委員。

2番（村上和子君） ちょっと関連になるのですが、私もこの庁舎の清掃、これは338万1,000円、それで社教が338万1,000円、それから庁舎が337万円、公民館が123万円と。これ社教では3人ぐらい、それから庁舎は4人、それから公民館は2人ぐらいでやっているかと思うのですが、今施設ごとにばらばらよりも、統一してというようなお話しありましたけれど

も、それから見ると、社教なんかはちょっと、単純に3人でやっているわけですので112万。業者の、働いている人がそのお金をもらう、全部もらうわけではないので、給料は幾らかわかりませんが、ちょっとこれわかりにくい。その社教のほう結構高いですね。庁舎は4人で、今回入札終わったと思うのですけれども、337万。公民館は2人で123万ですので61万5,000円。それから庁舎の方は84万2,500円。それから、社教の方は112万と。何かちょっとわかりにくいのですけれどもね。今主幹おっしゃった施設の特性もありますと、こういうことをおっしゃいましたけれども、ちょっと警備のほうで減って、こっちのほうでふえてというような感じもあるのですけれども、それいかがでしょうかね。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 2番村上委員の御質問にお答えしたいと思います。

それぞれの契約の金額の総額自体は、それぞれの施設で求めている仕様の内容が違いますので、例えば役場庁舎であれば、ふき掃除は3日に1回お願いしますよとか、1週間に1回お願いしますよとかというようなこと。例えば、公民館であれば、それが1週間に1回になっているのかどうかということ、トータルの人工分が変わっておりますので、単価自体は統一をしておりますので、それは仕様の内容によって総額の金額が変わっているということ御理解いただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 委託料、70ページなのですが、総体で7,000万円ぐらい減額、新年度では前年度から比べて7,000万円ぐらい減額になっていると思えます。この減額、総体的な委託料の7,000万円の大きな減額要因とはどこなのか、何なのかということ、あわせてこの委託料の各庁舎の清掃、警備における、何人必要なのかという、積算の根拠あると思うのですが、それわかれば資料として提出いただきたいと思えます。

ここで伺いたいのは、今の公契約制度という形の中で、各自治体で条例をつくるというような動きが出てきます。この背景には、やはり受託した側、あるいは民間であろうが、公共団体であろうが、そこには貫かれているのは、やはり適正な賃金で、やはり適正な労働時間を確保してきちっと働いてもらうと。それがその精神であります。

上富良野町見ましたら、時には安かろう高かろうという形の中で、このいわゆる、実際僕わかりませ

んが、そういった実質予算がないという形の中で、人件費あるいは委託部門における人件費がぐっと切り詰められたりだとか、適正に単価も決めているということではありますが、そういうことがあってはならないと思うのですが、そこら辺はどうなるのでしょうか。実際業者さんに聞きましたら、高い、安いという方もおられるでしょうし、適正だという方もおられると思うのですが、このものの考え方として、そういう適正な賃金という形の設定になっているのかどうか、ここちょっと伺いしておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢委員の御質問にお答えしますが、委託料の直接経費の算定の方法については、特に人件費にかかわる要素については、先ほどる説明申し上げましたので、私どもは、過去はいろいろとそれぞれの課で微妙に用いる単価が異なっていたりという、その経過を反省のもとに、先ほど申し上げましたように、道が用いている単価を用いて、できるだけそれに基準化しようということで、そういう基準のもとに、この20年度の予算が成り立っているということで御理解をいただきたいと思えますし、私どもはそれが人数に、そういう雇用される方々に満足いただけるかどうかわかりませんが、私ども客観的に見ても、今現在は水準としては妥当だという判断のもとに取り進めているわけでありませぬ。

あと、委託料総費用の前年対比で7,000万円の減ということについては、ちょっと想像で申し上げるわけにはいきませんので、実態を今調査しまして、詳しく御説明を申し上げたいと存じます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） もう一つさらにお伺いしたいのは、実際の働いている方に、委託業者からその賃金が適正に払われているかどうかということも含めて、やはり雇用の確保という立場からも、この契約制度を条例化する自治体が出てきてます。お互いに真摯に、やはり雇用形態を守るという立場からの条例の設定ということが言われておりますが、こういうことは御存じだと思いますが、上富良野町にもこの委託された側、請けた、受託した側における雇用の賃金が適切な払いになっているのかどうかというような、そういった実態というのは調査されたことがあるのかどうか、ちょっとこの点、予算編成でありますから、伺いしておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 私どもでは、今御質問のそういう条例化について、研究に着手もしてござい

ませんし、余りそういうものが必要だという問題意識は、余り実は持ってないわけであります。一番大事なのは、契約に基づいて、契約条項もしくはそれに伴います仕様書の内容に基づいて業務が行われるわけでありますので、その業務にかかわる必要な人員、それからそこには福利厚生の条件的にどうかという、そういうことの履行がなされているかどうかについては、十分これから契約に基づいてしっかり確認をすることが重要だと思いますが、今大きな、過去にそういうことが大きな問題となりまして調査したとかということとはございませんので、今後においては、さらに契約に基づいた適正な履行がなされるべく、点検、見きわめをしていかなければならないという認識でいるところであります。

委員長（長谷川德行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 今副町長がおっしゃったように、やはり適正に履行されているかどうかと。仕様調書も含めて、行政がしっかりとやはり目配りをするということが、今大切だというふうに思います。

上富良野町では、これ請け負っている側そうではないのかもしれませんが、事実としてどうかということも含めて、やっぱり実態に即した調査というか、大げさになりますけれども、状況をきちっと見る。それがやはり社会保険だとかかかっているかかかってないか、雇用する者も含めて、やはり見るということが今雇用の、働いている方の雇用を守る、そういう点でも非常に重要になってきていると思いますので、もう一度確認しますが、そこら辺きちっと実態というのを、状況を調べられるのかどうか。

それと、この公契約制度を生かした中で、条例化するということさらにも目指すことも必要ではないかというふうに思いますが、この2点についてお伺いいたします。

委員長（長谷川德行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 1点目の5番米沢委員の御質問にお答えさせていただきますが、今副町長からお答えさせていただきましたように、私どもは契約どおり履行していただいているかどうか。受託業者が契約どおりの対応をしていただいているかどうかということは重要であるという認識しておりますが、また、委託するに当たって、人件費については町として、先ほど担当主幹から御説明申し上げました基準に基づく労賃単価で対応し、積算をいたしております。それをもとに受託業者が落札していただくわけでありますが、委員のおっしゃるように、受託業者が町の契約どおりの賃金を払っているのかどうかということについては、企業が雇用をした労働

者に対する賃金体系というのは、雇用主の対応の中で判断していただくべきもの。町が受託業者の雇用されている労働者の賃金を左右させる対応を図るといことは、民間企業に対する非常に干渉が余りにも強過ぎるのでなかるうかなというふうに思っております。

まあ公共事業で言うならば、それぞれの入札して、この骨材は何ぼ、この部分については何ぼというようなことを基準とした中で積算をするわけでありまして、落札した業者が、本当にその金額で買っているのか。安く買っていたらだめですよ、高かったらだめですよということにはならないのと同じように、私どもはあくまでも受託業者が契約どおり、完全に履行していただくことを前提とした中で、また、受託業者はそれに対応するために、労働者に対する自己の労働賃金のもとにおける、それぞれの企業で私は賃金は違うと思うのですよ。そういう中であって、受託業者は対応していただくものというふうに認識をいたしておりますので、そういった観点で御承知いただきたいなと思います。

委員長（長谷川德行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） その立場が非常に大事だと思うのですが、強制であってはならないと思うのですけれども、やはり行政の側として、この委託の清掃にかかわらず、一般の建築等においても、そういった目配りをすることによって、やはり適正にこの契約に基づいた履行されているかどうかということが一番大切なことであって、それがやはり雇用という点での不利にならない点。また、町が発注したものが過度に、請け負った業者が、その請け負った金額でこの賄えないようなという、今そうだと云うのじゃありませんよ。そういうことにならないような単価という点で気をつけなければならないと思うのです。

今心配しているのは、私が心配しているのは、行政改革という名のもとで、どんどんやはりこういった部分の見直しがされてきてます。まあ公共事業であれば、そういった積算単価ありますから、一定の部分確保されている部分もあるかと思えます。しかし下請だとかになりますと、さらにそういった部分がどうかという問題も、見ましたらありますので、そういったところも含めたやはり行政の監視、監督というのがきちりと目が行き届くような、そういったものをやはりつくらなければならないのではないかとすることがありますので、この点お伺いしたいのと、さらに、まあこれ単価見ましても、本当にまあ高くもなく、安くもなくという状況かと思えます。これ以上下がったら本当にやっていけないというような単価設定の状況だということ

思いますので、そういうものも含めて、いま一度考え方についてお伺いしておきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） ただいま町長が申し上げましたようなことでありまして、私どもも工事もそうでありますけれども、そういう労働者に適正な賃金の支払いが滞っているというような、その適正化を欠くようなことについては、やはり業者の方々のそれなりの評価をしなければならぬでしょうし、まあ算定の段階におきまして、先ほど来申し上げてますように、そういうその相場的にどうなのか、そういうことも十分踏まえて、今後も引き続き適正化に努めていきたいというふうに思っているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 先ほど、5番米沢委員の委託料の7,000万円の減についての補足説明をさせます。

企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 私のほうから、先ほどの件について御答弁させていただきます。

委託料が総額で約7,600万円ほど本年度の予算落ちておりますけれども、その主な要因につきましては、公共工事に伴います実施設計等の委託業務が19年度と比較しまして大きく削減されているというのが大きな要因となっております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 暫時休憩いたします。

再開時間を3時からいたします。

午後 2時46分 休憩

午後 3時00分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続けます。

7番金子益三委員。

7番（金子益三君） 81ページの自治会活動推進費にかかわるところで、ちょっとわからないので教えていただきたいのですが、これは100万円の自治会活動奨励事業補助とついてますけれども、たしか前年度は、宝くじじゃないし、何かの補助で、旭住民委員会か何か、ポンプ買ったやつじゃないんですか。ちょっと教えてください。済みません。

委員長（長谷川徳行君） 自治推進班主幹。

自治推進班主幹（北越克彦君） 金子委員の質問にお答えいたします。

自治活動奨励事業補助100万円でございますけれども、平成19年度、昨年度から始まりました制度でございまして、住民会が新たな事業とか、まち

づくりに関連しまして行う事業に対しまして、100万円の補助枠をもちまして制度化したものでございます。各住民会単位で上限20万円としまして、教育、社会、地域福祉事業でありますとか、もろもろの事業に対して、住民会が自分たちのアイデアとございますか、創意工夫によりまして実施することに対しまして、2分の1を助成するという事業でございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） 85ページ、防災対策の関係でお尋ねをいたしたいと思います。

平成17年の3月28日が9日付で、新しく防災の体制が作成されまして、それぞれ地域自主防災組織を促進するというような形で努力をされていると思います。それで、昨年の予算特別委員会の中では、現在25住民会中、23住民会が組織をしているという報告を受けたところです。それで、さきに説明資料ということで、ナンバー1の状況を見ますと、10番の旭野地区以外は、全部組織化をされているということでございますけれども、ただ私実態を見ると、単なる住民会組織があつて、代表が住民会長になっているというのが大半で、内容はまだまだ僕は整っていないのではないかなという気がするのですね。

そういう中で、去年の11月に住民会長会議がありまして、たまたま私傍聴させていただきました。そのときに、やはり自主防災組織をつくるんだという新たなひな形で、組織だとか活動のあり方だとかということも含めて、協力をいただきたいということで説明を果たされていたと思うのですが、実際に今具体的に住民会の自主防災組織の組織された中で、有機的に活動している、単なる名称と名前をあれしただけのあれなのか、その辺の内容をちょっと教えていただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務班主幹。

総務班主幹（北向一博君） 9番中村委員の御質問にお答えいたします。

今ごろんになっているかと思っておりますけれども、自主防災組織の組織状況、資料として提出いたしました。この中で、委員がおっしゃられたとおり、現時点で25住民会のうち、24住民会が組織されております。ここで25番目に書かれてます丘町住民会が既に年前から、この20年4月に新組織化ということで、既に規約も整っております。ここでちょっと漏れておりますけれども、4番目の里仁住民会につきましても、組織化したいということで、規約の素案をつくられて、既に協議に来られてまして、これも恐らく今回4月1日現在で新たな体制がつくられるとは思っております。

そのほか、ちょこちょこお電話いただいて検討を始めたいとか、検討しているんだという情報はいただいておりました、この結果、今回3月末から4月にかけての住民会の役員改選時期に、結構な数の組織が新組織体制に移ると期待しております。この移った段階では、活動の計画もあわせてつくっていただきたいということで、これもひな形をお渡ししておりますので、具体的な活動内容、並行して検討いただけるものと思っております。

ただ、この昭和62年ころ、前後、以降、平成6年ころまでに結成された中で、そのまま名前が残っている形で、その活動実態がなかなかないのかなというところが、実は現時点で大半でございまして、活動たしかにして、新たな取り組みをやられていることでつかんでおりますのは、16番の旭住民会、それから22番、米沢委員がおられますけれども、泉町住民会、それから栄町、21番、22番あたりが防災訓練なんかに具体的に参加いただいておりますので、意識は高いという、従来の活動、組織体制にありながらも、意識の高い住民会かなということととらえております。

まあ今回、先日3月10日の段階で、この4月前後に組織化される部分については、新たな計画と規約を、写しを御報告いただきたいというお願い文書を住民会と既存の自主防災組織に出しておりますので、おおむね4月の半ば以降には、現状の活動状況を掌握できるものと思っております。今後の話ということで、現時点で完全な掌握はしてないということと御理解をお願いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） ただいま北向主幹の話では、まあ26を除いて、25住民会のうち、自主的に今まで活動する、それから4月から活動が期待されるというのは、大体全部含めて6住民会というような認識をしたところです。まあ、私の住む本町もこういう形にはなっているけれども、一切動きがないのは事実でございます。

それで、平成18年度には、自主防災組織育成事業ということで、100万円つけましたね。それで、今回新たな形ということで、全然予算措置も何もされてないんだけど、これは例えば、自治活動の奨励事業補助の中である面を出せば対象になるのかどうかということでお尋ねをしたいと思いません。

委員長（長谷川徳行君） 総務班主幹。

総務班主幹（北向一博君） 18年度の自主防災組織、このときはコミュニティ活動、防災活動のコミュニティ活動ということで、旭住民会を中心に支出した件をおっしゃっているのかなと思いますけれ

ども、実はあれらの制度は、1回当たるとなかなか当たらないという制度になっておりました、町の直接事業でなくて、自治宝くじ事業の補助助成施策の一つとして、コミュニティ活動を助成する制度で、町を通過していく100%の間接補助になっております。そういう関係で、同一の事業をちょっと今後持ち得ないものですから、先ほど話しがありました、住民会の活動費補助事業の中で申請いただければ、結構いろいろなメニューまで対応できる内容になっておりますので、恐らく適用が可能かと思いません。直接の担当は、自治推進班でございますので、私のレベルでも可能かなと判断してお答えしておきます。

委員長（長谷川徳行君） 自治推進班主幹。

自治推進班主幹（北越克彦君） 住民自治活動奨励事業補助金につきましては、先ほど金子委員の質問にもお答えしたとおりですけれども、一住民会が一事業ということになってございますことと、補助の対象経費、補助が2分の1という制限があるところでございます。あと、それ以外については、もう地域で自由に取り組んで検討していただけるという制度でございますので、自主防災組織にかかわることの必要な事業の案件につきましては、この事業で対応できるということで考えております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） いやいや、私は旭住民会でこういう、金の出どころは別にしても、一つの組織の核をつくって、補助金をもらってということであれば、よその住民会も大なり小なり、100万とは言わなくても、そういう体制の中で、何とか火の山十勝岳を持っているということも含めて、こういう防災組織をやはり、ここ一、二年で全住民会が、それらどこかの組織の中に町民が入っているという形をつくっていかなければならないという気持ちを持っているのですよ。それであれば、例えばこれから、言うならば25のうち6しかないわけですから、そうすると19の住民会がこれからいろいろ立ち上げるということになると、それに合うような予算の関係で、住民会の防災組織の組織づくりのために、この自治活動の奨励事業の、こういう形で請求すればこれは出ますよ、こういう形であればこうなるよというようなこともしてやれば、自主防災組織の組織化が、なお早まるのではないかなという気がするのですね。ですからその点、特に去年から自治活動の奨励事業で、うちの住民会長あたりは、もうまるきり勘違いをして、とりあえずもう20万がもらえるんだから何かやるべやるべということだけが先行しちゃって、その中身のあれだったのですね。ですから、僕はもし本格的に自主組織をきちっと全

町的にやるというのであれば、そういうような予算的なアドバイスも含めて、やっぱりこうだというようなことをぜひ進めていただければ、本当にこの1年間の間に、25住民会全部足並みがそろうのではないかという気がするのですけれども、その点いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 9番中村委員の御質問に私のほうから答えをさせていただきたいと思えます。

もう既に御承知かと思えますけれども、この100万円の事業については、私どもの町としては、一つのきっかけでありまして、できる限り住民会単位で、それぞれの住民会ごとに自主企画を持って何かをやっていただく。それが最終的には地域に定着がなされれば、それぞれコミュニティなり、いろいろな活動の起爆剤になるのではないかということで、昨年からの事業化してございますので、今言われるような要素も組織化のために必要だということであれば、この住民会の代表である25名の住民会長さんともども、そういう方向性の事業化については、いろいろと詰めていくのは、まあ場合によってはそういう声かけもしなければいけないのかなど。ただ、過去でもそうだったように、行政指導で組織化しましたけれども、今御案内のとおり、結果として実態がないという反省も踏まえると、やはりみずからその必要性をしっかりと認識していただいて、組織化することが極めて大事だということでございますので、こちらの都合だけで、まあちょっと私ども失礼な言い方ですけども、なかなか時間かかっていることもありますけど、今のようないことも大事にしなければならぬということ、いましばらく組織化については、お待ちいただきたいと思えますけど、組織化のために必要な費用が伴うのであれば、これはまた先ほど申し上げましたように、町も考えなければならぬと思えますので、その点十分検討したいと思えます。

ただいろいろな、旭住民会の例もありましたように、いろいろな設備を整えるということについては、町が十分に助成策を講じれるかどうかについては、非常に大きな課題だなと思えますので、その点はひとつ組織化して、本当に活動のために必要なもので、行政がそれにどの程度支援するかについては、今後そういう動きも見きわめながら対処していきたいと思えますが、くどいようですけど、その一時の期間、組織化のために必要だという声があれば、それにこたえるように、私どもも努力してまいりたいと。

また、4月以降住民会長さんとのそういう懇談の

場もございますので、そういう機会を通じまして、さらなる詰めをしてみたいというふうを考えているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 10番和田昭彦委員。

10番（和田昭彦君） 防災組織の組織化状況を見ますと、この中に三つほど現在ない住民会の名称を使っているところがありますけれども、一般町民から見たらちょっとわかりづらいところもあるのかと思うので、この辺、町としてはどのように考えているか、ちょっとお聞きしたいと思います。住吉、東明という昔の。

委員長（長谷川徳行君） 総務班主幹。

総務班主幹（北向一博君） これ実は住民会と言いますが、住民会の名称としては残っているわけですが、住居表示としてはなくなっておりますけれども、住民会の名称ともイコールになってますけれども。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

10番（和田昭彦君） その辺の整合性はどのようなですかね。

総務班主幹（北向一博君） 住民会名は、任意の名前をつけていただいているので、住居表示と全く別なものになっておりますので。

10番（和田昭彦君） それで支障がなければいいんですけれども。

総務班主幹（北向一博君） そんな状況です。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにありませんね。

5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 富良野自衛隊協力補助ということで、これ要望、陳情のための238万ということの話であります。単なるそれだけなのか、私はこの点で言えば、内訳ちょっと知らせていただきたいのですが、やはりこれにかわる対案として、やっぱり地域振興策なり何なり、やはり求めた、ただ削減反対というだけではなくて、やはり地域振興策としての交付税の措置も要望する必要があると思えますし、この中身等についてはどうなっているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（北川雅一君） 5番米沢委員の御質問でございます。今この再編問題にかかわる地域の取り組みという形で、今考えている我々としての動き方といたしましては、住民組織の個々の署名活動、それからその署名と伴いまして、はがきでの要請。それも大型はがきという形で今考えてございます。それと、各6市町村で懸垂幕を張っていただくことと、のぼり等の部分で、各市町村にのぼり等を掲げ

て対応していきたいというふうに今自分たちの中では考えてございます。

なお、そのプラス要請運動という形で、4月に入ってから、その署名活動に伴いまして実施をしていきたいという状況が今現在の中での取り組みとして進めている状況でございます。予算的には、この費用としては、150万ほど予算をつけていただくということで対応したいというふうに考えているところです。あくまでも、ここ6市町村の動き方として、先ほど言いましたように、駐屯地が抱えている上富良野町としての富良野地方自衛隊協力会の一つの組織団体として対応していきたいというふうに考えてございますので、ほかの交付等の部分については、ちょっと若干ならない部分もあるのかなというふうに考えてございますし、市、町単独の費用としての対応の仕方というふうな動き方になっていくという取り組みの内容でございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 5番米沢委員のもう1点の御質問であります。削減された場合の次なるまちづくりの対応であります。今先ほどお話し申し上げましたように、大幅な削減になるということになりますと、まちづくりそのものが大きく方向転換していかねばならないと。今、我が町は基幹産業の農業と商工業、観光業と、それから自衛隊の町ということで3本柱で、この3本柱が均衡のとれた発展を遂げるようなまちづくりの政策を展開して今日まで来ておりますが、これが一画が大きく崩れてしまうと、極端にバランスが崩れてしまうということになりますと、それに対応する、委員が御心配のような施策の展開をしていかねばならないというふうに思っているところであります。これらの部分が次なる第5次総合計画の中で、そういった部分も課題として残しながら、新たなまちづくりの方向性を見出していかねばならないというふうに私自身も認識をいたしております。そのために国に交付税だとかいろいろなもの要求等々もありますけれども、そういう状況が出てくれば、自然と現在の交付税制度、あるいは場合によっては過疎債の対応だとか、いろいろな部分が出てくるのかなと。しかしそういったものを私どもは願っているのではなくて、現在のまちづくりが継続して第5次に向かっていけるような対応を図れるように努力していきたいというふうに思っています。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） いや、私は前から自衛隊に依存しないまちづくりということをおっしゃいました。こういった自衛隊組織というのは、その時々の

組織的な変化によって、小さくなったり大きくなったりという形になってきてます。そういう意味で、私こういう上富良野町が本当に将来も生き残るためには、やっぱりみずからがやっぱり考えて、みずからの足で動くというような、今までもやられてきた部分がありますが、やはりこの間見てましたら、余りにもこの依存する部分がありまして、やはり自立できないという側面を持ってきているというのがやっぱり大きな問題だと思っているわけでありませう。

こういった部分での予算措置については、やはりもう一度見直すべきですし、この点、それとはがき等を出すというのは、どういった感じではがき等を出されるのか。これは上富良野町が予算を組んで、他の自治体にもものぼりだとか署名用紙を届けるという形になるのか、この点お伺いいたします。

時間ありませんのでもう1点、委員長いいですか。これにかかわって、演習場の問題で、騒音の問題が出てきておりますが、これ去年も言っておりますが、今後防衛省なんかにも対応を望んで、要請しているという形の話であります。すぐならない問題もあると思いますが、この間の町が要請を行ってきた、地域住民の方がうるさいだとか、電波が乱れてテレビの映像が映らないという問題去年質問しました。こういう問題に対する対処というのは、どのようになっているのかお伺いしておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（北川雅一君） 5番米沢委員の質問にお答えさせていただきます。

あくまでも6市町村での対応という形で、事務局、上富良野町の総務課のほうになってございますので、一応6市町村協力あわせて、その要請活動をしていきたい。はがきについても、文面につきましては、それぞれ思いを書き込んでいただくということで対応措置をしていきたいというふうに今進めているところでございます。

それと騒音の問題につきましても、昨年お話をさせていただきまして、実は先般倍本地区の方々とのまたお話をさせていただきながら、その騒音のお話も出たところでございます。昨年度から、その演習場周辺にかかわる騒音の調査が実は始まりまして、ここ何年かかけて、1回で、年度で何カ月という形はとれないものですから、何年かにわたってその調査を行いながら、その騒音対策ということで、今後のそういう事業の展開と。その調査に基づいて展開というふうになってございますので、天気の良い日悪い日を含めながら、いつ調査に入るというのは、北海道防衛施設局のほうの対応になってきますけれ

ども、そういう現実的には、その調査が入っているという状況でございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これで1款の議会費から2款の総務費についての質疑を終了いたします。

ここで説明員が交代しますので、少々お待ちください。

次に、3款民生費の96ページから117ページまでの質疑に入ります。

2番村上和子委員。

2番（村上和子君） 103ページ、委託料のところの超音波流水機の年次点検整備費ですけど、これ13万7,000円予算になっておりますが、これは昨年と比べて2倍になっているのですけれども、どういったことでしょうか、ちょっとお尋ねします。

委員長（長谷川徳行君） 福祉対策班主幹。

福祉対策班主幹（大石輝男君） 昨年度の予算で6万3,000円ですけども、実際にこれにつきましては、超音波の機械のほうに不具合が生じた場合ということで予算を組んでおりましたけれども、実際に今年度、実際に修理に当たってかかる費用について再度積算いたしましたところ、実際には、今回の計上してございます金額につきましてかかるといことが判明いたしまして、この金額になっております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにありませんね。

2番村上和子委員。

2番（村上和子君） 105ページ、障害者通所授産施設整備負担110万5,000円でございます。ここのところですけども、この施設は広域ということで、福祉医療機構から借入れをして、3,894万で建てた施設でございますけれども、これ建てたときとちょっと状況が変わってきておまして、国の制度も変わりました、これ今から3年前、ちょうど17年に建てた施設ですけども、まあ随分これ長いので、やっぱりこれから26年まで負担していかなければいけないと。これから630万ぐらいまだ払わなければいけないのですけれども、これについてはどうなんでしょうか、どこの町村からも、この負担金についての話は出ていないのでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

どうも聞くところによりますと、当初から比べますと、利用者も大分減ってきて、状況もちょっと変

わってきているようなことを伺っているのですけれども、富良野市はそんなに変わってないのですけれども、まあ南富良野町とか占冠とか上富の人方が、ちょっと利用が減っているというようなことを聞いているのですが、その点ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 2番村上委員の心身障害者授産施設に關しましての御質問にお答えをしたいと思います。

債務負担行為を設定いたしまして、10年間の償還ということで、沿線広域で建設いたしました建物、法人が建てたわけですけども、支援をしようということ、御意見のように16年から10年間ということでございます。この利用状況につきまして、上富良野では現在、一般質問のときにもお答え申し上げましたように、対象者13名ということで通っております。当初は10名ぐらいでございました。御指摘の他町村、南富良野、占冠はどうかということでございますけれども、当初から人数が少なかったという状況にあります。そういった意味で、上富良野では、この精神に障害のある方という状況については、少しずつと言いますが、ふえている状況にもある中で、この建物施設有効利用、圏域での活用ということであります。利用を十分図っている状況にあるというふうに考えているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子委員。

2番（村上和子君） 課長の御答弁では、十分果たしていると、こういうようなお答えいただいたのですけれども、10年というのは、ちょっと長いかと思うのですけれども、もう負担割合を決めて今やっているところですから、26年まではどうにもならないのかなというようなこと考えるのですけれども、こういう施設建ててから、国の制度が変わって、この利用する人がやっぱりこの施設に利用料1割負担しなければいけませんし、それと食事もお金払わなければいけませんし、ちょっと状況が変わってきているのですよね。こういう各市町村での話し合いというのはないものなのでしょうか。そういうこれの建ててからの、ことし3年目になりますね、ここの、そういった負担割合決められてますから、あれかと思うのですけれども、こういうふうにどんどん福祉行政も障害者にとっても自立支援法が今度国のほうで改正になりましたからね。変わってきているのですけれども、もうこれはどうしようもないものかどうなのか。それと、町村によって話し合いなんていうのはないものなのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 2番村上委員の御質問でございますけれども、富良野圏域におきまして、いろいろな分野において、この障害者の自立支援の部門も含めた中で定期的な会議、打ち合わせ等が行われるわけですけれども、そういった面において課題等の協議の中にこれが入っている。この償還問題について、何とかという話題にはなったことがございません。その時々々の課題についての協議はいたしますけれども、この施設についての、先ほども申し上げましたが、活用は現在のところなされているものと思いますし、ほかの町の後退するような考え方がいいですか、この自立支援法の進み、法律が変わったこともあります。状況としてそういった、今の状況を変えていこうとかという具体的な話は聞いてはおりません。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子委員。

2番（村上和子君） そういった連携はとって、常に実態調査というか、そういうのはやられているのでしょうか。そういう今そんな話は聞いてませんということですが、状況よく判断されているのでしょうか。大分違うのですけれどもね。なかなかそこは復帰に向けての授産所だったはずなのですが、今ちょっといろいろとそういう訓練、リハビリとかいろいろなこともやってませんしね、授産所でいろいろなこと当初作業をやってどうのこのことだったのですけれども、その計画には、ちょっと外れてきているかなということがあるのですよね。

それでよく、丸投げとは言いませんけれども、ちょっと広域で富良野でやっているからというようなどころありはしないか、やっぱりよく実態調査というのですか、それをやっていただいて、どういう状況なのかということをよく把握していただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） ちょっと私のほうからも御答弁させていただきたいと思いますが、村上委員も若干誤解されている点もあるのかなと思うのですが、ここに書いている110万余りについては、当時この富良野圏域で、その社会福祉法人と医師を通じて、それぞれの地域で、そういう受け皿がないということで授産施設を建ててもらって、その建てた費用を、この5市町村で皆さんで負担し合おうということで、一定程度手続をとって予算の議決をいただいたわけでありまして、今申し上げるようなことから、この部分については裁量の余地がございませんので、私どもはその構成市町村として、義務的に費用を負担するという性格のものでござい

ます。

あと、委員がおっしゃられているような運営の中の関係については、やはり今担当課長も申し上げたように、いろいろと工夫の余地があるのであれば、お互いこの圏域の中で議論して、もっともっという方向での議論は、必要であればすべきだと思いますが、この費用については、前段申し上げましたような性格だということを、ひとつ御理解を賜っておきたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子委員。

2番（村上和子君） これ見てよくわかっております。医療法人から借り受けをして2%で3,894万円で建てた施設でありまして、負担割合も平成26年まで払っていくということは承知しておりますが、この所期の目的が、この負担金については、わかります、それはね。5市町村で話し合っ、こういう施設をつくらうということをつくったわけですから。ところが、今そこの中の運営につきましては、当初の目的を果たされてないと、そういうことを申し上げているので、これの金額の負担の割合につきましては、もうそれは十分承知しております。そういうことですので、運営の当初の目的がちょっと違うのではないかということ。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 村上委員の御質問でございますけれども、広域で自立支援、特に精神障害の部分については、それぞれの町村で行うことが困難なことから、広域で行うということが決められ負担をしていくということでございます。その主軸となる富良野市の法人がありますけれども、この理想を掲げて、目標を持って推進してきているわけですけれども、委員御指摘のように、一部は目標どおりと言いますか、なかなかうまくいかない、事が運ばないということも中にはあるにはあるのかもしれませんが、我々といたしましても、やはりそれらの見守り、また、是正していく面については、沿線の市町村と話し合った中で意見を申して、より効果的な体制に持っていくように努力してまいりたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 103ページの在宅福祉事業の委託料で830万7,000円。これは配食や移送サービス、除雪、電話サービス等々が入っておりますが、この間の一般質問の中で、この配食サービスの単価を引き下げるといような町長話さされておりましたが、どのように引き下げられるのかお伺いしたいのと、現在この点、何人利用されている

のかというところ、お伺いいたします。あと、移送サービスの実績等というのは、どういうふうになっているのかということもあわせてお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 6番米沢委員の御質問でございます。給食サービスの状況にありますけれども、一般質問にもございましたが、料金の町の負担が700円ということから、状況として1日の利用は6名程度という状況にあります。そこで、この制度のあり方について、現在検討を加えているところであります。この条例に基づきまして、このような負担となることから、この今後のあり方、総体的に現在委託をしております先の社会福祉協議会とも話し合いをしているところであります。民間の手によって行うことが、あるいは可能でないかということもあります。それらを勘案しながら進めている状況で、検討を加えている段階でございます。

それから、移送サービスの状況でございますけれども、現在富良野、それから町内におきましても通院等の移送を利用している状況にあります。入院された方がふえることによって、若干減少の傾向にありますけれども、これらも利用する方に対して事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 配食サービスについては、条例があります。まだ決まってない。最終的には委託をして、その部分で下げるとい話なのかなと、どうなのかよくわからない話ししているのですけれども、はっきり、まだ決まってないんですか。決まってない。ちょっとそこ答弁お願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢委員の御質問でございます。20年度におきましては、19年度同様の形で当面進むというふうに考えてございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） したら21年度から実施する計画の中で進めるということですね。条例の改正もあわせてということで理解してよるしいのかどうかということです。

もう一つ、この実施段階でも高いということがわかっていて、過去のことオウム返しするわけでありませんが、やっぱりあなたたちの失敗策ということで理解してよるしいですか。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員の御質問でございますけれども、条例を改正した当初の考え方といたしまして、このしようとする方に栄養

の行き届いた配食、栄養を観点として食の自立をしていくという観点から、この充実をしていく、そして町といたしまして実施しているところのデイサービスの食事代とあわせて、町が行う場合は700円ということと考えてきたところで、それが今おっしゃったようなことではなくて、適正なというふうに考えているところであります。

この1年かけて、十分この中身を検討してまいりたいということで、この仕組みづくりを十分検討してまいりたいというふうに考えてございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） その実費負担という形でやられて、それが当然だということをやった。これ今度見直すということで、引き下げるといことだと思のですけれども、そうすると、他のほかとのバランスの中で、あなたたちが言う、よく整合性がとれるのかどうなのかという問題あります。そういう意味で、本当に、何と云うのですか、僕にしたらね、もう本当にひどい話で、引き下がるのはいいのですよ。下げるのは大いにやってもらいたいんだけど、今後の考え方としてね、やはりそういう何かわけのわかったようなわからないような、この実施方法でまた下げるといことであって、最初から下げておければよかった。上げなければ、そういう話になるのですよ。したらね、あの寝たきり老人、おむつの購入に至っても、実費、所得のある人ない人で差つけて、所得のある人もない人もしたら同じでいいんじゃないかと。ねえ、町長そう思いますよね。僕はそう思うのですが、だからこういう問題一つをとってもね、やっぱりバランスを欠くようなことは、最初からやらなければいいということではなく、政策的にやっぱり下げるものは下げるといことを最初からなぜやらなかったのかという点で僕は納得できないものですから、大いに下げることはいいんですよ。これ下げるのはだめだと言っているんじゃないんですけど、その考え方はどうなるのですか。ちょっと副町長でも町長でもいいのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

満足いただけるかどうかわかりませんが、経過については、今まで御説明申し上げているとおりであります。ただ、現状を見たときに、今条例で700円と定めてございまして、実際にはその配食をしていただく手間もかけているわけでございますので、そういう費用も加味しながら社会福祉協議会にお願いしているわけでありまして、私どもは、中見ますと配食のためのメニューの食事が、この700円以

下で調達できる方法があれば、先ほど申し上げているように、収益を加味することなく、原価でお渡すことができますので、コストが下がるものであれば、条例の金額700円も当然下げるといことになるかと思えます。いずれにしても、この経過を話しますといろいろ返りますので、あれませんが、先般町長が議員の一般質問にお答えしましたように、今現場のほうに、そういうコストが下げられる方法が、今の環境の中であるのか、もしくは別な方法でもっと安価な調達方法があるのか、もしくはもっと町が事業と言うよりは、その地域の中にそういう事業化が芽生えるのか、そういうことも含めて検討の指示を町長のほうから受けてございますので、大いにいろいろな角度から検討して、できるだけ負担の少ない方法で提供できる方法を模索してまいりたいというふうに考えているところでございますので、御理解いただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 12番佐川委員。

12番（佐川典子君） 101ページの敬老会費についてちょっと伺いたいのですが、よろしく願います。

お祝いはお祝い金として、本当に大切に喜ばしいことでいいと思っておりますが、平成19年度では326万ということになっております。今後増加する傾向にあると思われませんが、財政難の中で、他町村を見ましても、富良野ではもう廃止になっておりますし、近隣の町村も21年度から廃止を打ち出しているようなのですが、上富良野は喜寿だとか、そういう全般、年齢を上げて80歳以降全員にと、そういうことではないですね。それで、その辺の今後の策をどういうふうに考えていらっしゃるのか。もし今後においては、この打ち切りという形をなっていくようなことになったときに、来年はもらえるんだと、そういう予定していた人が大変なことになるとか、そういうことにならないように、少しずつ配分を段階的にするとか、そういう予定を踏みながら方向性を示していかないとならないのでないかなと思っておりますので、その辺をちょっとお伺いしたいのですが、よろしく願います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 12番佐川委員の敬老祝い金制度に關しましての御質問にお答えを申し上げます。

御質問のこの敬老祝い金、町の条例によりまして喜寿、米寿、白寿という節目のお祝いということでございます。御指摘のように、19年度から比べますと、大幅に増となっているところではございます。喜寿、米寿それぞれ増ということでありまして。今後において、やはりこれらも、そのときそのとき

で対象者は異なりますけれども、人は違うのですけれども、増加傾向ということで、これは見通しを立てたときに、やはり町の大きな負担ということでございます。今後これらについて、沿線の状況もやはり動きが少しずつあるように受けとめております。

私どもも、やはり財政見直し等を勘案しながら、さらにそしてこの対象となる方々の動向などを見きわめながら、やはりあるべき姿を探ってまいりたい、検討してまいりたいと考えてございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 107ページの子育て支援班の発達支援センター事業についてお伺いいたします。

ことしから、さらに保育所の訪問、強化されるという話でありました。町長の施政方針演説の中で。また、この間センター、あるいは電話等で子育ての悩み等がいろいろと電話等でも相談されているかと思いますが、どういう相談が多いのかという点。

それと作業療法士、理学療法士等の方をあわせた、やはり指導という点で、重要になってきているのだというふうに思いますが、その人の配置はどのようにされているのか。

それと、この中では非常にやはり指導の中身が求められている内容であります。この方たちも一生懸命指導されております。そういう意味で、研修等は どういうふうになっているのか。

それと時間の関係もありますが、私、今車両班の縮小だとか、人員の見直しとかという形で言われておりますが、もしも上富良野町がこういったところに、きちっと将来の子育て支援の拠点を置くという形のセンター的な役割という点では、本当に欠かすことできない、頭脳が、いわゆるいろいろな保育所の実態を含めたやっぱり知識や、そういったものが集まってくる場所なのです。そういう人が臨時で置かれてたりだとか、非常勤の職員、いわゆる嘱託職員という扱いになってたりだとかするわけですよ。私はこういったところに処遇の改善をして引き上げてやると。職員の処遇、待遇を、やはりこういうことを一方で、ただ人員を抑えるというのではなくて、こういったところに職員をきっちりと正職に配置するだとか、そういうことをやるときだというふうに思いますし、改善が当然必要だというふうに思っているものですから、この点もあわせてお伺いしておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員の発達支援に關する御質問にお答えを申し上げます。

います。

当町におきます発達支援の活用状況としては、やはり年々そういった対象と申しますか、相談、通所の子供さんが増加しているという状況でございます。相談を受けているそのお子さんの状況には、やはり言葉の面、それからそのお子さんの発達、どちらかと言うと精神面の発達ということになると思いますが、それらの発達の面においての相談過程において、母親がどうしたらいいのかアドバイスを求めるという場面がふえてきているというふうに感じております。そういったことから、保育所や幼稚園におきましても、通常の保育の中で発達支援センターの所員が出向きまして、そのお子さんの状況を観察しながら、適切なアドバイスをしている状況でございます。

それから、指導体制として、作業療法士並びに理学療法士につきまして、本町に在住はなかなかないという状況にありますけれども、近隣の町の居住者の中からお願いをいたしまして、臨時的な任用の中でセンターに来ていただきまして、この指導体制についてのアドバイス等をいただいているところにあります。例えば、週2日間、パート的な時間という限られた中で指導していただけるようにというふうに、20年度においても考えているところでございます。

また、スタッフの研修につきましても、例えば道の全道的な規模段階での研修会、そういったものもあります。一度に全員ということにはなかなかありませんけれども、その研修テーマにふさわしいスタッフを受講させ、向上していくように努めているところでございます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 職員の処遇の改善なんですけれども、ただ人員の整理だとか見直し、雇用を抑えるというのではなくて、一方でこういった町の柱となるべきものところには、きっちりとやはり正職員として位置づける、あるいは臨時の方をせめて嘱託職員として格上げするというようにやるところだと思っております。

町長ここ何回か言っておられると思いますけれども、非常にやっぱりそれぞれの一人一人のお子さんに求められている指導内容というのが、それぞれお子さんの育ち方変わってますから、より高度な知識が求められている部分なのです。そういう意味では、そういった専門職を生かした中でのやっぱりこういう体制づくりというのは、絶対重要になってきていると思うのです。これからこういう子供たちが何となくふえる傾向にもあります。保育所に、いろ

いろな方に聞きましても、やっぱりこういった発達支援センターの指導員さんが見守って巡回来てくれて、そこでいろいろ話もできると。子育てしているお母さん方の気軽に相談に乗ってくれるというやっぱり大切な場所なんです。そういう意味では、何回も言いますが、こういったところに対する正職や嘱託職員という形の中での、やはり処遇の改善を行って対応するということが必要だと思いますけれども、前からも言っておりますが、一向に改善されないのですが、この必要性という点では、町長どうでしょうか、このそういう改善を求めるという点で、町長どういうふうにお考えなのが、お伺いしておきます。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 5番米沢委員の御質問にお答えさせていただきますが、私は必ずしも正職員だから云々、臨時職員だから云々ということではなくて、委員もおっしゃっているように、この発達支援センターの職員の皆さん方、本当にすばらしい活動を展開していただいておりますし、努力をいただいているということには感謝を申し上げておりますが、その方々は一生懸命に、私は臨時職員だからこれだけしかしない、正職員だったらということとは違う。私は正職も臨時職も、我が町の職員として、その置かれている責任分野は同じであるという認識のもとで、それぞれに努力していただいているということで感謝をいたしております。必ずしも正職員でなければならないということで、私は理解をしているつもりは持っておりません。

そして、特にまたこの発達支援センターにつきましては、我が町単独で実施しているのではなくて、隣町の中富良野町と共同の設置をしておりますので、ここににつきましては、両町との調整を図りながら、その対応を図っているということで御承知おきいただければなというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） ほぼ同じ職員、正職員と仕事しているのですよ。そこに、この人たちは言いませんけれども、同じ仕事しておきながら、やっぱり待遇、処遇が違うのだと。一般、今地方自治体に求められているのかどうかわかりませんが、今民間では、もう既に正規職員の雇用形態をとって、きちっと今後につなげるような雇用の確保をしなさいという形で、その内容にもいろいろありますが、正規雇用をふやすという職場も出てきます。そういう意味では、私行政だからこそ、その立場に立ったやっぱり職員の配置というのも、全部しれというのじゃなくて、やっぱり一人でも二人でも改善できるものは改善すべきだし、同じ仕事しておきながら、

一方は正規職員でありながら非嘱託職員という、職員という点では同じだと言うけれども、全然違うわけですよ。こういうものがあるのだということを町長もう一度改善すべきだし、理解されてないのではないかなと思うのですけれども、もう一度答弁求めます。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） ただいまの御質問について、私のほうからお答えさせていただきます。

確かに正職員との比較では、そういう議論になるかと思いますが、私どもはしっかり制度を持って任用をいただいているわけでありまして、そういう観点からすると、そういう適正な制度のもとに、お仕事につかれていますというふうに思うわけでありまして。まあ、いずれにしても、職員の担う部分、それからそういう立場で担う部分、それからさらに補完的に担っていただく部分については担い方が違いますので、その辺はひとつすべて見たなりに同じだということで、どこに合わすかについては、まあいろいろとり方もあるかと思いますが、私どもは今の現行の制度の中で、現行の制度の中で何かまだ十分でないところがあればともかく、そうでない限りは、常態としてそういう担っていただける方すべてを職員にするということについては、認識の違いがあると言わざるを得ないわけでありまして。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 押し問答になるかもしれませんがね、副町長が言うように、それぞれの職務を理解されているからということで、それはそれで立派なんだと。私も立派だと思います。でも、同じ仕事をおこなながら、片や嘱託職員という形になって、それで公平さが保たれるのかということであれば、同じ職種を一生懸命しながらですよ、たまたま嘱託職員、臨時職員だという形になっているだけであって、その内容は、仕事の中身見れば何も変わらないですよ。そういうところにこそ、やはり一人でも、全部上げれと言うんじゃないですよ。一人でもそういう改善できる余地があれば改善して、やはり上富良野町の子育ての支援となるやっぱり拠点ですから、そういうまちづくりというのやる必要があるのではないですか。ただ、何でも雇用しない、削減するというだけではなくてですよ、そのことを言っているのですね、もう一度答弁お願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 繰り返しになりますけど、今余り水かけ論はすべきでないと思いますが、町が行っている事業にかかわっている方は大勢います。御案内のとおり、職員から定数外職員たくさん

います。それをすべて職員が担うことについては、ある意味では理想かと思いますが、まあ実態としてはそうならないというわけでありまして、町長も申し上げているように、非常にこの限られた分野の相当知識と経験を持って担っていただいていることについては、当然そういう部分の十分な評価をしてございますが、それと職員の身分保障等については、やはり考え方を分けて判断せざるを得ないということでございますので、その点申し上げておきたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） 私は101ページ、高齢者事業団の関係についてお尋ねをいたしたいと思っております。

昨年は456万、本年度は424万ということで、32万の減で、昨年の僕は予算書の書き込みの中に、高齢者事業団の訪問開拓員、道支出金で40万円というのが載ってまして、それには20年度で打ち切りと僕メモしたのですね。だけど今回の歳入の中身見ますと、道支出金の中に40万円が入っていないのですね。そんな関係で、32万の減かというような感じをしてるのですけれども、まずそれが第1点。

それから、高齢者事業団のどんどんどんりストラされたり、それから若年層で入ってくる人等もおられて、会員数がふえているというようなことをちょっと聞いているのですけれども、会員数の昨年と今年度の比較、それからもう一つは運営状況、例えば受託事業なり、開拓しているいろいろな事業等を展開をしているので、そういうような事業の関係等について、わかればまずお知らせをいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 9番中村委員の高齢者事業団にかかわります御質問にお答えを申し上げます。

この補助金につきまして、道からの補助金も昨年度まで来ていたということでございます。今年度は、20年度におきましては、道の補助金なくなったということで計上はいたしていないという状況でございます。

また、この補助金の額につきまして、この道の補助金がなくなったからということではないわけですが、削減のこの内容を理解いただきまして、情勢から削減に至ったということで、これはよく話し合った結果ということで御理解いただきたいと思っております。

また、会員数においては、やはり年々減少という傾向にございます。お手元の資料は、18年度にお

きましては、18年度が84名でございます。19年度におきましては、78名という状況でございます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 福祉対策班主幹。

福祉対策班主幹（大石輝男君） 施業の延べ人員でございますけれども、平成18年度におきましては、延べで1万1,554名。平成19年度におきましては、1万1,108名ということで、ほぼ横ばいの施業実績になってございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） 減額された経過というのは、僕の昨年の予算書の書き込みが、20年度で打ち切りというのが、19年度で打ち切りだったということで理解をしています。

それで、減少傾向としては、84名の78名ということであれば、そんなに大きな減少ではないのだと。従来は、私がいろいろ公民館にあるときにいろいろお聞きしましたら、大体60名から65名だったのですよ。ですから、相当ふえているなということで、ただ仕事がないから、言うなれば人数がふえても、余り収入等に大きくふえるという要素にはなっていないのかなという気がするのです。今延べ人員で言ったけれども、それでは事業量に対して、言うなれば収入に対して、この人たちの人数割で行けばどうなのかなということがちょっと出てくるのかなと思ったけれども、まあいずれにしても横ばいの事業だということで、事業団にいる人たちが一生懸命仕事の開拓ということで回っているという実態を聞いております。ただ、僕はやっぱり高齢者になっても、なお自分の特技を持って働きたい。また、健康のためにも、1週間のうちに何日が働きたいということの気持ちを持って加入されているので、できればやっぱり保健福祉課としても所管をするという立場で、事業の開拓に、なお一層努力をするなり、それからアドバイスをしていただくなりということでお願いをいたしたいと思っております。

終わります。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 9番中村委員のただいまの御意見のように、私どももこの高齢者事業団の仕事の確保に向けまして、その増加に向けていろいろ私どもも注意し、アドバイス等をいろいろしてまいりたいというふうに考えてございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 111ページの一時保育と

特定保育補助事業という形で、ことしから始まるわけですが、利用者等については、まだ想定されていないのかもしれませんが、大体この実績に基づく、いわゆる予算措置の中では、大体どのぐらいの想定がされているのか、お伺いしたいというふうに思っております。

あと、今年度、来年度に向けて、子育て支援のサポートセンターの設立というのも出てきております。今、町長もこの間言っておりましたが、保育ママ制度というのがあります。予算も今回大分条件も緩和され、あるいは資格等についても、一定の講習を受ければ、その受け入れる条件も可能だという形になってきてます。こういった制度を利用するという点では、今さわやか財団というのですかね、ああいったところでも、こういった講習の取り組みをやっていますし、もしも上富良野町が、こういったサポート制度によって子育ての支援をやったりしたいという方々がいれば、こういった支援センターの中に入れていただいて、協力してもらおうという点では大切だというふうに思いますが、この点について、そういった立場からの、やはり講習というのですかね、そういうものを上富良野でもやってみるだとか、あとこの1平米当たり1人に対して3.3平米だとかいろいろ決まりがあるのだと思うのですが、この制度というのはどのような、今新しい制度の中では、そういう決まりというのはどのような決まりになっているのか、わかっていれば、わかっている範囲の中でお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員の保育に関する御質問にお答えを申し上げます。

まず、一時保育でありますけれども、子育て支援の大きな策として、20年度におきまして一時保育を実施したいと。これは通常は保育には通っていないけれども、何らかの急を要する事情があった場合に、保育に預けることができるということで、町内3施設において取り組むように、各関係の保育所、3カ所ですけれども、それぞれ何回か関係者と打ち合わせをして、年度当初から実施できるようにというふうに進めているところでございます。

その想定人数でありますけれども、中央保育所、西保育園、わかば愛育園にそれぞれ合算いたしまして、年間で150名程度の人員ということ想定をいたしているところでございます。

また、ファミリーサポートセンターでございますが、これは20年度中におきまして、どこかで試行、センター立ち上げと言いますが、これの仕組みといたしましては、子育て中の家庭を、子育て終

わった方と言いますか、支援できる会員を募って、そのサポートする会員の手で、その母子と言いますか、育児中の方を支援するという制度を上富良野町として立ち上げたいということで取り組んでいるところであります。20年度中の検討、それからそういうサポートボランティア、そういった方々の募集等を進めた中で、試行できるように何とかしたいという考えで検討を進めているところでございます。

また、保育ママ制度につきましても講習等につきましては、この取り組み等につきましては、これからまだこの中身をよく研究して、この子育て支援の一つとして実施できるような形で研究してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 1人当たり、例えばそういう保育ママ制度を使った場合、預かる方が一定1人に対して何平米必要だとか、一般の家庭でもできるというような話であると思うのですけれども、また、講習については、子育てをした方が、保育士の資格なくても、その講習を受ければ実際のできるという話になっておりますので、その点も含めて、今後の対応として、そこにいわゆるNPO法人をかますとかがいろいろやって、そのNPO法人を育てるといふものも考えながらやる必要があるのではないかと。その分町での負担も若干抑えられる部分もあるでしょうし、町が言っている財政の削減にもつながる部分もあるのかなと思うものですから、そういうやっぱり制度をこういう機に大いに生かしながらやるということが必要ではないかなというふうに思うものですから、この点わかっている範囲でもいから教えもらいたい。

委員長（長谷川徳行君） 子育て支援班主幹。

子育て支援班主幹（吉岡雅彦君） 今の件でございますが、まずファミリーサポートセンターは、名前聞くと箱もののような感じいたしますが、要するに保育を依頼する方と、保育をサービスサポート、提供する会員と、その相互で成り立つ制度でありまして、どちらかの自宅を用いてやるというような制度でございます。そちらについては将来的には、当然試行の段階では、子どもセンターを活用したいと思っておりますが、将来的にはそのNPO法人ですか、そういう関係で、またできれば、できることはお願いしたいなという形ももちろん考えてございます。

もう1点、保育ママのほうでございますが、こちら実は割と最近文書来たところでございまして、せんだって検討してみたのですが、恒常的に待機児童のいる自治体ありますね。例えば札幌とか旭川。旭

川なんか200人ぐらいは常時いるような話聞いておりますので、その待機児童解消のための策ということでございまして、当町は17年度に若干一時期待機児童出たのですが、18年、19年と出ておりません。また、20年は一部今保育所で定員割れ起こしているような状況でございまして、待機児童いないことから、せんだって文書見た中では、当町には今のところ該当しないなというふうに保育ママのほうは考えてございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 最後にさせていただきますけれども、今あわせて保育料の問題ですけれども、高いという形で、今それだったら第三子以降は、やっぱり無料にするだとか、いろいろな制度の取り組みが行われてます。下げるの無理だったら、そういった第三子の持っている保護者については、小学校上がっていても、小学校の子供さん含めて3人いれば、保育所にいれば、やはり減額あるいは無料になると。三子、そういう具体的な保育料の引き下げができないとすれば、そういう三子目を無料にするだとか、そういう抜本的な見直しというのは、町長考えられないですか。

上富良野町で大体三子という形で、目預けている方というのは、そんなに多くはないんだと思うのですけれども、実態としてちょっと参考のためにお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 子育て支援班主幹。

子育て支援班主幹（吉岡雅彦君） 昨年7月現在のデータであります。保育所に、小学校とかではなくて、保育所の中だけで3名入っている方で1世帯であります。昨年度。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 5番米沢委員のもう1点の保育料の問題であります。いつか委員から同じような意見を受けたことがあります。今、町は行財政改革の中で、保育所の民間移譲を考えているところでありまして、西保育所につきましては、その対応をさせていただきました。今中央保育所についても、行革の推進の中で民間移譲していきたいというふうに思っております。その段取りを行革の中では、日程、年度の計画を立てさせていただいておりますが、このことによりまして、今現在で3,000万から4,000万近くの負担を、直営でやることによって負担増があるわけですが、そういった部分も含めて今、前にもお答えさせていただきましたように、保育料の今95%をちょうだいしている部分の見直しだとか、あるいはそれらの財源

を使った中で、今御指摘のありましたように、2人目は何割にする、3人目は何割にするというような保育料の調整等々もするような対応をしていきたいなど。

従前、いつも申し上げておりますように、財政運営の中で、今日までそういったスクラップをしながら財源を確保してきたけれども、これからはそういった浮いた財源で、次のそういったサービスの展開にしていけるような、今財政運営がやっと地についてきたということでもありますので、これから第5次の総合計画の期間中に、そういったことも含めながら、スクラップした部分はビルド、新たな事業展開、新たな住民サービスに向けるというような手法をとりながら財政運営をしていきたいというように思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで3款の民生費についての質疑を終了いたします。

ここで、説明員が交代しますので、少々お待ちください。

次に、4款衛生費の118ページから133ページまでの質疑に入ります。

2番村上和子委員。

2番（村上和子君） 123ページ、母子保健費のところでございます。今回、臨時の助産師を配置をして、生後4カ月までの、こんにち赤ちゃん事業を展開すると。非常にこれ前から私こういうこと何回か言っております、本当にこれは評価したいと思うのですけれども、ことしだけの設置なのでしょうが、それとも今後についてずっと配置、助産師については配置をされるということなんでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） ただいまの母子保健についての、この新生児の訪問ということで、この20年度にこんにち赤ちゃん事業という補助も受けた中で実施をしたいということで考えているところでございます。

このことにつきまして、臨時助産師を雇用した中で、この20年度におきましては、そういった形でこの訪問を実施するというところでございます。その次の年度以降はどのようなということに対しては、この状況を見守りながらと言いますか、あるいは現行の保健師体制の中で実施することも視野に入れながら検討してまいりたいというふうに思っております。

す。20年度は、こういうことで実施をして参りません。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子委員。

2番（村上和子君） ことしやってみてということでございますけれども、引き続き何とかよろしくお願ひしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） 同じ123ページの予防のところの予防接種なのですけれども、今現在町で児童等に行っている予防接種の種類等教えていただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 健康推進班主幹。

健康推進班主幹（岡崎智子君） 予防接種につきましては、児童に関しましては三種混合、麻疹、風疹、ポリオ、BCGが定期接種になっております。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） 児童の部分で、今言われた部分なのですけれども、私は前回の4定のときも言った思い出あるのですけれども、水疱瘡が非常に高額でありますし、小さいうちにきちっと予防しておけば、かかってもひどくならないし、まあ大人になった後でもいろいろいいということ等々医師から聞いているので、全額補助とは言わないまでも、一部補助をしても、この水疱瘡の部分を推進していくような考え等々はないのか。

もう1点、あと児童、もうちょっと大きくなってからなのですけれども、よく高校受験、大学受験等々に、本州等々に試験受けに行かれるときに、またなぜかはしかがはやったりすることが今非常に多いのですけれども、それらの予防対策的な部分というのは、考えているのかどうかお聞かせください。

委員長（長谷川徳行君） 健康推進班主幹。

健康推進班主幹（岡崎智子君） 委員おっしゃるとおり、水疱瘡につきましては任意接種となっております、確かに接種されるときには幾らかのお金がかかると存じております。ただ、水疱瘡につきましては、接種効果というところで、まだ確実に接種が、100%近くつくというふうな接種効果のところは確率されていないというところで、任意接種になっているところをお含みおきいただきたいと思っております。

あと、麻疹、風疹につきましては、今回新たに中学校1年生と高校3年生、1回接種を受けていない方たちが、5年間の経過措置の中で、麻疹、風疹の接種を行うということで、今年度新たに187万ほど増額させていただいております。

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部洋己委員。

11番（渡部洋己君） 123ページ、今の関

連、予防接種のことなのですけれども、肺炎の予防接種のことで、今度4月から肺炎の予防接種に助成と聞いているのですけれども、前回12月一般質問のときに、調べたときに、肺炎の予防接種が5,134円だったかな、この金額だったのですけれども、これ3,000円助成すると2,134円でいいのか、そこら辺ちょっと確認させていただきたい。

委員長（長谷川徳行君） 健康推進班主幹。

健康推進班主幹（岡崎智子君） 助成額につきましては、町としましては3,000円というふうに考えております。それぞれの医療機関の中で接種単価が決まっておりますので、医療機関の設定した単価の残り額を御本人が支払いいただくというふうに考えております。

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部洋己委員。

11番（渡部洋己君） 町立病院の場合は、前回調べたときには5,134円だったので、町立の病院の場合は、その単価でできるのかな。3,000円例えばもらえば、2,134円でいいのか、そこら辺。

委員長（長谷川徳行君） 健康推進班主幹。

健康推進班主幹（岡崎智子君） そのとおりです。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） 119ページの乳幼児医療給付費にかかわるところで、ちょっとお聞きしたいのですが、わかる範囲で結構だと思うのですけれども、現在乳幼児医療、今度医療法制度が改正される等々あるのですが、19年度も約2,400万等々が拠出されているのですけれども、この内容の中で、いわゆる時間外等々に係る乳幼児の医療費がどの程度あるのか。また、特定の疾患によって通院されている、入院されている割合がどの程度かという資料が出るかどうか、わかれば教えてください。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 7番金子委員の御質問でありますけれども、制度につきましては、趣旨は把握しているのでありますけれども、医療費の給付につきましては、私どもちょっと今把握していないということで、病院に確認すればわかるのですけれども。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） もし差し支えなければ、急がないのですけれども、その調べることというのは可能かどうかだけ教えてください。

委員長（長谷川徳行君） 総合窓口班主査。

総合窓口班主査（及川光一君） 金子委員の御質問に回答したいと思うのですけれども、まず時間外

の診療となりますと、レセプトを見てもわからないというのが現状であります。それで町民生活課長がお答えしたように、病院に聞かないとわからないというのが現状であります。

あと特定疾患につきましては、レセプト関係を確認すればわかる場所ではありますが、今その辺の数字は持っておりませんので、即答はできない場所です。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子委員。

2番（村上和子君） 125ページの妊婦健康診査、これ公費負担拡大されて本当によかったと思うところですが、どうして低所得者とそうでない人、こういうふうに分けるのでしょうか。私はそういう分け方をしないで、どちらも5回受診券、こういうようなのを配付してもらいたいと思うのですけれども、どうしてそういう判断なぜされるのか、ちょっとお尋ねしたい。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 2番村上委員の妊婦健診にかかわっての御質問でございます。この妊婦健診、20年度におきまして公費負担、町が負担する部分をふやしたいということで提案をさせていただいているところでございます。その中で、理想といいますが、5回という線が上がってきたわけですけれども、上富良野は今まではどうだったかと言いますと、1回であったということでございます。その中で、5回という線につきましては状況を、その妊婦さんの御家庭の状況の中で、低所得者の状況にある方々、特に実態をある程度調べた状況の中では、この低所得者というふうに思われる方が回数が多い、大事なところで行けなかったという実態が実は見つかったという状況にあることから、この御負担いただけるそれ以外の方については、3回を負担しよう。そして、そういった低所得者という方においては、この行けなかった、行かなかったということのないように、5回の公費負担をとということで判断をいたしまして、予算を計上したということでございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子委員。

2番（村上和子君） 町長にちょっとお伺いしたいのですが、町長はよく、低所得者とそうでない人と一緒にするのもどうなのかと、よくそういうことをおっしゃるわけですが、まあ今回申し合わせたように、富良野市でも5回、それから中富良野町も5回まで拡大すると、こういうふうになっておりますが、私どもは今まで、ほかの町村は2回だったのが1回だったわけですね。今まではね。今回5回なのですけれども、これは低所得者の方が5回で、そうでない人は3回と、3枚と、こういうことでね、こ

これは私はちょっと、こういうふうな線引きをするのではなくて、またこれ低所得者がどうかとか、またあれでないでしょうかね。作業なんか大変でないんですかね。どうせやってくさるなら、もう5回、5枚なら5枚というふうなことになりませんかでしょうか。町長ちょっと。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 町長にかわりまして、私のほうから、とりあえず町の考え方をお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、委員からは、委員会も通じましてそういう声を聞かせていただけてまして、見方をすれば、今ほかの自治体で、聞くところによると、厚生労働省も、まあ一つの目安として、5回というのが各市町村に書面でおりているようでございますが、どういうことかわかりませんが、強制でないということもつけながら5回というようなことであります。

今言われるように、この沿線でも5回の自治体が多いということは、承知をしております。私も今まで1回でありましたけど、現場である保健福祉課のそういう部門で、現在の実態をつぶさに検証させていただきました。今までの1回、1回だからそうかどうかについては、さらなる検証が必要だと思いますが、年間通じまして、十四、五回の健診に至っていない実態があるということでございますので、まあこれは原因が何なのか、経済的なものなのか、それともそうでないのかということまで含めて、実態検証をさせていただきました。

その結果、今までも御説明申し上げましたように、十分に年間の健診の費用を容易に負担できる世帯については、それなりの対応でいいなと。ただ、経済的に負担を、非常に困難だという世帯については、それなりに多く行政としてもやらなければならないということが3回、5回でございます。

さらに冒頭申し上げましたように、理想は年間というか、出産までの必要な十四、五回、全部そういう負担を助成するのも一つでしょうけれども、私どもは負担を軽減するという要素と、それから実際に本当にその実態を見たときに、ただ回数で議論できない実態もございますので、そういうものを補完する手法として、今まで御説明申し上げてございますように、臨時職員ではありますけれども、助産師を確保して訪問、それからいろいろとそういう出産までに至る経過を間接的にチェックをして、その不安なりいろいろ相談に応じる、もしくは必要に応じて指導していくという人的な対応をすることがベターだという判断のもとに、こういう施策を今回予算措置してございますので、その点含めて御理解をいただきたいなと思っております。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） 127ページ、葬斎場の関係でお尋ねをしたいと思います。

委託金が399万6,000円ということでございます。それで、これを17年から大体似たような数字で推移をしております。たまたまことしの1月31日に、中富良野町議会と議員会同士の交流会を行いました。その折に、いつも交流ばかりやって、何か一つ我々議員会で成果を上げるものがないかという中で、葬斎場の委託管理を中富良野町と上富良野町の合同でどなたかに委託する方法がないかというような意見が出てきたわけです。

それで、私ちょっと調べてみましたら、上富良野が大体年間90件ぐらいの処理、中富良野が大体60件ぐらいの処理。そうすると、年間150の処理件数。上富良野は399万6,000円で、中富良野さんは223万2,000円ということで、合計で622万8,000円なのですね。たまたま富良野で2人配置でということで、火葬件数が249件で718万2,000円なんですね。そうすると、極端に1体当たりの処理と言ったらまたおかしいですけども、とりあえず富良野の場合は2万8,843円。上富良野と中富良野合算すれば、4万1,520円という数字になるのですね。そうすると、例えば上富良野は東洋実業にやっていると。中富良野さんは個人の人が委託を受けてやっているというケースなんだけれども、何とかこれをやれば、ある面で上富良野、中富良野の葬斎場の維持について、削減できる方法があるのではないかと。

というのは、我々議員会同士でやったけれども、ただわあわあわあわあ広域連合がどう、消防がどうのと言って、それで終わっているんじゃないかということで、一つの方向性を出してみないかということなんで、中富良野は中富良野で理事者のほうに、こういう面で上富良野とちょっと協議をする場を設けてくれないかということと言おうと。上富良野も、そういうことであれしようという意見が出たものですから、とりあえず基本的にこういうことができるかできないかということで、両町の担当者の中で意見交換をするということで、機会をつくるということではいかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 9番中村委員の御質問にお答え申し上げます。

葬斎場につきましては、御承知のことと存じますが、私どもの町につきましては、常駐していただきまして、常にきれいに保っていただきまして委託管理をしているところでございます。

また、中富良野町につきましては、葬儀の都度来ていただいて実施していただくところから、委託料につきましては、当然違うというふうにして認識しております。

それで、担当者同士の中でも、中富良野町につきましては相当老朽化しているし、いつ壊れてもおかしくないぞということで話してまして、今後につきましては、できれば上富良野町に使用するような協定書を結ばせていただきたいということで話もいただいております。それで、今中村委員おっしゃいましたように、今後におきまして、それら使用料等につきましては、十分協議していくような形にはできるというふうにして思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） 利用料のことばかりでなくて、とりあえず当面は、この問題についてやって、将来はということで、今当然利用料についても、おおい上富良野1万2,000円高いなという、中富良野の議員の皆さん方からも言われました。これは上富良野町民も、ほかの町民も同じようなことで扱っているからということでは言いましたけれども、いずれにしてもとりあえず広域連合の前段で、やっぱり隣の人のそういう意見交流をやり、そうやって施設の維持管理もできるだけ節減できる中でやっていくか、そのことが将来、また上富良野と中富良野で一緒になった形での葬斎場の問題が出てくるかということも僕は可能性もあるので、できればとりあえず事務方でその点、とりあえず詰めていただくという努力をお願いしたいと思います。その点副町長いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 私のほうから少し御説明申し上げますけれども、今広域連合の企画御提案させていただいてますけれども、まだまだ現場段階で、過去にはこれらの業務についても、この圏域の中でやることもどうだろうというシミュレーションを持ったところであります。ただ、生い立ちなり、今の現施設の老朽度も相当違いますので、中富については早々の課題でございますし、その他については、またそれなりの課題でございますので、お互い困ったときには連携しようということで、今担当課長のほうから申し上げましたように、上、中でそういう形を今模索しているところでございます。

今申し上げられました、その事務的にやることについては、その将来のことを考えると、中富良野さん、仮に私どもの施設を利用になると、その費用を中富良野さんにも負担を強いることになりますので、そういう維持管理の費用を安価にすることに

いては、お互い望むところだと思いますので、否定するものでないと思っておりますので、一つの将来に向けてのプランとして、実務的にそうなればどうなるのかというシミュレーションについては、事務方にも、中富良野の事務方がどういう意向にあるかわかりませんが、余り違和感ないようであれば、ひとつ絵をかいてみるのも一つだという認識でおりますので、中富良野さんの状況も見ながら、今言われたことについては、今後の活動の一つに認識を持ってやりたいというふうにして思っております。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

7番金子益三委員。

7番（金子益三君） 129ページのクリーンセンター管理費にかかわりますところで、私たち議員何度も同じことを繰り返して町長にお願いしている部分ではありますし、町長も町長の在任期間中は、絶対にやめることがないという部分で一般廃棄物処理施設設置地区連絡協議会の負担の部分でお伺いいたしますけれども、昨今のごみの分別の徹底、またダイオキシンのない状況、さらに加えて、南富良野町からごみを他町村から持ってくるということは勘案したとしても、我々厚生文教常任委員会、先進地を見て参りました折にも、同じ炉の同じ施設、同程度の施設のところで、このような過大な負担金を払っている例はございませんので、いきなりゼロにしろということ、これは現地のやはりいろいろな方の感情もございましょうから、ゼロにしろということは申しませんが、年次的に減額していく時期にそろそろ入ってきたのではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 金子委員の御質問でございますけれども、この地区連絡協議会の負担につきましては、御承知のとおりでございますけれども、地域の地区住民会に加入しての方で、かつ地域におきまして農地を所有して、処理施設が安全に稼働できるようということで、そういうことを目的に設立されまして、町が応分の負担ということで、地区に対して負担しているところでございます。

再々軽減はできないのかということでございますけれども、私どものレベルといたしましては、まだちょっと地域との協議には至ってないところでございます。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） 今の心情的な部分もわかりますし、経過の部分についても私も理解しているつもりではありますけれども、しかしごみの排出ル

ルが若干プラゴミに関して変わりました、その分可燃ごみ等々の量が一般の家庭においても、ゴミ袋のいわゆるお金がふえているわけですよ。仮にここが上富良野町外の地域に持って行っているとするのであれば、これはやはり応分の負担料というものを我々も払って処理していただかなくてはいいませんが、これ上富良野町内にあるわけですよ。その方たちは、ゴミを出してないわけではないでしょうから、私はそろそろこれは見直すべき時期に入ってきている。町民の皆さんも応分の負担を払っている時期でありますから、この辺どう考えているのか、もう1回お伺いします。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 7番金子委員の御質問にお答えさせていただきますが、過去におきまして他の議員から御質問をいただいております。今金子委員の理論からすると、そのとおりであります。しかし地域の人たちにしてみれば、何で我々の地域にこんなものがあるの。このものがあることによって、いろいろなものが、弊害というものもありますよということが地域としては、何で上富良野全体のものを持ってきて、おれのところで処理するのだ。よそのところでしてくれりゃいいじゃないのと。しかし我々は了解したんだから、それなりの地域に対するものを考えてほしいわということで、ある程度の金額で当初はやったわけですが、残念ながらダイオキシン大量に発生させた。農作物における風評被害だとかいろいろなことが出てくると大変だということで、今の金額にさせていただいたと。今そういう状況であります。現在は、当初は上富良野町内のだけということ为前提として、あそこにクリーンセンターを設置させていただいたわけですが、今は広域圏で一般廃棄物の共同処理ということで、我が町、よその地域の町村の物まであそこで対処するようになってきているということでもありますので、そういったことも理解していただいている。今回も南富良野からの一般ごみの搬入についても、地域の人たちは理解していただいていると。ノーと言われるとできないわけですが、理解していただいているというようなことで、お互いに相互理解の中で進んでいるわけがあります。安全操業ができるようになったんだから、もういささか少しづつまけてくれやということになるのかというと、私は今のところはそうはならない。ただ、大雪、美瑛、東川、東神楽でやっております、大雪にの周辺に対する補償金制度、また、我々が富良野の環境衛生組合に生ごみ等々我が町でも出しておりますが、その環境衛生組合で、あの上5区の周辺の住民の方々に出している補償金等々、毎年出している

補償金等々、そういう観点からしますと、我が町だけがあの地域の皆さん方に目をつぶれということには、私はならないと。今、前にもお答えさせていただきましても、当分の間は、私としてはこれを減額、まけてくれと言って地域をお願いをする状況は、まだ早いというふうに思っております。もう少し安全操業が継続し、また、あの地域に安定した対応を図り、圏域の全体的な対処についても協力をいただける、そういう範囲の中で、また時代の中で相談をさせていただくときが来るのかなと思っておりますが、現状ではそういう時期ではないというふうに認識をいたしておりますので、御承知いただきたいなと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 御理解できましたか。よろしいですか。

2番村上和子委員。

2番（村上和子君） 131ページのじん芥収集車両の購入、新しく購入するわけですが、これは富良野市のじん芥車は、参考までに聞かせてもらいたいのですけれども、バイオ燃料で走っているのだと思うのですけれども、そういった車を買おうとすれば、かなり高いのでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 2番村上委員の御質問でありますけれども、富良野市の燃料につきましては、ちょっと把握してないので、お答えをできません。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子委員。

2番（村上和子君） それと、ではこの新しい車に、車体にさわやかな、今までとちょっと違うようなさわやかな図柄をちょっとイメージして入れてほしいと思っておりますが、その点についていかがでしょうか、ちょっとお答えいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） これから、今後購入することになるわけですが、これはあくまでも防衛庁の調整交付金利用でございますので、制限はされると思っておりますけれども、検討の課題だということで御理解していただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） 129ページのクリーンセンターの関係なのですが、活性炭の関係なのです。私も19年度の予算書のメモの中には、活性炭は19年12月までは日立金属が持つと。したがって、20年の1月から3月までは40万円と。それ以降は、年間約160万かかるということなので、これは消耗品の中に予算書の中では入れているのか、どこの項目で入っているのか、ちょっと教えていただ

きたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 生活環境班主幹。

生活環境班主幹（服部久和君） 9番中村委員の御質問にお答えいたします。

消耗品ということではなく、委託費の中に包含して予算計上させていただいております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） そうしたら委託費の施設維持管理費の中ということで、あと項目がないね。そういうことでよろしいでしょうか。はい、わかりました。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 125ページの妊婦健診の審査の問題ですが、国のほうでは、最低5回までは交付税措置するというような答弁が返ってきています。そういう意味では、きっちりと財政措置ということで、同時に保健師さんが指導して、派遣してそういった事情のある方については、きちっと妊婦健診を受けてもらうというような両面からの体制づくりというのが必要だというふうに思いますが、この点、それと今経済的な理由の中で、健診を控えているという方が上富良野町に何人実態としておられたのか、お伺いします。

それと、今回の委託料の中での、大体何人がこの妊婦健診の対象者の予算で、何人が計上、290万という形で計上されているのか、この点についてもお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 健康推進班主幹。

健康推進班主幹（岡崎智子君） 妊婦健診のどういう受け方をしているのかというのを一人一人の方の母子手帳の中で確認しましたところ、31人の中を見ましたところ、3回受けるべき時期に受けなかった方が2名、それから4回受けなかった方が3名というふうに、何回かやはり妊婦健診を間引いている方というのがいらっしゃいました。その方たちが、どうして妊婦健診を減らしているのかという中身を見ていきますと、1点は妊娠してから結婚しているというか、まだ結婚という事実に至っていない方というのがやはりいらっしゃいました。それから、健診日が都合が悪くて、自分の判断で延ばしたという方もいらっしゃいました。それから、あとはやはり私たちが一番注目しましたのが、自分の判断で、実は妊娠経過自体は順調ではなかったにもかかわらず、自分は大丈夫だというふうな判断をされている方がいらっしゃいました。細かく見ていきますと、町の特性としまして、公務員の方がやはり多いので、多いという特性があって、お金というだけではなくて、やはりその自分自身の体を理解する

というところ、妊娠の経過の中で、異常をきっちり、健診に行ったときに何を見ているのかというのがわかっていない。妊娠経過の中で、自分は母胎管理として何をしなきゃいけないかということが理解できていない。

子供さんが例えば小さく産まれることが、行く行くは糖尿病の発症につながる、その子供さん自身の糖尿病の発症につながるというふうな、妊娠経過を順調に過ごすことが、子供さんの生活習慣病にどうつながっていているのかということを理解していない。腎臓の働きにどうつながっているかということを理解していないというふうに、健診で何を見ているのか、なぜそこまで健診回数を細かく見なければいけないかということ、まず理解していただかないことには、だめだろうというふうなのが実態を見た中で思いました。そのために、学習の機会をきっちり、受診券を交付するほうが簡単なのですけれども、交付した中身が理解できていなければ、その結果として、私たちが望むような安全・安心な妊娠につながらないという判断の上で、今は医師不足で、産婦人科の医師というのは非常に少ない中で、たくさんの診療をしなければいけないという実態がありますので、そうではなくて、きっちり相談できる体制を確立したいということで、助産師を相談体制に充てるというふうな形で今回は考えさせていただいています。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 大変よく理解できます。やはり私は学習されていると、学習という点で、本当にそれは大切なことなのです。また、同時に行政としてとらなければならないのは、その部分と、やはりこちらの部分とわかります。お金だけでないという理由はわかりますが、しかし国でも何らかの措置をするということによって以上、やっぱりそういった形のやっぱり予算のつけ方、当然やるべきだというふうに思っていますので、この点もう一度町長の考え方についてお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 5番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

今本当にわかりやすい説明をしていただいたので、副町長でなくて私のほうからお答えしやすくなったなど。

基本的に、私といたしましては予算査定の中で、この3回、5回というものにつきましても、今の話を聞きながら議論しました。これで私といたしましては、診察券を5枚渡しても10枚渡しても、行ってくれなければこれもう意味ないわけですよ。ところが、今お話しがありましたようなことだということ

とであれば、それでは助産師を臨時でもいいから採用して、戸別訪問して、妊産婦の指導を図ることが大切でないかということでこういう対処をさせていただいております。

今皆さん方が言うように、5回なり6回なり10回なりということで、母体を、また子供の発育を十分に見きわめながら、皆さん妊産婦の方が対応するというのであれば、町といたしましては、3回が4回になろうと、5回になろうと、健康な赤ちゃんを産んでいただく、そういうような体制が整うのであれば、その対処をしていきたいなど。

いつも申し上げておりますように、我が町、北海道180市町村の中で、合計特殊出生率が1.86ということで、沖縄の全体よりも物すごい率で我が町の女性の方が一生のうちに子供を産んでくれる数が非常に多い。この継続をし、今子育て支援のプロジェクトチームをつくりまして、この何とか2.0という数値に上がらないかということで、今プロジェクトをつくって、大いにネジを巻いていることでありますので、このことにつきましては、その実態が、今岡崎主幹からお話しありましたようなことが是正されて、満度対応するようになれば、町としてもそれなりの対応を図っていきたくて思っておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） ぜひその3回と言うのではなくて5回までふやすと。今後十分検討していただけるのかどうなのか、この点お伺いいたします。

私は、国のほうでも最低5回ということ言ってますので、この点保健指導とあわせて相乗効果を発揮すれば、それはそれでいいことですから、ただそれを機械的に保健師を派遣して、その母子の健康を守るということは、とても大切だと思うのですが、それだけで片方のことをやはりあいまいにするということは、やってはならない問題だということに思っていますので、この点お伺いいたします。

それと、この乳幼児医療費の問題なのですが、今回の乳幼児医療費の制度の改正が行われて、2歳まではたしか3割から2割軽減という形の中で負担が軽減されて、恐らくこの医療費等の分における500万相当だとか、600万相当の減額要素もあるのかなというふうに思っていますので、この点もう一度見直していただいて、その財源を充てて乳幼児の医療費の無料化を、年齢を引き上げるといような対策も必要だと思います。

聞きましたら、お母さん方の声というのは、やはりこの乳幼児にかかる医療費の負担が本当に重い。重病になればなるほど、それだけ重くなると。負担

も重くなるという声も聞かれますし、そういう意味で、もっと改善する余地があるのではないかなというふうに思いますので、この点もあわせて、町長はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

たしか前回質問の中で、こういった改善が道の動きとあわせて、その動きを見ながら検討する余地もあると。その検討する余地は、検討したけれども、なかなか難しいという話が出てくるのかもしれませんが、やはり今のお母さん方のそういう声も含めた中で、子育てしやすい環境づくりという点でも、お金だけの問題ではありませんが、町長言うように、いろいろな面から多面的に子育て支援をしているということも含めて、出生率を上げるという点でも、非常に効果があるのではないかとこのように考えておりますので、この点もう一度確認しておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 5番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど妊産婦の件につきましては、さきにお答えさせていただきましたように、検討、予算審議の中で、そういった実情が出てくるのであれば、回数については十分見きわめるとともに、ただ財政的に特に健診ができ得ないという方々については、より一層の手厚い対応をしていかなければならないなどというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、もう1点の後ほどの乳幼児の医療費の問題ですが、これも現状を手直ししようということで、予算措置を考えたわけですが、担当のほうからの報告聞きますと、間もなく北海道が見直しをするということありますので、私は一歩引きまして、北海道が見直しをする状況を見きわめた中で、町として今一生懸命やっております、先ほどの子育て申し上げましたが、少子化対策上富良野プロジェクトということで今進めておりまして、これの対応を図っていくためにも、この妊産婦の問題、あるいは乳幼児の医療の問題、いろいろなことを子育て支援の対応の中でもう少し、おかげさまで財政運営、スクラップをすればビルドができるようになりまして、そういった財源を使いながら対処していくように進めていきたいということで、北海道が今方向を定めるまで、この件についてはしばらくお待ちいただきたい。

委員長（長谷川徳行君） 1番向山富夫委員。

1番（向山富夫君） 多分4款は、もう私で恐らく質問最後だと思いますが、あえてそういう意味で質問させていただきますが。

131ページ、合併浄化槽についてちょっとお尋

ねさせていただきますけれども、この事業に取り組みまされて、現在どのぐらいの、何基ぐらい延べて設置数が設置されたのか。さらに、大変押さえどころがなく難しいのしょうけれども、普及率と言いましょうか、その設置数が、分母をどういうふうに押さえるかで非常にあいまいですけれども、もしそういう試算もお持ちでしたら、お聞かせいただきたいことと、町としてどの程度のその普及率を目指しておられるのか。加えて、いつまでもこの補助事業が、多分続くものではないと思いますので、将来、大体どういう、この事業がどういう形でその将来進んでいくのか、その点もあわせてお尋ねしたいと思いますが。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 1番向山委員の御質問でございますけれども、この合併処理浄化槽につきましては、町の総合計画、実施計画によりまして、平成25年度までの計画で現在実施しております。

実績でございますけれども、平成15年から19年度まで、121基の設置でございます。%につきましては、ちょっと手元にございませぬけれども、案内者につきましては、ことしにつきましては592名を御案内いたしまして、今取りまとめを実施しているところでございます。

平成20年度につきましても、5人槽で20基ということで計画をして、予算の計上をいたしているところでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 1番向山富夫委員。

1番（向山富夫君） そうしますと、現在までに121基ですか、それから平成25年が一応の区切りの年度ということですが、20基ずつこれから20、21、22、23、24、25、5年間100基ふえたとしても、約二百二、三十基ということになりますか。そうしますと、案内をさせていただいております約600人弱の数字を用いまして、5割に満たない普及率と言っているのかわかりませぬけれども、そんな数字になるのかなと思いますけれども、非常に戸数も減ってはくる可能性もありますけれども、対象地域の戸数が減ってくる可能性もあるのしょうけれども、目標としてはちょっと物足りないのかなということ、そういう印象持つのですけれども、まあ1年にやれる、設置できる限度もありますから、一気に進まないにいたしましても、目標が25年度ということで、ちょっともの足りないような気がするのですが、その普及する戸数が、基数が。その辺について、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 向山委員の御質問でございます。現在121基ということで、普及率はまだ達してはいたないのですけれども、案内につきましても、当初から約620人ぐらいに御案内しておりますので、またそれにつきましても、例年御案内しているところでございまして、つけるつけないにつきましても、毎回設置する予定ないですとか、何年後に考えてますですとか、そういうことで回答いただいているところなのですけれども、できれば希望と言いますか、予定の戸数に達していただければなということ考えてございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 1番向山富夫委員。

1番（向山富夫君） ぜひ、合併浄化槽を設置するという事は、文化生活の一つのパロメーターのような時代でございますので、ぜひ、財政的な事情もあありでしょうけれども、少しでも早く、現在20基ずつというような進捗状況でございますが、少しでも普及率が高まるように、ぜひ財政当局としても応援していただくようなことで、田舎町から脱却できるように、ぜひひとつお力添えをお願いしたいと思います。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 1番向山委員の御質問にお答えさせていただきます。

私といたしましては、この合併浄化槽の設置につきましては、発足当時と違いまして、補助金も物すごい減額されてまいりました。一般財源も繰り出しが非常に大きくなったと。しかし、だからやめますということにはならないわけですよ。これは住民に差別するわけにいかん。ここまではやるけれども、後からしないよということにはならない。今25年までという計画で今進めておりますし、また、国や北海道のこの助成策がいつまで続くかわからないけれども、私どもとしては町村会を通じて継続して、各地域普及率100%になるまで助成策を継続すれということに要望もいたしております。

今町では、基本的には25年をめぐとして進めておりますが、25年度になりました、さあ終わりました。あと400戸残っていても知りませぬよということには、これは私はならんと思います。ですから、継続してその状況を見きわめながら要望する方々に対しては、行政として対処してあげなければならぬというふうな思っておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 委員各位にお聞きいたします。

これからまだ質疑のある方挙手願いたいと思います。

わかりました。

9番中村有秀委員。

9番(中村有秀君) 向山さんの真後ろにいたから。

私は125ページに関連してのことなのですが、特に里仁の住民会の皆さん方が関心を持っている里仁地区にあった産業廃棄物の最終処分場の関係なのです。あそこの土の中には、もう相当数の産業廃棄物が埋まって、これから未来永劫あそこつき合わなければならないという思い、認識を持っておられます。したがって、この産業廃棄物の濃度の計量証明書というのが、一応協定書の中では去年の11月ということになっております。したがって、11月の計量を見させていただきました。それで、濃度計量証明書を見て、とりあえず担当の課としてどう思うかというのが1点お聞きしたい。

それから、2点目は、従来は地下水の上流と下流と、それから浸透水と三つ調べていたのです。今回は浸透水と、それから下流のものしかないんですね。僕は秋現地に行ってみたら、上流の地下水をとるあれが、何もなくなってしまっているのですね。だからもうしないのか、もしくはもう下流だけあればいいのかということで判断されたのか、その点もお聞きしたいのと、それから、今後の水質検査、言わなければ特に里仁のあそこの人たちは土を埋めたからいいけれども、その下流にいる静修、それから江幌の皆さん方も関心を持っておられますので、今後の水質検査の関係について、どうあれするのかという点でお聞きしたいと思います。

委員長(長谷川德行君) お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事が午後5時30分以降に及ぶことが考えられますので、あらかじめ延長したいと思います。これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川德行君) 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、あらかじめ延長することに決しました。

委員長(長谷川德行君) 町民生活課長。

町民生活課長(尾崎茂雄君) 9番中村委員の御質問でございますが、里仁地区の産業廃棄物の関係につきましては、昨年からいろいろと御審議いただいたところでございますけれども、この検査等につきましては、町にも結果が来ておりまして、異常ないということで確認しておりますけれども、担当課といたしましては、今後におきましても、道の許可

ということから、道とも連携とりながら、業者の方の確約したことをきちっとやっていただけるような形で進めたいというふうにして考えてございます。

議長(西村昭教君) 9番中村有秀委員。

9番(中村有秀君) 私、里仁の人たちの思いというのは、当然静修、江幌の皆さん方も、ただ資料、僕平成17年、それから18年、19年と、いずれにしても11月で最終データで、やはり鉛及びその化合物というのが0.004未満でしたが、今回は0.009ということで、ちょっと上がっている。だけどこれは基準値から大分下がってますからいいです。それから、ヒ素及びその化合物は0.007だった。今回は0.008ということで、0.001ポイント上がってます。それから、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物は、0.002だったのが0.004に上がっているのですね。だから実際には、あそこに沈殿しているものが、歳月を経ることによって、だんだんこの濃度が上がっていくなということは推定されている。ただ、今言った数字は水質検査の、それこそこれから言えば100分の1ぐらいですね。ですから今あれだけでも、だんだんこの傾向が手でくるのかということで、私は憂慮しているものですから、できれば今後の水質検査も、毎年11月の同じ時期ということで、上川支庁とも協議をして、何とかこの会社に継続をしてもらう。そのことがあそこの地域の人たちの安全・安心につながるのだということでございますので、その点よろしく願いたいと思います。

それからもう1点は、地下水の下流はあるけれども上流はないということで、その下の動きがどうなのかということがわからないので、その上流の検査がないのはどうなのかと。僕は逆にあそこも引き抜きちゃったのでないかと思うのですね。全部僕、現地行って写真撮って、前はのやぐらと言うか、ポンプのところこういう三角のあれがちゃんと置いてあったのです。それがもうなくなっているからね、なくなってそのあれがないから、下流だけあればいいんでないかということでとったのかなという気もしますけれども、その点やっぱり業者にちょっと確認をしていただきたいと思います。

以上でございます。

委員長(長谷川德行君) 町民生活課長。

町民生活課長(尾崎茂雄君) 9番中村委員の御質問でありますけれども、委員おっしゃるように、上川支庁、道と連携しながら、今後も会社のほうに、確約した資料につきましては求めていきたいというふうにして考えてございます。

また、地下水の上流につきましても、同様会社のほうに確認してまいりたいと思います。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これで、4款の衛生費についての質疑を終了いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定を事務局長から説明をいたさせます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） あす3月14日は、本委員会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、出席の際には、各会計予算書及び資料等を御持参ください。

以上です。

午後 5時29分 散会

上記会議の経過は、議会議務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

予算特別委員長 長 谷 川 徳 行

平成 20 年

予算特別委員会会議録(第 2 号)

平成 20 年 3 月 14 日(金曜日)

平成20年上富良野町予算特別委員会会議録(第2号)

平成20年3月14日(金曜日) 午前9時00分開会

委員会付託案件

議案第 1号 平成20年度上富良野町一般会計予算

出席委員(13名)

委員長	長谷川 徳行 君	副委員長	渡部 洋己 君
委員	向山 富夫 君	委員	村上 和子 君
委員	岩田 浩志 君	委員	谷 忠 君
委員	米沢 義英 君	委員	今村 辰義 君
委員	金子 益三 君	委員	岩崎 治男 君
委員	中村 有秀 君	委員	和田 昭彦 君
委員	佐川 典子 君		

(議長 西村昭教君 (オブザーバー))

欠席委員(0名)

遅参委員(0名)

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾 岸 孝 雄 君	副 町 長	田 浦 孝 道 君
教 育 長	中 澤 良 隆 君	代表監査委員	高 口 勤 君
教育委員会委員長	増 田 修 一 君	農業委員会会長	松 藤 良 則 君
会計管理者	佐 藤 憲 治 君	総務課長	北 川 雅 一 君
産業振興課長	伊 藤 芳 昭 君	保健福祉課長	岡 崎 光 良 君
農業委員会事務局長		建設水道課長	早 川 俊 博 君
町民生活課長	尾 崎 茂 雄 君	ラベンダーハイツ所長	菊 地 昭 男 君
教育振興課長	前 田 満 君	関係する主幹・担当職員等	
町立病院事務長	大 場 富 蔵 君		

議会事務局出席職員

局 長	中 田 繁 利 君	主 査	大 谷 隆 樹 君
主 事	広 瀬 美 佐 子 君		

午前 9時00分 開会
(出席委員 13名)

委員長(長谷川徳行君) おはようございます。
御出席御苦勞に存じます。

ただいまの出席委員は、13名であり、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会第2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長から説明をいただきます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 本日の議事日程につきましては、昨日に引き続き、さきにお配りいたしました日程で進めていただきますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) 昨日に引き続き、議案第1号平成20年度上富良野町一般会計予算の歳入歳出予算事項別明細書の歳出、5款労働費の134ページから6款農林業費の149ページまでの質疑に入ります。

7番金子益三委員。

7番(金子益三君) 137ページの産業振興のアグリパートナーにかかわる部分でちょっとお伺いしたいと思うのですが、せんだっていただきました資料で、アグリパートナーの、いわゆる農家のお嫁さんという方がいろいろ来られているわけですが、この部分で、富良野圏域全体で開かれる、招待するというか、その部分と、上富良野町単独においてそれぞれ花嫁候補の方が来られていると思うのですが、その実績をちょっと教えていただいてよろしいですか。

委員長(長谷川徳行君) 農地対策班主幹。

農地対策班主幹(土井紀三男君) 今の金子委員の質問にお答えいたします。

富良野協議会で参加している事業については、写真掲載と、もう一つ、サマーフェスティバルというようなことなのですが、写真掲載事業については3名の参加、サマーフェスティバルについては、うちの町から3名、そして、富良野広域の中では20名の参加といったものになっております。

委員長(長谷川徳行君) 7番金子益三委員。

7番(金子益三君) 上富良野からの男性の参加はよろしいのですが、いわゆる向こうから候補として、候補という言い方失礼ですね、花嫁になる気持ちがあって来られる、女性の方が来られてい

ると思うのですが、その来られている回数的なものというのはいかがでしょうか。

というのは、済みません、何を言わんかとしているかということ、都度来られている状況になっていると思うのですよね、向こうからお見合いなりの目的で上富良野を含めた富良野地方に来られる方、まとめて集約した形で招待することができるかできないか、ちょっとお伺いいたします。

委員長(長谷川徳行君) 農地対策班主幹。

農地対策班主幹(土井紀三男君) 今の御質問にお答えしますが、毎年この事業は、20何年やっていますが、その参加については全国から参加というように、重複している部分は全くないというように、今の言ったまとめてというような話にはならないのかなと思っております。

委員長(長谷川徳行君) 7番金子益三委員。

7番(金子益三君) ですから、町がアグリパートナーとして主催するところが、例えばこの期間に募集しますよとか、何月何日に皆さん、集団という形ではないのですけれども、そういう形の受け皿ということではできないのですか。

委員長(長谷川徳行君) 農地対策班主幹。

農地対策班主幹(土井紀三男君) そういう形も富良野協議会とうちの町の協議会もいろいろ話しているのですが、一応農業体験というようなことを主にしております。それで期間が定まっておりますので、当然、冬期間は来れないというようなことで、その部分については難しいのかなというふうに考えておりますけれど。

委員長(長谷川徳行君) 7番金子益三委員。

7番(金子益三君) やはり上富良野町の、特に農業分野は基幹産業でございますから、後継者において、当然家族を持って就労していただくということが本当に望ましい形でありますので、大いに奨励を私もしたいのですが、やはり費用対効果等々を考えたときに、農業を実体してもらう、これはもちろん大前提で大事なことです。ただ、単独で呼んで、また、そこでそれぞれに、個々でやるよりは、やはりある程度集約した形でやったほうが、その後の友人関係等々においても、同じアグリパートナーで知り合って、家族つながりでこういう交際ができている例もありますので、そういったことを見ますと集約化するということのも一つの方策かと思われませんが、その点いかがでしょうか。

委員長(長谷川徳行君) 農地対策班主幹。

農地対策班主幹(土井紀三男君) 今の金子委員さんのお話の中で、その辺を踏まえた中で、また検

討していきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部洋己委員。

11番（渡部洋己君） 141ページの農業後継者対策ということで。

町長は日ごろよく、基幹産業は農業ということで随分話はあるのですけれども、農業後継者対策ということで、ここに載っているのは9万6,000円ですか、それにしても随分予算が少ないといいますが、これではちょっと何もできないようなあれなのですけれども。

例えば、中富良野あたりは、2年間の研修といいますが、教育、おのおの課題を持たせて、要するにプロジェクト活動ですか、そういったことをやらせて、それに対しての助成や何かはしているみたいなのですけれども、できたらうちの町も、何か一つ方策を考えたらどうなのかなと。21年度からの第6次ですか、これの案には、ぜひそういったことも取り組んでいただきたいなと思います。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 11番渡部委員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、農業後継者の対策費でございますけれども、この事業につきましては、農地保有合理化特別推進事業によりまして、農用地、また農用施設等の賃貸に係る後継者が新規就農したときの賃貸料に対する2分の1の助成策でございます。

それで、この助成策の9万6,000円につきましては、今、該当する人数としましては、1名でございます。

それともう1点の今後の農業者対策につきましてですけれども、これは、今、委員言われたとおり、第6次に向けて十分検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

3番岩田浩志委員。

3番（岩田浩志君） 141ページの農業振興費の中の奨励作物振興事業補助ということで、ずっと続いている事業なのですけれども、年々減少の傾向にあって、昨年度500万円、本年度450万円ということで、これはJAと協力のもとで、後継者育成並びに農業振興に極めて優位な事業であるというふうに私は認識しているのですけれども、減額した内容、さらに、その成果、それとJAとの協議の中でどのような方向で話されているのか、ちょっとお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 農業振興班主幹。

農業振興班主幹（松田宏二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

減額した内容ということですが、実質的には、平成19年度の今大体、奨励作物の補助の実績は上がっておりまして、その実績が450万円ちょうどぐらいになっております。それでJAさんとの協議の中で、基本的には、これについては非常にいい補助事業というようなことで町もとらえておりますので、そこら辺については、基本は減額はしないと。少なくとも現状維持の中で次年度も進めていこうということで、今までの要望をにらんだ中で、ことし、予算で見れば50万円減額されたようになっておりますが、需要にこたえ得る額だなということで、450万円、前年度と同様の実績額を置かしていただいたという内容になっておりますので、御理解いただきたいと思います。

それと、あと利用状況ということですが、19年度の実施状況を見ますと、14の経営体ということで対象になっておりまして、事業費ベース的には2,050万円程度が事業費として執行されております。それに対して補助金ということで、町のが約450万円というような形になっております。

あと対象とした内容について若干触れますと、施設整備においては、4作物が対象になっておりますけれども、ハウスが23棟ということと、あと移植機、機械の補助もしておりますので、それについては2個人2機種をこの事業の対象として助成をしたというような内容になっております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田浩志委員。

3番（岩田浩志君） ただいまの報告だと、総事業費が2,050万円ということで、私、折半で補助しているのかなという認識があったのですけれども、その中で450万円ということで、例えば、500万円を予定していたのであれば、もう少し大きい事業の要望があったのであれば500万円拠出したよということかなというふうに思うのですけれども。ということは、農業者のほうでそれだけの希望がなかったということとらえていいのですか。

委員長（長谷川徳行君） 農業振興班主幹。

農業振興班主幹（松田宏二君） ただいまの御質問ですが、内容的には、希望については、この補助要綱に載っているものについては、当然すべて対象にしておりますし、その実績が事業費ベースで2,050万円であったと、先ほどの内容ということになります。

それと、2分の1の補助がベースになっておりますので、農協と半々ということで、両方を足しますと約900万円がこの事業に対して助成をされたと。残りの要するに自己負担分については、これと連動しております営農改善資金を最大80%までお

貸してきますので、そうしますと2分の1ですから、ほぼ全額が資金手当てできるということになります。

したがって、個人で貸し付けの要望がない方については、当然、自己資金対応ということになるかと思いますが、資金についても960万円ほど、この事業関連で融通しておりますので、実質的には、結果としては自己資金対応、それは希望、実績的には190万円ほど、皆さん自己資金で対応した部分があります。基本は補助2分の1、残りについては全額融資ができるという事業内容になっておりますので、説明としたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子委員。

2番（村上和子君） 141ページの農地流動化促進対策費が40万円、予算でございますけれども、今、農家の戸数が非常に減って、19年度は350戸と、こういうことをお聞きしたのですけれども、そうなっても農地は変わらないと思うのですね。それで、五、六年前ぐらいは四、五百万円の予算がついていたと思うのですが、10分の1ぐらいになっておりますけれども、今、何かふらの農協さんの組合員戸数も5年間で100戸ぐらい減ってきたとかということで、そうなりましても農地は全く変わらないと思うのですが、19年度のこの流動化、どれぐらいされたのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 2番村上委員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、農地流動化促進対策事業の補助金内容でございますけれども、これにつきましては、農地の流動に伴います地区が16組合ございまして、それに対する1組合当たりの2万5,000円の補助でございます。それで16組合ですので、40万円ということで、この内容につきましては、活動資金ということで支給をしております。

なお、農地流動につきましては、今、2月の農業委員会の総会におきまして、2月現在で、ちょっと今あれですけど、300町ぐらいの農地流動が出ていますけれども、そのうち農業委員会、また、こういう改善組合等の協議を重ねまして、今現在190町ぐらいは、賃貸、売買について移行をしております。

なお、残った分につきましては、今現在、賃貸及び売買について推進をしているところでございます。

委員長（長谷川徳行君） 1番向山富夫委員。

1番（向山富夫君） 147ページと149ページにまたがってお尋ねいたしますけれども、農地・

水・環境保全向上対策事業についてお尋ねしたいのですが、それと前のページの国道の関係とリンクしてお尋ねしたいのですが、私が聞き及んでいるところによると、この環境対策の、町がその活動内容について審査する立場というのでしょうか、そういう立場にあるということでちょっとお尋ねするのですが、昨年と比較してことしの20年度の予算を見ますと、国道の事業費は10分の1ぐらいになってしまっているのですよね。昨年は国道は1,700万円ぐらいあったのですが、ことしは200万円ちょっとということで、非常に大幅に減額になっているのですが、北海道にお聞きいたしますと、これは国道の中に環境対策と重複する部分は除いているのだということでお聞きいたしました。

それでは実際、現地で、上富良野も中富良野も現在取り組んでおりますけれども、非常に活動の内容に、町村会にばらつきもありますし、道にお聞きいたしますと、環境対策の中で国道で従来やっていたものをそちらのほうで取り組んでいるということで、国道のほうを大幅に見直したらしいのですよ。実際、では、活動する段階で、例えば、用排水施設だとかそういうものを環境対策で線で取り組もうとしたら、それはまずいよと。点はいいいけれど、線はだめだよというようなことで去年指導いただいて、なかなかいざい思いをしたのですよね。

ことしこういうことで、予算上北海道が重複する部分を除くということで示されてきているものですから、そういう施設の維持管理に対して非常に金の出どころがなくなったというか。御存じのように、環境対策のほうでは、ほぼ中富良野も上富良野も人に対して交付している実態がありますので、その事業内容を指導する町の立場として、道なりに向かってそういう、今、線でやる工事にはだめだよとかと言っている部分について、解釈を改善していただくようお願いしてもらわなければ、道の意向と実際取り組んでいるところとの考えにすごい隔たりがあるものですから、そういう改善をお願いしていただくようにしてもらえないかなと思ひまして、お尋ねいたします。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 1番向山委員の御質問にお答え申し上げます。

確かに国道の部分についての予算については減額ということで、道のほうからも、補助金内容等について精査をされているところでございますけれども、今委員おっしゃいましたように、上富良野町の4組合からもいろいろ意見等がございまして、今言われたとおり、線についての質的改良の部分については、今現在は認められないということでございます。

したけれども、私ども道と支庁に対しては、前回も会議がございまして、その中で申し上げているのは、やはり使い勝手のいい部分で、もう少しで1年目の実績が終わりますので、そういう意見が私どもの町だけでなく、かなりの市町村からもいろいろな改善要求等お聞きしておりますので、今の部分につきましても、私どもとして補助対象に、どこまでなるかわかりませんが、申し入れをしてみたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 1番向山富夫委員。

1番（向山富夫君） ぜひ、実際取り組んでおられる組織の皆さんと、1年経過いたしましたので、なかなかすごい縛りの中で活動しておられますので、もう少し、本来の目的の中には道が言っているような、私は構造物等についての維持管理もやはり含んでいってもらうようにならなかつたら、農家や地域の方々の懐に入ること、これもだめではないですけど、将来を考えると、やはりそういう施設の維持管理に今やっぱり投資しておくことも必要だと思います。そういうふうな運用できるように、ぜひ強く要望をお願いしたいなと思っておりますので、もう一度お願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 今の御意見を踏まえまして、これからそういう要望をしてみたいと、このように思っております。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷忠委員。

4番（谷忠君） 139ページになりますけれども、この中で、負担金のところでちょっとお尋ねをさせていただきます。

富良野地区農業自営者教育振興会負担、これについては多少忘れてしまったのですけれども、各富良野圏域の市町村で負担しているという中身だと思っております。

実は、緑峰高校の専攻科に通っている、農業を志そうという方の教育の負担だと。現在、上富良野から何名ぐらい通われて、そこで定額なものなのか、ちょっと記憶忘れてしまったのですけれども、眺めていたらあったものですから、ちょっと今質問させていただいているのですけれども。現在、何名通っていて、人数によってこの負担割合が変わってくるのか、その辺ちょっとお尋ねさせていただきます。

委員長（長谷川徳行君） 農業振興班主幹。

農業振興班主幹（松田宏二君） 私のほうから、負担金のただいまの御質問の内容についてお答えしたいと思います。

ちなみに、今現在、負担の総額全体では、181万1,000円が総体の事業といえますが、負担金というふうになっております。そのうちJAふらの

さんが90万円、半分を負担しまして、共済組合さんも3万円定額で入りまして、残りの88万1,000円を市町村割ということでやっております。

これの負担割合につきましては、国勢調査の人口をベースに人口割でやっております。上富の部分については25.6%程度の負担ということなので、この負担金が算出されております。そういうような算定根拠になっております。

あと、ただいま言っておられる人数については、ちょっと今、正確な部分で答えられませんので（「19年度」と呼ぶ者あり）19年度ですか。ちょっとお待ちください。

済みません。ただいま手持ちございませぬので、正確な答弁にならないと思っておりますので、後ほど答えさせていただきますと思います。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷忠委員。

4番（谷忠君） 途中の答弁になってしまいましたけれども、これはあくまでも生徒数には関係なくて、負担割合については国勢調査、それが基本になっているということによろしいのか。

委員長（長谷川徳行君） 農業振興班主幹。

農業振興班主幹（松田宏二君） ベースについては、先ほどの負担分で市町村に残った分については国調人口割ということで算出されております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 8番岩崎治男委員。

8番（岩崎治男君） 149ページ、最後のほうですけれども、農地・水・環境保全向上対策についてお尋ねをしたいと思います。

この事業は、平成19年度が初めてのメニューとして国や道が取り組み、また、町村が事業を請け負って地域にそれをゆだねているというように伺っておりますのでございませぬけれども、このような事業は19年度が初めてということで、事業内容について説明を願いたいと思っております。

また、これは、国、道、町の負担をもって構成されているというふうには伺っております。この負担割合についても伺いをしたいと思います。

それから、20年度の町の予算を見ると、今言ったような負担割合が明白に出ていないので、町の負担はどの程度になるのか、伺いたいと思っております。

なお、これを検証するための監査的な業務はどこがやるのか、どこがこれを検証していくのかということについてもお尋ねをしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 8番岩崎委員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、農地・水・環境保全向上対策事業の内容でございませぬけれども、これにつきましては、先ほど

1 番向山委員にも御説明をさせていただきましたけれども、4 組合がございまして、4 組合に分けまして、上富良野町の田んぼ、畑等の維持管理、草刈り等、また、営農に伴う各種作業についての補助内容でございます。

それと補助割合につきましては、国 50%、道が 25%、町が 25% の負担割合でございます。

もう 1 点目の検証につきましては、町の立場といたしましては、事業補助金を交付する立場でございますので、3 月において、町が 4 組合から事業成果報告をいただきまして、町がその内容等を検証して、最終的には町の検証で北海道から全額交付されるということでございます。

以上でございます。（「20 年度予算」と呼ぶ者あり）

予算につきましては、今、1,283 万 9,000 円ということでございます。

委員長（長谷川徳行君） 町の分。上富の分。

産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 町の部分につきましては、町の部分が 1,283 万 9,000 円ということでございます。

8 番岩崎治男委員。

8 番（岩崎治男君） 今の最後の部分の答弁は、ちょっと国や道の金額と町のコレと、町の持ち出しがちょっと数字的に合わないのではないかなと思う。もうちょっと詳しく説明してもらえばわかるかもしれない。

それと、19 年度初めていろいろと新しいメニューの中で、それぞれ組合の役員さんがこの事業に対する勉強をしながら、1 年取り組んだわけでございますが、これが、せっかくやっていたいて、最終的に写真もたくさん写して努力されているのです。町も認めているわけですが、再検証した場合に、このメニューが、さっき向山委員も言われたように、どちらの部分に入るかというその部分が明白でない、明白だから事業をやっているのですけれども、それがこういうように感じてやったのだけれども、最終的にこれは該当しないよとかといったのでは、せっかくの事業を努力された成果が生まれないので、その辺の指導については、徹底した指導がなされているのかどうか。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 岩崎委員の御質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、私、予算の中身等について、町の予算についてだけ御説明させていただきましたけれども、全体では 5,135 万 4,000 円でございます。面積につきましては、1,848 ヘクタールの

分が対象でございます。

なお、今、事業の中の問題でございますけれども、これについては先ほど言いましたように、まず、新年度、1 年目の事業でございますので、4 組合と町と、また、4 地区組合から事業の委託を受けております富良野改良区と、窓口であります上川支庁の耕地課と打ち合わせをした中で、活動内容の活動項目を決めております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

8 番岩崎治男委員。

8 番（岩崎治男君） 町が検証するということ、事務的にはわかるわけですが、最終的な監査業務のようなものがありますよね。その辺、私も立場としてどうなのかということちょっと懸念するものですから、参考意見として伺っておきたいなと思うのですが、それは道の監査がやるのか、町の監査も介入するのかどうかという、その部分についてです。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 8 番岩崎委員の御質問にお答えを申し上げます。

監査業務でございますけれども、最終的には、3 月に私どもが実績に基づきまして、まず検証します。その検証結果を北海道の中に取りまとめる協議会がございまして、そこで各地区から出てきた実績等を再確認して交付されるということでございます。

それで、町の監査については、会計検査の対象にもなる事案でございますので、今現在の部分では、町の監査というのは行われないうことで承知しております。（「了解」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 10 番和田昭彦委員。

10 番（和田昭彦君） 141 ページの農業後継者対策のことで。

先ほどの答弁で、9 万 6,000 円が 1 人だけの予算だということでしたので、今、青年団活動がかなり低迷をしているかと思っておりますけれども、そういうことで、若い人の方の横のつながりがなかなかないのが今の農村青年の現状でないかと思うので、アグリパートナー事業とは別に、若い農業後継者が横の連携をとるために、もう少し予算を使ってもらいたいということが第 1 と、それから、最近の農業後継者は、大学以上に進学する方が多くなってきたかと思っておりますけれども、私も子供が大学、海外研修とすねかじられまして、大分細くなっちゃったのですけれども、来年度からの振興計画の中で、農業系の大学に行く学生に対して、低利ないし無利子で融資をするような制度も設けていただきたいと思います。

すけれど、どうでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 10番和田委員の御質問にお答えを申し上げます。

今、農業後継者対策につきましては、先ほど言いましたけれども、1名ということで、その予算しかまだ計上しておりませんけれども、今後につきまして、今委員が御提案していただきました農業大学ですとか、そういうものを含めて、第6次に向けて中身を検証しながら、関係機関の皆さんと協議しながら、検討してまいりたいと、このように考えております。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子委員。

2番（村上和子君） 137ページの農業者年金事務費ですけれど、こここのところ、農業者年金をいただいている方は何人ぐらいいらっしゃるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 2番村上委員の御質問にお答えを申し上げます。

この年金事務につきましては、新しい年金制度の部分の事務費でございまして、今この部分が、新しい部分では、まだ年金等受給されている方がおりませんけれども、従来の年金受給者といましては、今現在414名でございまして、

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） 147ページのしろがね土地改良区助成にかかわる部分でちょっと教えていただきたいのですけれども、昨日、歳入の部分でも出てきたところなのですけれども、このしろがね土地改良区償還事業円滑化資金で、諸収入で入ってきている額と同じ額がここで拠出されている形になっているのですね。昨年の予算書を見ましても同じ385万3,000円という形で出ているのですけれども、これはどういった性質のものか、教えてください。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 7番金子委員の御質問にお答えを申し上げます。

先日、収入の分で537万円ということで説明をさせていただきました。この支出につきましては、毎年の納期が決まっておりますので、しろがね改良区について貸し付けということで、つなぎ資金ということで、537万円を一時町のほうから支出をしております、その後、改良区のほうから年度末に、うちのほうで資金提供しているものから、歳入で537万円戻していただくというようなものでございます。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） きのうもそういった御説明いただいたのですけれども、本来であれば、この金額というのは年々年々なくなっていくかなければならない部分であるはずですよ。同様に、上の1億3,400万円というのはどんどん償還で減っているのですけれども、なぜこれが膨れていくのかがちょっと理解できないので、教えてください。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 7番金子委員の御質問にお答えを申し上げます。

これにつきましては、個人の農家の部分の未納分でございます、19年度につきましては537万円でございますけれども、未納分が年々ふえてくる可能性があります。それで、たまたま20年度予算については537万円ということでございますけれども、20年度の未納分が今後100万円になりましたら、来年以降は547万円ということで、つなぎ資金でうちのほうから提供するという質のものでございます。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） ちょっとその部分が私が理解しかねる部分なのですけれども、これは課長が悪いとか言っているのではなくて、私が議員に成り立てのころ、かつての産業振興課長の御答弁の中、決算特別委員会か予算か忘れましてけれども、そのときも、いわゆるそういった個人の農家の方からしっかりと分納の誓約書を求めて、この部分はもう解決していくのだと、していったのだという、たしかそういった力強い御答弁があったと思うのですけれども、これらの性質の部分が、少なくなっていく、年々、去年が537万円で、ことしは385万円とかというのであれば、これは重々理解できますし、一年でも早くこういったものを解消していただきたいと思います。

ふえていくというのは、これはやっぱり到底、町民感情としてなかなか納得しかねるのではないかなと思うところがあるのですけれども、この辺はいかがでしょうかね。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 7番金子委員の御質問にお答えを申し上げます。

それで私、ふえていくと言いましたけれども、ふえないように努力は当然しなければならないと思っていますし、きのう御答弁させていただいた中に、7戸2法人、9件ということで、そういう未納の分がでございます。それで、これは農家の個々の負担金でございますけれども、農家の個々の負担金につい

ても町の行政が責任を負わなければならないという立場がありますので、今、ことしもそうですけれども、美瑛の改良区の職員とうちの町の職員とが一軒一軒個別に訪問いたしまして、収納に向けて努力をしておりますし、また、金額等の小さい未納者につきましては、納入していただけるような指導もしております。

また、その中で、かなり大きな部分を占めている関係者もおるわけございまして、それにつきましては、今現在、農地としては、第三者の方が耕作しておりますし、その中で賃貸等の賃料をこのしろがねの償還に充ててもらうことで今進んでおります。

それで、あらゆる努力をしながら、未納者がないように努力は今後とも継続していきたいと、このように思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） 何度も済みません。これで最後にしようと思うのですけれども。

今、町としてもサービス制限条例が発生したりとか、それから、いわゆる国保であり、町の税金等々に対して、非常に厳しいペナルティーをかけている現状なのですよね。ですから、この部分だけは許されるということには私はならないと思うのですよね。

例えば、土地のしろがねの工事をやった所有者がもう現に変わって、別な耕作者がそこで事業をしているのであれば、当然、受益者というのはそこに発生してくるわけですから、これは町のサービス制限条例に属するぐらいの厳しい趣で行ってほしいと思うので、よろしく願います。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 7番金子委員の御質問にお答えを申し上げます。

私もそれは当然同感でございまして、この事業に乗った受益者というのは、9名でなくて、上富良野町の農業者がかなりの人数、私ちょっと把握していませんけれども、かなりの農業者がこの制度に乗って農地整備をしたわけでありまして、ほとんどの方々がこういう個人にかかわる負担金については納付していただいておりますので、これは税金と同じように、土地改良法の関係で改良区から賃貸してそういう要請がもし来るのであれば、私どもとしても、その要請に従って厳しい判断をしなければならないと、このように思っています。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 今の件で、現状だけ聞いておきたいのですけれども、もう既に離農して、焦げついて、もう納められないというような農家もあるのだと思うのですよね。その点、どのようになって

いるのか、現状をちょっとお伺いしておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 5番米沢委員の御質問にお答えを申し上げます。

今、うちのほうで未納については、個人では7件ということで押さえております。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

4番谷忠委員。

4番（谷忠君） 余りこれも質問しなかったのだけれど。あくまでもこれは農地についていくと、人についていくのではなくて、そういうことで流動化にならない部分もたくさんあるのだろうと思っておりますから、賃貸をされている農地については、極力売買に持っていくということで努力をしていただきたいということだけ申し上げておきます。

以上。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 4番谷委員の御質問でございますけれども、そのように努めて、頑張ってもらいたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 141ページの農地流動化にかかわって、町のほうでは、流動化対策あるいは未耕作地対策という形の中で、各種の対策を講じたいということでは言われています。今、国のほうでは、たしか未耕作地対策という形で、草地造成に当たっての一定の助成金を出すというような新しい制度も出てきたのかなというふうに思いますけれども、こういったものの取り組みというのは、町のほうではどのように考えて対処されようとしているのか、お伺いしておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 5番米沢委員の御質問にお答えを申し上げます。

農地流動化対策につきましては、今、国のほうがかなり遊休農地についての、農水省であれば、5年後にはゼロにするというようなことも言われておりますけれども、今私どもで承知している部分につきましては、ゼロにすると言っているのですけれども、その対応の補助政策等についての具体的な案がまだ示されておりません。それで我が町といたしましては、先般の議会で町長が御答弁させていただきましたけれども、遊休農地等の部分を検証しまして、農地に戻すのか、また、不適地であれば、将来山林にするのかとか、そういうものを含めて、今後十分検討してまいりたいと、このように思っています。（「草地も」と呼ぶ者あり）

そういうことでございます。済みません。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませぬか。

7番金子益三委員。

7番（金子益三君） 145ページの耕地総務管理費の中の島津地区道営の、いわゆる期成会補助の部分なのですけれども、これはこういった期成会をつくりまして、道営の受け皿等々をやるといのはわかるのですけれども、これらの補助というのはいつまでしていかれるのですか。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 7番金子委員の御質問にお答えを申し上げます。

この期成会に対する補助金でございますけれども、これにつきましては、事業の完了した時点で終わるということでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 先ほど、谷委員の緑峰高校の生徒だと思っております。

農業振興班主幹。

農業振興班主幹（松田宏二君） 先ほどの自営者教育振興会の上富良野町の在籍者ということで、19年度の段階では、1年生で1人、2年生で2人、在籍しております。

したがいまして、20年度になれば2年生が卒業、もう今されましたので、実質1名ということで実態になっております。

あとあわせまして、先ほど負担割合を御説明したのですが、若干漏れている部分がありましたので、改めて申し述べたいと思っておりますが、基本的には先ほど言った180万円のうちの半分がJAさんで負担しまして、残りの半分について市町村で負担するのですが、その半分のうちのさらに半分を学校のある富良野が負担をして、残りを先ほど言った人口割で、富良野市も含めて人口割でしますので、そういうことで若干富良野の持ち分を先ほど説明しませんでしたので、あわせて説明させていただきました。

よろしく願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

これで、5款の労働費から6款の農林業費についての質疑を終了いたします。

ここで説明員が交代しますので、少々お待ちください。

次に、7款商工費の150ページから159ページまでの質疑に入ります。

2番村上和子委員。

2番（村上和子君） 151ページの商工振興事業補助のところですが、この中の1,772万2,000円の中に、中茶屋の補助も入っていると思うのですけれども、これにつきましては、利用状況等をいただいております、1カ月506名、それで使用等の収入が2万1,489円と、これは18年度、19年度はまだあれですけれども。

それで、道の補助事業ですので、やめるわけにはいかないのかなと思うのですけれども、約束の3年が過ぎて、ことしも附帯条件つけて215万円補助するわけですけれども。これは何か今回、商工会の検討委員会で、商工会の財源を投入するのであれば撤退というような意見も出たと説明に書いてありますけれども、何か自主運営に近づけるようであれば引き続きということ書いてありますけれども、ちょっとこれ、自主運営となりますとちょっと難しいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうかね、お尋ねします。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 2番村上委員の御質問にお答えを申し上げます。

中茶屋につきましては、資料といたしまして、20年度215万円ということで予算計上をさせていただいておりますけれども、これにつきましては、今委員が言われたとおり、補助制度の打ち切りを商工会にお話をしたところ、今いろいろな商工会の中で、景気が低迷する中で自主運営というのは難しいということございましたので、私どもやめるのであれば、経済産業省の補助金等が入っていますので、その分打ち切りということになるのであれば、その分の返納部分等も考慮しなければならないということで御説明を申し上げます。その中で、そうであればもう少し頑張ってもらわなければならないということございまして、今提案させていただいています215万円につきましては、主に人件費と家賃に大体82%を占めているのですよね。それで維持管理については75万円ということで、19年度予算につきましてもかなりの努力をされているということで、今後につきましては、この215万円が一番上限でなくて、私ども先般、商工会の役員さん等とお話をさせてもらった中では、自主運営に向けてまだまだ努力をしてもらおうと。商工会のほうも努力をするということで、今一番多く占めている人件費についても、今10店ぐらいの方が出店されているそうです。それで、その人たちも含めて、また、委託を受けている担保等も含めまして、この人件費に係る部分というのは縮減について検討をしてみたいということで、20年度について何回か協議をした中で、今の215万円が、何ぼ縮減できるか

わかりませんけれども、縮減に向けて努力をしたい。そして、利用される方が、今、収入といたしまして約40万円、19年度についても40万円を超えると思うのですけれども、2月で大体40万円ぐらいということでございますので、今後についての運営方法、その手数料、使用料についても見直しを図った中で、収入を上げた中で縮減に努めたいということです。

町といたしましても、これがゼロになるということでは考えていないと思うのですよね。というのは、この中茶屋自体が、今、公共性の施設としてバス停ですとか、休息所ですとか、トイレ等も含んで、去年も4,500名ぐらいの方々利用されておりますので、公共性にかかわる部分についての維持費的なものは、協議をした中で支出していかねばならないと、このように考えています。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子委員。

2番（村上和子君） 地域振興ということである、道の補助事業ですので、簡単にやめるというわけにもいかないと思うのですけれども、今、NPO法人が水曜日、宅老所というような感じであそこでやっております。1人500円いただいて、おにぎりとか、それからおつゆと、大体それでとんとんというような感じで、農産物もいろいろ置いてあります。今売れているのは、お米とか、そういったもので、余りあとのものは、6点か7点置いているのですけれども、余り売れていない感じなので、そういうことであれば、障害者の方も軽い方であれば、そういったところを使ってもいいよというような感じにならないのかどうか。

それと、あそこのところが狭いのですね。あのままですとずっと継続していくとなると、3年経過しましたから、4年目に入りましたので、NPO法人さんにしても、あそこはちょっと使いにくい感じがあると、こういうことですから、もう少しお互いに話をいろいろ、継続していくために少し違った方法を考えて、ぜひ障害の方にもあの施設を使えるような形に持って行っていただけないかと、こういうふう思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 2番村上委員の御質問にお答えを申し上げます。

今、中茶屋の運用と使用等については、先ほど御答弁させていただきましたが、20年度にかけていろいろな方と、当然この補助の交付先は商工会でございますので、商工会が窓口となって、いろいろな方、団体等と打ち合わせしながら、皆さんが利用しやすいような組織運営に、使い方にしていき

たい。うちのほうからも、そのように意見として申し上げていきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 10番和田昭彦委員。

10番（和田昭彦君） 12月の定例会で佐川議員から、フットパスの設置について提案があったかと思っておりますけれども、今年度の予算に私は調査費というか、準備費ぐらいの予算を盛り込んでもらいたかったなというのが今の感想です。

この富良野近郊の観光の中で、上富良野は富良野と美瑛に挟まれて、おくれをとっているというのが実情でないかと思っておりますけれども、このフットパスが整備されたら、僕は道内でも上富良野は注目される観光資源になるのでないかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 和田委員の御質問にお答えを申し上げます。

フットパスの件でございますけれども、これは前回の議会の中で町長が御答弁させていただいたように、観光協会とか、そういう団体がまず窓口になってやらなければならないということが一つあるものですから、私どもとしてもことし、そういう団体にもしあれであればお話しして、どういう部分がいいのか、ことし1年かけて、予算づけは今別にしまして、その団体との打ち合わせを踏まえた中で今後判断をしまいたい、このように考えております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 10番和田昭彦委員。

10番（和田昭彦君） 何かちょっと積極性が足りないような、もうちょっと町が率先してやるぐらいの姿勢が欲しいなというふうに思うのですけれども、どうですかね。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 10番和田委員の御質問にお答えを申し上げます。

ただ、私ども、このフットパスにつきましては、個人の農地等に立ち入りですとか、いろいろな部分がございますので、今申し上げたとおり、いろいろな方の意見を聞きながら、上富良野町の中で、また、富良野、美瑛の広域の中で、どのような取り組みがベストなのか、その辺を打ち合わせ等を踏まえて検討してまいりたいと、このように思っています。

委員長（長谷川徳行君） 1番向山富夫委員。

1番（向山富夫君） 151ページの商工振興事業に含まれるのか、ちょっと判断つきませんけれども、駅前再開発、今まちづくりというのですか、に

についてお尋ねいたしますけれど、駅前再開発の検討が始まってから、途中でまちづくり委員会というふうに改称されたりして今日迎えておりますけれど、どうも私どもにとりまして、最初は駅前再開発ということで、相当私も期待しておりました。すばらしい構想が生まれてくるのかなという期待もしておりました。しかし、最近の活動等を見させていただきますと、ソフト事業も取り入れてきているというふうに少し中身が変化してきておりますけれど、いずれにいたしましても、駅前がいいのか、中心市街地を形成するのがいいのか、わかりませんけれど、ぼつぼつ本当に結論を導く、慎重に時間をかけて検討するのもそれはそれとしていいのでしょうか、こういうものは、やはり慎重さもさることながら、素早い行動というのですか、だんだん疲弊してしまってから、さあということにもなりませんので、その辺の現在の状況と見通し、それと、できましたら町長にお答えいただければと思うのですけれど、この中心市街地、あるいは駅前、どちらというのは私判断はできませんけれど、それに対して町としてどういうふうにかかわっていかうと、また、町の構想はどうかということもお聞かせいただければと思います。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 1番向山委員の御質問にお答えを申し上げます。

私のほうから、この中の駅前開発のほう、20万円の予算づけの説明をさせていただきたいと思えます。

今年度20万円ということで計上させていただきましたけれども、これについては、従来、駅前開発の中で補助金を出しておりましたけれども、20年度につきましては、この20万円につきましては、地産地消の商品開発に使っていただくということで、商工会のほうに、この20万円の用途については御当地メニューづくりの、ソフト面のメニューづくりの20万円ということをお話をさせていただいております。

私のほうから、20万円についての説明は以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 1番向山委員の御質問にお答えさせていただきます。

委員も御承知のとおり、駅前整備、中心市街地整備のこの事業は、今期総合計画の後期の財政見通しを立てた中で、24億円からの財政不足が出てくるというようなことから、委員も御承知のとおり、駅周辺整備と中心市街地の整備事業については、次期総計に繰り延べするというので、今期総合計画の

中で位置づけしていたものを次期に繰り延べさせていただきます。

ただ、その間、次期総計のスタートの段階で早期に着工ができるようにということで、町も商工会を通じながら、その検討委員会的なもので、まちづくり委員会等々で検討をしていただいて進めさせていただきまして、私自身も担当職員をそこに1名張りつけまして進めてきたところではありますが、残念ながら、地域の皆さん方の意気込みがだんだんだんだんなくなってまいりまして、駅周辺整備、中心市街地活性化事業のための検討委員会の対応ということで行政は対応していたわけではありますが、先ほど委員からもありましたように、今はそっちのほうをやるのでなくて、ソフト面で一生懸命やっているわということになると趣旨が違ってくるということで、これにつきましては、先ほど担当課長からもお話ありましたように、ことし終わってこの状況であれば、この助成策についてはストップせざるを得ないなというふうに思っております。

しかし、現在の駅周辺並びに中心市街地、これらについては、町としてこのままでいいということにはなりませんので、何とかその対応を次期総計の中で十分見きわめながら、整備をできるように見きわめていきたいなというふうに思っております。

委員長（長谷川徳行君） 1番向山富夫委員。

1番（向山富夫君） ありがとうございます。現在の審議の状況というものもお聞かせいただければと思ったので、次の答弁でいただければありがたいのですが。

町長に再度お尋ねいたしますけれど、新総計に先送りされたという経過でございますけれど、やはり町のこういう状況の中で、商工業者が中心だろうと思えますけれど、当事者において、かつてのにぎわいを取り戻すようなそういう駅前でもよし、中心市街地を新たに形成する、それはどちらといたしましても、そういう気持ちがそれぞれ個々には仮にあって、それを実際形として具現化するというになると、今まで方々でそういう事業に取り組みされてきた事例等をお聞きいたしますと、やはり町が強いリーダーシップと信念を持って地域の方々に向かっていかなかったら、自然発生的にはなかなか、私は困難ではないかなという気がするのですよ。

それで、新総計策定に当たって、きちっと本当に町が引っ張っていくからついてこいと、財政的なものについての云々は、これはまだまだ検討しなければならないでしょうけれど、それぐらいの町としてリーダーシップをこの際発揮しなければ、非常にみずから盛り上がってくるということを期待してということになると、非常に、何かちょっとどうかかと

いうものもあるものですから、もう一度、その辺の町長としてのお考えをお尋ねいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 1番向山委員の御質問にお答えさせていただきますが、御承知のとおり、この事業につきましては、国の制度、物すごい数多くの省庁で数多くの制度があるわけです。私はそれを利用するということが前提で、単費ではとても着工できるものではありませんので、これをするためには、民間の地域の方々の法人化をしていただかなければならない。そのためには、地域の人たちがやる気を起こしてもらわなければいけない。そういうようなことで、職員を1人配置して、計画ができ上がりました。こういう方向でやりましょうと。そして、地権者の皆さん方にも、その地権者の方に内緒でやるわけにいかないので、こういうような計画を立てていくけれどもどうですかということで、地権者の皆さん方のある程度の了解も得ながら方向性を定めてきたわけではありますが、それを担当する組織の中におきまして、役員が交代したり、まちづくり検討委員会の委員が交代したりすると、でき上がった図面を継続して、計画を継続して審議していただくのなりたいのですが、おれたちはおれたちでもう一度新しく考え直そうやということで、常にスタートへ戻ってしまうわけですよ。何ぼ職員1人配置して対応していても、どうしても方向性が定まってここまで来たなど、いよいよ財政的な部分で対応していけるようになったなどと思って期待したら、ころっと変わってしまって、もう一度始めから検討しようということになりますと、またスタートへ戻ってしまう。これの繰り返しを今日までやってきたなどというように反省しております。

ですから、委員の言うように、ある程度行政がリーダーシップをとっていかなければいけないということで今日までやってきましたが、結果的にやっていただくのは民間の法人化をしなければいけない。行政が助成金をもらってきて対応するということができ得ませんので、そこらあたりのところの対応の中で今苦慮していると。

ですから、実際的には町の財政も厳しいので次期総計に繰り延べしましたけれども、次期総計の中でそういったものも含めながら、十分関係機関の皆さん方のやる気を起こしていただく、そういうような部分は、行政として力を注いでいかなければいけないというふうに思っています。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） 向山委員の御質問にお答えさせていただきます。

資料として、駅前再開発検討委員会の経過という

資料を提出させていただいておりますけれども、その中で、平成17年度から、平成14年度に策定いたしました駅及び駅周辺主要地域整備構想がまとまっておりましたので、これをたたき台にして、そういった駅前再開発検討委員会の委員の皆さん、30名、当初30名でしたけれども、その中で検討をしていただいたところです。

年を追いまして、平成18年度には、そういった意識を高めるといったことから、中心市街地の活性化という形で講演会等、セミナーも開いてございます。

そんな中で、平成19年度には、いろいろ機能配置的なものを検討してきたところですが、先ほどから話がありますように、ソフト面も重視したような形のまちづくりという形で、その名称も駅前再開発検討委員会からまちづくり委員会に改称されまして、そういった機能配置ですとか商品開発、そして、パッケージというような形で3部門に委員を配置いたしまして、その中で商品開発とかデザインとかというものに対しましては、先ほど産業振興課長のほうから話がありましたけれども、機能配置の関係につきましては、当初から地域交流センターですとか、図書館ですとか、そういった部分はありますけれども、公共施設については、いずれにしても相乗効果ですとか、波及効果、地域の商店街にそういった波及効果をもたらすようなものでなければなりません。それに対して、商工会が何をするのかといった部分が見えてきていない状況でございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

2番村上和子委員。

2番（村上和子君） 153ページの地域振興の普及費のところですが、

今、町と、それから商工会と、それから観光協会と、地産地消ということで、上富の名産をつくらうということで、協議会を立ち上げたようでございますけれども、やっぱりもう少し行政も力を入れていくべきではないかなと。

というのは、企業とのパイプももっと強くしていけたらどうかなと思うのですけれど、いかがでしょうかね。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 2番村上委員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、153ページの地域振興の部分のこの説明は、この部分の予算につきましては、主に郷土資料館のねぶたのところの保守点検等の予算でございます

して、また、今、質問がございました企業とのかかわりでございますけれども、去年発足しました上富良野町の地産地消推進協議会、これにつきまして、今委員が言っていただきましたとおり、上富良野町には、大正15年にサッポロビールのホップ園が開設されまして、サッポロビールと上富良野町というのは、ほかの市町村にない強いきずなで結ばれていると思っております。それでサッポロビールについても、ホップについては、今、国内産で栽培されているホップというのが3軒でございまして、これも上富良野町の農業者だけが委託を受けた契約栽培の中でやっているということでございます。

それともう1点、企業につきましては、豚の関係でプリマハムがございまして、うちのかかわりについては、この地産地消に向けては、企業としてはサッポロビールとプリマハムに協議会の会長、私どもで出向きまして、まちおこしについての顧問要請をしたところでございます。それで、両企業とも快く、町がこれからまちおこしで起こす地産地消協議会の中の顧問という位置づけで協力願うことで決定しております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 1点だけお伺いいたします。

観光協会の運営で、見晴台ですか、あそこで売店が設置されましたけれども、あそこは町の誘導策としていろいろと観光客などを呼びたいというような、壮大なというか、小さなそういう構想だったのかなと思うのですけれども、なかなか現状が現状ですから、そう簡単にはいかないのだらうと思っておりますけれども、そういった当初のその思いというのが引き続きあその場で生かされるのかどうなのか、一番心配なのですけれども、やっぱりあれも、設立した当初も町の活性化につなげたいというのが一番の思いで設置されたわけですから。その後いろいろあったのだらうと思うのですけれども、その中身はわかりませんが、そういうものをやっぱりもっと活用するような生かし方というのは考えていらっしゃるのか、その観光誘致とあわせて、ことしからいろいろな方との懇談というか、そういう組織をつくりたいという話でありますから、そこら辺も含めてどういふふうになるのか、もう一度確認しておきたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） 米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

あそこの見晴台につきましては、当初から、景観とあわせて情報の提供の場所という形で案内所を設置しました。

といったことで、あそこで完結しないで、情報の提供をして、町の中に誘導を図るといった当初の目的でしたけれども、1年経過しまして反省点もあるのですけれども、いずれにしましても、そういった情報の提供だけではあそこに立ち寄る方は少ないといったことで、あそこのトイレの利用者数を見ますと、ピーク時には夜間を通して1万人近い利用者があります。そういった方を案内所に何人かでも引き寄せるといったことを考えると、あそこである程度完結するような物販ですとか、そういったものを検討しなければ、今、受託者であります観光協会もそういった懸念している部分もありますし、新年度に向けてそういった部分も一年間の検証をしながら、新年度5月からのそういった情報の提供の場を充実していきたいというふうに考えているところでございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 昨年の利用はどういう状況だったのかということと、実際、物販、物品を売るといような話があったのですけれども、具体的にはなかなかなくて、あそこでちょっとしたアイスクリームだとかという形になっているのですけれども、いろいろな地域の商売に影響を与えるだとか、いろいろな問題があるのだらうというふうに思いますけれども、やはり地元の農産品の販売だとか、そういうものに本当に結びつけるというような構想もありましたので、やはりそういった思いはどこかで貫かなければ、ただあそこできたからといったって、そうはなりませんという話にはならない話だと思っております。そこら辺の生かし方というものを、今の担当課長はもうちょっと工夫しなければならぬということをおっしゃいましたので、その言葉を信じて、やっぱり対応する本当に工夫というのがもっと必要ではないかなというふうに思います。

あそこの駐車帯にテントでも張って、それこそ地場産の野菜だとか売ったらどうだとかいろいろな話もありますけれども、そうなる許可だとかいろいろな問題があるのだと思うのですけれども、そういうものも含めて、やはりこの上富良野の持っている食材だとか生かせるようなそういうものを考える必要があると思っておりますので、この点、もう一度確認しておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） 米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

情報案内の場所の利用者につきましては、6月か

ら開設しております、10月の頭、2日間でしたけれども、この延べにつきましては、2,100名ほどの利用者がいたということでございます。

また、今言われているように物販のほうにつきましては、本当にソフトドリンクですとか、ソフトクリーム、アイスクリームですか、そういった部分の売り上げしかないということでございますけれども、あとイベント的に農産物の販売も1回やってございます。そしてまた、地場産のサガリですとか、そういった部分の焼き肉を提供するようなイベントも1回やってございます。

そんなことで、20年度につきましては、さらに充実したようなそういったイベントの開催ですとか、そういった部分を受託者であります観光協会と十分協議しながら、取り進めていきたいというふうに考えてございます。

委員長（長谷川徳行君） 米沢委員、よろしいですか。

4番谷忠委員。

4番（谷忠君） わからないからちょっと聞かせてほしいのですが、今の関係で、トイレの部分については開発の土地だということですから、町の土地ではないのだと思うのですね。それで維持管理については町が委託を受けていると。それを丸投げすると言ったらおかしいのですが、業者の人に管理してもらっていると、そういうことですか。それで、1日何万人来ようが、何千人来ようが、それは結構なことなのです、利用していただくのは。

トイレの部分についてお尋ねしたいのだけれども、これは町の敷地でもないから、つながっているのは、町の下水につながっているのだらうと、こう思うのですな。それで電気だとか水の使用についてもすべて開発のほうで持っていただけると、そういう仕組みになっているのですか。それをちょっとお尋ねさせていただきます。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） 谷委員の御質問にお答えさせていただきます。

トイレは、開発のほうで建てることは建ていただきました。建設につきましてはですね。その後の維持管理費につきましては町ということで、当初からそういった協定を結んでおりまして、町のほうでそういった電気ですとか、燃料代、そういった維持管理費は町費で見てございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷忠委員。

4番（谷忠君） これは人間、自然現象ですから、トイレなり、維持費なんか出ていますけれども、

人の下の始末全部してやって、全部持っている。そのかかった経費は開発からいただけるわけではない。町費でも負担していると。こういう仕組みですか。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） そのとおりでございます。

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部洋己委員。

11番（渡部洋己君） 観光なのですけれど、153ページなのかな、上富良野八景のことでちょっとお聞きしたいなど。

何年前か、二、三年前ですか、八景めぐりということでバスを出してやったことがあって、これはほとんど町外の観光客を相手にした対応だったと思うのですが、今はあれはもうないと思うのですよね。

実はあのときも、地元の人を対象にということかな、その人たちも含めてやればよかったのだらうけれど、ほとんど外部から来る観光客に合わせてやったようなので、ちょっと成果が上がらなかったのかな。あれを地元の人に、せめて土日ぐらいにやれば、もっともっとPRしてやればよかったのかなと。

それと、これから将来的にどう対応していくのか。それと管理についてはどこがやっているのか。観光協会に任せているのか、どうなのかな。場所によっては、あそこの江花の、駐車公園は道から金もらったりしてやっているのですけれども、あそこは観光協会がやっているのだと思うのですけれども、ほかの地区はどうなのか。

それと、それに伴う道路あたりですね、その管理といいますか、草刈りだとか、雑木だとか、そういったもの、見ても草刈りあたりも定期的には刈るのですけれども、できたら、そういった該当するところだけでも、余りぼうぼうにならないうちに先にやってもらいたいなという気もするのですが、その辺ちょっとお聞きしたいなど。

委員長（長谷川徳行君） 商工観光班主幹。

商工観光班主幹（多湖逸郎君） 11番渡部委員の御質問にお答えいたします。

上富良野八景にかかわるバスの運行ということでございますが、17年度、18年度に実施しました周遊観光バスのことかと思われますけれども、これにつきましては、町外というようなお話でありましたけれども、それにかかわらず町内の方も利用できるといったような内容で実施をされております。

土日どうかというようなお話でございますけれども、これにつきましては、観光協会等のほうの事業でもありました関係上、これから協議をしてどう

かというようなことで、また進めていきたいなと思います。

それから、管理の関係でございますけれども、これにつきましても、御指摘ありました草がぼうぼうになっているとかというようなことでございますけれども、観光協会のほうで看板を設置しておりますので、町のほうからもそういう実態があるということで、ともに見ながら整備をしていきたいと、こんなふうに考えております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部洋己委員。

11番（渡部洋己君） 私の言いたいのは、何でもかんでもつくるのはいいのですけれども、やはり後の管理だとか、そういったものをきちっとやっていかないと、要するに、私のおところ、あそこはパノラマロードという八景の一つがあるのですけれども、そこを一つ見ても、やはりどうも雑木が結構生えたりして、余りに見かねて自分で切ったのですけれども、そういったこともあって、やはりさっき言った草あたりも、畑側についてはみんなおのの農家は刈るのですけれども、やっぱり道路の縁というのは、それまでなかなか手が回らないものですから、どうしても、ほうっておくと町で来るのですけれども、それらはやっぱりそういった観光客も早くから来ているので、余り伸びないうちに刈っていただきたいな。

それとバスの件なのですけれども、当時我々も見ていたのですけれども、なかなか町の者に対して、地元の者に対してのPRが足りないというかな、そういうのもやっぱりこういうこともやっているのだよということでどんどんあれすれば、もっともっと利用があったのかなというふうに思いますので、また検討していただきたいなと思います。

委員長（長谷川徳行君） 商工観光班主幹。

商工観光班主幹（多湖逸郎君） ただいまお話のありました件につきましては、十分お考えを踏まえて、観光協会とともに対応していきたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時50分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、質疑を続けます。

7番金子益三委員。

7番（金子益三君） 先ほどの駅前再開発の部分というのは、本当にこれは大事な部分で、あわせて

やはり商工振興というのは、観光振興という部分で連動して行ってこそ、この上富良野町の特性というのが発揮されると思っているのですけれども。

とし7月7日に洞爺湖サミットが行われるわけですが、それに先立って、済みません、155ページの広域観光振興事業の件でお伺いいたします。

その洞爺湖サミットに先立って、欧米のプレスが当町に来られるということになっているのですけれども、この富良野・美瑛広域観光振興の中で来るということを知っているのですけれども、これらについて場所を具体的に言いますと、後藤純男美術館にプレスが来られるということが決定しているのですけれども、これらやはり上富良野町のすばらしい景色、また文化というものの振興を世界に発信するすばらしいチャンスでありますけれども、これら等々について、町として何らかの後押しする考えはあるかどうか教えてください。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 7番金子委員の御質問にお答えしたいと思います。

今、委員の御発言がありましたように、洞爺湖サミットの前段で、プレスツアーというものが昨年度から実施されておりまして、上川地方のプレスツアーが道内で3番目になるかというふうに思いますが、本年の4月に上川管内のプレスツアーが予定されているというふうに北海道から聞いております。

事業自体は、北海道のほうで事業をなされるわけで、町のほうにも御説明があったときには、北海道としては、後藤純男美術館について視察をしたいというようなことで、ぜひ町のほうからも、後藤純男美術館のほうの対応の後押しをお願いしたいというような要請がありましたので、美術館のほうに町のほうからも、そのように北海道のほうでは計画されているようですので、美術館のできる範囲でぜひ御協力をとということをお願いをした経過にあります。

あと、その流れで旭川のほうで夕食会等が予定されるということで、今、これにつきましては、どのような対応をするのか、北海道のほうでもまだ具体的内容のものが煮詰まっていないのですけれども、もしそういうそれぞれの管内市町村の、例えばポスターですとか、あとちょっとした名産品だとか、そういうようなものをお見せするようなコーナーみたいなものもつくるとすれば、そういうところにもそれぞれの市町村に御協力をいただきたいというようなお話がありましたので、そういう具体的な要請があった場合には、町としても対応を図っていきたいなというふうに考えております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） 本当に千載一遇のチャンスであるところですし、また、この上川管内を回っていただける中においても、上富良野町を選んでいただけたということは非常に光栄なことですから。

私が思いますのは、やはり後藤純男美術館の特性からいきまして、文化というところが非常に大きくある、プラス、この上富良野町の一番の宝物の一つでもある十勝岳が、あそこのテラスから非常に美しく見えるという、そういう自然と文化の融合施設だと思っているのですけれども。

ただ、残念ながら、あそこが一番いいところに電線が走っているのですよね。あれらが、多分欧米の人からは理解が非常に厳しい。すばらしい景色があるのになぜ人工物で遮断するのかという部分が残念なのですけれども、それらをどうにか、何とかなるような方策というのはないのでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 私も現場に行って、東を見ると、きれいな山並みの手前に支障を来すなという状況を実感してございます。ただ、ああいう状況を解消するために、地中化がどの程度の投資でできるのか、または、そういうことの受け入れが可能なのか、町が全額負担することでできるのかどうかについては、私どもも全くそういうプラン、具体的にどうしたらいいのかということを検証してございませんで、何ともここでは申し上げられませんが、言われる趣旨はよくわかりますので、そういうことの解消に、あそこの点の部分の解消ということになります。そういうことがどういう方法で実現可能性があるのかないのかも含めて、十分関係方面と下協議を試みたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 観光の誘致で、この間の上富良野町では、町長の施政方針でも、韓国と、あるいは台湾等の交流を深めるキャンペーンを広げるという形で言われました。また、18年度においても、台湾プロモーション及び台湾観光旅行博の参加、あるいは韓国の同じような博に参加したということが記されております。

私、こういうキャンペーンをやりながら、例えば、いかに上富良野町で自然に親しんでもらうかという、やっぱり体験的なものも含めて、こういった博覧会に参加して、せっかくそれが結びつかないのだったら何も意味がないわけで、もっと体験的なものをこういった上富良野町で体験してもらい、冬だとか夏だとかですね。そういう企画なんかも小まめに組んで、大きなものは望まなくてもいいのですけ

れども、50人規模だとか30人規模でもいいと思うのですけれども、そういった細かなところから上富良野の魅力、外国の方ではなくても本州の方、暑いところから来ている方だとか、そういった戦略というのもあっていいのではないかなと思うのですが、そういった誘致にかかわる戦略というのはどのように考えておられるのか、お伺いしておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 5番米沢委員の御質問にお答えを申し上げます。

まずは、観光誘致の件でございますけれども、ことしから美瑛、富良野につきましては、上海をターゲットに観光誘致をするということで既に決まっております。

そういう中で、2月1日だったと思っておりますけれども、トリックアートの陳先生の奥さん、王さんが、上海で校長先生をやられているということで、富良野・美瑛の協議会でお呼びしまして、上海の実情、また人間性、国民性について講演をいただいたところでございます。

3月23日から、実は上海に、富良野・美瑛の観光誘致に向けてのキャンペーンでございますけれども、トップセールスということで町長に行ってくださいまして、個人的な上富良野町のよき部分をPRすることで今努めておりますし、今委員が言われたとおり、上富良野町の冬についてはスキーですとか、いろいろなことができるわけでございますので、温泉と絡めて、山の温泉ですとか、下の温泉、旅館等も含めて、そういうスキー体験をしながら、冬の上富良野町に来ていただくようなPRも含めて、今、3月に上海に出向くときは、上富良野町の温泉組合が作成しましたCD、夏と秋ですとか、冬景色等の上富のよき部分をCDに落としまして、それをトップセールスしていただくときに関係機関にお配りをして、少しでも上富のいいところと、それにあわせて上富だけでなく、美瑛町の職員も行くわけですから、美瑛、また富良野広域のPRもあわせてしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 町長は上富良野町に住んでおられまして、上富良野町のいいところも悪いところもよく知っているかと思っております。そういう意味で、町長みずからトップセールスということをおっしゃいましたので、こういったところを町長は売り込みたいというふうに思っているのか、あわせて町長の意気込みも含めて、お聞かせいただきたいと思っております。

これから、いろいろな上富良野に在住する方の地方から入ってこられる方、そういった方、地元の商工観光業者を含めて、多様な形で上富良野の将来の観光のあり方や、また、それは地域の活性化にもつながる話ですから、取り組まれるよという話もこの間されております。そういうものも結びつけながら、やっぱり全面的に、地道でもいいと思うのです、やっぱり歩み出すという方向のしたたかさを持ちながらやる必要があると思いますので、そういうものと今後の展開というのをもう一度確認しておきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 5番米沢委員の御質問にお答えさせていただきますが、過去におきまして、2年ほど前ですか、韓国のほうに富良野・美瑛、観光連盟6市町村で、観光協会とともに行ってまいりました。そこでも韓国の方々との話し合いの中では、今、韓国人のたちは、ゴルフとおいしいものと、それから温泉だと。このことが整えば、この富良野圏域というのは、非常にこれからの観光のスポットとして意義深いところがあるというようなことも含めながら、当時、アジアナ航空にも行ってまいりまして、社長とお会いしまして、定期便を飛ばすことには異議ないと、いつからでも飛ばしたいと。ただ、空港使用料がちょっと高いと。幾らか安くしてくれたら飛ばしますよというような話であったわけでありまして、それから旭川市との話し合いの中で、それらが解決されて、アジアナ航空の定期便が飛ぶようになったと。その一便として富良野圏域に来ていただいて、また、富良野圏域からも、その帰りの飛行機を利用して韓国へ行ったというような経緯もありますし、そういうようなことで韓国とのつながりが出てきたと。

それから、今、富良野はオーストラリア、ニセコに次いでこの富良野がということで、今非常に売り出しているわけでありまして、その中で、富良野・美瑛、観光連盟等々の中で、富良野市に入ってきたオーストラリアの方々を十勝岳温泉に案内して対応したら、この温泉はすばらしいということで称賛を受けたと。これから富良野に入ってくるオーストラリアの方々については、富良野市長さんを中心に、十勝岳の温泉を含めて対応したと。

ただ、残念ながら、施設の関係で、団体で来るとどうしても1カ所まで賄い切れないという、そういったいろいろな課題がありますので、そういった団体の希望だとか、いろいろなことを調整しながら、十勝岳温泉のPRもしていきたいなと思っています。

今、委員からもありましたように、この地域、第一には景観であります。景観を売り物にする、そし

て、十勝岳の温泉と。そして、先ほども質問にありました、我が町の文化的な後藤純男美術館だとか、あるいは、北海道遺産として指名を受けた「土の館」だとか、それからもう一つは、民間でやっておりますフラワーランド等々のこういった施設を含めた中での全体的なところを包括している景観、これらをPRしながら進めていきたいというふうに思っております。

今、上海ということであれしましたけれども、上海についてはどういう状況かということはまだ私も十分掌握しておりませんが、今までの韓国、あるいはオーストラリア、そういう中にありまして、上富良野のこの地域の景観と温泉については非常に人気があるというふうに認識しておりますので、そういったことを重点的なPRのポイントとしていきたいなというふうに思っています。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 米沢委員の御質問にお答えを申し上げます。

今後の活動組織の立ち上げでございますけれども、今、私どもで知り得ている情報としましては、8月ぐらいに上海から、20名になるのか、30名になるのか、当地上富良野町においでいただく予定の人がおられるそうです。それに合わせて、できれば民間の皆さんのお力添えをいただきながら、活動組織を立ち上げていただいて、皆さんとともに迎えできれば、今後につながるのではないかなと、このように考えております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

6番今村辰義委員。

6番（今村辰義君） 今の関連質問になっていくと思うのですが、この上富良野町に観光客を誘致すると。来た人がまた来たいと思うようなことをやらなければいけないと思うのですね。私はそんなにお金がかからないと思う話を今からしたいと思うのですが、マナーだと。常識をやはり町として町民に教えていく必要があるのではないかなというふうに私常々思っていることがあります。

例えば、先ほどから温泉をPRしたいとか、景観をPRしたいとかいろいろ出ていますけれども、特に、例えば、私温泉等が好きですからよく行くのですけれども、別に上富良野町だけではありませんけれども、ここから発信すればいいなと思うことは、非常にマナーが悪いのですね。サウナから出てきて、汗をつけたまま水風呂に入るとか、そういうのを見て、「おまえも上富良野の温泉行ってこいよ」なんてだれも言わないと思うのですね。

あるいは、大きなところですね、ウイズだとかいろいろありますよね、フードセンターですね。あそこに障害者のマークのついた駐車場がありますよね。あそこにも、どう見ても健常者と思われるような人がよく車をとめるのですよね。私は見た目だけではなくて、内面的な身障者もいるのかなと思って、そう思って見ていますけれども、身障者のモータープールというのは、黄色い丸いつぶつがしばしばついて中に誘導するような盤がついているのを御存じだと思うのですけれども、そういう人たちのためにしている駐車場に平気でとめると。そういったところもありますので、せっかく洞爺湖サミットで上富にも来ると。上富良野町のマナーをよくしようということをやっていけば、非常に私は観光に効果がある。余りお金もかけない。非常に心の、内面の話でもあると思うのですね。それが、皆さんのマナーがよければ、目で見たPRにもなっていくわけです。上富良野はいいぞと。そういったところが非常に大事だと思うのですね。

先般、私、友達が鹿児島で亡くなりまして、葬儀で鹿児島へ行ってきたのですけれども、どうもそういった目で見るとくせがつきまして、鹿児島の人たちのマナーはどうかなと思ったら、まさしく全員がサウナから出てきたら、まずかけ湯で汗を流してからふるに入っていましたですね。全く違うなという目で見ました。

そういったところ、マナーというか、常識といいますが、そこら辺をもっとよくしようやという、ひとつPRをぜひお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 6番今村委員の御質問にお答えを申し上げます。

マナーの件ですけれども、それは当然だと私も認識しておりますし、今後来町されるそういう観光客のお客さんに対して、利用する施設等の方々と十分協議をした中で、建物を利用する最低限のマナーについて、町と建物を管理しておられる会社の方々と協議をして、最低限のマナーについて啓発等を行っていくように努力をしてみたいと思っています。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村辰義委員。

6番（今村辰義君） 上富良野町だけでももちろんないということをお先ほど言いましたけれども、本当にここから、あそこはいいよというようなことをぜひやってほしいと思います。

別に一例を言っただけであって、本当に入ってきてそのままジャポンとつかる人もいますからね、

やっぱり洗うところはちゃんと洗わないといけないですよ。そういったところとか、交通マナーだとかいろいろあるわけですね。そういったところ。そんなにお金かからない話だと思うのです。これこそ上富良野町をPRしていくのにすごい有効なことだと私は思っていますし、はっきり言ってマナーが悪いと私思っていますので、そこをひとつ本当によくお願いしたいなというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 答弁要りませんが。

産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 今の御提言、十分受けとめまして、頑張っていきたいと思っています。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんね。

12番佐川典子委員。

12番（佐川典子君） 先ほどの米沢さんの質問に関連もつくと思うのですけれども、富良野・美瑛、広域での観光推進事業がありますよね。それだとか、上川全域における観光推進の関係上のイメージづくりというのは、上富良野としてはどのような位置づけをされているのか、伺いたいと思います。

先ほどもおっしゃっていたように、パノラマの大地だとか、ラベンダーの香りの町だとか、上富良野の売りの一番というか、そのイメージ的なものは何なのか、その辺を伺いたいです。

旭川だとか富良野あたりは、旭川だと神々の住むあれだとか、富良野でしたら「北の国から」のイメージ、あと中富良野でしたらラベンダーの香りのするイメージとか、いろいろ素敵なイメージを皆さん連携でつくられてきていると思うのですね。

この間の道新の新聞で見たのですけれども、豚の耳も食べるという、考えているということなので、そういった動きもいろいろな考え方で大切なのかなとは思いますが、若い女性の人たちが作るイメージとして、それは上富良野のこれから振興していくそういう立場のイメージと合うものかどうか、その辺のお考えを伺いたいたいです。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 12番佐川委員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、上富良野町としてのイメージの件でございますけれども、私は、先ほど町長が言われたとおり、この十勝岳連峰にかかる十勝岳の春夏秋冬の景色、これはどこに行っても町として自慢できる景観だと思っています。

また、夏は、富良野広域圏で重複するわけでござ

いますけれども、ラベンダー等ございますので、ラベンダーも含めて十勝岳連峰にかかる景観と合わせてイメージづくりをしていきたいというふうに考えております。

また、今後の上富良野町のどういう方がということでもありますけれど、今、まちおこしの少しでも観光客の誘致を図るために、地産地消の部分で御当地メニューをつくって、団塊世代の方々が上富良野町にこのものを食べに行きたいとか、私の今の考えは団塊世代と言っていますけれども、これは若い人も含めて上富良野町にそういうメニューができましたら、観光を兼ねてそういう方々を町のほうに誘導して、観光につなげていきたいと。

その中で、豚の耳もございますけれども、豚の耳は、私ども今畜産担い手の部分で、豚が道北で今2番の大きさになる企業なのですよね。それで、豚として約8万頭、将来は10万頭ぐらいになるのですけれども、10万頭の飼育されている豚を使って、どうにかまちおこしの中の一つとして、耳を入れた部分で少しでもPRをしていきたいということでございます。

委員長（長谷川徳行君） 12番佐川典子委員。

12番（佐川典子君） 私が言いたいのは、上富良野を観光の推進とかで持っていくときに、イメージづくりとしてどうなのかということを行ったのです。

それで私は、上富良野に来るとどこよりもおいしい豚肉が食べられるという、そういう高級感を出すようなイメージで持っていくのでしたらわかるのですけれど、イメージ的に廃棄物みたいな感じがありますよね、どちらかという。それが問題だと思うのですけれど、どうですか。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 12番佐川委員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

私も今一番力を入れなければならないというのは、豚肉の精肉の部分でございまして、耳というのは今まで委員言われたとおり廃棄されていた部分がありますから、ただ、せっかくの食材ですので、今考えているのは、精肉をメインにしたメニューづくりは当然しますけれども、それにあわせて、どこかの居酒屋で、居酒屋という言葉があれなのかもしれませんが、居酒屋程度でその豚の耳を使った料理ができればいいかなということでは考えておるところでございます。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 12番佐川委員の、今るる担当課長のお話ありました。言われてみると、確かに我が町の観光PRをするためのことというのが、

昔はラベンダー発祥の町だと言って対応したけれども、それらがどうもラベンダーが薄れてきたと。

ただ、私は、上富良野町へ来てくれた方々の歓迎のあいさつをするときには、活火山とか地酒のふもと、今の第4次総合計画であります、四季彩のまち、ラベンダーの発祥の地、上富良野町へようこそおいでいただきましたと言って、頭出しでやるのですけれども、言われてみると観光PRの一つのメインになるものが、確かにこうだというのが、今までのようにラベンダー発祥の町ということだったのですが、それも薄らいできたということですので、これらについては、今御指摘あるように、JRの関係機関の皆さんや何かと議論をしながら、町のPRは何がいいのか、確かに自然景観もあれば、産業もあるし、いろいろな文化もあるし、それらのものを一つ一つ言ったのではどうもならないので、そういったものをまとめた町の全体的なポイントになる、そういうようなPRする、そういうようなものがどういうような形であるかというのは、これからまたそれぞれの機関や多くの皆さん方と議論して、ひとつつくり上げていく必要があるなというふうに思っておりますので、これからのひとつ協議の課題とさせていただきますと思います。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

10番和田昭彦委員。

10番（和田昭彦君） 155ページの道道吹上上富良野線ラベンダー等管理について、ちょっとお尋ねしますけれども。

確かに何キロにもわたってラベンダーが咲き誇るのはいきれいなのですけれども、管理についてちょっとお願いしたいことは、枯れたり、それから中庭の株ごと持ってってしまう人がいたりなんかして、間が抜けたりしているのですね。そんなことがあったり、また、紫の花の中に白いラベンダーが入っていたりなんかして、まだらになっているのですよ。そういうのを、紫は紫で統一して、株のなくなったところは寄せてきれいにそろえるとか、そういうことをやってもらいたいというのと、ラベンダーは大体7月いっぱい、8月のちょっと始めぐらいでもう終わってしまうのですね。それで後の紅葉シーズンにかけてのいい時期にそういうのが見られないということで、秋まで咲いている花、例えばコスモスとか、そういうのを別な反対側のほうに植えるとか、そういったことを考えてみてはどうかと思っています。

大分昔になりますけれども、ソウルオリンピックで、マラソンのコースにコスモス街道を走ったことがあるのですね。あれがすごくきれいな印象があるのですけれど、そういったラベンダーが終わった後

も何か目を楽しませてくれるような、そんなことをちょっと考えてはどうかと思いますけれども。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） 和田委員の御質問にお答えさせていただきます。

吹上上富良野線のラベンダーの関係でございますけれども、この道路につきましては道道ということで、道路改良時にラベンダーと、そういった今、チャメリングの植樹をしてございますけれども、そういった関係で、紫のラベンダーの中に色違いの花がまじっているというようなことと、あと枯れた木、盗難の関係の部分もございますので、そういった関係につきましては、土現のほうと協議いたしまして、要請なりしていきたいというふうに思っております。

また、右側に秋に向けてのコスモス街道といいますが、そういった部分の植栽につきましては、また、可能かどうかわかりませんが、そういった部分で提言等させていただきます、土現のほうと協議させていただきたいというふうに考えてございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これで、7款の商工費についての質疑を終了いたします。

ここで説明員が交代しますので、少々お待ちください。

次に、8款土木費の160ページから9款消防費の183ページまでの質疑に入ります。

2番村上和子委員。

2番（村上和子君） 163ページの町道の維持費のところでございます。ここが、全体的には269万3,000円ほどことは予算が少ないのですけれども、この中で町道の舗装の維持補修が550万円で、昨年度と比べて50万円ぐらい減っております。逆に、町道の維持補修は250万円ぐらい、昨年度と比べてふえているのですけれども、これから町道が大変傷んでいるのが目につく時期になってきているのですけれども、これは職員の方が傷んでいるところを舗装しないような感じで直すのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） 2番村上委員の御質問にお答えさせていただきます。

この町道の維持費の減額の要素につきましては、18年度に購入いたしましたミニロータリーに附属機器として、草刈り装置を19年度において取りつけたわけですが、その関係の減額ということ

でございますけれども、あと、町道の補修、簡易舗装の補修費、50万円ほど減額ということですが、この間につきましては、次のページの165ページになりますけれども、簡易舗装の整備という形で615万5,000円ほど、3路線をやるという形で予算づけをさせていただいております。そんな形で、ここにつきましては、昨年度対比60万円ほどふえているところでございます。

また、この町道維持補修、これにつきましては、昨年度対比300万円近くふえてございますけれども、この要素につきましては、建設機械の借り上げを昨年度見てございました。これを借り上げせずに工事請負費に持っていくという形で、その借り上げ分を工事請負費に移行したということで、この部分がふえてございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子委員。

2番（村上和子君） 今、内容を聞かせていただいて大体わかりましたけれども。

今、住民会なんかで機械を借り上げて、そしてやってもいいよというようなところも出てきていると聞いているのですけれども、このコストとかいろいろあるかとは思いますが、補修も、やっぱり簡易舗装ですとまたすぐ傷んでしまうというか、そういった工事につきましてもしっかりやっていただきたいと思うのですけれども、その点いかがですか。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） 村上委員の御質問にお答えさせていただきます。

本当に簡易舗装という形で、言うなればんぶら舗装ということを書いてございますけれども、そういった部分の、本当に春先の傷みぐあい、今現在も出ておりますけれども、そういった形で、麻袋を置くなどして対応しているのが現状でございます。

そんなことで、昨年も補正をお願いしまして、4路線ばかり改修をした経緯がございます。そんなことで、ことしも当初予算に予算をふやしていただきまして、3路線を計上させていただいております。

そんなことで、一気にはできませんけれども、徐々に年次計画で進めていかざるを得ない現状ですので、補修箇所につきましては、適宜、事故の起きないうちに即対応するような形で対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） 今、同僚議員に関連するのですけれども、いよいよ宮町、本町にも麻袋道路ということで、道路の陥没地点に、11日から麻袋が

配布されて、埋められております。通称、我々は町内、住民会等、麻袋道路と言っていますけれども、これが毎年毎年繰り返されているのです。ですから、できるだけ簡易舗装、それから道路の改修等のスピードを速めてほしいという、もう本当に、昨年選挙で回って見たら、大町のところもひどいわ、それから東町のもひどいわということで、何カ所か、恐らく多くの議員の皆さん方が目にしていると思います。

それで一つは、昨年、大町の中通り、あれはそのまま、途中やったのですけれども、我々行政視察で見た道路ですけれども、それは継続してそのまま進められていくのかという問題が1点。

それから、3月で麻袋を何袋つくられて、そして、住民会のそれぞれのぐらい設置をしたのと、これからされる場所もあると思うのです。毎年のことだから、大体それらについての予算措置はなされていると思いますけれども、できれば、その数を教えていただきたいと思います。

それから、早川課長もことし最後なので、やっぱりもうちょっとどんと課長の今までの思いを含めた予算づけをされるかと思ったら、ちょっとあれなので、財政的な条件もあるかと思いたすけれども、とりあえず、課長、最後のあれだから、町道に対する環境整備というのは非常に大きいものがあるので、その思いもちょっと語ってください。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） 中村委員の御質問にお答えさせていただきます。

最初に、昨年も二間道路の真ん中に入っていますトラフの傾いている部分、交通や歩く方にも支障を来すというようなことで、昨年も補正を願って、大町の一部をやらせていただきました。その件につきましては、ことしも継続的に予算の範囲内で施工していきたいというふうに考えてございます。

また、宮町、本町地区に麻袋が多く置かれているというようなことで、ことしは本当に暖気といいますが、春先の雪解けが早かったせいで一気に来たせいもありまして、昨年見受けられないところまで、現状でそういった部分がございます。

そんなことで、毎年道路の改修をやっておりますけれども、追いつかないのが現状でして、その麻袋の数といいまして、昨年あたりでは800袋ほど使用して適宜、順次、一気にはいきませんけれども、道路が下がるのも条件が違っていて、日ごとに条件が変わってきますので、そういった対応をしているのが現状でございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） いや、私は、早川課長最後だからあれですけど、やっぱり技術屋として、住民のいろいろな要望が来て、その中でどうしようということで、今度はその事業のほうの予算の関係とのいろいろあるだろうと思うのです。それで技術屋として、特に泥炭地の舗装道路のつくり方というのはどうあるべきかということで、2年ほど前から改良した方法で取り組んできていると。そのことでうちの町内も改良された後の状況を見ると、従来のやった形と大きな変化というのが、やっぱり改良した部分は非常に成果があって、そういう状況が見えないですよ。だから、そういう技術の努力はされているのだけれども、いかんせん上富良野町の土壌ということでやむを得ない面もあると思うのですけれども、とりあえず今後も、今早川課長の思いを聞こうと思ったら、なかなか言ってくれないで、3月19日の日に、最後のときに出てくるかなという期待はしておりますけれども。

ただ、やっぱり道路のこの状況のテンポを僕は速めていかなければならないと思うのです。そういう点で、町民は自分のうちの周りの環境がよくなれば、税金も払ったら町もちゃんと見てくれるという、そういう思いもあると思うので、その点、今後の道路の改修、維持、それから簡易舗装等も含めて、ちょっと副町長のほうからお願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 9番中村委員の御質問に私のほうからお答えしますが、今、担当課長のほうから申し上げましたように、去年の予算からですけど、前年度の決算で、道路関係経費で残余が出たら、できるだけ他の目的に回さないで、こういう緊急度の高い道路の維持にできる限り重点的に財源のリサイクルする方法で事業量をふやしたいということで補正予算をお願いしてきました経緯がございます。

と言いながら、今委員がおっしゃられるように、全体見ますと非常に対応しなければならない量が多いわけでありまして、そういうものをとらえて、できる限り危険度の高い箇所について、当初予算で路線をふやそうという、少しそういう方面に意を注いでいこうという方向転換をさせていただきますので、言いながら、全部の量に間に合わないわけですが、ここ当分の間は、そういう知恵を持って、できる限り車両等の通行、それから人の通行に非常に極めて危険度の高い箇所を優先に、何とか解消を図っていきたいという思いであります。

もう少し一段踏み込んだ対応ができるかどうかについては、財政の状況を見ながら、できる限りそち

らの方面にも意を注いで、町民との信頼関係を損ねることのないような形で対応をしていきたいという思いを述べさせていただきたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） 副町長のそういう思いを今後反映されるように、大きく期待しております。

それで最初に質問したときに、麻袋800袋ということだったので、もし地図に落とせることが、いや、800袋全部落とせということではないですよ、この辺が重点というようなことで落とせるのか。もしくは住民会単位で、例えば本町は何袋配布、それから東町は何ぼというような形の資料はつくれますか。もしつくれるのであれば、地図は困難であれば、住民会ごとでも麻袋の数だけちょっと入れた一覧表を資料としてお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） 中村委員の御質問にお答えさせていただきます。

麻袋につきましては、住民会単位で配布しているのではなくて、うちで袋に砂詰めして、直営の形で今、悪い箇所に置いていっているような状況でございます。

また、その麻袋の置いた箇所、そういった段差のある、凍上のある場所については、図面には落とせますので、資料としては提供できると思います。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田浩志委員。

3番（岩田浩志君） 簡易舗装という観点からは関連になるのかなと思うのですが、165ページの北20号道路舗装新設ということで、図面を見ますと2,000メートル以上あるのかなという気はするのですが、これは中富良野町のほうから申し入れがあって、共有道路ということで、簡易舗装にするということで、中富良野町においてはここが最後だということで、もう未整備の道路はないのだという話なのですよね。

そんな中で、この簡易舗装はいいのですけれど、極めて路盤の悪いところ、泥炭がひどくて路盤の悪いところを簡易舗装にして、例えばですよ、中富良野町としっかり合意された中で当然やっていると思うのですが、例えば、中富良野町においては、しっかり路盤からやってほしいという思いがあって、町の事情で簡易舗装でないといけないよということで合意に至って、例えば二、三年のうちにはがれたと。そういった補修しなければならない状況になったときに、うちはこういう思いでちゃんと説明したのだけれど、上富良野さんの事情で簡易舗

装でやったのだから、上富良野さんが補修してくださいと、こういったことにならないのかどうなのか、その辺の意見調整、きちっと合意ができていないのかどうなのか、その辺をまず伺いたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） 岩田委員の御質問にお答えさせていただきます。

この北20号道路の舗装に関しましては、現状の地盤に不陸整正程度の砂利を敷いて、5センチの舗装をかけるというようなことでございます。

そういった岩田委員が御心配されるようなこともありましたので、この雪解け時期に現状の路盤を確認させていただきました。とった限りでは、特に生んでいる部分もございませんし、現状、排水も良好というようなことで、そんなに大型車が通行する以外は、現状というか、22号道路についても同じような状況でやっていますし、23号についても同じ状況でやっておりますので、その辺の大型車両の通行の度合いにもよりますけれども、そういったことで心配はないのかなというようなことで判断してございます。

また、中富との調整の関係ですけれども、中富のほうとしては、上富の方針に従うというような形で、負担金折半という形で630万円を拠出していただくような形になってございます。

また、その後の維持補修に関しても、新設についてはそういった両町で折半という形になりますけれども、その維持管理については、上富が維持管理するというようなことで中富との協定をとっておりますので、そういったことで、今後の維持管理については上富でやるというようなことでございます。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田浩志委員。

3番（岩田浩志君） やはり心配することは、大きな破損に至って、またさらにやり直さなければいけないと。そういうふうに至ったときに、うちの町が責任持つよということで管理を担うということなのですが、その辺に関しては、ほかの共有道路に関しても、例えば、きちっと線引きがされていて、20号道路の維持管理に関しては上富良野町と。例えばほかにも路線として共有する部分があるかなと思うのですが、その辺に関しても、中富良野町と上富良野町が相互にやりくりして維持管理という内容になっているのか、その辺をまず伺いたいのですけれど。

もう1点、この金額で舗装ができるということが私にはちょっとかなり問題な感じがするのですよね。果たして、今課長が説明されたように、若干砂利を敷きながら、2,000メートル以上の舗装

をするということで、当然町としては簡易舗装に関してはかなりの実績も持っているかもしれませんが、路盤の調査、そういった部分をもう少ししっかりして、後々お金がかからないようにきちっとすべきでないかなというふうに思います。

その辺、2点ほどお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） 岩田委員の御質問にお答えさせていただきます。

中富との境界の道路の管理につきましては、20号道路につきましては上富、そして、4線道路につきましては中富という形で、協定といいますが、決めさせていただいております。

また、舗装の関係ですけれども、国道から西3線間、1,500メートルぐらいあるのですけれども、それで西1線から奥については、本当に幅員も狭くということで、本当に3メートルもあればいいのかなというような感じで、総体的に3.5メートル平均して見ていますけれども、そんな形で対応できるのかなということでございます。

また、心配されております今後の補修の件ですけれども、20号道路につきましては、町と違って下水道の掘削もございませんし、それと水道管の埋設もございませんので、町で起きているような現象は起きないのかなというような感じは持っているところでございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

7番金子益三委員。

7番（金子益三君） ちょっと関連になるかどうかと思うので、道路のことでちょっと副町長に聞きたいのですけれども。

今の国会でも論じられている道路特定財源の存続、廃止がありますよね。北海道は500数十億円回ってきているのですけれども、我が町にも道路特定財源で道路に関する部分が入ってくると思うのですけれども、仮にそれらがなくなった場合、これらの町道等々に関するものは影響があるのかどうか、ちょっと教えていただきたいのですけれど。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 7番金子委員の、今問題になっている税率の関係で影響あるかと。（「あるいは廃止されたときに町道に影響あるのですか。道路の部分の、町道は関係ないのですか」と呼ぶ者あり）

道路には、間接的には当然影響が出てまいります。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） 聞き方済みません。変えませ

金額がまず幾ら入ってきて、それが道路に使われているかどうか、上富の町道に使われているかどうか、お聞きします。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 今問題になっております道路特定財源の関係であります、町のほうに道路特定財源の中で交付されているお金につきましては、予算書で言いますと、まず、地方譲与税、地方譲与税の中に地方道路譲与税、それから自動車重量譲与税が道路特定財源を財源に交付されているものであります。

また、もう1点が、自動車取得税交付金が計上されていると思いますけれども、これにつきましても、道路特定財源を財源として交付されている金額になってございます。

道路特定財源から町のほうに入っているお金は、正確な数字でなくて申しわけないのですが、2億二、三千万円になろうかと思えますけれども、これにつきましても、今税率が本則にもし戻ったというときになれば、1億1,000万円ぐらいの上富良野町としての影響額はそれぐらいの額になるのかなというふうに考えております。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） ちょっとこれは町でどうできるというか、不可抗力の部分になろうと思うのですけれども、仮に廃止されればですね、本則になったときに。それでもこの部分というのは、やっぱり進めていくということで理解してよろしいのですか。道路特定財源が仮に廃止されて、1億1千何かがしが入ってこなくなったとしても、町道のこの維持の部分というのは続けていくという解釈でよろしいですか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） ちょっとこの質問のとり方、どうとればいいのか少し難しいなと思っているのですけれど、いずれにしても、今担当の主幹のほうから申し上げましたように、常態として入ってきている財源が1億円を超えるほど、減収になるとすれば、当然にしてその活動量が減るということでございますし、今申し上げられるように、道路の維持も含めた整備に充てる費用という性格からすると、当然に大きな影響があるというわけであります。

ただ、だからと申しまして、町長において、地域のいろいろな諸課題に何の手だてもしないで放置することはできませんので、今までと同じようなレベルになるかどうかわかりませんが、これは想定でございますけれども、その相当分については、相当対応ができないという現実はあるところでもあります。

どれを取捨選択するかということでありませうけれど、私ども、そういうことにならないことを願ってございますので、なった場合のシミュレーションは持ち合わせてございませんが、仮になったとすれば、今のような道路にかかわる対応ができない、できないで地方が済むかどうかという問題は相当また別な論議となるわけでありませう。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

11番渡部洋己委員。

11番（渡部洋己君） さっきの20号道路の関連で、さっき課長、国道から西3線までと言っていたのですけれども、現場見てあれかなと思つて。多分、西2線までであつて、2線から3線の間は、恐らくする必要はないのではないかなと思つて。舗装するよりも道路を直さなかつたらできない。

それは私、隣の人の20号で畑つづついているものですからね、よく見ているのでね。恐らく現場をよく見たらいいと思つて。恐らく道路用地でないところに道路つづついているのでね。ペンションのための恐らく道路みたいなもので。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） 渡部委員の御質問にお答えさせていただきます。

中富からの要請は、あそこの道路沿いに張りついている人家は少ないのですけれども、あそこにペンションが四、五軒あるものですから、そういった方の対応もしたいというようなことで、そういったことで中富からの要請もございまして、3線まで延長するということでございます。

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部洋己委員。

11番（渡部洋己君） 2線までやれば十分対応できることだから。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） 渡部委員の御質問にお答えさせていただきます。

訂正させていただきます。

ペンションのあるところが2線です。あそこまでやるということで御了解いただきたいというふうに思つて。

済みませう。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませうか。

5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 173ページの景観づくり推進費という形がついておりますが、また、景観に伴う講師謝礼という形で、今後この景観づくりについて、どういう取り組みというか、町の取り組み、また、当然これは地域の人との理解というのが必要になってくると思つておりますが、確認しておきたいと

思つておりますが、今後の取り組みをどのようにされようと思つているのか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） 米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

本町におきましては、昨年の4月に景観づくり基本計画を策定いたしました。それを受けまして、今後、景観計画、また、重点地区について検討しようということでしたけれども、ことしの3月まで北海道が景観計画を策定いたしましたして、4月1日から施行という形で、その周知期間、全道的な説明会が、3月14日から3月28日に全道12カ所において説明会が開催されるわけですけれども、そういった説明会を経て、1年間の周知期間を置きまして、平成21年の4月から適用されるというようなことでございます。

その内容につきましては、建物の高さが13メートルですとか、20メートルですとか、建築面積が2,000平米ですとか、そういった規制がございませう。

そんなことで、北海道の景観計画と整合性を図る意味から、うちの独自の景観計画の策定に向けて作業を進めていきたい。そういったことで、道の景観計画につきましては全道全域に網がかかつてございませうので、町独自で景観計画を策定する上では、それ以上のものを規定しなければならないというふうに考えてございませうので、それにはまた地域住民との事前の協議、調整も必要かと思つてございませうので、そういった並行した事務的な作業を進めながら、地域住民との合意を図りながら、規制といいませうが、そういったものを決めていきたいというふうに考えてございませう。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 景観計画をつくつたと。この1年間周知期間を置いて、理解してもらつてというか、一般の方にも、これは全道的にもなのですかね、町民にも理解してもらつてという形なのだと思うのですが、それに基づいた景観づくりの公共事業等の景観の指針もつくつてというような形の話もあるのかなというふうに思つてございませうけれども、それに基づいて推進協議会に図つて、当然それを協議するという形になると思つてございませうが、そういうものも含めて今後の検討をされているということなのかということ、もう一つ、今の里仁地区に於いての景観の話も、去年だつたでしょうか、あつたかというふうに思つてございませうが、そういう地域との関係のやりとりというのは今どのようになっているのかとあわせてお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） 米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

北海道の景観計画が昨年1年間かけて煮詰めた形で、この4月から施行されて、1年間周知期間を置いて、21年度4月から適用されるということです。本町の景観計画につきましては、その整合性を図りながら、重点地区であれば北海道の景観計画以上のものを求めなければならないというふうに考えてございますので、それには地域の方々との、その土地に制約をかけるわけですから、そういった合意も必要かというふうに思いますので、北海道の景観計画の数値的なものを示されましたので、今月計画しておりますけれども、上富良野景観づくり推進会議を開催いたしまして、そういった数値的なものを周知いたしまして、あと、今後、上富良野町における景観計画について数値的なものを示して、そういったことで協議してもらおうような会議を今月予定しているところでございます。

それを受けて、今後、そういった推進会議の意見を参考にしながら、事務的な作業を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

昼食休憩といたします。

午前 11時59分 休憩

午後 0時59分 再開

委員長（長谷川徳行君） 昼食前に引き続き、会議を再開し、質疑を続けます。

5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 見晴台の177ページにかかわってなのですが、公園管理をされておりまして、町の東側の眺めを展望するというのでつくられました。あそこ、木は植えたくないというような形なのですが、あそこの手前の小高い丘だとか、手前あたりにでもちょっと桜の木などを植えて、ちょっと人を呼び寄せるような、そういうささやかな、本当にささやかな話なのですが、そういうのもあっていいのではないかと。あそこに来て、またその時期になれば桜が咲いて、人も来れるというような、そういうような形もあるのではないかなというふうに思います。

あと、日の出公園の管理の問題なのですが、あそここの駐車場でありますけれども、たしかあそこ委託かな、使用料が払われているかと思いますが、この間、かなりの使用料が払われているかと思いますが、用地買収するとなるとかなりの高い金額になるのか

なというふうに思います。前回のあそこの自衛隊官舎、800万円ですか、というのがありますし、そういう長い間払って、どちらが高いか安いという問題あるのですけれども、将来的にはあそこの用地というのは、現状のように駐車場用地として借り受けるというような形になるのかどうか、そこら辺、今現行、年間どのくらい払われているのか、わかれば教えていただきたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） 米沢委員の御質問にお答えさせていただきたいというふうに思います。

見晴台に桜の木の植樹の件でございますけれども、あそこの小高いところに雑木とか白樺を数本残した形で景観を保っている状況にあります。その中で、20年度において、先ほどから話がありましたニトリ財団でそういった木の寄贈があるというようなことも聞いておりますので、まだ植栽の場所が決まっていないということです。そういった部分も視野に入れて検討させていただきたいというふうに考えてございます。

また、日の出公園の駐車場の管理につきまして、公園全体を建設水道課のほうで担当しているわけですが、その駐車場の部分に関しては、ちょっと今、観光協会のほうに委託しているという形で、産業振興課のほうで観光協会に補助金という形の中で組み込まれているというようなことを聞いてございますので、そういったことで、金額的な面ですとか、そういったことに関しては、はっきり言える立場にはございません。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） わかりました。

次、180ページの富町団地建設という形で計上されております。22年度までに、この計画を見ますと3棟ですか、35戸が入れるという建設計画になっております。

あわせてお伺いしたいのは、今、各団地の老朽化が進んでいます。特に、泉町や扇町という形で残っておりますが、この老朽化の実態はもうわかっておられるかと思いますが、この地域にまで建設するとなると、いつごろになるのかと。かなり修繕を要するところもありますし、財源の確保という点で大変な部分もあるというふうに思いますが、前にも聞きましたら、当然計画的にという話になるのですが、やはりこういった部分での建てかえの促進ということもあわせて、今後の考え方等についてお伺いしたいというふうに思います。

また同時に、今建設されている団地等について

は、もう既に入居されている方の、今まで東町とか泉町3丁目だとか、いろいろ入居されていて、使用されていて不都合があるかないかというも含めた中で、快適な団地をつくらうという形の中で、改善もされているかというふうに思いますが、当然バリアフリーだとか、そういう形の中での間取りも大分変わってきているかというふうに思いますが、そういうものも含めて、そういった取り組みについてお伺いしておきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 5番米沢委員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

御承知のとおり、本年から、平成20年度、21年度、22年度と3年計画で、富町団地につきましては、3棟の35戸の計画でございます。

また、その間に、泉町、扇町などの老朽化の住宅もでございます。それらにつきまして、前回も言いましたとおり、新たに整備計画をつくりまして、計画的に修繕をしていくということで、本年度策定をしたいというふうにして考えています。

また、今年度におきましても、修繕につきましては約450万円ほど予算を多く計上いたしまして、修繕を進めるような形で考えてございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 年々財源的な問題もありますので、ぜひ、早急にそういう整備計画を立てていただいて、その改善、あるいは新築の方向での検討をしていただければというふうに思います。

このままで行けば、かなり修繕費が恐らくまだかさむのだろうというふうに思います。ところによっては、住んでいる方が、やっぱり床が腐って落ちるだとかというそういう状況もありますので、ぜひそういうときは、速やかに修繕していただけるような対策もとっていただきたいというふうに思っています。

これについては、答弁よろしいです。

次に、どこでちょっと聞いていいかわからないのですが、いわゆる景気の浮揚策としても、住宅の建設時における、あるいは住宅のリフォーム等の補助制度を活用しながら、町の雇用につなげるような、そういう対策が今必要ではないかと。

もう既に実施されているところの話をお聞きしたら、名寄市なんかでは実施されて、業者の方もやはり喜んでおられると。申し込みも殺到するという形で、やはりリフォームする方にとっても、一定の負担分の軽減策があって大変喜ばれているという内容になってきています。

町においても、やっぱり景気の浮揚策とあわせ

て、すべてこれで賄い切れるというものではありませんが、少しでも雇用の促進だとか、それにまつわる資材だとか、いろいろなものがお金として流れるわけですから、地域にも流れます。いろいろそういう制度を設けるとなると、地元の業者という形に当然なる部分もありますので、そういうものをある程度目標を設けながら実施検討するという、こういうことも今町の活性化の一つとして必要になってきていると思いますので、この点、町長はどのようにお考えなのか、お伺いしておきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 今、5番米沢委員の御質問に私のほうからお答えさせていただきますが、御案内のとおり、今非常にこういう地方の地域経済が疲弊しているのはおっしゃるとおりかというふうに思います。

この住宅関連の助成の話は、以前もちょうだいしていますし、私どもも今委員が言われるように、負担を単に軽減するという目的のみで政策を実現することについては、いろいろな面でいろいろ課題もあるなということと、それからもう一方、今こういう少子高齢化の時代でございますので、高齢化になって、住宅の内部が非常に生活上障害があるという形で、そういう福祉対策が今現行上いろいろと実態に合わない面については、また独自の施策を展開するというのも一つでしょうし、また、特に、サミット関連でCO₂の削減を問われている時代でございますので、もう少し住宅の省エネ化という観点で、住宅リフォームを政策的に結びつけることができるかどうか、こういう主たる目的をしっかりと押さえて、そういう住宅改善につながるのも一つの方策であるという受けとめ方をこの間させていただいています。

ただ、それをもう少し具体的に施策実現するには、地域のいろいろな求めが本当にどれなのかということもしっかり踏まえてやらなければならないということをおもっています。

いずれにしても、そういう行政ニーズ、私どももそういう行政側からの主たる目的とニーズ等がうまくマッチングする点がどの辺かを十分見きわめて、そういう方面の課題につきましても、鋭意、また検証、研究をしていきたいというふうに考えているところであります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで、8款の土木費から9款の消防費についての質疑を終了いたします。

ここで説明員が交代しますので、少々お待ちください。

次に、10款教育費の184ページから235ページまでの質疑に入ります。

それに先立ちまして、さきの教育長の教育行政執行方針に対する中村議員の質問に答弁漏れがありましたので、教育長より発言をいたさせます。

教育長（中澤良隆君） 先日、私に対する教育行政執行方針の質疑の中で、中村議員から給食費の額についてお尋ねがありました。その額について答弁漏れがありましたので、この際、額について説明を申し上げたいと思います。

現行では、小学校は238円でありました。それが12円のアップで250円となるところであります。また、中学校であります、現行は279円でありましたのが、16円アップで295円ということになるところであります。

以上、説明とさせていただきます。

委員長（長谷川徳行君） 質問ありませんか。

9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） 僕は、ただ単なる答弁漏れということもあれなのですけれども、恐らく議員の皆さん方も、3月5日にそういうことで方針があって、教育長は何ぼになるからという答弁がなかったのに、3月6日の北海道新聞に載っているのですね。ですから、言うなれば、情報管理というか、そんな感じで、やっぱり答弁漏ればかりでなくて、その観点が、それであれば、道新に記事提供をするというオーケーを既に出していたのか、ただ単なる答弁漏れで済むのかという感じがいたしますので、その関係でもうちょっと教育長の気持ちを聞きたいと思うのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 教育長。

教育長（中澤良隆君） 9番中村委員の御質問であります、この場においては、今聞かれました小学校、中学校の給食費の額については、答弁漏れをしたということで考えております。

それで、非常に答弁漏れしたことにつきましては申しわけなかったなというふうにと考えるとあります。

ただ、この額については、教育委員会とか、また、給食会等の意見も聞きながら、そして、ある程度、我々事務段階としては、この250円と295円については情報として共有していたと。そういうことで後ほど話を確認したところですが、新聞社のほうから金額は幾らかということでお尋ねがあって、ここの議会でのやりとりについてまだ承知していない部分があって、その金額について情報提供をしたということで報告を受けたところであります。

いずれ金額については公表しなければならないこととありますし、公表しながら、保護者の理解を十分求めていくということが我々に課せられた仕事でありますので、そういう意味では、若干前後したところがあるかもしれませんが、そんなことで、事務段階として情報提供がなされたということで御理解をいただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） 前後って、教育長ね、僕ずっと日にち別に追ってみたの。学校給食会の、言うなれば学校給食センター管理規則というのがあるのですよ。第4条には、給食費の額は、上富良野町学校給食会の意見を聞き、上富良野町教育委員会が決定するということになっているのですよ。学校給食会は2月27日にやっているのですよ。いいですか。そうすると、教育委員会は、2月13日と2月19日にやっているのですよ。その後はやっていないのですよ。そうすると、どこの教育委員会のどの場で給食会というと、それでは、教育長含めた教育委員会の職員だけであれしたのかという。この規則からとなると、上富良野町教育委員会ということで、言うなれば、増田委員長を中心とした教育委員会の会議で決定するのが筋でしょう。

ですから、全然日にちが前後してしまって、いや、私はある面でわかんと思いますよ。教育長の教育執行方針を出さなければならない、それを印刷に回さなければならない、そうすれば、とりあえず金額は書けないなということで引き当てということだけでしたのかもしれませんが。だけれども、現実、教育委員会の開催は13日、聞きますと2月19日の教育委員会に給食費の一応この金額を値上げするという基本的な考え方を出したということだけれども、現実、学校給食会は2月27日にやっているのだから、この規則でいう学校給食会に聞くということが全然納得できないのですよ。

だから、言うなれば、前は学校給食審議会があって、最終的にそこで決めますよということだけれども、条例改正があって、それがもうなくなったのですから。なくなったのなら、この規則の第4条によるものについて進めるのが僕は筋だと思うのですけれども、その前にどんどん金額を決めてしまっているような最終結論は上富良野町教育委員会がやるということで、僕は教育長がやるということではないと思うのですね。この条例から。

そして、もう一つは、一応、教育委員会は、給食の額を決定したときは、速やかにこれを告示することになっております。ですから、それでは、その告示した日にちはいつなのかということもあわせてちょっとお尋ねいたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育長。

教育長（中澤良隆君） 9番中村委員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、給食費の額の確定については、委員から御説明のあったとおり、学校給食会の意見を聞いて、教育委員会が決定するという事になっております。その間、今御指摘がありましたように、2月13日と2月19日に教育委員会を開催して、2月19日のときに教育委員会の中では、この給食費の値上げ等に関しては、今の食材や何かの高騰からするとやむを得ないだろうと。ただ、当然、学校給食センター管理規則等に基づいて給食会の意見を十分聞くように。それは相前後なるかもしれないけれども、教育委員会のほうとしては、値上げする金額、それから値上げについては妥当であるということなどで結果をいただきまして、その間、本来であれば給食会が先に開催されてということは当然の運びでありましたが、今回、そういう日程的な問題とかいろいろなことが重なりまして、なかなかそういう順序立てにならなかったということで、反省もしなければならぬというふうに考えているところであります。

したがって、また、3月の今のところ26日に教育委員会の開催を告示してあるところでありますが、このときには、この結果も報告しながら、また、再度、事務手続きをきちっと進めていきたいというふうに考えているところであります。

それから、この告示につきましては、今言いました3月26日に会議録や何かの決定を見た中で告示をさせていただこうというふうに計画をしているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀委員。

9番（中村有秀君） 教育長もそういう反省の上に立ってということでございますけれども、この学校給食センター管理規則がこういう形で変わったというのは、小学校、中学校の給食費は、町がある面で考えているのかなという町民の気持ちもあるのですよ。だからこそ、以前は学校給食審議会の中で給食費の額を最終的に決めるという形になった経過を踏まえていけば、本当にある面で町のいろいろな負担金に準ずる扱的な要素が僕はあったのだらうという気がするのですよ。ですから、こんな形で学校給食の、言うなれば児童生徒の場という感じではなくて、もうちょっと広い意味合いが僕はあったなという気がするのです。

それで、何としても残念なのですね。だから、まあまあ、最終的に今教育長がそういう気持ちで、今後反省する、3月26日予定の教育委員会の会議の決定をいただいて告示をすると。事務的には大丈夫

なのですね、年度の初めにあれだということだけでも。もう決まっているから、それで準備を進めていくということで、いや、告示のないままにどんどん進んでいいのかという、逆に僕はそういう心配があるのさ。学校給食会で意見を聞いたと。しかし、今度あやうって新聞報道になって、それでは、今度は教育委員会で決定する以前でそういう行動が告示の前に起こせるかどうかということも含めて、その点ちょっと心配があるので、お願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 暫時休憩いたします。

午後 1時26分 休憩

午後 1時35分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 9番中村委員からの御質問に関する関係ではありますが、給食費の見直し等につきましては、先ほども説明をさせていただきましたが、給食会の意見を聞いて、教育委員会で決定するという運びになっております。それが今回につきましては、まことに申しわけありませんが、それが相前後したということでありまして。本当に申しわけありませんでした。

今後につきましては、この給食費の諸手続きにつきましては、先ほど3月26日に教育委員会を開催してというお話をさせていただきましたが、来週早々にでも教育委員会を開催して、経過説明、そして、給食費の見直し等について再度御審議を賜うということにいたしたいと思っておりますので、本当に不適当な事務処理をしましたことに申しわけなく考えております。申しわけございませんでした。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） ただいまの給食費に関してなのですけれども、私も以前、給食会ということで出席させていただいた経緯にあります。

そのような中で、実際、給食会の会の段階で資料を見せられて、値上げしたいというような方向で示されたということで、例えば、内容を持ち帰って保護者の意見を聞くだとか、そういった機会がないまま、そこで結論を出さなければいけないという状況でした。

私は、その流れ的に、立場も立場で知っていたということもあって、皆さんにこれでいいですかという投げかけをしたのですけれども、実際、現状として、その場でそれはだめだと、値上げしないで何とか現状のままやってほしいというような発言をできるような状況下にはないと。そういったことを考

えれば、やはりしっかりと学校並びに保護者に持ち帰って意見を聞くと。こういう時代ですから、この内容を見ても、値上げした段階では我が町が富良野管内では一番高い給食費という状況を考えれば、今のままで何とか、当然燃料等々の値上げもあって現状を考えれば、現状維持をする上ではやむを得ないかなという保護者の意見も多いかなと思いますけれども、中には、ほかもこれより安い給食費でやっているのだから、何とか多少質は落ちてでも安い給食費でやれないのかという保護者もたくさんいると思います。そういった機会もないままこのようにぼっと出されて、そこで、Pの役員、並びに学校関係者で結論を出さなければいけないという状況は、やはりしっかりと内容を把握してもらおうと、意見を深めてもらうという観点からは配慮が足りないというように私感じていますので、今後そういった機会があれば、保護者の意見、先生方の意見も十分聞いて、こういったことを取り進めていただきたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育長。

教育長（中澤良隆君） 3番岩田委員の御質問がありますが、我々も非常に悩むところがあります。その中で、やはり保護者に本当に余裕を持って、物価とか、助成や何かいろいろなことがあってなかなか、本来であれば保護者に一人一人アンケートをとって、そうやってやるのが本当に民意を反映させて、給食会というのは、給食費の額の確定については保護者が負担することになっておりますので、保護者全員の意向が質的に向上したほうがいいのか、それとも1品減ってもいいのか、そういうこと、本当にアンケートがいいのかどうかはちょっとよく考えていかなければわかりませんが、そういうことで、今、給食会で決定しているということは、確かにすべての保護者の民意を、また、すべての教職員の民意を確認しているかということになりますと、なかなか代表に集まっていたくということ、本当に十分なことなのかという反省はあります。

そういうことで、今後、うちは2年に1回見直しをさせていただくということは給食会を通じて御説明をしていますので、2年に一遍の見直しのときには、それは上がるか下がるかわかりませんが、見直しをさせていただくときには、民意を十分反映できるような形の中で意見を聞いていくような手法も今後検討させていただきたいというふうに考えております。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） 今の件ではないのですけれども、233ページ、同じ給食の問題なのですけれ

ども、広域連合に向けてということで、広域連合の中で給食も取り上げられて、当面の間、町長のお話でも自賄い方式で続けるということでありました。

そんな中で、さきにいただいた2月26日現在となっておりますけれども、学校給食センターの食材等比較という資料、この中で、富良野地区学校給食組合においては、野菜10品目46.6%、それから、南富良野では野菜10品目が37.1%、それから、上富良野は46.3%と。この資料を知らない人が見ると、富良野はすごいなと。うちもこれだけ努力しているのだけれども、富良野のほうが地場産の野菜を使われているというふうに見受けられます。

このような資料の中で私が残念なのは、同じ地場産の野菜を使われているけれども、内容が全然違うと。町長が見たときに失礼だぞと。同じ地場産の野菜を使っているけれども、富良野はほとんどが市場を経由しています。直接、給食センター等々に納入されている野菜はありません。むしろ、やっている工程からすると、下ごしらえは業者に委託していると。我が町の給食というのは、農家のお母さんを初め、事業者の協力も得て、どこのだれがつくった野菜かということが明確になっている部分が46.3%ということ聞いています。この違いは町長が一番よくわかっているかなと思いますけれども。

先日の一般質問の答弁の中でも町長は、1点、明るいと思われたのが、多少高くても地場産の安心、安全、新鮮な野菜を提供したいと、そういう答弁がありました。以前は、価格で安いほうを使わざるを得ないというお答えでありましたけれども、そこにある価値観ですね。価格を超えた価値観が私にはそこにあると思います。私は農業者の立場からも、子供たちに食べさせようと思って持ってきてくれる農家のお母さんの野菜と、言っては悪いですが、市場の冷蔵庫で何日眠ったかわからないような野菜が給食で調理されるということを考えれば、価格を超えた価値観がそこにはあると思います。それがこの表の中では一切わからない。

そういう観点から、私がもしその現場で調理する人であれば、何でうちの町が広域連合で富良野と同じ給食をつくらなければいけないのか、これだけ特色ある給食づくりをしてきているというのは、当然農家のお母さん方にとっても、現場で調理する担当調理員にとっても、相当な苦労だと思います。これは当然市場から入ってそろったものが入ってくるほうが調理もしやすいし、楽だと思います。そんな中で、やはり今日に至るまで長年かかって育ててきたものが、この広域連合で、当面、自賄いということで続けるということですから、今のところはいい

のですけれども、ただ、その先々の方向性というのが町長の話ではまだ明確になっていないと。

例えば、小学校の改築の際に、この給食センターの部分を改築の中に入れるという、当初その素案もあったかなと思うのですけれども、ただ、その中間で例えばやっているうちに、民間に移譲するという話もなかったわけではないかなというふうに思っています。

そんな中で、今日までこの学校給食、地場産の野菜を46.3%というのは10品目ですから、このほかにもあるのですけれども、これを育ててきた経緯を考えると、私がある現場で担当している職員であれば、何でこれ一緒にするのかなど。その辺、例えば教育委員会と現場担当者初め、栄養士、調理員等、十分意見交換した中で、こういった運びになっているのかなど。

この間、町長の御答弁の中でも、教育委員会が決めたと。教育委員会が決定したというお話でありましたけれども、本当にそういった意見交換とその価値観をどのように教育長はお考えなのか、ちょっとお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育長。

教育長（中澤良隆君） 岩田委員の広域に関する学校給食センターのあり方についてのお尋ねであります。

この食材の比較表につきましては、これは北海道学校給食協議会の実態調査というものがあまして、その中から拾った数字というようなことで御理解を賜りたいと思います。

つきましては、今、野菜10品目の内容等につきましては、仕入れのあり方とか、そういうものについては、若干この数字に隠された裏は当然あると思います。そういうことは御理解を賜りたいと思います。

そして、それぞれの給食センターの特徴とか、すぐれたところ、また、劣っているところ、いろいろとあると思います。確かに今委員のほうから、上富良野町の学校給食センターについてはすばらしい運営等をしているというような高い評価をいただきました。そういう中で我々は広域連合になっていったときにも、やはりすぐれたところは全体が3施設とも同時にいい方向に向かっていくということが広域連合にとって求められるものであろうと。

つきましては、我が町でやっている給食センターのすぐれた点、また、うちよりすぐれた面が富良野の給食センターにも、また、南富良野の給食センターにもあるかもしれません。そういう実態をつぶさに調べながら、担当者や何かが将来統一される段階にまで、やはり研究とかいろいろなことを重ねな

がらレベルアップを図っていかなければならないというふうに考えているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） 私の質問の中で、現場担当者、給食センターの職員、栄養士さんと十分な協議が図られたのかという質問に対してまだお答えいただけていないことと、それから、今行われている納入方法に関しては、富良野給食センターの所長さんも大変うらやまがっていました。そういうことを考えれば、例えば、現状でできないものが富良野管内一本化されたときに果たしてできるかといったら、そんな簡単なものではないと私は思います。それだけ相互が苦労してここまで積み上げてきたという経緯、それから、新鮮な野菜を提供するという、子供たちに食べさせたいという職員の思い、そういったものが現状として大きくなったときにできるかといったら、私はできないと思います。だから、その辺の価値観をどういうふうに感じているのか、もう一度お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育長。

教育長（中澤良隆君） ただいまの質問であります。先ほど答弁漏れをしました現場との協議については、十分行ってきているということで御理解を賜りたいと思います。

また、納入方法等につきましては、当然、大きくなることによって、それは本当に可能かどうかということにつきましても、やはりうちの町の給食センターのあり方が望ましいということであれば、そのようなことをどうすれば可能であるのか、そういうことも追求しながら、今後取り進めてまいらなければならないものというふうに考えております。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） もう一度確認したいのですが、教育長は今、十分協議されているというふうにお答えされましたけれども、施設長にお伺いいたしますけれども、十分協議されたということで理解してよろしいですか。

委員長（長谷川徳行君） 学校教育班主幹。

学校教育班主幹（藤田敏明君） ただいま岩田委員の御質問にお答えしたいと思います。

現場との連携をとっているのかということかと思えますけれども、これまでも富良野委員会の給食部会がございまして。それに臨むときに、現場との調整、あるいは連絡体制をとりながら会議に臨んで、それぞれ調整を図ってきたという認識でございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 給食の話が出ていますの

で、今回の引き上げでどのぐらいの収入になるのか、お伺いしておきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 学校教育班主幹。

学校教育班主幹（藤田敏明君） ただいま米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

年間の1人当たりの価格になりますが、児童で年間4万7,500円、それで生徒1人当たりが5万6,050円ということをごさいます、上がる幅につきましては、児童で2,280円の増、そして、生徒におきましては3,040円の増ということをごさいます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 17年度においても若干引き上がったかというふうに思います。確かに見直しという形で、2年に1回というサイクルで見直しという形で協議されてなったのだというふうに思います。

問題は、確かに町の財政的な負担も諸物価の高騰で大変なのだろうというふうには思います。同時に、やはり保護者の負担もいろいろ物価も上がっていますから、大変になってきているというふうに思います。

こういうときに引き上げるのはいかがなものかというふうに思うわけですが、この点、現行で据え置いて、もうしばらく5年間ぐらい待つとか、そういう手法をとられないのかどうか、お伺いしたいというふうに思います。

もう一つ、今回の235ページの学校の給食の運営補助という形で20万円ぐらい減額になっておりますが、いろいろ聞きましたら、これは町の米飯給食が始まったときの施策の一環として行ったという形の中で、これが年々また下がってきているという状況にあります、今回はどういう要因で下がったのか、あわせてお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 5番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、現行で行けないかということでございますけれども、基本的には私も、委員の皆様、保護者の皆様は既に御存じのように、安心して安全な給食をやっばり求めていく上で、当然私どもの給食センターにおいては、生鮮野菜を中心に、あるいは、できる限り地場産品を使用していくという状況の中で、言葉的にレベルと言ったらいいのですか、そういう状況の中で安心、安全な給食を求めていくためには、どうしても値上げが必要になってくる。現行で行く場合には、どうしても副食ですとか、そういうものの、例えば品数を下げたりしなければな

かなか運営ができないという状況に今あるということで、今回、値上げをさせていただきたいということで御提案をさせていただいております。

なお、補助金の削減についてでありますけれども、ただ、今まで昨年度、平成19年度については190万円、それから20年度については170万円という20万円の減額を受けてございます。ただ、この補助金につきましても、基本的には学校給食法における給食費の負担が材料費、あるいはそういう給食にかかわる費用については、保護者負担という原則の中では、基本的には行政経費で行っていくものではなくて、やはり給食の中で行っていくのが大原則であるというふうに考えております。

ただ、そうした中でも、少しでも給食費の値上げの抑制のために補助金を出させていただいている状況の中で、今20万円の減額、もちろん町の行財政改革ですとか、そういう状況の中でも、本来趣旨に沿った形の中で20万円の今回減額をさせていただいております。

ただ、この20万円の影響としては、私どもの試算の中では0.8円程度の影響が出てくるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 確かにそういう制度になっている部分があるのだろうと思いますが、しかし、学校給食といえども、やはり教育の一環、あるいは食を守るといふ形の一環としてとらえた場合に、本来、無償が原則という場合を伺います。しかし、一定の保護者の、そもも言えないからという形の中で、給食費という形で一定の食材部分を保護者が負担するという形の話なのだろうというふうに思います。

私、今の状況で言えば、確かに町も苦しいでしょうけれども、保護者の側も苦しいのだろうというふうに思います。確かにあなた方の理由から言えば、16円と10何円だから、高いか安いかの話になるのだろうと思いますけれども、私は、今回はやっぱり据え置いて、17年度のときに上がりましたので、見直しが確かに2年置きという話もあるのかもしれないけれども、やっぱり保護者側の負担を少しでも軽減しているという立場から、据え置いた中で予算措置というのをすべきだというふうに思いますが、この点についてお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 給食費の額の関係だということでお答えをさせていただきたいのですけれども、私も、今回給食費の見直しをする過程において、私もさまざまな分野から、主食あるい

は副食、あるいは牛乳等々含めて、材料等の価格等も調べて進めていった中では、原則的に本来、私も教育委員会、あるいは学校給食センターとして試算した金額については、実は今、児童については250円、それから生徒については295円という1食当たりの単価を決めさせていただこうとしてございますけれども、試算の中では、児童については256円の本来であれば必要であると。それから、生徒については303円必要であるという試算を出してございます。

ただ、その中で、米沢委員もおっしゃっているように、当然保護者負担、それから富良野圏域、あるいは近郊の学校給食の価格等も参考にしながら、このままストレートに必要な部分だけをただ単純に機械的に上げていく話にはならないと。そういう形の中で、価格を抑えるためにはどうしたらいいかも含めて、現場あるいは学校給食の担当等、栄養士とも協議を進めさせていただきました。その中で、基本的には250円と295円という価格を今回設定させていただいているということで御理解を賜りたいと思います。

質問の中で、原則的に給食費は無料であるというお話でございますけれども、これにつきましては、基本的には学校給食法の中で、それぞれ行政負担、それから保護者負担という、そのもの自体が明確にされてございますので、それは基本としては無料ということはないというふうに私もは認識してございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） だから、今言われているのは、その分、行政側で見なさいということ言っているんで、これ、見てもいいのではないですか、財源的にどうなのかということになれば。財政調整基金を取り崩して、こういうときにこういった部分に回すとか、僕はやるべきだと思うのですよ。ただ歳出に合った歳入の確保というだけではなくて、こういったところに住民の貴重な財源を使って、軽減を図るということをやらないのかと。

この間、行政のやっていることというのは、機械的に全部処理してしまおうというような感が見受けられるのです。そうでないということをおっしゃるのかもしれませんが、私はそういう財源を使ってこそ、生きたお金の使い道だというふうに思いますが、こういうときにこそ保護者の負担を据え置いて、今行政も大変かもしれないけれども、保護者も大変だと。確かに学校と給食会で負担するという割合はあるのでしょうかけれども、しかし、その割合をどちら側で持つかという話なので、こう

いうときにこそ、教育委員会なら学校のほうでもって負担の軽減に当たるべきではないですか。

この点、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育長。

教育長（中澤良隆君） 5番米沢委員の御質問でありますが、基本的な部分につきましては、先ほど課長のほうから答弁をさせていただきましたように、学校給食法においては、行政においては施設、それから調理をする人、それが行政が負担すべき項目と。それから、食べる食材等につきましては、保護者の責務においてすることということが原則論であります。

その中で、今まで米飯確保や何かで激変緩和というようなことで、210万円から始まったと思いますが、今170万円というような形の中で、これについては、やはり解消もしていかなければ、当然サービスを受けている人たちと基本的に税を納めていただく人とのという観点からいたしましても、この学校給食のあり方といたしましては、実際に食べていただいている、サービスを受けている人から負担をいただきながらやっていくのが筋というふうに考えておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか、米沢委員。

2番村上和子委員。

2番（村上和子君） 私も235ページ、給食の関係で、まず、同僚議員も言われておりましたけれども、教育長ほか、課長、施設長、やっぱりどこの給食も同じだというような、富良野もおいしいよなんていうことを言われたのですけれども、やっぱりこれだけ目に触れる状態で、新鮮度とか地産地消、これも80%、それできょうの新鮮度がどうのこうのと、実際そういうふうにして仕入れて、そして自賄いで、そして11時、30分ぐらいの差もありませんしね、それで安心、安全な給食をこんな私、一番上富良野の給食センターの給食はおいしいということ、富良野とそんなに変わらないと、こういうことを言われたことがあるのですけれども、そういうことではないということ認識を改めていただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育長。

教育長（中澤良隆君） 2番村上委員の御質問にお答えをさせていただきます。

非常に上富良野学校給食センターの給食についての高い評価をいただきました。本当に感謝を申し上げますところでもあります。

また、我々といたしましても、常々、本当に安全で安心で、おいしくて、そして子供たちの心身の健

全な発達に浴するというような観点で、現場もみんな一生懸命やっています。

そして、これについては、富良野も多分同じような気持ちを持ってやっていると思います。また、南富良野でも、決して、こんな表現がいいのかどうかといったら、おいしくない給食をつくらうなんて決して思っていないで、やはりそれぞれがそれぞれの努力をしている。その中で上富良野が特にすぐれているという評価をいただいておりますことは、本当にありがたいなというふうに考えております。

今後につきましては、やはり広域連合でやるということにつきましては、レベルをみんなが上げていくということも一つの目的であろうと思います。上富良野の子供だけでなく、やはり南富良野の子供たちもおいしくてというようなことも、我々が考えることではないかもしれませんが、そんなふうに今後持っていければなというふうに考えているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） どの項になるのかかわからないので、ちょっと教えてほしいのですが、多分小学校の項になるのか。

聞きたいのですけれども、今、幼小の連携ですとか、そういったものが全国的に運動があるのですけれども、いわゆる卒園時、保育所も含めた中なのですけれども、上小、西小、それぞれに学校に上がっていくのですけれども、そういったときに小学校の教諭と、それから幼稚園の先生たちが、個々の園児の特徴であったりとか、それから成長ぐあいであったりとか、そういったものをつぶさに報告をし合って、情報を共有し合うということで、その後の小学校に上がった子供たちの健やかな教育、それから体力も含めたものになるというふうに今非常に見直されている部分があるのですけれども、それらの予算措置的な部分というのは今回していないのか。また、これからするような取り組みがあるのかどうか、教えてください。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 7番金子委員の御質問にお答えしたいと思います。

基本的に幼小、保育所から小学校、あるいは幼稚園から小学校への引き継ぎというのですか、言葉が悪いのですけれども、そういう関係については、基本的に私どもの教育委員会のほうで、まず就学前検査を10月に実施をします。ただ、その前にまず第一弾として、各幼稚園、あるいは保育所から、それぞれ個々の子供たちに関する情報をまず私どものほうにいただいております。

特に、就学前検査の大きな一つは、特別支援だと

か、そういう対象の子もいるのかいないのかも含めて検査をするわけでありましてけれども、そういう形の中でまず情報を各保育所、幼稚園からいただくのがまず第一になっております。

それから、もう1点は、入学前、今時期になりますけれども、それぞれまたさらに個々のお子様方の情報を各保育所、幼稚園からいただいて、それを指導の中での、例えば個別に注意点が必要な部分ですとか、成育過程ですとか、そういうものもすべて引き継ぎながら進めてきております。

ただ、理想的な形として、今、特別支援という形ではありますけれども、就学委員会の中でも、それを今後個々に記録を、紙にかけるような形をとりながら進めていくことが一番理想的ではないだろうか。あるいは、これは特に特別支援だとかの関連も出てくるのですけれども、お子様の状況ですとか、それは例えばお医者様の御意見だとか、そういう専門家の御意見だとかも一つの記録にした形の中で、どこの機関でも同じ情報を得た中で指導に当たっていけるようなという体制づくりに今鋭意進めているところであります。

ただ、個人情報の保護という観点から、なかなか思うようにいかない部分もあるということも含めながら、御理解を賜ればと思っています。

ただ、金額的な予算的なものは、上がっております。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） 大事なことであります。特に、今課長がおっしゃっていただいた特別支援が要る児童というのは、これはもう当然のことなのですけれども、やはり今こういった非常に教育が多様化している時代ですから、過保護にする必要は全くないのですけれども、そこに幼稚園、それから今度進む小学校、さらに保護者も加えた中で、データベース化といいましょうか、そういったものは今後やっぱり必要になってくると思いますし、上富良野の貴重な宝でもある子供の未来の行く末も大きくかわることですので、ぜひそういった予算というのは手厚くするべきだと思いますので、どうでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 教育長。

教育長（中澤良隆君） 7番金子委員の質問にお答えをさせていただきます。

今御意見のありましたとおり、やはり接続というか、非常に大切な時代にさらになってきたなというふうに認識をしているところであります。幼稚園の様子、家庭での様子、保育所での様子、そして、小学校に上がったの様子、それをお互いが情報交換できることによって、また、幼稚園や保育所や何かのほうでもいろいろなことを考えていただいて、今後

の教育に生かしていただけますし、また、小学校と中学校の接続の問題についても、まさしく特別支援だけでなく、問題行動とか、それからいじめの問題だとか、また、いろいろな家庭での悩みだとかがあると思います。そういうようなことについては、今後もさらに連携をとりながら、ただ、保護者も含めてとなりますと、先ほど課長のほうからも言いましたが、個人情報の問題とかいろいろなこと含まれてきますので、この部分については、今後、研究ということで受けとめさせていただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） 学校管理費203ページの東中中学校の講堂防音機能の復旧事業ということでお尋ねをしたいと思いますけれども。

この事業は、どのような復旧事業になるのか、現有の講堂をどのように改修されるのかということ。

それとあと、これは講堂に限っているようですが、本校舎とか、また、教室、それから職員室等は、防音対策についてはどのようになっているのかということをまず伺います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 8番岩崎委員の御質問にお答えしたいと思います。

東中中学校、括弧してございますけれども、講堂の防音機能の復旧事業ということでございますが、内容としましては、中学校講堂における暖房器具のボイラーの更新が今回主な事業でございます。

昭和61年に講堂を建設以来、ボイラーが更新されていないということで、耐用年数が大幅に経過をしております。そういう形の中で、ボイラーの更新をしたいということで、防衛の補助を受けながら実施をしようとしております。

計画としては、本年度は、その実施設計という形で予算を計上させていただいております。

なお、校舎等につきましても、建設時に防音機能の補助を受けながら学校を建設しているということで御理解を賜りたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） ちょっと私らの理解するところと文言が異なっているということで、防音機能というから、外壁を直すとか、サッシを二重にするとか、そういうことをちょっと想定していたのですけれども、ボイラーということでございますので、補助事業であれば、それはそれでよしなのですが、最近やはり騒音公害、落ち着いて子供たちが授業を受けられるという、そういうような観点から言いますと、東中の地元の住民にもそういうことが

言われるわけですがけれども、もう少し、教育の環境をやっているわけですから、学校の騒音公害という、環境にも優しい教育がなされているわけですから、そういった面のことについては考えているかどうか、お尋ねします。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 岩崎委員の御質問にお答えしたいと思います。

基本的な考え方としまして、当然、東中における学校校舎、講堂も含めてでありますけれども、防音機能を持った校舎で建設をされているということで、当然防衛庁側からの補助を受けながら、防音機能を促進する意味で校舎を建設しておりますので、基本的には、授業中に対する騒音ですとか、そういう部分については、学校のほうからも苦情としても今のところ来ておりません。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） そういったことで、逐次、ボイラーなんかの更新はほかの施設でもやられていることは大変結構なことだというふうに思います。

防音に関してでございますけれども、教育委員会関係でも大きな施設をたくさん維持管理されていると思うのですよね。そういった中で、今言われたように、最近建てたものについては防音がされているという。やはりそうでないものも数あるのでないかなと思うのですけれども、そういった検証がなされているかどうか、ちょっとお尋ねします。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 岩崎委員の質問にお答えしたいと思います。基本的には上富良野町におきましては、小学校4校、中学校2校でございますが、そのいずれの学校におきましても、基本的な考え方としては、防音機能を持った形で、防衛庁のほうから補助をいただきながら建設をさせていただいております。

なお、ただ、一部、学校建設の段階で、例えば、講堂が防音機能していないとかという学校もございしますが、基本的には、すべての学校において防音機能を用意しているということで我々のほうでは理解しております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 209ページです。私立幼稚園の就園奨励費、ここのところが昨年度990万8,000円でございました。ことしは1,878万7,000円、約倍以上の予算になっておりますが、何か国のほうの補助単価が上がったとか、変わったとかとお聞きしたのですが、それであるほど

見ますと、昨年度の倍ぐらいの国のほうの補助でなっております。こういった関係でこちらのほうも予算がふえているのかなと思うのですけれども、その背景というのはどういうふうと考えられるのですか、ちょっとお尋ねしたいのですけれど。

委員長（長谷川徳行君） 学校教育班主幹。

学校教育班主幹（藤田敏明君） ただいま村上委員の就園奨励費の関係かと思えますけれども、実は国のほうの制度改革がございまして、今まで上限が小学校2年生までが支給対象でございましたけれども、制度改革によりまして、小学校3年生までという制度改革と、さらに単価アップの分がございまして、今回、倍とは言いませんけれども、倍近くまでなっているというのが実態でございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 今回の19年度も補正予算組みますね。868万3,000円、その後組みますけれども、これで大体990万円、予算になるのですけれども、私お尋ねしましたときに、145名の園児が159名になったと。あした卒園式ですね、高田幼稚園。入園のときの人数はきちっとわかっていると思うのですよね。大体途中で何人が変わるのわかりますけれども、よくこれ、途中で補正予算を組みまして、それで生徒がちょっと変わったからと。これ14名、145名が159名になったと。かなりふえていますね。14名ふえていますよね。なぜこういったことになるのかなという、多少の園児さんのあれはわかるのですけれども、そこら辺ちょっとお聞きしたいのですね。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 2番村上委員の御質問にお答えしたいと思います。

昨年度の補正については、今、村上委員がおっしゃったように、制度のまず改正もでございます。ただ、児童の移動も実はございます。当然、私どものほうでも当初の予定の中では、人数的には押さえているのですけれども、その途中における子供たちの転入転出、その部分の差がどうしても出てきてしまう。それは私ども、ちょっと予測のできない状況の中で数字が変化していくということで御理解をいただければと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 187ページの上富良野高等学校振興対策費なのですけれども、さきの一般質問でも町長から、上富良野高等学校の存続は最重要課題であるという力強いというか、心強い答弁をいただいたわけなのですけれども、この予算を見る限りでは、ここ数年来の振興対策と何ら変わった方

策は講じていないのではないかとということで、ここ3年間、中学生の上高への進学率が29.7%から22%、14%と下がってきて、ことしもその程度の進学率だということで、この振興対策を見直して、新たな振興対策を講じなければいけないのではないかと思いますけれども、どうでしょうか、町長。

町長に答弁お願いしたいのですけれど、どうですか。

委員長（長谷川徳行君） 教育長。

教育長（中澤良隆君） 10番和田委員の御質問であります。昨日といたしますが、一般質問の際に町長のほうからも答弁されておりますが、本当に上高の存続につきましては、非常に大きな課題だと教育委員会も受けとめているところであります。

その中で、過去何年間いろいろな対策をしてみました。そんな中で、入学準備金や何かも5万円程度まで出していた時代もありましたが、やはりそれが子供たちの増になかなかつながってこない、そうしたときに、上富良野高等学校の今の規模でどういうことができるのだろう、やっぱり特色ある学校ということは、委員とまるつきり我々も同じ考えであります。やはり特色づけていかなければならない。

そうしたときに、上富良野高等学校の出の部分を見ると、やはり就職に力を入れていくべきであろうというようなことから、2年前ぐらいから就職に強い学校をとということで、いろいろな資格取得のための助成を講じていっているところであります。

これにつきましては、学校も同じような考え方の中で、また、生徒たちも同じようにそういうものを在学中に何とか取得したいということで、一年一年成果があらわれてきていると考えています。

ただ、こういう成果がなかなか上富良野高等学校に進学していただく子供の増加につながらないということは我々も感じているところでありますし、今後もさらに学校とどういことを手当てしていくことによって進学率の向上につながってくるのか、そういうこともいろいろと学校とも協議しながら、今後、対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 今、上富良野高校は本当にぜいたくな教育をしているのですよ。生徒が5人に1人ぐらいの教職員の数で、もう本当に一人一人行き届いた教育がなされているわけなのです。ほかのマンモス高校ではでき得ないような。

そういうことで、ぜひ、子供たちのそういう一人一人の能力を引き出すというか、才能を育てるよう

な教育ができる環境になっていきますので、ぜひ中学校の生徒が地元の高校に通ってもらうようの方策を講じてもらいたいと、そういうふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育長。

教育長（中澤良隆君） ただいまの質問にお答えをさせていただきますと思います。

先ほど、金子委員にもありましたが、幼小、小中、中高というような接続というか、連携が非常に大切だと考えております。

そのような中で、今、上富良野高等学校により多くの方々が行っていただくためには、中学校に対する働きかけ、また、今も実際は中高との連携の研修会とか、そういうことをやりながら接続、連携を図っているところでありますが、さらに中学校との連携も深めるとともに、また、我々としても、中学校のPTAや何かにも会議がある際には、何回か出させていただいておりますが、そこで上富良野高等学校への進路についてお願いをするというようなことも今までもしてまいりましたが、さらに深めてまいりたいというふうに考えております。

委員長（長谷川徳行君） 暫時休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時45分 再開

委員長（長谷川徳行君） 会議を再開し、質疑を続けます。

先に、先ほど2番村上和子委員からの質問で答弁が不十分でしたので、学校教育班主幹のほうより答弁をいたします。

学校教育班主幹（藤田敏明君） 先ほど村上委員のほうから、幼稚園の就園奨励費の関係の質問がありましたけれども、説明不足で大変申しわけなかったのですが、もう一度説明させていただきたいというふうに思います。

先ほども申し上げましたが、まず、補助金の単価の引き上げ、それと先ほど適用範囲が小学校2年から小学校3年というお話をしたところでございますけれども、現在、幼稚園に通っている一人っ子であれば、当然1人の世帯の補助額ですが、さらに、その上の第1子の子供がおるとしたならば、その子が今までは小学校2年までであれば、複数の補助ということで加算があったわけなのですが、その小学校2年生の分が小学校3年まで拡大されたという制度の改正でございますので、その分、補助金が上がるといって御理解をいただければなというふうに思います。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございません

か。

3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） 231ページ、B&G海洋センターの管理費の中の上屋シート、この件については、西小の学校プールの上屋シートを更新するときに私もお話した経緯があるのですけれども、今、町外の業者に委託している部分かなと思うのですけれども、前年度と同額の予算ということで、所管でちょっと話したときに、町内の業者にできないかと。建築関係の業者にでもできるのではないかとということでお話した経緯にもあります。

それと、旭川の学校のプールあたりを見ましても、もう既に、農業用の資材を用いて、骨はそのままなのですが、それにビニユースというハウスのビニールをとめる資材を使って、あのようなごついシートではなくて、ビニールハウス、白いシートもありますので、そういったことでかなり削減の方向で取り組んでいるように見受けられます。

そんなことも含めて、今回は町内の業者に委託する方向で考えているのか、また、今後においてはそういうことも検討されているのか、お聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 岩田委員の御質問にお答えいたします。

B&Gプールと西小学校のプールシートの件でございますけれども、上屋シートにつきましては、昨年度にそのような御指摘がされたことから、昨年末、業者のほうと話し合いました、できるかどうかを確認させていただきました。町内業者については、プールのところが高いことと、それから、シートが重い等の理由で、なかなか地元ではできないというようなお話を伺って、ことしも専門の業者に発注する予定になってございます。

それと農業用のシートでございますけれども、西小学校のプールにつきましては、平成16年だったかと思っておりますけれども、大きな風が吹いたときに交換してございます。B&Gのプールにつきましては、ちょっと交換した時期を、今手元になくて覚えていないのですけれども、七、八年経過してございますけれども、かなり耐久力のあるシートでございます。今後も数年間まだ使用できるということでございますので、この次に交換するときに検討させていただきたいと考えております。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） 私が思うには、30万円以上のお金をかけるのであれば、一、二年の経費で骨とシートも十分準備できるのではないかと。かけるという行為においても、一枚物なので、当然町の業

者でも簡単にできるのではないかというふうなことを考えれば、今後きちっと検討して、当然今あるシートを使えるのはわかるのですけれども、それをやめてでも財政的な効果があるのではないかと私は考えるのですけれども、その辺をどのようにお考えか、伺います。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 岩田委員の質問にお答えいたします。

今の委員御指摘のとおり、私のほうとしてもそのようなことで、どちらがどうかという検討を詳しくしてはございませんので、ことしちょっと検討させていただいて、次のときに、交換のほうがよいのか、現行のほうがよいのか、検討させてもらいたいと思います。それは交換時にどういう形に変えるか、検討させていただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） B & G海洋センターのプールの関係で今出てきたのですけれども、ちょっと前に指摘をしていたのは、プールの底の青いゴムシートですね。あれが凹凸していて、泳いでいるときも、歩行したときに足にひっかかったりする。それから、もう一つは自動清浄機、掃除するものが、それにひっかかってしまって、自動にならないで、その都度またプールに入って直してまたやっているというケースがあったということで報告をしていたのですが、その関係で今年度の修理費の中に入っているのか、それとも、既に修理をしてしまったのか、その点ちょっと確認したいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 中村委員の御質問にお答えいたします。

御指摘のプールの底のシートの伸びによるものなのですけれども、対策については、現年度の予算化はしてございません。今年度については、始まる前に、何と申しますか、穴をあけた状態でとか、空気抜きの状態ととかで点検させていただいて、検討してみたいと思います。もしだめであれば、張りかえということになりますけれども、高額なお金もかかることから、ことしちょっと検討させていただきたいと考えております。

委員長（長谷川徳行君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 213ページの文化振興対策費、これの一番下の自主企画芸術鑑賞事業補助10万円となっていますけれども、18年度がたしか51万円、昨年度、19年度が、現在ですね、20万円だったかというふうに記憶していますけれども、その割には今回の10万円という額は少ないような気がしますし、当初この事業が始まったときは、8

0万円から始まったのですよね。それで8分の1に事業費を削られた事業というのは、そうほかにもないのではないかと思うのですけれども、この辺、増額はしてもらえないものが、よろしく願います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 10番和田委員の御質問にお答えしたいと思います。

自主企画芸術鑑賞事業でございます。この事業は、和田委員御承知のように、それぞれ各団体、個人等が自分たちで企画をしながら、芸術鑑賞あるいは文化鑑賞という形の中で進めていただいている事業に対しての補助をしようとするものであります。

金額的に減ったそのもの自体は、だんだん自主企画をしていただく方々が逆に言えば減ってきている部分が正直言っております。そういう形の中で、実情に合った形で予算を組ませていただいているということで御理解を賜りたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） なかなか自主企画して前売り券を売るという作業が大変なのです。そののでだんだん意欲が少なくなってきたということもあるのかもしれないのですけれども、そのことを割り引いてもやっぱりちょっと80万円から10万円という減額は大きいような気がしますので、もう少しその辺御理解していただけたらというふうに思いますけれども。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 今、和田委員の御質問にお答えしたいと思います。いかんせん、先ほども申し上げましたように、自主企画という前提の中での事業であるということも御理解をいただきたいと思います。そうした形の中で、実績がなくなってしまおうとどうしても減ってきてしまうという、自然的な減少の部分でありますので、私どものほうで自主企画の回数を抑えとか、そういうことでは思っておりませんということで御理解をいただければと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 185ページ、学校教育アドバイザーの関係でお尋ねをいたしたいと思えます。

現在の教育情勢等も含めて、一応学校教育アドバイザーということで、195万4,000円が新規ということで入ってまいりました。私は、その必要性を十分認めているのですけれども、ただ、教育委員会の会議でこのことが十分論議をされているかどうかということで、どういう過程の中で教育委員会で論議をされたかということで、ずっと教育委員会の会議録を見ましても、どこにもそのことが出てい

ないのですね。それで、どういう経過で教育委員会としてこの予算を計上し、当然、教育委員会の会議にも諮って出てきていると思うのですけれども、その点、どういう経過で、会議録にも載らない形でこうなったか、その経過等も含めてお尋ねをいたしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 9番中村委員の御質問にお答えしたいと思います。学校教育アドバイザーの件でございますけれども、基本的に教育委員会のほうへの協議、お伺いも含めてですけれども、予算の審議の中で主要事業の大きな、今回、平成20年度の新規事業ということを含めまして、学校教育アドバイザーの必要性等々については説明をさせていただき、御理解をいただいて、今回予算計上をさせていただいております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 私、第1回から第14回、14回が12月6日ですね。その後、1月の中身を見ても、僕は、新規事業があれば、委員同士でもそういう論議があって、しかしかということを経営録に載せるべきだと思うのです。ずっと私も見ましたけれども、載っていない、肝心の中期計画の関係で、第7次社会教育中期計画の関係での論議がちょっと、これは5月28日ですね、載っているので、やっぱりそういう経過を、情報を公開するといった以上、やはりどういう立場でどうなった、言うなら教育委員会だけが知っているのではなくて、そういうものも会議録にして、だれでもが見られる状況に僕はすべきだと思うのですが、その点いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 9番中村委員の御質問にお答えしたいと思います。

なお、ちょっと回答が漏れた部分の中でも、教育委員会としては、正式にそれこそ議案に上げさせていただいて、御承認をいただくという形をとりますけれども、ただ、承認をいただく前に議案に至る経過については、当然、議員協議会というのを委員会の後に開催をさせていただいております。その中には、もちろん12月の時点からは議論をさせていただきながら、最終的には教育委員会の会議の中で予算計上等含めて説明をさせていただいているという経過がございますので、御理解いただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 今度はページ数は同じだけれども、別なやつでよろしいですね。

委員長（長谷川徳行君） はい、どうぞ。

9番（中村有秀君） 交際費の関係でお尋ねします。27万5,000円ということで計上をされております。

それで、前にも私お話を申し上げたのですが、慶弔に関する教育長交際費支出基準というのは、16年4月1日以降変わっておりますかどうか、ちょっとお尋ねします。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 交際費支出基準につきましては、19年4月1日に、町の町長交際費の中身等も照合しながら、改正をさせていただいております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 私は、そういう整合性を町のほうとも一緒にしなさいよということでやって、それでどうなっているかを見たけれど、あそこにはないのですよ。それで極端に言えば、教育委員会の職員等が病気だとか、いろいろな形で香典の関係、お見舞いとの関係、載っているのですけれども、例えば職員が病気になった場合、3,000円のお見舞いするのです。だけれど、役場のほうの町長交際費の中にはない。だから、それらも全部変わっているということでは理解していいですか。

それからもう一つ、16年の中には、香典、見舞いで、社会教育関係にある数字で、スポーツ振興審議員だとか、郷土館運営委員だとか、給食センター審議員だとか、それから、議員の関係は議長、副議長、総務文教常任委員長があつてね、これは昔のあれですね。だから、そういうものを全部整理されてつくられたということで理解していいですか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 中村委員の御質問にお答えしたいと思います。

中村委員御指摘のとおり、すべてそういう部分についても見直しをかけながら整備をしております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） こうやって一連のものを見ると、今回の給食費の問題についても、従来、課長が2人いて教育長を補佐していましたね。それが1人ということで、非常にいろいろな面で目が行き届かないような状況があるから、こんな形に出てきたのかという感じもするのです。

ですから、そういう点では、課長が2人いてやっていたのが1人だから、大変だろうと思いますけれども、それをカバーする主幹のほうも十分気を配って、頑張っていたらいいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 185ページの学校教育アドバイザーについてお伺いいたしますが、今回の学

校教育アドバイザーという形の中で、必要性ということで何項目が書いてあります。社会学習の未成熟や規範意識の低下、倫理の問題等、幅広く対応するのだということなのだろうと思います。業務の中身についても、教育振興基本計画の策定だとか、いろいろ細々書いてあります。

今回こういう立場からアドバイスをいただくということではありますが、学校側、教育委員とのかかわりの中ではどういう位置づけになるのか、教育委員の委員ではありませんから、そことのつながりというか、連携というか、どういう立場で助言したり指導したりするのかということも含めてお伺いしたいのと、それと、これは非常勤の職員としてという形になっておりますので、これは週何回か勤務するという形になっているのか、この点もあわせてお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育長。

教育長（中澤良隆君） 5番米沢委員の御質問にお答えをさせていただきます。

必要性については、ここに提起をした中で御理解賜ったということであります。

それで、教育委員会とのかかわりということではありますが、今教育委員会には、課長を含めて両主幹、それから必要に応じて主査、そういう場面に当然学校教育アドバイザーも同席していただいて、必要の都度、アドバイスをいただくというようなことを考えております。

また、第2点目の勤務日の関係であります、週30時間ということで、今確定した段階で5日間で勤務をするのか、4日間で勤務を30時間以内でするのか、どちらかに定めていきたいというふうに考えております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 配置される方というのは、当然学校を教職員という形で退職された方かというふうに思われますが、この点、また、こういう指導に当たられる方ですから、偏ってはだめですし、また、客観的な判断を要するものだというふうに思います。そういう意味では、選考に当たっては、きちっとした対応もなされると思いますが、どういう基準でアドバイザーという形で教育委員会として任命されるのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育長。

教育長（中澤良隆君） ただいまの質問ではありますが、当然、教職に豊富な知識、経験を有する者というふうに考えているところであります。

ただ、この近辺でそういう人材の確保は非常に難しいところがございます。ただ、そういう中で、や

はり旭川近郊、それから富良野近郊からそういうような、我々のイメージとしては今まで校長をやっていた人、それから、教頭をやっていた人というような形の中で、適当な人材を何とか確保していきたいというふうに考えているところであります。

また、選考に当たりますとは、先ほど最初に言われました、やはり思想だとか、校長先生や何かでも管理職ということでもありますので、そちらのほうについては大丈夫な人間というか、選考してまいりたいというふうに考えております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） その点は十分配慮する必要があるというふうに思います。

また、このつながりで言えば、心の教育相談員という方もいらっしゃるというふうに思います。恐らく、ここのかかわりの中で、いろいろなやりとりもされるのだろうというふうに思いますが、この点はどういうふうな関係になるのか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育長。

教育長（中澤良隆君） 心の教育相談員は、現場に配置をしています。また、あわせて特別支援助手等についても、現場に配置をしています。

したがって、現場のことはやはり特別支援助手、それから心の教育相談員等が知っている。ただ、それもやはり本人たちからすると非常に悩みやそういうことがあると思います。そういうようなときにきちっと受けとめてあげられる、そんな関係を結んでいきたいなというふうに考えているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 今の子供の悩み、あるいは不登校という形の中で、近年ふえる傾向にあると思いますが、現状では、そういう子供さんというのは小中学校に何人ぐらいおられるのか。

また、心の教育相談員という形の中で対応されて、非常に大切な部署だと思えますが、どういう状況で、どういう過程の中で、こういった心の教育相談員の方に相談されてきたケースだとかがあるのか、お伺いしたいと思います。

当然、学校教育アドバイザーについても、そういった部分での相談に乗ってもらえるだとか、そこまで要求されるものかどうかわかりませんが、想定としては、そういう部分にも個別に相談に乗れるだとか、そういうことも保護者からも相談があれば乗ってくれるだとか、対応できるだとか、そういうことも想定されているのかどうなのか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育長。

教育長（中澤良隆君） ただいまの何点かの質問であります。まず、心の悩みとか、それから問題行動だとか、子供たちの側からすると、やっぱり相談のしやすい人、相談のしづらい人、そういうことは確かにあると思います。そのような場面において、この学校教育アドバイザーが求めに応じて、また、学校には養護教諭とかそういう方たちもおられますので、その関係において、このアドバイザーがその場に出たらいいのかどうかは見きわめてまいりたいというふうに考えているところであります。

また、不登校、それから問題行動、それから友達関係の悩み、そういう子供たちを入れますと、本当に数限りなく大きな数字になってまいります。ただ、本当にそれが深刻な段階のものなのか、そういうようなとらえ方の中でいきますと、今のところは10名前後というふうにとらえ方をしています。

ただ、これは本当に表面的に見えてきている、潜在的にはなかなか見えてこないけれどもというような形でいきますと、本当にはかり知れないほどたくさんいらっしゃるのだなということは認識をしているところでもあります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 次、197ページの教育コンピューターという形で予算化されております。これは21年度以降はないのかなというふうに思いますが、当面、教育振興費の中で載っておりますので、このかわりで参入業者等、当然指名入札に参加される方というのがいるかと思いますが、やはり地域にきちっと指名に入れるような業者がいれば、当然対応するべきだと思いますので、近年やはりある程度低価格という形の中で、大きい業者が比較的落札するというような動きがあります。どうしても小さな業者というのは力がないという状況にありますので、そこら辺のかかわりの中で、これだけのコンピューター関係の予算という形で計上されておりますので、パソコンだと思いますが、この点について、整備状況等について、あわせてそういった業者の指名だとかのあり方についても伺いたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 5番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

上富良野小学校のコンピューター整備ということで、本年度計上させていただきます。その中で業者を決定する段階に当たっての入札等でございますけれども、昨年度においても上富良野中学校のコンピューターを整備させていただきましたが、その際にも当然町内業者で扱われる方も指名をさせていただきます。入札に参加をしていただいたという

経緯がございます。

本年度におきましても、予定としては、ちょっとメンバーはまだ固まってはおりませんが、そういうところには当然配慮しながら、入札については進めていきたいなと思っております。

なお、コンピューターの整備につきましては、昨年度から、19年度から開始しておりますので、上富良野中学校が委員御存じのように整備を始めたのがきっかけだということで、当然、旧式、旧式と言ったら言葉が悪いのですけれども、当然古い年度でのコンピューターを整備してございますけれども、今回の計画につきましては、更新をしていくという計画でございますので、御理解を賜りたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 193ページ、西小学校の姉妹校、津と姉妹校をやっているのですけれども、交流推進事業の補助が昨年度に比べて4倍ぐらいになっております。昨年度13万円でしたからね。何か計画か何かあるのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 2番村上委員の御質問にお答えしたいと思います。

姉妹校交流事業の推進事業補助関係でございます。この姉妹校は、委員御存じのように津市の安東小学校と姉妹校提携を結んでございます。その中で、3年を一つのクールにして、こちらから津市を訪れる、それから、津市からこちらに迎える、そして、もう1年については年賀状等の物的交流だけということで、その三つの段階の3年ローリングの方式である程度交流を図っております。

昨年度、19年度については、安東小学校から子供たちを迎えて、上富良野町に訪れていただいて、事業を経過してございます。

本年度につきましては、こちらのほうから津市のほうに訪問することを計画させていただきまして、予算を計上させているところであります。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三君。

7番（金子益三君） 209ページの私立幼稚園特別活動振興補助費にかかわる部分、これは特区の部分の延長預かりさんの部分になってくるのかなと思うのですけれども。

昨今の保護者の現況等々を含めて、非常に今増加傾向にあると現場で聞いておりますが、これらの配置に対して十分な措置がされているのか、また、町内にあります保育所等々で延長保育がなされておりますが、それらとの整合性等々、どのようになって

いるかお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 7番金子委員の御質問にお答えしたいと思います。

私立幼稚園の特別活動振興補助ということで、今委員御指摘のとおり、居残りさんですとか、そういう方々への対応ということでの補助をさせていただいております。

もちろん、この補助金につきましては、算定根拠というよりも、基本的には、まず居残りさんを行うための人件費相当分、それから、その研修等々を含めた経費ということで、もちろん幼稚園側も負担をいただきながら事業を実施していただいておりますけれども、そうした形の中で、今回も幼稚園との協議をさせていただいた中で、補助金の整合性、幼稚園の努力もいただきながら、今回協力をさせていただくということで、予算も計上させていただいております。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三君。

7番（金子益三君） お残りさんなのですけれども、お残りさんのところ、それはわかります。当然保護者から受益者負担、応分の負担を求めるのも当然のことですし、それから、幼稚園、企業側の努力等々も、もちろんこれも絶対必要な条件なのですけれども。

当初スタートした当時よりも、今預かる園児が、増減はありますけれども、波はありますけれども、増加傾向にあるのが現状でありますね。この中において、例年措置されている予算がずっと変わらず来ているというのが、現況にそぐっているのかどうか。同時に、先ほど、繰り返しますけれども、保育所での一時預かりの部分等、あれらとの比較をしたときに、ちょっと薄いのかなという感じがするのですが、その辺どうなのでしょう。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 金子委員の御質問にお答えしたいと思います。

今、委員御指摘のとおり、保育所と比較したときには、当然金子委員がおっしゃるようにちょっと薄い感は、正直言って幾らやっているから幾ら足りないとかというのはまだデータとってございませんので、お答えできないのですけれども、基本的には、そういう部分では、逆に幼稚園のほうでそういう町に対する協力を進めて、御理解いただきながら進めていただいているということで、私どももそういう体制に甘えていると言ったら言葉悪いのですけれども、そういう状況の中で御協力をいただいているということで御理解をいただければと思っています。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三君。

7番（金子益三君） 管内においては、幼保一元化の流れがあったりですとか、そういう中で、今の経済状況にそぐような保護者のニーズにこたえられるような就園前の児童の対策というのは、どんどん進んでいるわけですね。ですから、やはりいろいろな諸事情は保護者にもあると思います。保育所に通所させる親御さんの考え方、それから、幼稚園に通園させたい親御さんの考え方はあるのですけれども、いろいろな社会的なバックグラウンドがありますから、今、保護者は共働きをしながらも幼稚園には通わせてあげたいという中で、今特区的にやっているのですけれども、それらを町としても酌み取らないと、いつまでも企業に、民間だからそこは甘えてもいいのだというのではなく、やはり上富良野町の就園前の児童たちの教育や保育という観点を超えて、必要なものは必要な措置をするべきと考えますが、いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 教育長。

教育長（中澤良隆君） 金子委員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

この部分の補助につきましては、本来であれば、幼稚園は私立幼稚園ということで、だんだんだんだん社会情勢が変わってきて、幼稚園志向から保育所志向に変わってきたと。その中で、私立幼稚園独自の取り組みとして、やはりこのままでは立ち行かなくなるといったようなこともありましたし、それから、保護者のニーズ、幼稚園としての3時ぐらいで終わってしまうという課題、そういうものを解消するために、この居残りの部分の取り組みが進められてきたというふうに考えております。

その中で、当然幼稚園の努力、そして預ける保護者の、そして、それに対する行政の支援、そういうことを含めながら、今取り進めているのが事実であります。

その中で今、幼保一元化の問題、また、認定こども園の制度の問題等がこれからどんどん起きてくると思います。そういうようなときに、本当に今委員から御指摘のありました保育所と幼稚園の関係、そういうようなものがどうあればいいのか、また、認定こども園というのは、我が町では本当に導入が可能であるのか、また、こういうことについては幼稚園とも十分協議をしまいいりだと思いますし、今、支援については多い少ないということも確かにあるかもしれませんが、幼稚園のほうと十分な打ち合わせの中で決めさせていただいているということで御理解を賜りたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 217ページ、公民館の委託料の件ですが、昨年度と比べて56万円ぐらい、

これは入札の関係もあつたりしてあれだと思うのですけれど、昨年度までは、休館日の警備業務というのが予算計上されていなかったのですね。昨年度は322万5,000円の中にそれも入っていたかと思うのですけれども、ここは日曜日やっていますので、業者もそういうところはわかっていると思うのですけれども、ことしまた、別にこのところ50万6,000円ですか、計上しておりますけれど、これはどういったことでしょうかね。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 村上委員の御質問にお答えいたします。

公民館の委託料の件ですけれども、ことし、休館日の警備業務ということで上げさせていただいております。昨年度までは、休日といいますか、祝日の日には、祝日の月曜日の日なのですけれども、休館日ということで図書館が休館だった関係で、公民館は開いているということで、その祝日に重なる日についてはたまたま職員が交代で行こうということでやっていたのですけれども、図書館の業務等も常時2人体制とかで行かなければいけないというようなことと、それから、図書館が6日間あいておりますので、振りかえ等もなかなか融通がきかないということで、ことしは正式に年間を通して警備業務に当たっていただくということで、昨年度までお願いしていなかった50日相当分を今回計上させてもらったわけでございます。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 189ページの修繕料について、下から8行目ですかね、具体的にどのようなものを修繕なさっているのか。あるいは、この修繕料200万円ですか、ついてはいますけれども、修繕ですから、年間を通して過去の平均をとって出したものなのか、あるいは、もう既にここを修繕してほしいという修繕要望等も含めた予算なのか、そういったところをお聞きしたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 6番今村委員の御質問にお答えしたいと思います。

小学校管理運営費の修繕費ということでの御質問かと思いますが、基本的に、この小学校管理運営費の修繕費におきましては、小学校が4校ございましてすけれども、4校全体の学校施設の修繕費ということでまず計上させていただいております。

その中で、金額の根拠はと言われますと、当然、過去の修繕費として使った費用の実績等々を見ながら計上させていただいております。

今この学校のここを直さなければならぬので、

この金額が必要だというふうな積み上げではないということで御理解いただきたい。当然、学校をそれぞれ運営していく上で、そういう修繕の必要箇所が相当出てくるものですから、そういう形の中で金額を計上させていただいております。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） それでは、今年度は、どこか悪いところはもう直して、今のところ20年度でここを直したいというような要望はまだ上がっていないということによろしいですか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 大きく直すところ、大きく改修するところ等々につきましては、まず、基本的には計画を立てさせていただきながら修繕をかけておりますけれども、現在、今のところは要望は出ておりませんが、毎年予算が確定した後において、各学校の調査を行いながら、必要箇所等々の修繕を行っているというのが現状でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 特別支援という形で中学校に今回の新設特別支援学級備品整備という形で、207ページに載っておりますが、現在、上富良野中学校等における特別支援の対象になられている方というか、そういう生徒さんというのは何人おられるのか、また、新年度においては、新たに入ってくる方がいるのかどうか、あわせて伺いたいというふうに思います。

この69万5,000円の中身といいますか、内容といいますか、どういうものが必要になっているのか、お伺いいたします。

また同時に、それにかかわる今の小学校等においては、特別支援教育という形で補助する先生もつきながら、日常的に学校で学んでいるという形になりますが、この先生等の配置はどういうふうに現状ではなっているのかという点です。

比較的中学校へ行きますと、特別支援の部分のかわりが弱いという状況がこの間見受けられました。また同時に、それを受けて強化してきている部分もあるというふうに見受けております。そういうものも含めて、今後、この先生の配置等も含めながら、どういう指導方法のもとでこういう子供たちを教育の学校現場の中で育てられようとしているのか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育長。

教育長（中澤良隆君） 米沢委員のお尋ねであります。まず、現在、上富良野中学校には3名の子供がおります。ただ、今、中学校3年生がいるので、来年度は2名ということになります。

そして、今、来年度の予定の話でお尋ねということで、上富良野小学校から人数については1名、それから、西小学校については2名というような形になります。

その中の指導体制であります、1学級であれば、定員1名ということになります。ただ、来年度の中学校の状況を申し上げますと、学級が1から3学級になります。そうしたときに、定数は1学級のときは1名、2学級のときは2名、3学級になりますと4名の配置になります。

したがって、今、中学校は1名から4名ということで、特別支援学級につきましては3名の教員が増員になります。そういう状況であります。

そして、先ほど学級は3学級になるということをお申し上げましたが、その3学級になる、今ある知的学級というのから、情緒とこぼの学級がふえるわけですが、そのためには、教室を用意してということが先ほどの予算の中身になります。当然、普通の学級では対応できないということで、1から3学級にしますので、教室も3つにするということになります。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 子供さんは非常に、私よりも教育長は知っておられますので、やはり学校現場だけでなく生活環境を整備しなければ、やっぱり大変な子供さんだということに思います。親も日常的にも仕事を早目に切り上げて、午後から見たりだとか、そういう状況の中で精神的にも保護者にしたら相当な負担が及ぶという状況にあります。そういうものも含めて、やはり多面的に、本人であったり、保護者であったりだとかを含めた、こういった相談に乗ってくれる場というものも、この学校現場ではなかなかそうはいかない部分もあるのかもしれませんが、そういう対応も一部乗っていただけるような、そういった環境もあるのかどうか、お伺いしておきたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育長。

教育長（中澤良隆君） 5番米沢委員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほどもちょっと指導体制の部分で説明をさせていただきました。学級がふえることによって、たまたま先生の数もふえるということで、学級数が3学級で、子供の数が5人で、そして、先生も5人ということで、先ほどの質問でも特別支援助手みたいなのは要らないのだろうかという御質問もありましたけれども、十分、今、マンツーマンの体制がしかれると、そういうときに、今の御質問であります、

相談体制や何かが十分なのだろうかという部分につきましては、お子さん、それから親御さんや何かの相談にも十分受けていける数的な体制は整っているというふうに認識をしているところでもありますし、そういうような状況を今後構築してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） 社教センターの駐車場の除雪はどこがやっているのか、ちょっと聞きたいなと思います。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 渡部委員の御質問でございますけれども、社教センターの除雪でございますけれども、現在のところ、不定期でございます。この間の雪の多いときですとか、きょうみたいに雪解けのひどい状況を見た中で、委託費の中で町内業者に委託して、除雪していただいているところでございます。通常は、職員が除雪しております。

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） たまたまこの間、J Aのミニバレーのとき、ちょっと苦労したものですからね。だから、ああいう大会は当然何日も前からわかっているんで、できたら早目にやってほしい。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 渡部委員の再度の質問にお答えいたします。

先ほどちょっと今年度の予算のことに触れるのを忘れたのですけれども、20年度の予算の中では、そういうようなことも予想されるということで、当初からもうちょっと多目の予算を配置して、大きな行事等には対応してまいりたいと考えております。

委員長（長谷川徳行君） ほかにありません。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 213ページの放課後子どもプランで、指導員謝金という形になっております。この実績等については、非常に子供さんも保護者も喜んでいるという状況になっています。そういう意味で、指導員の苦労も大変あるというふうに思っていますので、この取り組みの成果といいますか、どういうふうに押さえられているのかという点と、こういう指導員の方の配置がやっぱり確保できるかどうかという問題もあると思いますので、そこら辺、現状どのようになっているのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 5番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。放課後子どもプラン事業でございます。

昨年度と比較して、利用者等がふえている中で、指導員の確保についても当然必要になってくるということで、今のところ十分かと言われると十分ですとしか言いようがございませんけれども、そういう形の中では、我々としても、今後さらに指導員の方の増を求めて、今回も放課後子どもプランの利用者の募集チラシ等にも指導員の募集要項も入れていただきながら、できる限り多くの方に参加をしていただいた上で、過重労働にならないような状況で進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 221ページの図書費という形で、消耗品の中で図書費だと思いますが、これは昨年度とほぼ同じという形になっておりますので、非常に要望の高い本だとかという点では、満遍にいかなくても確保できるような予算かどうかということでちょっとお伺いしたいのと、さらに、ここのかどうかわかりませんが、読み聞かせという形で今校に行っておられるかというふうに思いますが、これは学校の取り組み、あるいは町の取り組みとして予算化している部分があるのかなというふうに思いますが、町の方針として、今後、朝読あるいは読み聞かせという形の中で、子供たちが本を読みながら、いろいろな想像豊かになる、あるいは勉強に集中できる環境づくりという形の中で、やはり行政の方針としてこういうものをきっちりと位置づけてやるということなのかどうなのか、単発的をお願いしているのかどうなのか、この立場からちょっとお伺いしたいのは、もしも学校、いわゆる生涯教育の方針として位置づけられるのであれば、きっちりとした報酬、何らかの、今も報酬は何ぼか出ているという話なのですけれども、きっちりとそれに見合う対価として、一定の報酬をきっちりと支給するというのも必要ではないかというふうに思いますので、ちょっとわからない部分あるものですから、現況の賃金の体系とお伺いします。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） 5番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

図書の関連でございますけれども、まず、購入予定の消耗品の中で上げている図書等につきましては、特に、今回これを目指してということではなくて、あくまで北海道図書館ですとか、そういうところの推薦だとかも含めて参考にしながら、図書購入を計画しております。

なお、読み聞かせ会等がございます。もちろん図書館側として各学校に行っている読み聞かせ会もございます。これにつきましては、ある程度年間スケ

ジュールを組みながら、学校行事との調整を図りながら、私どものほうで読み聞かせ会をやらせていただいております。

それからもう1点、学校においてボランティアで来ていただいて、学校の始業時間前等々に読み聞かせに参加をして御協力をいただいている方等がございます。そういう方も含めて何らかの形を示せばいいのかと思いますけれども、まだ今のところ、そういう予算化はしていないということで御理解をいただきたいと思っております。

今後については、もうちょっと検討させていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これで、10款の教育費についての質疑を終了いたします。

ここで説明員が交代いたしますので、少々お待ちください。

次に、11款公債費の236ページから予算調書の250ページまでの質疑を行います。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 244ページ、明細書の下の方ですけれども、ここの職員手当の内訳のところですが、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

管理職手当、扶養手当、ずっとありまして、その中で通勤手当というところが、唯一そがふえております。それで、28万3,000円ですか。後のところは、特殊勤務手当、時間外、それから期末とか、それぞれ項目ありますけれども、ここのところが唯一プラスになっているのですが、ちょっとこの通勤の方が何人ぐらいいらっしゃるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務班主幹。

総務班主幹（北向一博君） 村上委員の御質問にお答えいたします。

昨年度と比較してふえている分につきましては、住居を町外に移した方が3名おります。美瑛町が2人、それから、中富良野町が1人。そのため通勤距離が伸びた関係で、その金額が増額となっております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 今、町外の方3名、お聞きしたのですけれども、これはどういう規定、どういうふうな条件によってそういうのがあるのですか。ここが唯一、ほかはみんな管理職手当にしまして

も、期末手当にしても、減っている状況があるのですけれど、こここのところにつきまして、何か規定が何かあるのでしょうか。こういう事情であれば、そういう勤務が許されるとか何とか、そこをちょっとお尋ねしたいのですけれど。

委員長（長谷川徳行君） 総務班主幹。

総務班主幹（北向一博君） 好ましいことには、町内に住んで通勤してもらうのが一番結構なのですけれども、それぞれ結婚とか子育て、それから進学などの関係、それから親との関係などで、どうしても町外に住居を移さざるを得ない職員が何人か出てきます。それらの職員につきましては、家のあるところから1キロメートルにつき475円という計算で、通勤距離に合わせて手当を支払っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 私がいつもっております持ち家者の住居手当、ここで何か言わなければ意見書にも出せないという一つの経過もありますし、以前、決算特別委員会でやっぱり意見書を出した経過もあります。

したがって、議会として、町長の言う理論もある面では理解をしたいのですけれども、やはり家を持つことは、その人の財産形成の一つでもあるし、また、住環境をそれぞれ個々の人たちが整備をするということもあります。それを今度は逆に町民に置きかえたらどうだろうと、そういう観点から、私はやはり中富良野もなったのであれば、すぐとは言わないけれども、占冠は3,000円、富良野は6,000円、そういうことも含めて、7,000円の持ち家者の住居手当については、とりあえず改定をしていくということで、僕は一気に国家公務員並みにとは言わない、それぞれの生活設計があるのも承知をしていますけれども、その点で町長の考え方をお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 9番中村委員の御質問にお答えさせていただきますが、一般質問でお答えさせていただいたばかりですから、気持ちが変わっているわけでありません。基本的に町民に向かって、私は7,000円をなくして、5年で2,500円で、5年後はゼロにするぞということになると、その部分は経費の削減につながることは承知しておりますが、一人の職員が住宅を建てていただくことによって、毎月最高で2万7,000円の住宅手当を支払うとすると、大体、さきにもお答えしました数値に、600万円ぐらいの支払いが削減できると。

それともう一つ固定資産税、平均で見ても170万円ぐらいの削減につながると。合わせますと770万円近くの削減につながるという前提を考えると、職員に家を建てなさいということの奨励をしていくことが財政負担の軽減につながっているということをおひとつ理解していただきたいなというふうに思いますし、全般的な見直しについては、さきにもお答えさせていただきましたように、今後の過程として、住宅手当、借家にしろ、持ち家にしろ、どうしていくのかと。職員の公平性ということも含めながら、今後の課題として十分検討しながら、方向性を決めていきたいなというふうに思っています。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 借家の関係は、自衛隊の隊員の皆さん方も、官舎に入ったり、官舎に入らない人は借家、官舎より借家のほうが住居手当がある程度出るからというようなケースがあるのも承知でございます。

ですから、町民はそういうレベルでやはり物を考えろということ、私は今回、議会だよりの中に数字も出してあれしたら、町民のそういう意見というのが僕は出てくるなど。一体、町職員何だということが出てくる可能性がある。場合によっては、議員発議でこの問題について対処しようかなという動きもあるということで承知をして、私の質疑を終わります。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三君。

7番（金子益三君） 済みません、ちょっと関連になるのですけれど、ちょっとわからないので教えてくださいのすけれども。

御夫婦でともに働かれている場合の住居、児童、寒冷地手当というのは、今どういうルールに基づいて支給されているのか、教えていただけますか。

委員長（長谷川徳行君） 総務班主幹。

総務班主幹（北向一博君） 金子委員の御質問にお答えいたします。

当然ダブルで支給するということはありません。それで、例えば持ち家でしたら、主たるほうの方について支払うということになります。

それから、寒冷地の手当につきましては、片方がその他という区分で支払われることとなります。3段階になっています。世帯主と準世帯主、それからその他という区分の3段階の寒冷地手当になっておまして、主たるほうは世帯主ということになっておまして、世帯主の支払い、残る片方の配偶者につきましては、その他という支払い基準になります。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三君。

7番（金子益三君） ちょっとわからなかった。

済みません。住宅手当に関してはなしと。1人だけということですね。児童手当も同じ。寒冷地手当は一部重複する部分であるということで理解して、それ、割合というのは、何割ぐらいかわかりますか。

委員長（長谷川徳行君） 総務班主幹。

総務班主幹（北向一博君） 金額でよろしいでしょうか。世帯主が13万3,000円、それから、その他が5万1,700円になります。

以上です。（「準」と呼ぶ者あり）

準世帯、世帯主とその他を今言いましたけれども、準世帯主というのが、7万2,900円になります。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 247ページのA項、昇給というところなのですが、人事上の話でありますから、お答えできなかったらしょうがないのですけれども、職員数と8号給のところですね。たしか昔でいえば、1年分の特昇に当たると思うのですけれども、この8号給のところですが、職員数と8号給を見れば、大体それぞれの部署、一般行政、技能労務職、医療技術・看護、福祉、大体この8号給は10人に1人ぐらい、8号給の人が出ようになっていると思われるのですけれども、医療技術・看護、保健職ですね。本年度と来年度続けて8号給に昇給するという人がいないのですよね、2年連続。その横の技能労務職は、本年度はなかったけれども、来年度は1名そうしようということだと思いますけれども、大体あと残りは10人に1人ぐらい8号給になるのですけれども。

こういったお話は、先ほども言ったように人事の話だから、言えないよというのであれば結構ですけれども、こちら辺ちょっと教えていただければ、教えてほしいなというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務班主幹。

総務班主幹（北向一博君） 給与の昇給制度につきまして、人事の評価を行って、ランクづけを行っています。そのランクづけが、通常は4号給ということで、1年に4号給に昇給することになりますけれども、何らかの事情で勤務成績が悪いとかということでしたら2号給、もしくは昇給なしという、ゼロというランクもありますけれども、そのほかに6号給、8号給というのがございます。この8号給につきましては、ある一定期間、勤務が優秀な成績を認められた者につきまして、町長が特に認めて昇給させるという従来からの制度を運用しております。これがその年度に予定する職員がない場合は計上されないというカウントになっております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 20年度の評価は19年度に終わっているということで、だから、20年度はないよという話になるのですかね。その勤務評定というのですか。そういうことなのですか。

委員長（長谷川徳行君） 総務班主幹。

総務班主幹（北向一博君） ある一定のサイクルをもちまして評価することになっております。そのサイクルに当たる職員が予定されて、これは実際上、特に勤務が優良な成果が得られた者につきましては8号給の特昇もあり得ます。ただ、現時点で予定される者はないということでございます。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 予定ですから、あるかもしれないじゃないですか。そういうことですよ。大体11月ごろに評価するのですかね。だから、もう最初から決めてかかって、2年連続、この案ではないということですよ。このところには。

昇給というのはやっぱり非常に楽しみであると思うのですよ。それぞれの各課の課長等が決めるということ、ここについては、おまえの課はもうないよということなのですかね。先ほど言ったように、10名に1人ぐらいの割合で8号給に昇給しているわけですよ、これ見るとですね。医療技術者、保健職というのは、19年度なし、20年度もなければ、大体9名おられますよね。2年間かければ大体18名。少なくとも1回ぐらい8号給の昇給に行ってもいいのではなからうかなという私は疑問を持つのですけれども、いかがでしょうかね。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 6番今村委員の御質問に私のほうからお答えさせていただきたいと思えますけれども、多分今村委員については、国の制度は大変しっかりしてございますので、国の制度をイメージもされているなという感じで聞かせていただきましたけれども、私どものまだ自治体の中では、完全に人事評価制度を用いて、それを運用しているという実態にはございません。しかしながら、いろいろな要因でマイナス要素を町長が評価しなければならぬケースがございますので、そういうものについては、当然条例規則に基づいて、通常であれば今、ここで現行何もなければ4号給に昇給しますけれども、それを割り落としをかけてやるという措置をとってございます。

ただ、人事評価制度については、委員もおっしゃられるように、普通よりは高い評価だという場合には、当然町長において、制度ができれば、それより高い昇給をさせるわけでありましてけれども、それがまだ完全に運用できるような実態にございませんの

で、その点はひとつ御理解いただきたいと思います。

ただ、一部、今申し上げましたように、年数の長さによって昇給をさせるという、そういう旧来のルールもございますので、そういう面については一部運用をしているわけでありませぬ。

したがいまして、ここの本年、前年の比較を見たときに、その職員について全くないという項目がございます。これらについては、今申し上げましたような背景でそういうことになっているということを一つ御理解いただきたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 完全にそういうふうになっていないということですが、実際にほかのところは全部こうやってやっているじゃないですか。

何というのですかね、例えば、こういう理由だったらわかんと思うのですよね。この医療のほうは、8号給の要するに昇給ですね、昔で言えば特昇だと思ふのですけれども、これは一人ずつもう終わっているよと。ほかの課に比べたら何回もやっているのだと。だから、2年間こうやって据え置いているのだよというような理由だったらわかんと思うのですよ。完全にまだやっていないという理由でこの2年間置いて、9名いますから、2年間で18名ですよね。18名いたとして考えたら、やっぱり2年間あれば1回くらい来ると思うのですよ。それがいないというのはやっぱりおかしいなと思ったわけですよ。

そこら辺、また事後、考慮していったほしいなというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 答弁は要らないですか。

6番（今村辰義君） 答弁要ります。また、ちょっと今入れ知恵が入ったのですけれども、余り話をしないようにしてやめます。

今後どうするか、それだけ教えてください。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 大変申しわけございません。大変わかりにくい説明で申しわけございません。

委員がおっしゃっているように、特別昇給制度については運用してございますので、それらについては、平均的に年齢が高いわけでありませぬので、短いサイクルで頻度を多く特別昇給するということは、実態はないということで、ひとつ御理解いただきたいと思ふ。

今後におきましては、今申し上げました完全なる人事評価制度、私どももこういう小さい組織でございませぬので、国が持ち合わせているようなものを私どもの組織に即持ち込んで運用できるかどうかにつ

いては、非常に相当幅広い議論をしなければならないわけでありませぬが、将来に向けては、人事評価制度を制定して運用したいという予定でございませぬので、御理解いただきたいと思ふ。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） こういう機会でなかったら、ちょっと聞きづらいものですから、ちょっと聞かせていただきます。せっかく給与の話が出たので、お聞かせいただきたいのですけれども。

実はこれを眺めていますと、3.5、議員の……

委員長（長谷川徳行君） 谷委員、何ページ。

4番（谷忠君） 244ページです。244ページで、議員の期末手当、括弧して3.5と書いてあるのですね。3.5というのは、議員になったときに聞かされたのだけれども、うちへ帰って家内に「何でこれ違うんだべな」と、「おまえと違うんだ」と言ったら、「知りませぬ」と言われて、それっきりで答えが返ってこないのですよ。

それで、恥を忍んで聞くのでありますけれども、職員は4.何がしだというふうに承知をしているのですけれども、この差額、差。議員は仕事しないから、眺めていくと、勤勉手当がないのかなというように感じもしたり、いろいろ自分で思っているのですけれども、周りの議員さんに聞いても「どうしてだべな」というような話なものですから、給料に関することですから、余り聞きづらいものですから、きょうはこういうチャンスですから、その辺の考え方というか、3.5に設定してある根拠というのをちょっとお知らせください。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 今、谷委員のほうからも発言ありました件でありますけれども、おっしゃるように一般職員については、この期末手当については、期末手当の要素と、それから勤勉手当の要素が合わさって、期末勤勉手当という要素が合算されて、今現行で4.45カ月になってございませぬ。

それで、あと一方、常勤特別職、それから議員の皆様方の部分につきましても、一応、一般職と違って勤勉手当の制度はございませぬ。

したがいまして、一般職という期末手当と勤勉手当とを合わせたものが、従前は、議員の皆様方にも条例で期末手当に全額読みかえて支給していた経過にございませぬ。そういう実態でありませぬが、報酬等審議会の中でも、そういう横並びで見たときにいかがなものかという意見もございませぬして、勤勉手当相当分についてはいかがなものかということで下げた経緯にあります。

したがいまして、それが一般職の勤勉手当相当分になるかどうかはわかりませぬが、結果としまし

て、町長に3.5カ月が期末手当としては妥当だということで、たしか17年だと思えますけれど、そういう経過で今現状に至っていることで御承知おきをお願いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） 私ども議員の場合は、私よいしょするわけでありませぬよ、よいしょするわけではないのですけれども、議員の場合は毎日出勤しているというような状況でもないから、これはやむを得ない判断かなと、そういう判断をされたし、議員さんも承知の上であったと思うのですけれども、特別職の場合、例えば町長、副町長の場合は、それに該当するのかなと。そうではないのでないか。私、あなた方をよいしょしているわけでないよ。しているわけでないけれども、そういう同じような判断をすべきものかどうかということでちょっと疑問なのですよね。その辺はどうですか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） ただいまの御質問でありますけれど、管内的に見ましても、多くが、議員の皆さんも含めて、一般職員のそういう水準とスライドしているというのが実態でございますが、私どもの町は、先ほど申し上げましたような経過、それから、特に尾岸町長が財政健全化ということを政治姿勢として、特に早くから行財政改革に取り組んでいる、その姿勢が、町長自身もそういう形に先行してしたという経過かと思えます。御本人が横にいますので、なかなか言いにくいわけでありませぬけれど。多分、そういう経過で今なっているということで、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） 余りしつこいみたいですが、けさの、私道新でないものだから、ちょっとわからないのですけれど、ここへ来て、事務局に寄って道新を見ました。中富良野町の話が出ておりましたな。そういう気持ちがあったら、あのぐらいの覚悟でやるということぐらい、お願いをしたいというふうに思っています。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 私もけさの新聞を見て、町長において範を示したのだなということでありませぬけれど、どう聞こえるかわかりませぬけれど、私どもは、今申し上げましたようなことで、そういう行為については、もう既に15年なり、17年なり、そういう段階を経て今現在に至っているということで、今までのことはそういうことでひとつ御理解いただきたいと思えますし、今後についてはまた、諸般の状況を十分参酌しながら、それぞれ必要

なものについては対応していかなければならないということかと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） 先ほどの持ち家住宅手当についてですけれども、ちょっとわからないので教えてほしいのですけれども。

先ほどの町長の理論でいくと、町外から通勤されている職員に対しては、対応にならないということと理解していいのかどうか、教えてください。

委員長（長谷川徳行君） 総務班主幹。

総務班主幹（北向一博君） 住居手当につきましては、住んでいる場所は参酌されません。同じように扱うということになります。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） であれば、先ほど町長は、固定資産税も入るよということで対応するのだという旨の話でしたのですけれども、その辺についてちょっと整合性がとれないのでないかなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 3番岩田委員の御質問にお答えさせていただきます。

私申し上げましたのは、あくまでも町内にいる職員のこと、町外に何人かいる職員の住宅手当については、言うならば2万7,000円、最高限度額で払うか、月7,000円で払うかということで、35歳で家を建てたとすると、25年間支払うと600万円の支払い削減になるよと。そして、固定資産税をもしいただくとすると、大体平均で今もらっているのが1戸平均7万円ちょっとなので、それらを計算していきますと、25年で170万円ぐらいになるのかなと。そうすると、770万円ぐらいということをお話ししました。町外の者は600万円ぐらいの削減にしかありません。その固定資産税の分は、町外は入りませぬので、そういうことです。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 244ページ一番下の時間外勤務手当の関係です。

本年度1,605万3,000円、前年度2,105万3,000円ということで、545万円の削減ということでございます。

ひとつ、職員数が今度は126から122になった。もう一つは、昇給とかいろいろな条件があるけれども、とりあえず本年度の出した金額、前年度の金額、言うなれば、私は時間が30分延長されたから、その分超過勤務が減るだろうということも予想をしております。

それで、端的に算出です。本年度の関係、前年

度の関係、総体的に時間数としてはどういう形になっているかということでお尋ねしたいのですが。

委員長（長谷川徳行君） 総務班主幹。

総務班主幹（北向一博君） 全般的に経費削減、それから事務の効率化を進めておりますけれども、その一環として、10%の縮減ということで努力目標として出ております。

この金額につきましては、例えば選挙の事務とか、いろいろな影響するものがありまして、単純に昨年度と比較はできませんけれども、一応10%の削減という目標の値です。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 先般、中富良野議会との交流の中で、この30分延長は、全体の時間にすれば相当数の時間だと。そうすると、今言う特殊な事情の背景はあって、それを考慮しても、ある面で超過勤務手当はどのぐらい削減できるのだろうなというお話があったものだから、今お聞きしたわけです。

最終的には、19年度の決算を見て、一つ各課の状況等もデータを出してもらった中でまた考えたいと思います。そういうことです。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 職員の給与面についてお伺いいたします。241ページです。

今回、ラベンダーハイツの、いわゆる職員異動という形で、一般会計のほうにその予算が計上されているかというふうに思いますが、この点どうなのかという点と、その配置については、給食センターなのかという点をまずお伺いしておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 今まで説明の中で若干触れたかと思えますけれど、職員については、一般会計の予算に予定計上をしてございます。

ただ、どこに配置するかについては、さきの機会にも申し上げましたが、その者が有している資質を生かして、そういう関連の部署に配置すべきものと思っておりますが、さきにも申し上げましたように、人事が町長において決定は今後でございますので、ここではそれ以上のことは私の立場で申し上げることはできませんので、ひとつ御理解をいただきたいと思えます。

なお、額については、800万円近くということでございますので、その点、そういうことになっていることをひとつ御理解いただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 余りにも無謀であり、やはり本人の特殊性も考慮しなければならないというふうにもかかわらず、こういう予算を組むというところに問題があるのだと思うのです。

私、異動してというのは、事務職と違って、また現業職であるという特殊性も加わって、やはりなじめなくなって退職せざるを得ないという問題も、これはどうかわかりませんが、憶測で物を言ったら大変失礼ですが、やっぱりそういう問題をはらんでいるという問題と、やはり本来のラベンダーハイツでの職責を全うするというのであれば、その技能を生かした調理部門でやるべきだというふうに思いますので、この点、どこに異動するのか、町長の裁量権ですから、副町長はわかりませんが、少なくともどのような評価、個人評価はちょっと難しいと思いますが、適当でないと思いますが、この部分だけお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 5番米沢委員の人事についての御質問であります。人事については、私に課せられた人事権でありますから、その職員を適材適所の場所に異動させるということは、町職員として私の人事権の中で対応したい。今のところは、まだ4月1日付の人事について最終的な対応をしておりますが、4月1日付における人事異動は、だれをどうするかということはまだ決定しておりません。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） これ以上述べませんけれども、本来のラベンダーハイツでやるべきだということだけ述べさせていただきたいと思えます。

次にお伺いしたいのは、予算もそういう方ではこれは納得できないということです。

次に、ことしから始まるようとしている地域給導入による給料月額差額の調整に伴うという形で影響額が資料として渡されました。

そもそも勉強の意味でもちょっとお伺いしたいのですが、この地域給導入というのは、どういう経過で行われたのかという点と、もう一つ、今回は是正するということは、どういう経過で是正ということになったのか、お伺いしておきたいというふうに思えます。

委員長（長谷川徳行君） 総務班主幹。

総務班主幹（北向一博君） この地域給につきましては、国の給与制度が、それぞれ地域の実態に合うように給与制度を完全につくり変えたわけです。それと同時に、評価をして、それを反映しやすいように、古くは1年に1号俸という昇給制度を、何と

いますか、昇給制度を基本とした1号俸を、現在はそれを4分割して、旧1号俸を現4号俸に分割するという形で、給料表のあり方も大きく改正いたしました。これは平成18年4月から施行しまして、上富良野町も同時に運用を開始しております。

その中で、給料の年齢とともに上がっていくスピードをフラット化して、若い世代の人たちの給料を厚く、それから、高齢者のほうを、給与カーブと申しますけれど、こういう給与カーブを平らにするという給料表の大きな見直しを行っています。その中で、給料表の水準が変わったために大幅に変動するということがありまして、最大値で7%ぐらいの削減幅があったわけです。それを随時、激変緩和というような措置を考慮して、新しい給料表の制度がぶつかってくるまで、差額を補てんするという形で制度運用が図られていました。しかし、国の給与水準、民間レベルが上がってこないものですから、給与水準がなかなか、差額を解消できるスピードで民間のレベルが上がってこない。民間のレベルに合わせて給与改定していくわけなのですけれど、それがなかなかぶつかってこないということです。

最初、国のもくろみでは、5年間ぐらいの期間を持たば、新しい給与制度の給料表の金額に到達するだろうという見込みで運用が始まったわけなのですけれども、実態はなかなかその差額が、当時支払われた給与額と新しい給料表の額の差額が埋まってこないという現実がございます。

それで町の行財政改革の一環で、給与費の目標額を平成20年度に設定していた関係で、これを達成する一つの手法として組合と協議した結果、その差額の一部を20年度に限り、一定額のレベルで押さえるという妥結を持って今回制度を改正しております。

来年度また新たに、21年度につきましては、別な人件費改善の一環として話し合う予定にはなっております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 組合との話では、20年度のみの期限つきという話です。

もともと自治体の給与の削減、また、国のもくろみ、同じ言葉を借りれば、もくろみが重ならなかった。やはりそのもとの民間の給与水準そのものが問題なのであって、これを地方自治体の公務員もそれに近づけると。だから、下げるといふ話なのだと思うのですけれども、しかし、今求められているのは、下げることによって、また地域にもお金が回らなくなるという問題も出てくるだろうと思います。

また、同時に、働き盛りの方、もしくは一定年齢に達したとしても、今でしたら、一定のやっぱり子供さんを進学させているという問題もありますので、どちらにしてもやっぱり大変な状況があるのだろうというふうに思います。

職員組合との交渉で一部分を了解したということでもありますから、ただ、これとあわせて、やはり職員もこれだけの努力をしているということであれば、町長、副町長あたりも、もしもそれに対応した何らかの対策というのは考えておられるのか。いわゆる給与の減額というものもあるのかどうかを含めて、腹づもりというか、それについて伺いたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 制度導入に至った経過、内容については、今、主幹のほうから申し上げたとおりでありまして、ただ、18年4月から新しい給料表を、今、条例の別表となっているわけですが、現給との格差を当分の間穴埋めしようという変則的な、要するにそういう経過措置を設けるというのが今申し上げた現給保障という言い方をしているわけでありまして、私どもは、今申し上げましたように、平均で4.4%、高齢職員については7%、従前の給料表から新給料表に至る経過ではそういう落ち方をしています。若年層は逆に上がるという状況でありましたが、その落ち幅を緩和することで、現給については将来に向けて保障しますというのが国の方針でありまして、私ども自治体においても、そういう条例上の手続をとって今現在に至っているわけですが、非常に現給の保障の額が大きいと。もっと言い方を換えれば、本来、地域給、地域の実情を見たときに、本来あるべき給料水準が別表で示されているにもかかわらず、その額を大きく超えて、現給保障という名のもとに長い期間給料を税金で払い続けることが、地域の住民に感情的に賛同を得られるのかどうかについて非常に大きな問題があるという観点から、組合に提案をし、一定の方向を見出したわけでありまして、そういう実態からすると、当然職員は頑張っているわけでありまして、それはそれで評価をしますが、今の給料上からいくと非常に大きな問題があると。

過去に、この人事院勧告の状況も知っているかと思いますが、ほとんど前年割れの減額勧告ということでもあります。それで今までは何回か不利益、過去にさかのぼって減額をするということは、これは原理原則に反するものですから、そういう方法でなく、これから将来に向けて下がる分については当然あすからでもダウンしようという形で来ましたが、今回の地域給の導入に当たりましては、現給保

障というちょっと意外な状態で、今何ら影響を受けないという状況が今現在に至っている。これからも続くだろうといったときに、今申し上げましたような地域の状況を考えたら、当然それは早期に解消することが妥当だろうという、そういう判断のもとに一定の組合との完全妥結を得ているということのひとつ御理解いただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） わかりました。

それで、次の問題に行きたいと思うのですが、例えば、この職員適正化計画の年次別の推進状況の資料をいただきました。それで今の他会計も含めて、一般会計から特別会計も企業会計も入れて、臨時職員の比率等が非常に高くなってきていると。正職員の割合が208に対して、その過半数に達してきているという状況になっています。これは御存じだと思います。

今、そういう削減という形の中で、貴重な大事な戦力であると同時に、また、ここなくしては自治体も運営できないというような形になってきていると思います。

今の国の制度では、臨時職員等を正規職員に格上げせよという動きがあります。しかし、これが地方自治体に当てはまるのかというと、なかなかそうではない部分もあるような話も聞かれています。

お伺いしたいのは、現行の制度の中では、臨時職員の雇用というのは、11カ月雇用というふうに思いますけれども、この点どうなのかと。特に、現業職員の場合は、一回雇用が打ち切られます。再雇用になる場合もあります。これは雇用者側の問題であって、本人が勤めたいと思っても、相手側がだめだということになればそうでないという、非常に不利益な部分もあります。制度上の問題ですから、これを認めて入ったのだということで、副町長の言葉を借りればそういうことなのですが、しかし、どの人たちも生活のために職について働いているという状況があります。

制度の改正とあわせて、私、ぜひ国にも求めてほしいと思うのは、こういった今の地方公務員法における雇用体系が、実際に臨時雇用の、特に現業職においては、なじまなくなっている部分があると。引き続き雇用されているのにもかかわらず、長期雇用は認められないというような内容の雇用体系ですから、これを是正しないと、やはりこれだけの100人以上の方がもう既に貴重な戦力としてなっているし、町の、また住民のサービスとしても、この部分なくしてはやはりサービスの提供ができないという状況になってきているということがうかがえますが、この点どういうふう考えているのかとい

う点と、先ほど言った、今の国が定めた雇用体系の見直しをしなければならないと思いますが、この点お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 今の臨時職員の関係については、資料でござらんになっておるとおりでありまして、私どもの考え方でありまして、さきにも申し上げたかと思いますが、町が事業者として行っている事業、大変多岐にわたってございます。そういうことで、その分野においては、大いに臨時職員で対応しているのが実態でありまして、こういうことが今現行制度上、やはり私どもとしても職員でやるのか、臨時職員で対応したらいいのかについて取捨選択をしてございますので、こういう中でこういう実態にあるということのひとつ御理解いただきたいと思います。

あと、特に問題なのは、今、委員のほうからもおっしゃられるように、自治体が本来の自治事務の中で直接何を担わないといけないのか、たまたま町営であるから、どういう形がいいのかについては、今申し上げましたようなことで、それぞれケースごとにやっておるわけでありまして、当然町営の場合には町が責任のもとにやってございますので、ひとつ臨時職員に全部丸投げというよりは、その責任と役割を果たしているということのひとつ御理解いただきたいと思います。

と言いながら、多様な人の任用の方法を考えなければならないということでございますので、なかなか今現行制度上では、非常に不都合な面もあるということでもあります。これは民間企業であれば、もう少し多様な雇用形態を持って、それを支える制度ができるかと思いますが、私どもは、やはり地方公務員法に基づいて職員が担うということがベースになっているわけでありまして、どうしても臨時職員で対応する分野については、なかなかそういう機動性を発揮できない。制度上も、例えば臨時の職員に非常勤、嘱託職員等も含めまして、手当等を制度上出せるのかどうかという、いろいろな法の制限もござりますので、その辺はひとつ、そういう実態の中で工夫をしているということで御理解をいただきたいと思います。

先般も申し上げたかと思いますが、そういう任用の仕方どこかでやっぱり限界を感じるわけでありまして、やはり民間と競合するような分野については、町長が申し上げているように民間の力で以後担っていただけるような方法がないのかということをお伺いしていると、こういう雇用の面も含めまして、非常に不都合な面がござりますので、その点ひとつ御理解をいただきたいと思います。

それと、今現在の任用の制度的な内容については、担当のほうから説明をいたさせます。

委員長（長谷川徳行君） 総務班主査。

総務班主査（星野耕司君） 5番米沢委員の御質問にお答えします。

現在、臨時職員の任用につきまして、地方公務員法に基づきまして、新規は6カ月間雇用いたしまして、その後、更新6カ月ということで、12カ月最大雇用しております。その後、同一人を任用する場合におきましては、1週間以上の期間をあけまして、改めて新規雇用6カ月ということで雇用を行っております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） これを例えば、町長でもいいのですが、副町長でもいいのですが、自分自身がこの立場で雇用された場合に、本当に継続性ある仕事にもかかわらず、地方公務員法によって縛られていると。本来の仕事が一生懸命発揮されているということでは、こういう形態だということでも一生懸命仕事をしています。だけれども、結局、長期雇用が必要にもかかわらずこういった雇用形態で、ボーナスも当たらない、何も当たらないというような、本当に不都合な雇用形態なのです。

ここを、やはり町としても自治体の職員の臨時あるいはパート等の雇用を守るという立場からも、やっぱり国に制度の改正そのものやっつけていかないと私はだめだと思うし、こういう人たちがあってこそ今、町のいわゆるサービス提供部門でいえばこういった部門が成り立っているということ考えた場合、この点、町長、改善する意思と、みずからその立場に立ったときの思いはどうかということも含めてお願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 5番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど副町長が答えたのが基本ではありますが、基本的に私も雇用主として本採用し、正職員として採用してあげたいという気持ちは十分持っております。

しかし、御案内のとおり、昔、一般会計100億円だったのが今60億円と。職員の給与だけはそのままだけにしていたのでは、とてもじゃないけれど町の財政はもたないと。行政もコストを考えなければならないという時代に入ってきております。

そういう中であって、やはり行政コストをいかに下げていくかということをも十分考えていかなければならないし、正直申し上げまして、私は民間から出てきております。今皆さん方、民間の方々の労働者の労働賃金、税務課の年間の源泉徴収を見ても

ても、町職員、公務員というのは、365日のうち実際何日働いてどうなのかというのは、町民の立場から見ると、そして報酬はこうだねと。しかし、民間企業に働いている方々は、どれだけ働いていると。私の耳に入るのは、臨時雇用でも、町の臨時職員でも働かせてもらったことによって、民間で働くよりずっと待遇はいいよと。何でこんなに行政と差をつけるのというおしかりを私は受けています。しかし、私としてはやはりある程度行政責任の中において、専門職で対応していただくという方については、それなりの賃金を支払い、それだけの責任を持ってもらわなければいけないということの基本に立っておりますので、そういう観点から今の体制を整えておりますが、基本的には、やはり行政コストの軽減を図ることが前提でありますので、そういったことでひとつ御理解をいただきたいと。

副町長にしろ、こういったことについては、町民の皆さん方の声というのは、委員のところに入るそういった声と、私どもの立場に入ってくる声というのは違う部分もあるかもしれませんが、やはり町民の大きな目というのはそういう状況にあると。しかし、かといって、不安定な労働のもとでは、やはり安心した労力の提供をいただくということがなかなか難しいというようなことから、ある程度安定した継続雇用の中で労働力を提供していただくということでありますので、委員のおっしゃるように、制度上の大きな課題というのは、これはできれば改正してほしいなと思っております。何週間なり、何カ月間なり、休んでもらわなければならないということに働いている人の心情というものと、それから、働いてもらっている我々の立場におけるその間の対応という、労働力不足というものの補いをどうするかということで非常に苦慮しておりますので、制度上の問題というのは、解決できれば、そういったものの対応を図っていけるように努めていきたいなというふうに思っています。

委員長（長谷川徳行君） ほかにありませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） ぜひ改善をお願いしたいのと、例えば、車輛班の問題と財政的な問題を伺いたいのですが、職員組合との話し合いというのは完了したのか。それと同時に、新たに採用試験を受けて、一般職としての対応をされるということですが、この点どうなっているのかということですが、また、現業部門に民間委託するという事になれば、また雇用との関係でどうなのかという部分もありますので、この部分にも慎重な対応が必要だと思います。

次にお伺いしたいのは、国が示す連結実質赤字比

率の問題で、例えば上富良野町で言えば、国が示す早期健全化基準の350%の比率の負担には147.1というふうになっております。これが例えば、今後上富良野小学校が仮にですよ、財政的な裏づけがまだないというふうに思いますが、その総額20億円か30億円かわかりませんが、入ってきた場合、こういう財政健全化の指標というのはどういうふうになるのか、シミュレーションしている場合があればお伺いしたいのと、もう一つは、今後、財政が悪化する要因として、いわゆる借金がふえる、あるいは債務負担行為の部分がふえるということになれば、当然基準財政額に占める負担が大きくなれば、その分赤字の方向に進むのかなというふうに思うのですが、今後、今の現状で行けば、現行の水準で推移するのかなのか、その点お伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 技能職の関係については、組合との話は了してございますし、該当職員との説明、それから意見聴取等は終えてございまして、あと特に、その中で若年の職員についても、いわゆる技能労務職から一般事務職への転換のための一応試験は終えてございます。

したがって、そういう該当職員についても、今後、一遍に事務を担わせるとかということについては、それは当然現実的でないわけでありまして、と云いながら、非常に国も厳しい目でそういう動向を監視しているというような状況もございまして、できる限り今までの経験を生かしながら、そういう職種転換に時間をかけてなれていただくことに我々も環境を整えながら努めていきたいというふうに思っているところであります。

それと財政の問題については、今、この予特の冒頭、関係資料をお配りさせていただきましたように、現状では18年度の決算ベースを参考に用いたところ、特に際立った懸念はございませんが、今後においては、なかなか一口で申し上げられませんが、今40億円近くの標準財政規模の分母になるものがどのような変化があるかわかりませんが、大きく変わらないとすれば、そういうことを前提にしたときに、今後、上小の問題等を予測しても、今のレベルから大きく変化することのないように改善を努力してございますので、大きなぶれはないものと思っております。

一番の懸念は、それぞれ会計、一般会計が赤字になることについては、私どもも予測してございませませんが、企業会計中心にそれぞれそういう事態になると、当然一般会計が支えると。それが先ほど申し上げましたように、連結で赤字比率等を見られますの

で、そういう意味で、そういう一つの状況が出てくると、それらの改善をすることについては非常に難易度の高いものとなりますので、できるだけ事前にそういうことのないような形で種々の改善を図っているのが現状でございますので、ひとつそういう将来の予測もしながら財政指標をにらんでございませぬ。引き続き努力をしなければなりません、今のところ大きくぶれるようなことは予測をしていないのが実態でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませぬ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これで、11款の公債費から予算調書についての質疑を終了いたします。

これをもって、議案第1号平成20年度上富良野町一般会計予算の質疑を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

今後の予定を事務局長から説明いたさせます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御報告申し上げます。

3月17日は本委員会の3日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、出席の際には、各会計予算書及び資料等を御持参願います。

以上です。

午後 4時51分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

予算特別委員長 長 谷 川 徳 行

平成 20 年

予算特別委員会会議録(第 3 号)

平成 20 年 3 月 17 日(月曜日)

平成20年上富良野町予算特別委員会会議録（第3号）

平成20年3月17日（月曜日） 午前9時00分開会

委員会付託案件

- 議案第 2号 平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
議案第 3号 平成20年度上富良野町老人保健特別会計予算
議案第 4号 平成20年度後期高齢者医療特別会計予算
議案第 5号 平成20年度上富良野町介護保険特別会計予算
議案第 6号 平成20年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計予算
議案第 7号 平成20年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
議案第 8号 平成20年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
議案第 9号 平成20年度上富良野町水道事業会計予算
議案第10号 平成20年度上富良野町病院事業会計予算

出席委員（13名）

委員長	長谷川 徳行 君	副委員長	渡部 洋己 君
委員	向山 富夫 君	委員	村上 和子 君
委員	岩田 浩志 君	委員	谷 忠 君
委員	米沢 義英 君	委員	今村 辰義 君
委員	金子 益三 君	委員	岩崎 治男 君
委員	中村 有秀 君	委員	和田 昭彦 君
委員	佐川 典子 君		

（議長 西村昭教君（オブザーバー））

欠席委員（0名）

遅参委員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾 岸 孝 雄 君	副 町 長	田 浦 孝 道 君
教 育 長	中 澤 良 隆 君	代表監査委員	高 口 勤 君
教育委員会委員長	増 田 修 一 君	農業委員会会長	松 藤 良 則 君
会計管理者	佐 藤 憲 治 君	総務課長	北 川 雅 一 君
産業振興課長	伊 藤 芳 昭 君	保健福祉課長	岡 崎 光 良 君
農業委員会事務局長		建設水道課長	早 川 俊 博 君
町民生活課長	尾 崎 茂 雄 君	ラベンダー・ハイツ所長	菊 地 昭 男 君
教育振興課長	前 田 満 君	関係する主幹・担当職員等	
町立病院事務長	大 場 富 蔵 君		

議会事務局出席職員

局 長	中 田 繁 利 君	主 査	大 谷 隆 樹 君
主 事	廣 瀬 美 佐 子 君		

午前 9時00分 開会
(出席委員 13名)

委員長(長谷川徳行君) おはようございます。
御出席御苦勞に存じます。

ただいまの出席委員は、13名であり、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長から説明をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 本日の議事日程につきましては、さきにお配りいたしました日程で進めていただきますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) これより、議案第2号平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) これより、歳入歳出を一括して7ページから9ページ及び253ページから296ページまでの予算全般の質疑に入ります。

7番金子益三委員。

7番(金子益三君) ちょっと教えていただきたいところで、歳入の255ページにかかわる部分になるのかなと思うのですが、現在、これら保険税の部分を含めて、町の税収にもかかわるところにもなるかと思うのですが、国保会計の税部分、滞納が非常に昨今急速に解消されている、役場の税務班の努力によって、また、収納対策班の日々の努力によって非常に回収されていると聞いておりますが、現在、道内で結構なのですが、回収されている、現況といいたすか、ランク的に言いますとどの辺の上位にいるのか、ちょっと教えてください。

委員長(長谷川徳行君) 収納対策担当主幹。

収納対策担当主幹(田中利幸君) ただいまの金子の委員の御質問ですが、委員おっしゃるように、差し押さえを中心として国保の資格証を交付するなど、特に悪質な方については厳しい措置を実施しているところでございますが、今、18年度の決算ベースでの全道ランキングといいたすか、それらが出てまいります。

ちなみに、今現在、国保税の現年度と過年度の合計の収納率で言いたすと、全道38位になってござ

います。ちなみに、参考ですが、町税に限って言いたすと全道で27位ということになってございたす。平成16年度は町民税が51位でございたしたので、この2年間で27位まで、国保税につきましては平成16年74位が38位と、このような成績になってございたす。

ちなみに、上位の市町村を見ますと、やはり、小規模の町村が上位を占めてございたすので、人口1万2,000人の町でいいたすと、かなり全道のトップレベルまで来ているかなと考えてございたす。

委員長(長谷川徳行君) 7番金子益三委員。

7番(金子益三君) 非常にすばしいたゆまぬ努力の結果ではないかなと実感してございたすし、また、今後等においても、上富良野町というのは税を払っている方のほうが、上富良野町に限らずですけれども、払っている方というほうが98%以上払っているわけですから、これらの公平公正性というのを保てるまちづくり、また、その中においても、やはり心の通った納税対策、収納対策というのをされていると思いたすますが、今後において、特にまたさらに上位を目指していただきたながら、公平感、公正感というのを出していただきたいたすのですが、来年度、20年度において重点的に考えている方策などがありましたら教えてございたす。

委員長(長谷川徳行君) 収納対策担当主幹。

収納対策担当主幹(田中利幸君) 7番金子委員の御質問でございたすが、平成19年度まだ年度途中でございたすけれども、平成18年度の収納率をわずかながら超してございたすので、恐らく19年度においてもランキングは上がるのかなと考えてございたす。

特に、19年度の対応としては、コンビニ収納を導入した点、あるいは、サービス制限条例を整備させていただきた点、これらを含めると、もう少しランキングが上がっていくかなとは考えてございたすが、先日、お話し申し上げたように、経済情勢もかなり厳しい状況がありますので、平成20年度においては、19日に条例の改正をお願いするところですが、納期の改正を含めて、なるべく払いやすい状況をつくっていくと。さらに、生活に困窮しているような状況の方は濃密な聞き取りをしながら、なるべく分納に持っていくとか、このような対策を考えているところではございたす。

委員長(長谷川徳行君) 2番村上和子委員。

2番(村上和子君) 253ページの国保のところではございたすけれども、4月から始まる後期高齢

者医療制度の運営に必要な経費、費用を賄うために国保から後期高齢者支援金を拠出するのですけれども、それで、これは10%ぐらいになっておりますが、国保の算定方式が変更されて、今まで56万円だったのが今度59万円、3万円上がります。

それと、今度、65歳以上の方は年金から国保税の天引きが始まるのですけれども、結局難しいのは、介護保険と合算したときに年金額の2分の1を超える人は介護保険が優先されるということで、国保は普通徴収になるのですけれども、そういったことで、国保の財政の安定化というのが収納なんか心配になるのですけれども、その点いかがでしょうか、お尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 2番村上委員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員、御承知のとおり、4月から75歳以上の方につきましては後期高齢者へ移行するというところで、算定方式も若干変わると思います。

また、それにつきましても、拠出金などにつきましては税率の改正がございまして、今後の議会におきまして御審議いただくわけですけれども、いずれにしても、後期高齢者という形の中で、当然、従来56万円から今回3万円引き上げられまして59万円になるわけですけれども、若干、従来よりふえた部分、被保険者の方に負担が若干多くなるような感じでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

失礼いたしました。介護につきましては、介護と国保と合算しまして18万円以上でございますけれども、それにつきましては介護が優先されると。（発言する者あり）

徴収につきましても、従来と同様、納期を分けまして、さらに公平な観点で徴収したいと考えてございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子委員。

2番（村上和子君） それで、今回、後期高齢者支援金のところですが、10%の範囲内で、今、1億3,500万円ぐらい拠出するのですけれども、この特定健診の受診率が、この成果とか、それから、目標達成とか保健の指導とかそういったものによって、支援金のところは10%の範囲内で上がったか加算されたり減算されたりするということなのですよ。

私が考えますのは、75歳以上の方が1,452人いらっしゃるわけですけれども、若い人、大体、高齢者の方は割合、国保税の収納なんかはいいと思うのですけれども、今度、若い層になりますので、そういったところを心配しているのですけれども、

いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 75歳以上の方につきましては後期高齢者へいくわけですけれども、74歳以下の方につきましては、当然、従前と同様に、先ほども申し上げましたように納期の回数をふやしまして、納税しやすいような環境を持ちまして納税していただくということで考えてございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 国保税の歳入の件でお伺いいたしますが、今回、7,000万円あまり前回と見れば減額予算になっておりますが、これは、後期高齢者等の移動によってかと思いますが、その点どうなのかという点、1点。

2点目は、これにあわせて税率の改定等が町では、納期も変更して少しは納付しやすいような体系もとるとのことなのですが、同時に、税率の引き下げ等々についてはどのようにお考えなのか、この点についてもお伺いしておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 5番米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

委員が今おっしゃられましたように、結果としまして、国保から1,197名ほどが移行になりまして7,000万円ほど減額になります。

しかしながら、この税率の改正につきましては、今回おおよその数字でございますけれども、また新年度に入りまして、この税率につきましては条例改正の中でまた御審議いただくことになると考えてございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 引き下げるほうで検討しているのか引き上げようとしているのか、この点についてどのような検討をされているのか、お伺いしたいと思います。

今回の高齢者の移動によって、若干、その分拠出もふえているかと思いますが、この分、やはり加入者の負担軽減という形の中で検討されてもいいのではないかなと思うのと、現行では、やはり景気が低迷するという状況の中で、もともと、国保に加入されている方というのは、自営業者であったり農林業者であったりだとか、そういう方が多いという状況になっておりますので、もともと基盤そのものが弱いという状況の中で、国保税の引き下げというのは、大変重要になってきているのだと思っております。

この間の、決算委員会の資料を見ましても、やは

り不況業種と言われているところの方の滞納等がふえるという状況にもありますし、年収が下がるという状況になってきています。年収が下がって、当然、前年度課税ですから、その分負担もふえるという状況になりますので、こういう状況も踏まえた引き下げ計画というのを持っておられるのかどうか、その点についてお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 総合窓口班主査。

総合窓口班主査（及川光一君） ただいまの米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

今回、いろいろな医療制度改正が本格的に平成20年度から組み込まれていくわけですが、今回、後期高齢者の方1,100名ほど国保から後期高齢者のほうに移行する。また、国保の被保険者の構成といますかその中身につきましては、74歳以下の方で構成されることになるわけですが、その中で、医療給付の総額、また、国庫の収入、調整交付金、その他いろいろな収入財源を見込みまして、必要な分を国民健康保険税として納付いただくことになるのですけれども、今回、その中で必要財源とする国保税の試算につきまして、税率関係につきましては、今後、御審議いただくのですが、今回、予算に計上いたしました国保税の見込みといたしましては、先日も税率見合いを議員協議会でお話しさせていただいたのですが、全体といたしまして、今回、74歳以下の方の現行の税率、所得割8.0%、資産割6.0%、均等割2万6,000円、平等割3万2,500円の現行から、予算に計上いたしました所得割5.2%、資産割3.7%、均等割2万2,000円、平等割2万、あと、後期高齢者の分を今回の予算の計上で比較をいたしますと、全体の総額といたしましては2,200万円の減額、また、1人当たりといたしましては5,600円ほどの、結果的には引き下げ見合いで予算のほうは計上をいたしているところでございます。

ただ、今回の予算計上での全体では引き下げ見合いになるところでございますが、先ほど限度額を3万円に引き上げ、また、保険者の構成も変わってくることから、所得割、資産割、また、世帯割はマイナス見合いになるのですが、均等割の部分においては引き上げをさせていただき、そういった中で、国保の世帯構成によっては引き上げとなる世帯も出てくるところでございます。一応、予算計上させていただいた保険税の状況でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 実態として、国保税というのは納期もふやすという形、あるいは、今回の制度の見直しということで、今後、税率の改定ということが出てくると思いますので、その分も含めて審議

したいと思います。

ここで、もう1点お伺いしたいのは、今回、280ページの特健診の事業の問題でお伺いいたします。この特定健診というのは、医療費制度が変わりまして、後期高齢者と合わせて制度が変わります。メタボリック症候群を一つの争点にして、体の健康を維持するということを想定したものだと思いますが、この点、ちょっと確認しておきたいのが1点。

二つ目は、従来行われていた一般健診、基本健診というのは、特定健診が入ることによってどのように変わるのかという点が二つ目。

三つ目にお伺いしたいのは、今回の特定健診等の受診率の上下いかんで、地方自治体に一定のペナルティーが来るというような内容の話も聞かれておりますが、その実態はどうかという点をお伺いしたいと思います。上富良野町では、特定健診にかかわる今回事業予算が組まれておりますが、大体どのぐらいの受診率を予想されているのかお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 5番米沢委員の御質問にお答えします。

まず1点目の、特定健康診査、特定保健指導の関係ですけれども、従来、保健福祉という形の中で住民健診が行われてきたところでございますけれども、20年4月から国保が主体になって被保険者に対して健康診査を行うという変更でございまして、また、一般の社会保険等の方につきましても、従来と同様に国保が委託を受けて実施するというような形でございます。それらの対象につきましては、約1,792名ほどということで、うちのほうでは押さえているところでございます。

また、受診率等につきましてでありますけれども、特定健診、特定保健指導の受診率によりまして、国保の拠出金が10%程度加算、減算されるということございまして、できるだけ上富良野町の国保といたしましては、受診率を上げるような形で推進を図らなければならないと考えてございます。

また、受診率の設定でございまして、20年度の目標値といたしまして、特定健診の受診率は68%に設定をしているところでございます。また、保健指導につきましては60%の設定ということでございまして、18年度の受診率の実績につきましては、特定健診につきましては62%ということでございまして、若干、努力すれば目標に達するというところでございます。また、特定保健指導の受診率につきましても、現在18年度ですけれども、65%という実績でありまして、これらにつきましては問題ないと考えてございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 今の担当課長の答弁でしたら、大体、現行では国が示した基準もクリアできるのではないかなという話かと思いますが、これは3年間、あるいは、5年間の受診率が上がらない場合においても経過を見るというような指導もあったかと思いますが、この点、これでもなおかつ上がらなければ、当然、費用負担がペナルティーという形で来るということで理解してよろしいのか、お伺いいたします。

今後、この1,792名の方の従来の基本健診は引き続き、もう一度、理解していない部分もあるものですから、受けられるのかどうなのか、40歳以上74歳未満、この点、お伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 5番米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど、委員がおっしゃいました5年間の措置なのですけれども、いずれにしても、先ほども申し上げましたように、目標値が達成されれば10%の減算、達成されなければ10%の加算ということで、平成24年まででありまして、25年度からまた見直すということでございます。

また、従来の基本の健診でありますけれども、この健診につきましては国保が主体となりますけれども、基本健診につきましては、全員といたしますか、実施するというところで考えてございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 今のペナルティーの問題なのですけれども、町長、これは非常に不当だと私自身思っているのです。

確かに、自治体の受診率のいかんによって上下10%削減、ペナルティーが来るという状況の話だったかと思えます。自治体の置かれている状況もさまざまです。上富良野町も積み上げてここまでようやくやってきました。でも、積み上げてきたものが、どこでどうなってそれが崩れかねないという状況もあるわけです。それは、相手との関係もありますから、ここで何が僕は言いたいのかというと、そういう一生懸命それぞれの自治体で努力しているにもかかわらず、10%の削減を押しつけるというそご自体が非常に私自身問題だと思っておりますので、この点、町長、改善すべきものとして、どのように印象としてとらえられているのか、お伺いしておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 今の御質問に私のほうか

らお答えさせていただきますが、既に御案内のとおり、これは制度仕組みでありまして、何ともしがたいわけでありまして、私どもとしましては、努力をしない団体と努力をしている団体がそんなに扱いが変わらないということについては、ある種の問題があると思えますので、現行制度上では努力をした成果が結果として、残った場合にはそれなりの処遇を受けるということについては妥当だと思えます。

いずれにしても、この制度につきましては、生活習慣病を改めることによりまして、加齢とともにいろいろな障害が出ることをできるだけ改善するという目的でございますので、そういう意味では、全国的にそれぞれの保険者が努力することについては、当然、問われることでもありますので、制度的にも妥当だという認識を持っているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 制度的に妥当だということ副町長おっしゃいますが、本当に妥当なのかと、憲法の25条には最低の健康を守ることもうたわれてますし、それぞれがやはり平等でなければならぬ、平等と言ったら、よく努力しない人も平等かということも聞かれますが、そうではなくて、お互いが住む以上、等しく権利を受けられるかどうかの基盤が整っているかどうか。こういって問題になるのは、国の財政は縮まってきているわけですから、そのペナルティーを自治体で互いに負担しなければならないという制度の仕組みなのです、これ。本来だったら、そういうものはきちっと交付税だとか何とかで措置されなければならない部分もあるでしょう。

確かに、自治体の努力によってカバーしなければならない健康健診という立場から、予防医療にも努めなければならないという問題もあるのだと思えます。それを理解した上で、私は、そういうものもひっくるめて、国は今、ペナルティーという形で総医療費の抑制という形で今回こういう制度を導入してきたというところに問題があるのではないかなという認識です。

もう一つは、何回聞いても僕はよくわからないのですが、なぜ、前期と後期という形の制度に移行したのか、これがどうもよくわからないのです。

後期になれば、何となく悪い印象を持っているという、そういう声が最近聞かれます。本来、こういうものは一つの医療制度、従来の体系の中でやっても僕は差し支えない制度だと思っておりますので、この点どうなっているのか、どなたかわかりましたら、お伺いしておきたいと思えます。

特に、後期の方が医療費がかかるというのだけ

ども、しかし、それだって従来の制度でやれば何とということもない話で、別に病気になりたくてなっている人なんていうのはいないわけですから。お伺いしたいと思います。

委員長（長谷川德行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） ただいまの御質問に私のほうからお答えさせていただきますけれども、いずれにしても、国民総医療費が膨大な額になっているわけでありまして、それがさらに将来に向けて増加するという危機的な状況を踏まえて、今、国におきましては、できる限り医療費の抑制策をいかに講じたらいいかということで制度議論がなされているわけでありまして、必要な医療費については、当然、皆様の相互扶助のもとに制度的な維持をするということですが、ただ、この医療にかかわる過程が非常に、先ほど申し上げましたように、我々それぞれが日常の生活の習慣の中でそういうことが起きているという実態からすると、これは高齢者であろうと若い方であろうと、そういう生活習慣を改めることによりまして、できる限り健康を維持するというのがみんなの願いでありますし、そのことがなくて今の制度そのものが維持できないという、そういう事態にあることを皆さんとともに理解をすべきだと私は思うわけであります。

そのことから、制度的には、当然、妥当な制度だと、それに変わる制度がどういう制度なのかわかりませんが、いずれにしても、そういう皆さんの相互扶助の制度そのものが崩壊するという危機のもとに制度の改正がなされているわけでありまして、その点、お互いに理解しなければならぬのではないかなと思うわけであります。

それと、高齢者医療につきましても、それぞれ現役世代の方々が医療を支えるということですが、前段で申し上げましたように、高齢者の現行の医療制度につきましても、現役で負担ができない状況をにらんで一定程度、高齢者の方にも御負担をいただくという、そういう発想のもとにこの後期高齢者医療制度が成り立っていると承知してございますので、これらにつきましても従前どおり、扶養者、被扶養者の方々が保険料等の負担を強いられることのないようなことがみんなの願いだと思いますが、前段申し上げましたようなことから、いずれにしても制度的に成り立たないというのがその原点にあるようでございますので、そういうことからしても、制度的に改められることについては妥当だという認識を持っているところでございます。（発言する者あり）

委員長（長谷川德行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 今申し上げましたよう

に、現行の制度も老人保健法に基づきまして老人医療が成り立っているわけでございますので、それらにつきましては今までは御負担がなかったわけでありまして、先ほど申し上げますように、現役世代、現役の方の負担では、もう高齢者の医療を賄いきれないという、そういう発想のもとに都道府県ごとに広域連合を持って75歳以上の方々の新たな医療制度を創設をされた。それで、それらの医療を支えるために従前どおり自治体、それから、各保険者がそれぞれ拠出をし合って賄うということに改めまして、高齢者みずからも一定程度負担をするということで保健医療制度を成り立たせるということでございますので、そういう理解をすることが妥当だと私もは認識をしているところでございます。

委員長（長谷川德行君） ほかにございませんか。

11番渡部洋己委員。

11番（渡部洋己君） 先ほどの特定健診のことについて、もう少し詳しくお話をお聞きしたいなと思います。

実は、以前にヘルスアップ事業をやっていたのですけれども、あれはたしか1年間ほど指導を受けて、体質を改善するといいますが、そういうあれだと思っておりますけれども、ただ、残念なことに、あれを見ていると、指導されている期間は非常に言うこと聞いて随分頑張っているのです。ところが、それ過ぎるとすっかり忘れてしまってもとに戻っているといいますが、それが非常に残念だなと。

それで、今回、特定健診ということで、受診率を上げるとかという、そういうあれがあるのですけれども、それをどういうふうに、できたらやっぱりある程度機関を通じて指導してくれば意識が改革されるのかなと思うので、そこら辺、もう少しお願いしたいと思います。

委員長（長谷川德行君） 健康推進班主幹。

健康推進班主幹（岡崎智子君） ヘルスアップ事業につきましては、今回の特定健診、特定保健指導のモデル事業として3年間、国のほうが10分の10の予算措置をする事業で、先駆的に行ってきた事業です。

それに関しましては、うちの町では、3年間実際に100名ずつぐらいの方に御参加いただきまして、本当に自分の体のことを知ることで、生活習慣を改善することで、健診データを改善していけるということを皆さんに御参加していただきながら、その研修を行ってきたところなのですけれども、やはり委員おっしゃるとおりに、参加していただいているときに非常な改善、本当に8割近くの方が改善に結びついていきます。

それで、翌年の健診データを見ましても、メタリックシンドロームの改善が、大体、翌年の健診で17%程度シンドロームの状態ではなくなるという改善が見られますけれども、本当に継続していくことの難しさというのも、このモデル事業の中で痛感しております。

やはり、一度学んだことをずっと自分だけで継続できていける方と、グループがないと継続が難しい方、それから、その方たちにどう継続のための環境をまたつくっていくのかという、さまざまな課題も見えてきた3年間でしたので、その課題の解決もしながら、20年度の特定健診、特定保健指導に生かしていきたいと思って計画化しているところです。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これで議案第2号の質疑を終了いたします。

次に、議案第3号平成20年度上富良野町老人保健特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より補足説明があれば、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これより、歳入歳出を一括して、10、11ページ及び299ページから307ページまでの予算全般の質疑に入ります。

2番村上和子委員。

2番（村上和子君） 297ページ、老人保健のところですが、全道の中で平均老人医療費は、うちの町は何位ぐらいなのでしょう。ちょっと教えていただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 総合窓口班主査。

総合窓口班主査（及川光一君） 村上委員の質問にお答えしたいと思います。

老人医療費の全道的な順位と金額であります。18年度の順位はまだ出ていないところなのですが、現在、額としては1人当たり90万1,767円。前年度、17年度の順位であります。全道で89位、その前年の16年度の数字であります。この年は老人医療費も定額ということもありまして、全道の順位142位という年もありました。その額では1人当たり84万6,553円。

先ほど18年度の90万円とお話ししたのですが、17年度で91万5,000円で89位ということでございますので、全道的には順位といたしまして、18年度は89位のさらに低位に位置するかと思います。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子委員。

2番（村上和子君） それでは、全道の平均というのはどれぐらいなのでしょう。平均をちょっと教えてください。

委員長（長谷川徳行君） 総合窓口班主査。

総合窓口班主査（及川光一君） 全道の平均値でございますが、17年度の数字で申しわけないのですが、上富良野町が先ほど91万5,000円とお話ししたのですが、全道の平均でいきますと99万9,000円でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子委員。

2番（村上和子君） と申しますのは、広域連合連合全体、道内全体の平均の老人医療費より20%低い市町村は、6年間保険料の率、これは後期高齢者医療制度のほうの率でございますけれども、6年間低く設定するというので、美深が所得割8.62%、それから占冠が8.49%ということで、平均の数値より20%低い市町村は6年間、後期高齢者のほうは後で出てきますけれども、2年ごとに見直しするようになっているのですけれども、こういったことで平均よりもうちはあれなのです、平均が99万であれば、うちは91万5,000円だから、これの20%といたら、ちょっと上回るということですか。

それで、占冠さんと美深町さんは後期高齢者のあれが低いわけですね。6年間も低く抑えられるので、うちはどうなのかなと、こう思ったわけなのです。それで、医療費の抑制が大切なことだと思っているのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 2番村上委員の御質問にお答え申し上げます。

この医療費につきましては、全道的に真ん中程度ということで押さえているのですけれども、先ほども言いましたように、後期高齢者の今度、拠出金でございますけれども、それにつきましては、今、村上委員がおっしゃいましたように、何市町村か数年前から実績によりまして20%程度低いという形で設定されておりまして、うちの町は入ってませんけれども、そのように努力はしたいと思っておりますけれども、そういうことで理解していただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで議案第3号の質疑を終了いたします。

次に、議案第4号平成20年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) これより、歳入歳出を一括して、12、13ページ及び311ページから321ページまでの予算全般の質疑に入ります。

5番米沢義英委員。

5番(米沢義英君) 何点が質問させていただきます。

今回の後期高齢者の医療保険料という形で収入を見込んでいますが、大体、何世帯、何人ぐらいの状況を見込んでいるのか。

さらに伺いたいのは、今後、医療費が自動的に上がるということも、当然、高齢者医療ですからその年によって負担も変わるという状況にあります。予想として、今後、この部分での医療費の負担がふえるという状況が推測されるのかどうか、お伺いいたします。

まず、この2点お伺いいたします。

委員長(長谷川徳行君) 町民生活課長。

町民生活課長(尾崎茂雄君) 5番米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

世帯につきましては、1,080世帯で1,152名ということでございます。

また、医療費の見直しでありますけれども、個人の保険料につきましては、均等割、所得割で計算されることとなりますけれども、基本的に道内均一ということで設定されておりますけれども、平均の老人医療費の給付費が著しく低い市町村につきましては、先ほども村上委員がおっしゃいましたけれども、6年間暫定的に軽減されるわけですけれども、うちの町につきましては、全道的ですけれども均等割4万3,143円、所得割につきましては9.63%ということでございまして、2年目までは同じで3年目から見直しされるということでございます。

以上でございます。

委員長(長谷川徳行君) 5番米沢義英委員。

5番(米沢義英君) 3年目から見直しということで、3年ごとに見直しだということだと思っておりますけれども、よく前にも質問したのですが、自動的に上がるというような仕組みだと思っておりますが、この点はどうかという点と、さらに、保険料のあり方でよくわからない部分があるのですが、例えば、75歳以上の夫婦二人とも75歳以上だと、それで、御主人がまだ仕事に行っていて社会保険に加入しているという場合は、現行では二人とも奥さんも社会保険の加入世帯という形になると思いますが、これが今度の後期高齢者医療制度の中ではどういうふうに区分けされるのか、お伺いしたいというふうに思います。

また、後期高齢者の医療にかかわった制限という

のもかかわってくるのではないかなと思いますが、受ける診療項目によって一定の包括というか、定額制も導入されたと聞いておりますが、これは町立病院、病院会計のほうに聞いたほうが早いかもしれませんが、一応聞いておきますが、そういった制限が設けられたのかどうか、お伺いしたいと思います。

それと、もう一点は、保険料を滞納した場合、保険料の滞納した場合、従来の国保でしたら、75歳以上の方については資格証明書等は発行しないということになっていました。それは、あくまでも、やはり生活にかかわる部分ですから、生活困窮によって医療が受けられなくなるというのは避けようと、やはり健康を守ろうという立場からでありましたけれども、今回はこういった資格証明書等が発行されると思いますが、その制度の変わった背景というのはどういったところにあるのか、お伺いしておきたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) 町民生活課長。

町民生活課長(尾崎茂雄君) 5番米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

まず保険料につきましては、自動的に上がるのかという質問でございますけれども、当然、給付に依りて負担するわけでございまして、給付が多くなりますと医療費の負担も給付の負担も上がるかなと思います。

それから、健診の制限でございますけれども、健診につきましては制限ないというふうに私たちは理解しているところでございます。

それから、また、保険料の滞納の関係でございますけれども、特別の事情がないまま保険料を滞納しまして1年が経過しますと、基本的には被保険者証を返していただきまして資格証明書を交付するというところでございますけれども、被保険者間の公平という形から申しますと、特に悪質な方につきましては資格証明書の発行もあるというふうに認識しております。できるだけ、広域連合と協議しながら、その辺の協議は十分しなければならないと考えてございまして、また、後期高齢者の方につきましては、悪質な人はいないと認識してございます。

以上でございます。

委員長(長谷川徳行君) 総合窓口班主査。

総合窓口班主査(及川光一君) 米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

夫婦で、夫が75歳以上で社会保険、そして奥さんが被扶養者の場合の対応であります。夫は75歳を超えて後期高齢者医療に移行しまして、奥さんは被扶養者であったのですが、夫が後期高齢者に移行した場合は国民健康保険に加入するというように

なります。

そして、保険料の額といいますが、この制度の経過措置もございませぬ。この場合、2年間所得割と資産割があったとしても課税しない。そして、均等割及び世帯割について半額とするという経過措置を設けているところでございます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） そのような制度でやはりなのですよ。それで問題だと思うのは、やはり資格証明書を出すという問題です。悪質であるかどうかは別として、資格証明書を出すというところに問題があるのではないかと。今後、後期高齢者医療制度によって国保に加入しているときより高くなる方もたくさんおられます。それで、負担という点でもやっぱり矛盾が出てきているのと、制度上の今担当者がおっしゃられたように奥さんが、扶養者が国保に入らなければならないという、逆に負担がふえるという問題も出てきています。こういう問題をやっぱり放置していると、現行の制度であればそういう問題は何ら起きないわけですから、そういったところに矛盾が私はあると思うのですが、その点、どのようにお考えなのか。

また、こういった事態を町民の多くの方、対象になる方は知りませぬよ、まだ。広報では3月号でようやくとこうやって出ました。それで、これを読んだら非常にわかりづらいです。これを読んでもなかなか1回でわかったという人はそういないのだろうと思って読んでいました。

そういうことも含めて、町長、この点、町長はこの広報を真っ先に読んでおられると思うのですけれども、読んでわかりやすい広報誌だったかどうか。担当者は相当苦労してつくったのだろうと思います。その部分はとても評価して、担当者には罪はありません。制度の中身が問題であるわけで、この点はどうなのかということをお伺いしたいと思いません。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 5番米沢委員の御質問にお答えさせていただきますが、基本的に委員と同じように、制度の改革というのは難しいなという認識は持っております。

ただ、町といたしましても、この制度に対する説明は十分果たすように担当のほうにも指示をいたしておりますが、これからも従前同様、高齢者医療の変革に伴います制度の説明は、今後も十分窓口を開いて対応していかなければいけないなと認識しております。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 5番米沢委員の住民の周知についてでありますけれども、私たち担当といたしまして、住民会長会議におきまして十分周知するというところで説明しております、各地域での説明会につきましては、12月いしずえ大学から始まりまして、2月旭町、新町、東明、島津、草分、丘町、栄町、ケアハウスの皆さん、それから3月は、江花、錦町、富町、本町ということで、皆さん住民会長のほうで集めていただいて説明しているところでございます。

また、今後につきましても、希望があれば町のほうから出向いていきまして説明をしたいと考えてございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 収納対策班主幹。

収納対策班主幹（田中利幸君） 米沢委員の収納対策の関係、特に資格証明書の関係でございますが、実は、新しく後期高齢者に伴う法律では、地方税の滞納処分の例によって差し押さえを執行できるような法律になってございます。

さらに、滞納が生じた場合には資格証を発行しなさいという点についても、実は法律に明記されております。これらを運用する私たちの収納の関係であります、心情的には委員がおっしゃるように、本当に75歳を過ぎたおじいちゃん、おばあちゃん、年金しかもらっていないのに資格証を発行するのかと。この点、私どもも非常にじくじたる思いがあります。

しかし、税も同じですが、1,000世帯に及ぶ同じ高齢者の方々が恐らくまじめに90数%納期内に納まってくるのだろうと予想しております。そこに滞納になる方、これはいろいろな状況があるかとは思いますが、やはり悪質な滞納者の方にとっては、1,000世帯に及ぶ恐らく950世帯とか970世帯の方々がまじめに納めてくれている心情を考えると、特に悪質な方については厳しい措置をとらざるを得ないのだろうと考えています。

もちろん、いきなり厳しい措置をとるということではありませぬ、それらの中身を十分検討しながら、これら法律に基づく措置も一方で考えながら進めていく必要があるなと考えております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 担当者もそうやっておっしゃっているのです。やはり医療制度そのもの、国との関係なのですが、地方自治体でどうしようもできないところもあります。

しかし、総体的に、こうやって2兆円の医療費の削減、3兆円の医療費の削減という形で今国がやってきて、結局、各国民、いわゆる住民にどんどん負

担をふやしてきていると。それで、それでもなおかつ医療費がふえてきたら、さらに医療費の負担を住民や自治体に求めるというやり方なのです、これは。

限りなく弱い者弱い者に制度としてしわ寄せがくるという問題です。だれでも等しく、病気になりたいという人はいないわけですから、そういった人にまで生活が大変になったときに払えないといったときに、悪質という言葉はついておりますが、資格証明書を発行すると。そういう中でどんどんそういった締めつけを行うというところに私は問題もあると思っています。だれもが等しく、悪意を持って払わないという人はまずいないのだと思います。本当に特定の人はいるかもしれません、その中にはね。

だけれども、今の制度の中ではやむを得なく、本人がどう思うにかかわらず、そういう制度がどんどん押し寄せてきて、地方自治体もそういう条例をつくらなければならないというような、そういう相反する制度だというふうに、町長もう一回お伺いしたいのですが、どうなのでしょう、その点。

それで、こうやってその社会保険に入っている奥さんが国保に入らなければならないという問題も出てきているという矛盾だらけの制度で、もう一度、制度そのものを撤回して、従来の制度に戻すべきだということを最後の最後まで自治体の長として私は要請すべきだと思いますけれども、この点、町長、お伺いしておきたいと思います。

委員長（長谷川德行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 5番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、この医療保険制度、我が国は国民皆保険制度の中でこの制度をいかに維持していこうということが重要な課題であります。そのために、国は非常に高額化してくる医療制度の抑制を図ろうとしているわけですが、その反面、私どもの委員からもお話がありますように、その抑制が基本的には病院経営を圧迫していくというような、いろいろな問題が絡んでおりますけれども、基本的に国民皆保険制度というものを堅持していくための手法として、いろいろな改革がなされてきているわけであり

ます。また、この後期高齢者医療制度につきましても、私どももいたしましては、各自治体に対応しております国民健康保険並びに介護保険、これはもう都道府県でやるべきだというのが私ども町村会でも要請運動を展開している中で、今回、21年から後期高齢者ということで、私どものお願いが国民健康保険を前期高齢者、後期高齢者で二分されてしまったわけでありまして、基本的に将来的には国保を

計、介護保険、国民健康保険並びに介護保険制度というのは、一自治体が単独で保険者として対応することは非常に厳しいと。これはやはり都道府県が対応すべきであるということの要望展開は今後も続けていかなければならないなと思っているところであります。

また、老人、後期高齢者の皆さん方の保険料の問題であります、この制度を二分したことによるその課題というものは、委員の御質問にありますように、御主人が75歳以上、奥さんが75歳以下ということで分離されていくという点につきましては、私も疑問として持つわけですが、この制度そのものを見きわめてまいりますと、基本的には、今、お年寄りの高齢者率がずっと上がってきて、若い世代の人たちがお年寄り世代を担っていかなければいけないと。今、お年寄りの皆さん方は大半が息子さんだとか子供の扶養者となって医療制度は無料で対応していると、それらの部分を若い働き盛りの人たちが担っていかなければいけないと。それで若者の負担が非常に増額、大きくなってきている。

それに対応するためには、やはりお年寄りといえども、若者と同じ所得がある方々については、それなりの御負担をいただいた医療制度に切りかえていこうという過渡期でありますので、いろいろな課題はありますけれども、それらを一つ一つ精査しながら、その目標に向かって改革を進めていかなければならないと私としては認識をいたしているところであります。

また、資格証の関係でありますけれども、町といたしましてもやはり収納率を上げる。まじめに納めていただいている方々の対応を考えますと、税のあるいは保険料の平等性から言うと、やはりまじめに払っていただいている方々のことを思えば、この制度の中で何としても払っていただく方と、払っていただけない、特に悪質な方々に対しては、何度お願いしても分割だとかいろいろなことに対する支払いの相談だとか、いろいろな相談にも応じてくれない、そういった悪質な部分については、何らかの対応を図らなければならない。税であれば差し押さえたとか強制執行だとかそういう対応をするように、保険税についても何らかの対応を図らなければいけないということになりますと、やはり資格証明書を発行するというところであります、先ほど担当のほうからお話がありましたように、我が町にもそういう対応はありますけれども、そのことによって、どうしても資格証明書をもらった方が病院通いをしなければいけないという状況にある方々につきましては、それぞれ担当が相談に応じた中で短期保険証を渡すというようなことも十分見きわめながら対処

させていただいておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

2番村上和子委員。

2番（村上和子君） ちょっと確認させてもらいたいのですけれども、来年75歳、それから再来年75歳になった人も、被扶養者の措置というのは同じなのでしょう。ことは、子供さんの健康保険や共済組合の扶養家族だった人は半年だけ凍結されますよね。後は2年間は激変緩和で半額になるのですけれども、そういった部分も同じような措置になるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいです。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 2番村上委員の御質問にお答え申し上げます。

後期高齢者制度で新たに保険料を負担する被用者保険の被扶養者についての御質問だと思いますけれども、これにつきましては、20年の4月から9月の半年間については免除、それから、10月から次の年の3月の半年間につきましては9割軽減ということで、制度上そういう形になってございますけれども、これにつきましても、あくまでも20年度の措置ということで理解しているところでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子委員。

2番（村上和子君） では、わからないということですね。この措置がずっと続いていくかどうかということなのですね。はい、わかりました。

それと、今回、作業も大変だと思うのです。介護も国保も後期高齢者も年金天引きになりますから、データのこの突き合せ、特別徴収になるのか普通徴収になるのかとか、保険料の合算がその人の年金の2分の1を超えないかどうか、この確認作業とかが大変だと思うのですけれども、それと、問い合わせなんかも非常に来ると思うのですけれども、そのときはわかりやすく、いろいろと親切丁寧によくお願いしたいと思ひます。大変、作業が大変になって御苦労だなと思ひますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 2番村上委員の御質問でありますけれども、作業につきましては今のところ順調に、今月にも保険証を発行しなければならぬということになってございまして、それらの作業につきましては順調に進めておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

委員長（長谷川徳行君） 8番岩崎治男委員。

8番（岩崎治男君） 317ページの広域連合に

関して、ちょっとお尋ねしたいと思ひます。

これは、19年度の早くからこういう話題と申しますか出てお申して、私たち議員の改選時期の前に広域連合議員の選挙がありまして、我々も投票した経緯があるということでございまして、これについて、まず広域連合の組合議員の名簿、どこ出身のどなたが当選されて、議長がだれで副議長がだれと、そういう詳細のものがございまして出していたきたいと思ひますし、また、今後におきまして、この組合、議員については、広く道一本ですよね。そういったことで、この内容について、今後、今初めて発足する議会ですのお尋ねしているのですけれども、細かく言えば、これは我々の国民健康保険とかいろいろな保険からまず引くのだけれども、それから引けない方々もいるわけで、その収納法とか滞納者に対する対応とか、いろいろ初めてですからございましてけれども、それらの周知とかそういうのは道でやるのか、それとも下においてきてもっと末端のほうで協議しながら上げていくとかという経緯過程についても質問したいと思ひます。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） まず、広域連合の議員の名簿でございましてけれども、これにつきましては、こちらの議会事務局のほうに来ていと認識しているのですけれども、もしなければ後ほどになりますけれども、広域連合のほうに確認したいと思ひます。

それから、後期高齢者の保険料の関係の周知につきましては御質問でありますけれども、20年の4月からこういうことになるわけですから、住民への周知につきましては、先ほど申上げましたように広報での周知等をやっております。また、各地域の懇談会におきましても説明会を開催いたしておりますので、その辺の住民の周知につきましては理解するかしなはいは別にしまして、十分やっていると認識してございまして。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これで、議案第4号の質疑を終了いたします。

ここで、説明員が交代いたしますので、少々お待ちください。

次に、議案第5号平成20年度上富良野町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば発言を許します。

ございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これより、歳入歳出を一括して、14ページから16ページ及び325ページから354ページまでの予算全般の質疑に入ります。

5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 介護認定の状況について何点がお伺いいたします。

今回、介護認定の認定者数大体400人ぐらいたなと思っておりますが、20年度においてはどうかという点、さらに、介護を認定する場合の審査の基準があるかと思えます。

そこで、例えば、Aという方を介護者認定したいということになった場合、あるいは、現行もう既に利用されている方でも変更したいと、あるいは、あった場合、また年ごとに、2年ごとでしょうか3年ごとでしょうか、認定の変更があると思うのですが、そういった場合、当然、認定審査会にかかって判定されるわけなのですが、その前にケアマネージャーの方等が訪問しながら認定、どのぐらいの方なのかという状況も調べると思えます。

そのかかわりの中で、かかわっているホームヘルパーさんとかそういった方の意見も、当然、取り入れた認定もされているかと思えますが、その認定の状況等について、それぞれ福祉協議会の意見や訪問されている実際のヘルパーさんの意見も取り入れた中で審査もされているかと思えますが、その状況についてもお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員の御質問でございます。

介護認定の状況でございますけれども、本町におきましては、65歳以上の高齢者の中で要支援、それから介護1から5まででございますけれども、大体、410数名という経過でございます。率としては、高齢者に対して14.6%の比率となっております。

御質問の介護認定に至る時点における手法と申しますか、至る経過でありますけれども、その必要とされるお年寄りの方の訪問調査というのは、やはり居宅支援事業所のケアマネージャーでありますけれども、その方のことにつきまして関係機関との協議という中では、やはり、なかなか個人情報にかかわることも非常に多い状況にあります。

特に、そういった流れとして、通常よく相談するということは、特に必要な場合という観点から進めているところでございます。そういった状況を踏まえて、その方に応じたふさわしい、ふさわしいと思えますか、状況をとらえた中で認定審査会に至るといった経過でございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 実際、見ていて、例えば要介護3とか4とか認定されたとします。認定されたけれども、実際訪問して、この人が本当に4にふさわしいのか、もしも、例えば3に認定されているのだけれども本当は4だとか、例えば、予防支援なのだけれども、そこにもうちょっと必要な支援があるのだけれどもその認定になっていないだとか、そういった検証というのはされているのでしょうか、実際、認定された後、その前に十分な専門の知識を持って認定されているわけですから、そうそう変更はないのだろうとは思いますが、訪問しながら見ながらいろいろ認定受けただけでも、実際もうちょっと高かったのではないかと、そういう個別の具体的な支援のあり方という点も含めてどうかというところがあるのですけれども、そこら辺はあまり差はないでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員の御質問でございます。

その方がケアプランといいますが、支援を必要とする内容につきましての状況として、やはり認定審査会に至るまでにその方の状況をよくとらえ、関係書類の提出とともに審査の経過を提出するわけですが、その認定後、期限がございますので、最大2年間という経過の中で、その方の状況変化というものも、あるいはあると思えますので、そういう場合における取り扱いというのは、対応していくように今しているという状況であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 審査されて、そんなに大きな差はないということだと思いますが、その点、実態というのも、もしも調べられるのであれば、認定された後、本当に必要な給付を受けられているのかどうかということを含めて、状況というものを調べられるのであれば調べていただきたいと思っておりますので、その点。

それと、344ページと5ページにかかわって、上乘せサービスの点についてお伺いいたしますが、今回、前年度から比べても予算が30万円ばかり減っております。この点、当然、そういった対象者が少ないということで減になったと思うのですが、その点はどうなのかお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢委員の御質問でございます。

1点目の審査会を経た後にその方の介護度が決定したその後における状況というものに対しまし

て、その後の状況もしっかりとらえるべきだという御意見だと思えます。このことに関しましては、やはり支援事業所のケアマネージャー、それから、包括支援センターもありますので、そういった中で、そしてケア会議という中で、もし、その方の状況に何か不都合な点が生じたという場合における対応については、協議の中で進めるよう考えてございます。

また、2点目の上乗せ制度の状況でございますけれども、これにつきましては、当初からこの制度がございまして、18年度以降、使用実態が非常に少ない状況から減額をしたという状況でございます。第3期に入りまして、こういった経過になったわけですが、それ以前につきましては利用者がいまして使われていたと。

その後においてどうなっているかという経過をたどって見たわけですが、10数名の方が該当するという状況にあって、施設へ入所されたことによって使わなくなった、あるいは、介護度が上昇したと。ということは、介護報酬で賄える幅が広がったということもございまして。また、逆に、非常に使っていた方の体の調子が快方に向かって必要としなくなったという状況もございまして。

この制度につきましては、今後もケア会議等の中でこういう制度の活用についても、また協議をいたしますか、お知らせをしてみたいと考えてございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 保険の適応になった方、あるいは、施設に入った方という形の中で、減る傾向にあるということですが、実際、こういう制度があるということをお知らせは当然していると思いますが、その点、どうなのでしょう。

それと、実際、こういう制度に、もっと新たに必要としなければならないという制度というのを出てきている、上乗せしなければならないというような制度もあるのではないかなと思うのですが、その点、どうなのかという点、ちょっともう一回お伺いしておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢委員のただいまの御質問でございますけれども、お知らせというのは、制度としてケアマネージャーが担っていく中で、こういうものも頭に入れながら、その方の状況にあったケアプランを立てていくという中で、当然、今年度も継続というお知らせはしているところでございます。

制度上において、町独自の施策ということに関しまして、上富良野町におきましては、現状の保険給

付の適用範囲の中で、ケアマネージャーがその方にふさわしいプランを立てるということで、現状として成り立っているということでございまして、さらなる町の独自の制度というものは、今のところは第3期中におきましては考えてございません。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 結局、これは年々減ってきているのです。所得制限も設けたりですとか、いろいろサービスの制限を町は行ってきています。やはりこういう制度を、所得制限を撤廃するだとか何かで充実する必要があるのではないかなと思うのですが、この点。

それと、もう一点は、予防給付にかかわってなのですが、比較的介護1、2、あるいは軽度の方が、実際聞きましたら、自分で食事をつくりなさいだとかという形で言われたと。これは、様式に従っていますから国の制度であるわけですが、しかし、実際に見たら、その人はどうしてもそんなしょっちゅう食事をつくれるような人ではないのだけれども、総体的な介護計画の上で認定が軽いものだから、時間数の中で総体的な家事支援の部門も制約しなければならぬという問題が起きてきているのではないかなと僕は思うわけですが、そこら辺の問題はないでしょうか、上富良野町で実際。足が悪くて手が麻痺している方だとか、いろいろな知的障害を抱えている方が食事をつくりなさいと言われても、なかなかつけれないという状況あるわけですが。

そういった事態になった場合、実際その状況を見ながらケア計画も立てているとは思いますが、どう見ても今のケア計画の中では本人に即した計画がされていない部分があるのだと。結局、介護計画が前面にあって、本人は介護計画の中に無理やり当てはめられていると、わかりやすく言えばですよ。こういう状況がないのかどうなのか、お伺いしておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢委員の御質問でございます。

現行制度におきまして、やはり町の状況からすると、所得制限といいますが、ある程度の基準を設けることが必要と考えてございます。この点につきましては、今後とも継続という形をとっていかうと考えてございます。

また、介護認定の際に、その方の状況に応じてというケアプランを立てるという中において、やはりその方が持つ能力といいますが、生活機能、それをやはり十分加味した中で使っていけるように、さらにまた、使うことによってその方が自分のことがで

きるようにという観点から、やはりそういう制度の仕組みとして進んでいるという状況にあります。

実態がどうかという委員の発言でございますけれども、現行の介護保険制度におきまして、やはり上富良野町の認定の仕方、あるいは、その調査の仕方においても、特に将来に向かっての課題というふうには我々は、計画があるから押さえつけるのだとか、そういった観点では考えてございませんので、やはりその方が生きるにふさわしいプランというものに関係者一同取り組んでいるところでございます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 生活機能を維持するという点で、私はそれは大変いい制度だと思いますし、当然そうしなければなりません、しかし、やはり状況を見ていたら、家事支援の部門だとかそういったところにもっと、本人はどう見てもできないのに、これをしなさいだとか、ヘルパーさんが入らないとできないのに、ヘルパーさんが入っても30分ぐらいだとか、本当に窮屈な介護制度の中で動かざるを得ないという実態が実際あります、上富良野に。それで、そういう実態等というのは御存知なのかどうなのか。

皆さん、その制度で本人の自立をとという形の中でやっているというから、そういう方向で本人も機能を高めるという点での制度だし、それは妥当な方向だとは思いますが、しかし、見ていたら実際そうっていない部分があるのです、やっぱり。そういったところは御存知なのかどうなのか、まずお聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 介護保険班主査。

介護保険班主査（鎌田理恵君） 5番米沢委員の御質問にお答えします。

今の予防給付の関係なのですけれども、予防給付を利用されているお客様については、すべて地域包括支援センターの職員がケアカンファレンス、ケアプランの作成に携わるようになっておりまして、必ずサービスの内容については確認をしている状況です。

非常にやはりケアプランの内容については個別性の高いものなので、どういうところが本人の自立を引き出す部分なのか、また、逆に依存を高めてしまうのかということについては経過を見ていかなければならないところもありますので、そのために必ず毎月の状況把握等をしていながら内容を確認して、必要に応じて変更なり変更申請なりという手続をすることになっておりますので、もし、委員のおっしゃるような不適切な内容というようなことが個別にあるようでしたら、ぜひ、やはり24時間その方の生

活を私たちもすべて見られる状況ではないものですから、情報として教えていただければ、さらにまた状況を確認していくということで進めていきたいと思っております。

ただ、方向としては、できる限り生活機能を向上させて自立の可能性を引き出すというのがこの制度の目的でもありますし、私たちもそれを目指して進めておりますので、そういうところでは、すべてが利用者さんに合っていないところも、やはり日々状況が変わりますので、合わないときもあるのかもしれないので、それは個別的に教えていただければと思います。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） いろいろな状況がありますので、一生懸命やっておられるのはわかります。制度上の問題ということもありますので、その制約の範囲の中で計画を立てなければならぬというものもあるのだらうと思います。

しかし、そういう実態があるということも含めて覚えて、要するに、認定に当たっては、ぜひこれからも慎重な対応というか、現状を見ながら対応していただきたいということを訴えておきたいと思えます。

それと、介護保険料の問題なのですが、近年、介護保険料が後期高齢者医療がまた導入されるという形の中で、負担の軽減ということが一番求められてきています。こういう部分については、来年以降、介護保険料制度の見直しがあるのだらうと思いますが、そういうものも含めて、町長、この介護保険料の見直し、引き下げですね、見直しははっきり言いますが、引き下げはどのように考えているのか、お伺いいたします。

この間、予防給付に移行して、財源が繰り越す財源が出てきました。そういうものを活用しながら、こういった部分での負担軽減というのをきっちりやる必要があると思いますが、この点、お伺いしておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢委員の御質問にお答えします。

今、現行の3期計画については20年度で終了しますので、おかげさまで保険料につきましては一定程度増額を図ったところでありますが、介護給付の水準については3年のスパンの中で、余り増嵩するような推移ではないなということでありまして、今現在、介護保険事業の特別会計についても、一定程度基金を有してございますので、それらについては、次期計画の推計の中で保険料の還元と申しますか、そういう被保険者に還元するような方向で協議

しなければならぬと思っておりますが、次期計画の3年の予定、介護給付費がどう推移が予定されるのかによりまして、必ずしもここで引き下げになるのかならないのかということは明言できませんが、今申し上げましたように、基金相当分については、当然、次期計画の中で、保険料の圧縮というか抑制に、引き上げになるのであれば、その抑制に機能を果たさなければならぬという認識でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子委員。

2番（村上和子君） 335ページ、居宅サービス、介護サービスの給付費ですけれども、ここが2億4,000万円で、昨年と比べまして1,000万円ぐらいマイナスになっております。そして、施設介護サービスの給付費のほうは2億9,000万円で、ここが大体900万円、昨年に比べまして。

ちょうど居宅のほうは1,000万円、国の制度が介護予防のほうに変わりましたから、そちらのほうに力を入れている関係もあるのかなと思うのですけれども、ずっと上富良野町は在宅の福祉を重視して一生懸命取り組んできたのですけれども、施設の介護は給付費というのは物すごくコストがかかると思うのです。

それで、私、平成11年からかわらせてもっていますけれども、施設の人が89人というのが全く変わっていないような状態なのですけれども、ちょっとそこら辺、お聞かせいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 村上委員の御質問でございます。

給付費の予算面におきましての数字の移動と思っております。

在宅介護におきましては、1,000万円の減ということでございます。また、施設介護面においては増ということになってございますけれども、給付につきましては、18年度の決算の状況、それから、19年度におけます見通しから20年度予算を計上したという実態がございます。

介護保険、訪問におきましては、第3期計画全体を見てみますと、当初の数字と見ますと、2,400万円という額は相当、当初見込み、計画上から見ると少ない数字になっている状況で、これは支出の状況から、実績からということで考えてございます。

また、施設サービス給付においては前年比増と、900万円増となっておりますけれども、これにつきましては、実態として当初の第3期の計画から見ますと抑えた数字で計画してきたものですから、

89名ということでありましてけれども、これはやはり新設のときはもうある状況、この編成の中で、ということから加味した中で給付費の算出を計上しているものであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子委員。

2番（村上和子君） それで、施設の介護のほうですけれども、これは、在宅復帰支援機能というのを強化しなさいということだったと思うのです。

それで、介護を適用しているところの介護の療養型のところで、在宅の復帰された方というのは今まで何人ぐらいいらっしゃるのですか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

そういうところに、介護適用の施設に入っていて、そして、これは在宅復帰しようという支援が、やはり施設福祉から在宅福祉へというのがあれですから、そういったところで、果たして何人ぐらい復帰できた人がいらっしゃるのかということを知りたいのですけれども。ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 介護保険班主幹。

介護保険班主幹（川鍋マサ子君） 2番の村上委員の質問にお答えします。

上富良野の場合は在宅が重視されておりますので、そういう施設に入所される方は重度の方が大半を占めております。そのために、そういう施設に入ってから在宅に戻るという方は、現在ゼロの状態になっております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 他にございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これで、議案第5号の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時05分 再開

委員長（長谷川徳行君） 次に、議案第6号平成20年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これより、歳入歳出を一括して、17ページから19ページ及び357ページから379ページまでの予算全般の質疑に入ります。

7番金子益三委員。

7番（金子益三君） 365ページのハイツ事業

の部分で、所管でありながら恐縮なのですが、ちょっと理解がまだできなかったのでも、教えていただきたいのですが、給食委託費にかかわる部分なのですが、今年度から委託という形をとっておりますが、この委託の方法等についてちょっと御説明、もう一度済みません、委員会と重複して申しわけないのですが、教えていただけますでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） 7番金子委員の御質問にお答えしたいと思います。

365ページの給食の委託業務に関してでございますけれども、これにつきましては、委員会等で説明申し上げますように、給食業務自体につきましては、行革方針に乗りまして平成20年の4月から委託する方向で検討して予算計上させていただいたものでございます。

内容といたしましては、管理費で1,500万円、それと食材として1,200万円の合計2,700万円を計上しているものでございます。

なお、給食業務の内容といたしましては、現在、調理業務につきましては8名で給食業務を行っているところでございます。なお、食材費につきましては、賄い材料等がつきまして1,530万円が18年度実績ということでございます。なお、調理員につきましては、委託のほうに移行していただくという方向で検討しているところでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） ありがとうございます。

おおむね、委託の部分に関してそのような流れになっているわけですが、この給食部分に関してなのではございますが、再々申し上げておりますが、いわゆる、ハイツの中での給食、1日1,380円とかというのは、ある程度、決まった金額である中で、今まで現在、19年度においても、これは介護の給付費の中で、若干、厳しい状況にありながらも、この部分というのはやりくりをしていて、それで、心のこもった、また、地産地消に非常に大きく取り組んだ事業を進めていたと認識しておりますが、逆に、なぜこの部分を20年度になって委託をしないといけないのかという、その根本の部分になるのですが、教えていただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） 金子委員の御質問でございますが、なぜ20年度で委託をし

ていかなければならない状況になったかということでございます。

これに関しましては、平成16年度から自主運営をしてございまして、自主運営の中で、平成17年の第3期介護保険の改正に伴いまして、平成17年10月より従来2,120円の給食費用が1,380円に引き下げられたという状況でございます。なおかつ、1食当たりが18年度実績で713円ということで、実質、給食部分については赤字になっている状況でございます。

なおかつ、その中で年間、18年度につきましては、500万円余りの赤字になったという状況でございます。以降、人件費等も含めまして、その辺を削減していくという目的も一部ございまして、そういうことで今後20年度において委託をお願いしていきたいという考えでございます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） 私もこれら町が取り組んできましたアウトソーシングのものの考え方というのは、大いに賛成する部分があるわけでございます。

まず、前提として、やはり民間活力を導入し、官が行うべきもの、民が行えるものというすみ分けをしっかりとていながら、また、非常にこのラベンダーハイツ事業というものが国の介護給付費から成り立っていて、さらに、今所長におっしゃっていただいたとおり、16年度からは一般会計からの繰入金も持たない中、自主運営をされている、その中で不安定な財源の中で、やりくりをしているということに関しては、私も高く評価をさせていただきます。

また、常に町長もおっしゃっているように、行財政改革というものを視野に入れながら、このようなアウトソーシングを進めていくという部分に関しては、私も大いに後押しをさせていただきたいところではあります。一方で、中身のほうをよくよく見させていただいたところなのであります。今、揚げ足を取るような形で申しわけないのですが、18年度においても500万円強の給食については赤字になっているといいながら、ここでの給食の削減効果というのが、人権費等々、管理費の部分で185万円ぐらいの削減にしかになっていない。いわゆる、やはりこの部分においても、自賄いできていないという現況にあるわけです。

そういったところをかんがみましても、もっともこの部分に関しては、同じ委託をするのであれば、さらに、抜本的な部分で物事をとらえていなくてはならない。また、それらによって、さして大きな縮減効果がないのであれば、入居者にとって

1,380円の自己負担というものは、これはもう国で決められているものでありますから、この辺というものをもう少ししっかりと議論を深くした中で、委託というものを進めていくべきではないかと私は考えますけれども、その辺、いかがでございましょうか。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 7番金子委員の御質問にお答えさせていただきます。

この件につきましては、委員の皆さん方に私が直接お話をできるのは今回が初めてであります。これまでの間、なかなか皆さん方に私自身の声を聞いていただく機会がなかったということではありますが、今回、このことにつきましては、基本的に今委員のおっしゃるように、ここの分野だけを見ると委託をすることによってプラスになるということではありません。全体的なラベンダーハイツの運営におきまして、議案を見て予算案を見ていただければわかりますように、予備費10万円ということで、こういう形で対応しての予備費10万円ということですので、このことによって総体的なラベンダーハイツの赤字転落をいかに抑えていくかということを経場の職員としては非常に苦慮しながら、総体的なラベンダー会計を赤字にして、住民の血税をここにつぎ込むことのないようにという改革努力で提案してまいりました。

予算編成に当たりまして、昨年12月、こういう提案が現場から上がってきたときに、私としては住民に赤字になったから血税をここにつぎ込むぞという単純な形ではなくて、ひとつこういう改革をしようとする経営努力をする職員に、今までややもすると町職員はコスト感覚を持たない職員だという御指摘を受けながらも、今、行財政改革の推進を図ってきて、我が町の財政運営を忌憚ないある程度安定した財政運営に持ってくるまでに、職員が一生懸命に意識改革をして、そして、コスト感覚をこうやって身につけて、こういう改善をしたいという提案をしてくるということは、私としては大いにそれを育ててやりたいし、その思いを踏みにじるようなことは、私としてはしたくないというような観点から、このことにつきまして御説明を申し上げながら、提案をさせていただいているところであります。これは、私といたしましては、過般お認めいただきました町立病院の委託と全く変わりはない。町立病院も赤字ではありますけれども、委託することによって若干の、本当にあの町立病院の規模でさえ、このラベンダーハイツとそう変わらない削減効果しかない形でありましたけれども、しかし、赤字を少しでも減らそうとする職員の意識というものを、改革意

識というものを私は育ててあげたいと。そして、そのことがこれからの町の財政運営、行政執行に決してマイナスにはならないと、そういう認識のもとに町立病院と同じ政策の中で給食部門を委託すると、町立病院にお認めいただいた、改革をお認めいただいたのだから、どうかひとつ、このラベンダーハイツの改革についても、議員の皆さん方、委員の皆さん方の常識ある御判断の中で対応していただくことを切にお願い申し上げたいと。

この中では決して、制度上、今までのように2千数百円もらっていたのが千数百円になったという介護保険制度の制度の上からすると、では千数百円しかもらっていないから、それだけの食材でそれだけのものを入所者の方々に食事として提供するということは、これはとてもじゃないけれども、設置をしている私の立場としても、これだけのお金しかないのだからこれだけの食事しか出せませんよということ、これは何としても避けなければならない。入所している方々に応分の食生活を保障してやらなければならない。

そのためには、他の部分のラベンダーハイツの経費の中で今までは賄いできた。しかし、これから今は賄いできなくなったと。これには介護保険制度というものがあるわけでありましたが、そういう中であっても、ひとつ歯を食いしばって住民の血税をつぎ込むようなことのないようにしようとする、努力する職員のひとつ気持ちを酌んでいただくことを切にお願い申し上げたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） 私も町長と同じ気持ちであるところではありますが、もちろん、いろいろな多方面から考えたときに、やはり特別養護老人ホームという性質上、これはなくてはならない施設介護でありますし、また一方で、そうは申しまして、今町長がおっしゃるとおり、コスト意識を持っていただきながら特別会計というものを運んでいく、その職員のコスト意識に対しては努力というものは、私も大いにその部分に関しては納得できるところであります。

しかし、やはりこのあり方といいましょうか、先ほど、町長は町立病院の給食業務と比較をされまして、確かに企業会計の中においた町立病院は本当に待たなしの赤字が続いていおる状況、また、その赤字がいつまでも許されないという企業会計、また医療の問題、町立病院の存続の問題についてでも、あの部分に関しては本当に改革というのは、正に秒単位で急がれた部分があると私も認識しております。

もちろん、ラベンダーハイツは特養だからスピー

ドは緩めてもいいということには相なりませんが、しかし、必ずしも町立病院の給食のあり方、委託のあり方について、100点満点だったわけではないと思っております。

もちろん、合格点であり、赤字を少しでも解消しようとする職員の気持ち、それから、理事者、そして議会の心が一つとなって、委託の運びとなったわけではありますが、細かいところで見ると、あれを反省点として、次のまたこういった給食業務の委託に関しては二の足を踏まない、あれをしっかりと反省すべきところは反省をした中で、委託の方向、行財政改革に取り組んでいかななくてはいけないというのが、これが進歩というものであります。

その中において、私はもちろん、ラベンダーハイツ所長、次長含めた職員がこのハイツ会計、特別会計を少しでも健全化しようとする気持ちは、大いに酌み取るわけではありますが、やはり、この予算を上げてくる出し方というものが、ひとつ大きな今回、論点、争点になると考えるわけです。

委託のあり方というものに関しては、もちろん、これは入札が入ってくるわけですから、公平、公正、またさらに透明性というものが求められなくてはなりません。

しかし一方で、地産地消という言葉があるならば、これは企業の育成に関しても同じことでございます。私は、この部分に関して、やはり地元業者においても、この委託の条件において参入ができるべく指導というものが行政が本来すべき助走期間というものを持つべきだったと思うわけです。

したがって、今回、先ほど町長も熱弁されておりましたが、行財政改革というものは、これはもう、今、自治体において待ったなしであります。もちろん、企業会計、特会、一般会計、すべてにおいて、これはもう押し進めなくてはなりません、やはりその中で、やはり住民があって、それで企業もあり、そういった町が一丸となって、これから進んでいくべき方策に向けて、やはりそれらの準備期間等々を含めたより議論を深めていかななくてはならないと私は考えておりますので、その点、町立病院等々の反省点がどのように生かされていたのかを、お聞かせ願いたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 7番金子委員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに、提案の仕方、ラベンダーハイツという単独の案件に対しての提案の仕方につきましては、御指摘のことにつきましては、十分反省をしなければならぬと思っておりますが、私といたしましては、ケアハウスの給食部門の委託の時代から、地元

の方々に何としても受託をしていただきたいということで、いろいろな観点から地元業者の育成ということで努力してまいりました。

しかし、ケアハウスのあの30食の中で、あそこは健常者ばかりですから同じ食事でもいいわけあります。地元業者は手を挙げてくれた方がありました。しかし、そこですら、これはできないということで途中で身を引かれました。そして、その後も地元業者には町立病院の件がありましたので、ひとつ受託するように、何としても地元の業者に受けていただけるような対応ということは、今ままで委員も商工会の役員をされているからわかると思いますが、商工会を通じながらいろいろな対応をしてまいりました。

しかし、病院のことにつきましては全く、これは病気によって食事が全部違ふと。みんな同じ食事のケアハウスも受けられない状況で、病院のそういうことではとても受けられないという状況で、昨年もこのことについては議論をさせていただきながら、町立病院の給食部分の委託を昨年から実施させていただきました。

また、町立病院の委託については1年目でありまして、新たな状況の中で、今御指摘があったように、町立病院の委託についてもいろいろな問題があったということで、今までやっていただいた業者とは別な業者で対応していこうということで進めさせていただいております。

ですから、まだ経験が浅かったということで御批判をいただく部分についてはありますけれども、アウトソーシング、民間委託ということについては、私は過ちではなかったと認識いたしております。

また、ラベンダーハイツにおきましても町立病院と同じように病気の方々がおりますから、それに対する入所者によっては病気を提供しなければならないというような状況の中で、地元が受託できるような指導をすべきだということもござります。その努力はしてまいりましたが、なかなか、それを待つまでには、今、20年度の予算で、先ほども言いましたように、10万円の予備費しかつけれない、こういう形にしてみてもつけれない、20年度はこのままでは赤字になると、住民の血税をつぎ込まなくてはならなくなると、そういう状況の中で、血税をつぎ込みながら育つのを待つと。しかし、ケアハウスからずっと今日まで、その育つ形跡は全く生じてきていないというのが現状であります。

ですから、まずは委託しても地元が受託できなくても、これは永劫末代に同じ同業者に委託をさせるというのではありません。今、当分は一元管轄でやっている。ですから、次の段階として、地元業

者が育って、そして受託する状況が生じたときには、当然にして地元業者の人に受託していただける対応整備というのは行政として図っていかねばいけないというつもりでいるということ、ひとつ御理解いただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） 町長の思いはしっかりと伝わってはくるのですが、なかなか理解に苦しむなと思うところが、今の受託業者等々の話によるところなのですが、おっしゃるとおりケアハウスの問題、それから、町立病院等々の問題、町としても今まで行政が当たり前のようにやっていたところの部分を民活していくところ、非常に手探りの中で行ってきて、しかし、それが着実な実行をされてきて上向きになってきたということは、私も決算、予算等々で数字で見えていきながら、ここは高く評価をさせていただきたい部分であります。

ただ、私、ちょっと残念だなと思うのが、このラベンダーハイツの給食の委託に関してなのですが、町長御承知のとおりだと思いますけれども、この部分、委託するラベンダーハイツ側としても栄養士を置かなくてはいけない、そして、当然、委託する業者にもこれは栄養士はいなくてはならないというそういう法的な制限があるという説明を受けたわけですが、実際問題、町長、地元業者を育成したい、地元業者で受託をしていただきたいという意向はありますが、どうでしょう、現在の上富良野町の商工会の会員の状況を見たときにおいても、わざわざ栄養士、また管理栄養士を含めた栄養士を置いて、それらのいわゆる給食等々に対応でき得る業者というものが現実にあると私はなかなか考えられないわけです。

それで、町立病院の場合は、管理栄養士がいた、職員がハイツのほうに移行してきた。今回この給食の委託に関して、まず、ラベンダーハイツの管理栄養士というのはそのまま残る現況にありますね。それで、さらにパートの職員さんで、臨職ですが、臨職の中の栄養士の資格を持っている職員がそのまま次の委託業者のほうに雇用してもらおうという形で、これは委託をする側、受託をする側のどちらにも栄養士がつくという状況になるわけですが、私はそういった意味で、町長が地元業者を育成して地元業者が翌年以降はそういった委託を受けられるだけの力を養ってほしいというのであれば、私はむしろ、この機会というものの方が、今働いていただいている調理員がそのまま新たな、例えば、町内の今までは栄養士を置いていなかったようなそういった業種でもこの部分で雇っていただきながらできる。そういう指導の期間というものが私は今必要だったと考

えるわけです。町長も商工会出身ですからわかると思いますが、この間、国においても経営改善普及事業というものから、経営革新事業という、いわゆる異業種参入、建設業で言えばソフトトレーニング事業等々もありましたし、それから、業務拡大等々についての投資、また貸し付けにおいても、国は大きくその部分に力を入れる商工振興策をとってきたわけでありますから、本来であれば、こういったものを上手に商工会や、それから道の商工連合会等々とうまく調整を図っていきながら、本来の地元育成という部分をもう少し丁寧に説明すべきであったと考えますが、その辺はいかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 7番金子委員の御質問にお答えさせていただきませんが、基本的に町立病院と変わらないのです。町立病院も同じように町の栄養士を置いていますし、業者も栄養士を置くと。町立病院も同じなのです。制度上、町立病院と同じ制度、同じ状況で臨時の賄いさん方々がいた中で委嘱をさせていただいて、民間委託をさせていただいた。今のラベンダーハイツの制度と全く同じなのです。

ですから、私が言うのは、町立病院と制度は同じでラベンダーハイツも同じようにどうしても、ケアハウスのときもそうだったのです。現場に栄養士を置かなければいけないと、そしてまた、委託業者も栄養士を置かなければいけないということから問題があったので、それらの対応をするというのがなかなか難しかったということもあるわけです。

ですから、それらのことを行政が商工会、商工業者を指導しなかったからという御指摘でありますけれども、私はいつも申し上げておりますように、商工会の皆さん方がやはり基本的にやる気を起こしていただかないと、行政が今の状況からすると、私は委員は商工会の役員だから商工会の内部というのは知っていると思うのですよ。私も二十数年商工会の中でいろいろやってきましたからわかってます。しかし、あの当時より今の商工会の皆さん方はもっともっと自立的に自己研さんをしながら努力しています。私どもの時代よりも。

しかし、ただ一步踏み込むということになると、なかなか行政が強制指導しない限り、強制的に指導をしない限り前に進んでこない。しかし、行政が強制的に行政誘導でやる時代は行政としては終わっています。やはり、先ほど来、今日までの予算審議の中でも出てきたように、やる気のある者、意気込みのある者、努力のある者が報われる、報われていくような行政指導、行政を進めなくてはならない。今までのように、輸送船団方式のように、皆同じよ

うな形に対応するだけの能力は今も行政としてもなくなってきていると。

ですから、今、委員が心配しているように、地元の業界の中で、この種の受託をできるように成長するのを待っていたら、ラベンダーハイツは町立病院と同じように、何千万円も血税をつぎ込まなくてはいけなくなってしまっただけでは遅すぎるといえます。今のうちに少しずつでも手直しをしながら、自賄いできる、そういう体制で私は既に行財政改革の中で提示しておりますように、ラベンダーハイツは将来的に、これは行政が携わるものではないと、民間に全体的に移譲していく、保育所の移譲とラベンダーハイツの移譲は行財政改革の中で、もう皆さん方に提示させていただいて、そういう中で、ただし、この全体を受け取るまでというのは、ここしばらくかかるのかと、ここ全体を受け取るのは何とか地元業者、地元の社会福祉法人なり地元の何らかの形で対応できないのかなど。今、私どものところに声のかかってきているのはよその方です。よその社会福祉法人が声をかけてきています。

しかし、今しばらくこうやって延ばしているのも、一つには地元が今育てていただく、今芽が生えかかってきております。これを何とか育てていってということで今あれしておりますが、それまでの間、町民の住民の血税をつぎ込むようなことのないように、何としても少しでも町立病院のように2億5,000万円相当もつぎ込まないというように、今、職員一丸となって努力しているということを、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） 総体的な考えは、私も町長も同じでございますが、やはり、本当に最終的な形というのは、私も今町長に示していただいたような方向というのがより町にとっても、それから施設にとっても望ましい姿であるなという思いもありますし、くどいようですが、委託をするということに関しては、私もこの部分は今後においても賛成でありますし、それから、ハイツの給食に限らず、さまざまなアウトソーシングの町の考え方というものが、もっともっと計画的な中で詳しい状況というものもこれからは議会に対して明確にしていってほしい部分であるなと思っております。

それで、ちょっと向いている方向は町長たちと同じ方向を向いているのですが、私の今争点にしたいところとしては、やはり、ハイツの中だけの予備費が10万円しか残らない、そこにはもう町からの町民の貴重な血税は投入するわけにはいかないという町長の大きな考えはありますが、一方で、この中身

をもう少し細かく見てみますと、現在のこの手法の委託の方法でいきますと、管理費が1,500万円、それから食材費が1,200万円と算定した中の2,700万円の委託を丸々出している。

しかし、そこに今まで給食業務に携わっていた職員というもののこれは特別会計と一般会計との中での企業間の人件費の移動がある中で、町全体としては、いわゆるその部分の人件費等々の大きな削減には至っていないというのが事実でありますし、また一方で、なかなか受け皿がないと町長の説明にあったわけではあります。今後、1,200万円の食材の中で、自賄いがどの程度確約されるかわからない状況の中で、単純に考えただけでも2,700万円のうち相当数の部分というのが町外に流れて出ていってしまうという懸念がありますが、この辺が私はなかなか納得できない部分であるところがあります。

繰り返しますが、アウトソーシングのものの考え方、それから、今後におけるハイツのあり方の姿というのは、私も町長と向いている方向は同じだと確信しておりますが、今回のこの委託に関しては、もう少し慎重なる審議を踏まえるべきと考えますが、その点いかがでございますでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 私の思いはもう伝えさせていただきました。今まで、所管委員会の報告等々も副町長から受けておりました。所管委員会で御理解いただけないようで、私も所管委員会に行く権利がありますから、行って説明をしようと思っておりましたが、所管委員会としての方向性のことにつきましては、副町長から報告を受けておりました、私としては赴くことを避けておりました。

ところが、いろいろな状況が変わってきたということでありましたが、私としては、皆さん方に私の声を伝える機会が今までなかったと。過般、議員協議会ということで対応させていただきまして、私もドアのところまで来ましたが、従前の副町長初め職員で対応するからと言われまして、私も身を引かせていただいておりますので、お話し上げる機会がなかったということで、今、予算委員会で私の思いを伝えさせていただきました。これからの質疑につきましては、今まで対応した副町長を中心として対応させていただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 金子委員の御質問にお答えさせていただきます。

今まで申し上げていることと重複すると思いますが、今、御懸念の地元に行行政の費用が循環することについては、私どもも切なる願いでございます

し、町長自身も今申し上げましたように、そういうことから、できる限りそういう機会を今後つくるのには、単年度での契約ということの基本にしているわけであります。

ただ、今申し上げられるように、管理費、それから食材を含めると2,700万円想定してございますが、これらがすべて私どもの意思で町外にどんどん流れることを継続するということは思いとしてございませんので、ただ、町長も今申し上げられましたようなことの繰り返しになりますが、できるだけ早い時期に町内のそういう企業を活動される方が受け皿となりまして、その行政経費が区域の中で循環することについては、私どもも同じ願いであります。

ただ、この4月スタート時期にそれが実現可能なかと申されますと、今のところそういう動きが地元業界の中でございませぬ。したがって、この年度、仮に、委託を進めるとなれば町外の方になるのかなと思います。

ただ、繰り返しになりますけども、それらについては、単年度、単年度の履行をどうまた総括するかによりまして次年度につなぐわけでありますので、そういう中で、今申し上げましたような、できるだけその地域の中での循環をすることを間接的にも実現をして、私どももまいりたいという思いでございますことを申し上げて、御答弁とさせていただきますと思います。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませぬか。

5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） このラベンダーハイツの自賄いということによく出てきておりますが、この自賄いの意味というのは、独立採算という形の収入をもって支出に充てなさいという理解でよろしいのですか。今後、必要な部分は繰り入れはするけれども、それ以外については収入をもって充てなさいと、こういう理解でよろしいのでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 米沢委員の御質問でありますけれども、そのとおりであります。

今、多くの法人経営が、私どもいちいち法人の経営実態はわかりませんが、少なくとも、今町長の答弁の中にもありましたように、同施設については介護給付を収入財源としてございますので、そういうその収入で運営が賄えるということが理想でありますし、そのことは十分可能だと思います。これは努力をすることでありますので、努力をすることによりまして、そういう収支バランスを図ることが事業者としての少なくとも町の責務であると認識をして

いるところであります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） この問題は将来にわたって響く問題ですから、ちょっとお伺いいたしますが、そうすると、今後、介護報酬等は見直しになって、先はわかりませんが、現行の国の社会保障費の削減等が必至にずっと続けられてきています。

そうすると、今後、介護報酬が下げられたとして想定した場合、それでもなおかつ自賄いでやれということではよろしいのでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） どの程度下がるかについては、ここで断定的に申し上げることはできません。私どもは受け身でございますので。

ただ、仮に、私どものこのラベンダーハイツの経営が立ち行かないような状況になるとすれば、多くの全国のこういう同業種の方の経営が成り立たないということでもありますので、これは、そういうことが国で行われるかどうかについてはわかりませんが、あてはいけないことだと思います。あとは、私どもも、少なくとも多くが法人経営でありますけれども、私どもは町営でありますので、必要なものが今後どういうものが、経営上というより、施設、事業として維持管理するために施設の設備、それから施設の?体も含めまして、どういうものがどう出てくるかについては、御案内のとおり会計そのものが単一会計でございますので、かかる事態のときには町長においてまたその費用は判断しなければならないと思いますが、通常、経営を継続する運営上のことについては、当然、収入をもってやれることを、そういう体質にしていくことが重要だと認識しているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 町長は事あるごとに、ラベンダーハイツは将来は委託だと言っておりますが、委託ということで今回も、給食部門だとか人事についても、人の配置についてもなっているのだという話であります。ここで伺いたいのは、それでは聞きますけれども、委託だったらいつまでに委託しようとしているのかという点と、もう一つ、給食部門についても、やはり必要最小限、私は、これは町長もおっしゃっておりますが、どこまで繰り入れするのか、町民の税金だということであって、全部賄い切れないという話も出ておりますが、やはりこういった部門についても、私は、必要最小限の当然、繰り入れというのは必要だと思います。

ここを民間委託するのだったら、またパークゴルフ場だとか全部売りなさいだとか、いろいろな話が出てくる話なのです。その前に、やはりこうったと

ころはきちっと行政が守って、入所している人たちの生活を守るという立場からも、給食業務というのもやはり行政が一定必要な部分は補助する必要もあると思って私はいるものですから、この点はどうなのかということでは、再三答弁の中では財源は繰り入れないと、将来は自賄いだからこれをやっておけば、この部分については町としては見ないということをおっしゃっている、そういうことを言うのだったら、もっと別なもので委託する部分も先にあるし、そういった見直しもやっての上なのかということなのですが、町長、それだったら保育所もやった何もやったと言うけれども、私はそういう問題ではないと思います。保育所にしたって反対しましたけれども。

それで、私はもう一度、これを委託することによって、当然、職員の配置という問題が出てきます。職員にしても、異動することによってどこに移るかかわりませんが、やはり移ったことによって従来の環境と変わって、やはり仕事になじめない、そして休職、あるいは離職せざるを得ないということにもなるかもしれません。ならないかもしれませんが。

しかし、こういう不安定な中で職員も異動しなければならぬという問題もかさんでいますし、何よりもラベンダーハイツそのものをきちっと将来的にも行政が守るのだという立場に立つべきだと思いますが、この点、お伺いしておきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 5番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

基本的なことについてお答えし、他につきましては副町長のほうからお答えさせます。

まず、基本的に、既に先ほどもお答えさせていただきました行財政改革実施計画のもとにおきまして、保育所とラベンダーハイツにつきましては、民間移譲と、民間委託ではなくて民間移譲であります。基本的にはケアハウス、西保育所と同じような対応で進めさせていただくと。これは委員と全く考え方が違うわけですが、私としては、行政のスリム化ということの基本としながら、民間がやれるものは民間にお渡しして、民間活力をもとにして地域の活性化を図っていくこと。行政がいつまでも抱えておることではないという認識に立っておりますので、中央保育所並びにラベンダーハイツにつきましては、民間移譲を前提とした中で方向性を定めさせていただき、それではいつだということではありますが、その基本になる姿勢として私は、町職員として採用した者を生首を切るようなことはしない態勢でいかに民間移譲ができるかという体制を整えな

がら、町職員でありますから当然にして人事異動があるわけでありますので、人事異動をさせていただいて対処していきたいと思っているところであります。

また、自賄いという方向でありますけれども、行政がやる以上は、いくら形で企業会計、病院は企業会計ですよと自賄いですよと言っても、赤字をつくった責任はあるのです。赤字の処理は行政が責任を負わなければいけないのですよ。当然にして、ラベンダーハイツにおきまして、赤字が出てきた、自賄いでやれ、やれやれ頑張ってくださいと努力をさせておりますけれども、そこで出てきた赤字は当然にして行政責任の中で行政が管理運営をしているのですから、当然にして行政の責任になるということには変わりはないということで、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） それは当然の話で、町長が力を込めて言うまでの話では私はないと思ってます。

当然、そういう話で、町長、問題だと思うのは、もっとほかにこういうところ以外にも、売却だとか委託するというのであれば、するものがあるのではないですか。こういったところだけ優先的にやるというところに私は問題があると思っていますし、まだこの部分では十分、今後、町の維持管理として給食部門を維持してやっていけると、私は考えます。

そういう意味では、やはり今回の給食部門の委託というのは将来的に問題だと思いますので、何回も答弁同じことになるかと思いますが、もう一度、確認しておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 繰り返しになりますし、考え方が基本的に違うのかなと、町長も申し上げるように、その点はあるかなと思いますが、いずれにしても町長が申し上げるように、地域の中で福祉の活動の組織があるとなれば、行政がそういう組織と競合して競争してやるということについてはいかがなものかと思っておりますし、仮にないとなれば、そういう地域の中での行政需要には先駆的に行政が果たすというのが当然あるべき姿でありますし、そういうことを総合して、町長が申し上げるように民間の活力を十分これからも今まで守備範囲としてきた行政活動の中に取り込むということでございますので、その点ひとつ、しっかり区分けをして考え方を整理していただければなと思いますが、いずれにしても、行政がこれから将来に向けて、そういうことを前提にして行政としての守備

範囲をどこに置くかについては、当然、慎重に判断をして、地域のいろいろな諸状況を加味しながら、それぞれ時代の要求に応じていくのが我々行政の使命であると認識をしているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 行政の使命ということで、何回も繰り返しますが、やっぱり本来、行政がやるべきものとそうでないものというのがあるのかもしれませんが、私はこういった部門というのは、やはり行政が担ってしっかりと介護の方向性だとかを示すべきだと思います。

保育所においても、やはりそういう今まで培ったものを担って、それを返していく役割が今重要になってきている。そういうことを考えたときに、ラベンダー・ハイツそのものについても、やはりきっちり行政が維持すべきだと私は考えておりますので、かわりからいえば副町長はどう思っているのかわかりませんが、町長でもいいのですけれども、もう一度、確認しておきます。

それと、363ページのデイサービスセンターの今回新しく日中の一時支援事業という形で予算化されました。大変、公営事業という点でも非常に率先して障害者の自立支援を助けるという形の事業だと思っています。そこで、お伺いしたいのは、大体見込み数でよろしいのですが、何名の方が利用されようとしているのか、お伺いしたいと思います。

また、デイサービスにおいて、今現在、機能回復訓練やいろいろな個人に合ったような訓練がされております。そこで認知症予防なんかも聞きましたら一生懸命されているという話であります。そういう取り組みの中で、非常に蓄積された財産が残ってきているのだと思います。認知症の方にはこういう予防が必要だとか、そういう実践を通して、貴重な財産が、通して機能が少しずつ変わってきたとか、そういう事例もあるのだと思うのですが、そういう事例も含めて、ことしはこういう方針でやりたいのだということも合わせてお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢委員の冒頭のほうの関係について私のほうから申し上げますけれども、いずれにしましても、行政もいろいろな時代要求に応じまして、先駆的にいろいろな取り組みをしてございます。それには、本来的に当然、行政がやらなければならないこともあるでしょうし、本来であれば民間がやってもいいものもあるでしょうし、そういう中で必要なものについては行政が手がけたのが現実でありますし、一度手がけたものについて

行政が将来に向けて永遠とやり続けることがいいのかどうかについては、それは当然、私どもの町の歴史を振り返りましても、いろいろなことを手がけて民間に託す、民間がやっていたものを機能を継続するために、それがまた行政が補助等も含めた補完するという責任と役割の分担をやってきてございますし、そういう観点で、これから将来に向けましても、それぞれ取捨選択をしながら取り進めるということでもありますし、当面、やることが今町長が申し上げましたようなことだということでございます。

いずれにしましても、基本的には、そういう考え方のもとにその判断を加えていくということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいなと思うところであります。

委員長（長谷川徳行君） ラベンダー・ハイツ所長。

ラベンダー・ハイツ所長（菊地昭男君） 先ほどの米沢委員の御質問でございますが、障害者の日中一時支援の人数と費用の関係でございますけれども、日中一時支援4月から受け入れとしまして、4時間のデイサービスへの受け入れをしようとするものでございます。

なお、費用につきましては、1名で1回6,000円、なおかつ、個人負担が食事等を合わせまして2,200円という受け入れを考えております。年間費用としまして、39万3,600円と48週の受け入れを予定しているものでございます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢委員の後段の御質問でございます。

認知症等の虚弱老人に対します町の方針と申しますか、その取り組みでございます。介護に至らないというふうに住生活機能を高めるということに重点を置きまして、生きがいデイサービスという形でハイツのデイサービスを進めているところであります。

また、社会福祉協議会に対しても、この事業の一部として生活機能向上のための通所事業を展開しているところでございます。今後においても、この事業について20年度も重点的に展開をしてまいりたいと考えてございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） そういった傾向として、例えば、そういう事業をやっているすぐにはあらわれるものではないのですが、こういった少しいう人には改善の兆しが出ただとか、そういった喜びもあるのだらうと思うのです、介護されている方、指導されている方というのは、やはり、そういうものもちゃんと聞いた中での運営体制というもの、こ

の上に立っている方はしっかり押さえて、お互い協力してやらないとだめだと思うのですが、担当の課長として、そういうことはしっかりと押さえておられているのかどうか、お伺いいたします。わからなかったらいいです。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 御指摘のように、今後とも全体をとらえながら努力してまいりたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 他にございませんね。
（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これで、議案第6号の質疑を終了いたします。

昼食休憩にいたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長（長谷川徳行君） 昼食休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第7号平成20年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これより歳入歳出を一括して、20ページから22ページ及び383ページから397ページまでの予算全般の質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 質疑がないようですので、これで議案第7号の質疑を終了いたします。

次に、議案第8号平成20年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これより、歳入歳出を一括して、23ページから26ページ及び401ページから421ページまでの予算全般の質疑に入ります。

5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 410ページの委託料で実施設計事業の委託で、今回測量も含めてありますが、この内容等々についてお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） 5番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

水道事業につきましては、平成3年から供用を開始しておりまして、17年経過しているところでございます。

このことから、部分的に老朽といえますか耐用年数も過ぎている部分もありますので、こういったことで長期的にそういった計画を立てまして、運転に支障のないようにということで、20年度につきましては機器の診断ですとか、そういった浄化センターの再評価といったものをして、今後、来年度に向けて実施設計に向けての下準備の段階ということでの予備診断ということでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これで、議案第8号の質疑を終了いたします。

次に、議案第9号平成20年度上富良野町水道事業会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これより歳入歳出を一括して、27、28ページ及び426ページから444ページまでの予算全般の質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで議案第9号の質疑を終了いたします。

ここで、説明員が交代いたしますので、少々お待ちください。

次に、議案第10号平成20年度上富良野町病院事業会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これより、歳入歳出を一貫して、29、30ページ及び447ページから470ページまでの予算全般の質疑に入ります。

2番村上和子委員。

2番（村上和子君） 447ページ、このところの医療収益のところでございますけれども、7億9,919万1,000円、このところ、ちょっとお伺いしたいのですが、同僚議員も質問されておりましたが、今度、後期高齢者医療制度ができますと、何か現行より初診料を上げて再診を下げるという診療報酬が変わるようすけれども、そうなるかと、またこの収益のほうも少し変わるのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 病院事務次長。

町立病院事務次長（山川護君） 2番の村上委員の御質問にお答えします。

後期高齢者につきましては、御指摘のとおり、内容的に包括診療という項目が採択されるという場合があります。これは、総合的に診る医師ということ

るで登録した場合、対応のところに診療に行けなくなるというわけではないのですけれども、1カ所に先生を決めてくださいというような内容での対応策も含まれておりますので、一概に下がるとはまだ理解はしておりません。患者さんが、例えば上富良野町立病院を総合的に診る医師ということになりますと、それはそれなりの単価の報酬というのうちのほうにも入ってきますし、病院側全体としては、大幅な削減というようなまだ情報というものを得ていないところが実態でございますけれども、総合的に診る医師という制度がこれから発足します。それによって、診療報酬がまた体制的に変わるという情報は得ているところでございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子委員。

2番（村上和子君） お年寄りになりますといういろいろな複数に病気を持っているというので、初診料は何か上がって、そして再診が下がるというような、それと、入院日数も最初かかるときにいろいろ日程何か決めてやるとかということで、そうすると予算が少し、今年これ立てておりますけれども、変わってくるのかなかろうかということで、初診が上がって再診が下がるということになるということだったのですけれども、いかがですか。

委員長（長谷川徳行君） 病院事務次長。

町立病院事務次長（山川護君） ただいまの御質問でございますけれども、初診につきましては、診療所と病院等が、診療所が上がって病院等が変わらず、高齢者だけの初診料が上がるということではございません。74歳までにつきましては、抜本的な金額というのは変わらないと我々のほうでは情報を得ております。

しかし、75歳以上については、高齢者に関するべきものところで診療報酬の改正が行われるということで理解しておりますけれども、75歳以上の初診料が上がるということではなくて、診療報酬全体の見直しの中での初診料の改正ということで理解しているところでございます。

（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） 今の関連です。

後期高齢者のかかわるところで、情報がまだ整理されていない部分があるので、現段階で事務のほうでわかっている範囲内で結構なのですが、今の部分にかかわって、457ページのいわゆる入院収益の部分に当たるのですけれども、3月5日の厚生労働省の告示と通告の分の中に、いわゆる入院基本料のポイントの部分で、今、上富良野町の町立病院でとられている10対1の対応ですと、現行その1,300ポイントというポイントで、今後、後期高齢者

の医療のポイントが928ポイントで頭打ちになるような示唆がされておまして、ある医師の取りようによっては、例えば、投薬であったり、検査であったり、薬であったりする部分というのは、保険のほうから拠出されないで病院のほうで自賄いをしなくてはいけないのかという、そういった懸念があるのですけれども、それらは現況のわかる範囲で結構なのですけれども、もし、とらえていたら教えていただきたいと思うのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 病院事務次長。

町立病院事務次長（山川護君） 今現在、情報というのは、それほど我々のほうにまだ入ってきていない状況です。と言いますのは、これから医師会だとか医療関係の勉強会がございます。29日とか22日とかという設定で行われる予定になっておりますので、総合的なとらえ方というのが、診療報酬自体が総合的なとらえ方をしていけないと点数として出てこないところがございますので、一概には言えないのですけれども、うちのほうとして今つかんでいるのは、例えば、金子委員が言われました部分については包括診療の部分になります。入院費が頭打ちという言葉を使うのですが、それについては、今現在の医療療養、それから介護療養にも同じ適用になっておりますので、ちょっと甘いかもしれませんが、大幅な減収ということを我々のほうでは、多分、医療機関と確認してもまだつかんでいないところが現状でございますので、御理解願いたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 診療の中身等については、なかなかつかめない部分が多いということでありますが、一般的には包括払いだとかという形の中で、結局、受診の制限が来るということしか情報がないということではありますが、実際、そういう状況になった場合、患者側に立った場合、必要な診療を受けられない部分が出てくるというふうな部分も判断されるのかどうか、お伺いしたいと思います。

また、そうしますと、当然、一定の定額払いになりますから、本来、Aという人にはもっとAランクの治療がしたいけれども、制限されているからBランクで抑えてしまうというような、そういうことも考えられるのかどうか。この点、お伺いしておきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 病院事務次長。

町立病院事務次長（山川護君） 5番米沢委員の御質問でございますけれども、包括の範囲というのが、医学の管理、検査、画像診断、処置というよう

な形で今のところは押さえております。

しかし、今の国のほうで示している中においては、例えば、頭が痛くなってCTを撮った場合、それから胃の出血における胃カメラと、それらについては包括から外すというところを示しておりますので、ここもまだ概要的なところが、今ぐらいの概要しか我々のほうとしては押さえていないので、御了承願いたいと思います。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 合わせて予算の関係についてお伺いしたいのですが、今回の医療収益の中身で、老人保健施設に転嫁を図るという形になっておりますが、もう一度確認したいのは、今回の予算の中には、10月末ぐらいになると思うのですが、そういった部分での現行の療養型というか医療型というものもありますけれども、それから比べると医療収益の部分というのは、現行の療養型だとかから見れば高くなるのか低くなるのか、そこら辺、お伺いしておきたいと思いますが。

委員長（長谷川徳行君） 病院事務長。

町立病院事務長（大場富蔵君） 5番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

予算書、委員のおっしゃるとおり、現行で組んでおりますので、老健になった後の部分については、補正予算での対応を考えておりますけれども、老健施設になりますと、現在の療養の単価に比べますと、当然、下がります。

ただ、現在36床のベッドが実質22床程度しか使われていないということから、この稼働率が25とかになることによりまして、余り大差のない収益になるのではないかなと考えているところでございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） なかなか読み切れないところもあるという話であります。ここら辺も内容が出てこないとわからないということもあるのだと思います。

それで、また別なものについてお伺いしたいのですが、今回の459ページの報酬の出張医等にかかわった部分だと思っておりますが、前回より若干ふえている部分があるのかなと見ているのと、車の借り上げ等についても、若干300万円程度ふえている部分があると思っておりますので、この点どのようになっているのか、お伺いいたします。

次に、あと、介護現場における補助職員等の労働の勤務形態で、よくラベンダーハイツも含めてなのですが、かなりの頻度で入れかわりがあるというよ

うな状況になっているかと思いますが、今、この間、新聞を見ておきますと、介護現場での労働条件そのものがなかなか定着されていない、優遇されていない部分があって定着が困難だという部分ありますが、上富良野町ではどのような状況になっているのか、この点も合わせてお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 病院事務長。

町立病院事務長（大場富蔵君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

出張医の関係ですけれども、昨年との比較では、昨年の当初は常勤医師4人で組んでいたときの報酬になっておりましたので、補正予算で報酬の対応をさせていただいたところでございます。それで、そういう点から比べると、19年度の予算とそれほどの差はないものと思っています。

それから、車の借り上げ料につきましては、新たにまた眼科の開設を考えているところでございまして、その分等がふえているところでございます。

それから、介護補助員等の労働条件の関係ですけれども、委員おっしゃるとおり、うちでもかなり入れかわりがあるところでございます。

本来でありますれば、多様な雇用形態がとればいいのですけれども、正職員が臨時職員か、あるいは、パートかという限られた雇用形態の中では、なかなか難しいところがあるのですけれども、やはり勤務条件としての賃金の額とかそういう部分のことから定着しない面もあるのではないかなという部分も感じられるところです。

これにつきましては、また、ハイツのほうとも調整しながら、もう少し処遇改善ができないものか考えていきたいと思っているところでございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子益三委員。

7番（金子益三君） 461ページにかかわるところになると思います。

この間、非常に上富良野町立病院いろいろな意味で経費を削減して、非常に赤字解消に努められている、すばらしい努力だと思います。

一方で、そうであっても愛される病院づくり、また、地域にとって安心・安全な病院であるという意味から、施設の修繕等と、また、いろいろな処遇等々を、お金をかけるべきところはかける措置がされてきているなど、一つには、土足でそのまま入っていったり等々、また、一般質問でもありましたトイレ等々もありますから、その部分で、来ていただける患者さまに対するところというのは、今後とも続けていただきたい。

それで、私が今思うのが、非常に全国的に医師不足の中、また、救急対応を含めた中で、派遣で来て

いただいている医師の方がいらっしゃると思うのですけれども、そういった当直されている先生たちの、今、仮眠を取られている部屋、これも上富良野は上川管内の公立病院の中でも非常にレベルの高い仮眠室であるとの現状認識をとらえていますが、やはり今最近、救急を含めた時間外の診療で、非常にお医者さんが精神的にも肉体的にも疲れているというのが社会現象にもなっておりますので、これら、より快適な、例えば、睡眠が取れる低反発のマットであったりとか、また、自分の部屋以上とまでは過大すぎますけれども、少なくともそれに準じる程度のせめて町立病院に出張で来られている間は、快適な空間を過ごしていただけるような措置というのはされないか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 病院事務長。

町立病院事務長（大場富蔵君） 7番金子委員の御質問にお答えいたします。

まず、前段の愛される病院づくりということで、患者さんのためになること、お金をかけるべきところにかけるということに関しては、全くそのとおりだと考えてございます。従来は、何か設備をいじるとすれば、資金的収支の中で町から全面的に繰り入れをいただかないとできないと、収益的収支が大きな赤字の中ではそれしか方法がなかったのですけれども、今後におきましては、細かいものは収益的収支の中で迅速な対応ができないかということも含めて検討してまいりたいと思います。

それから、派遣の当直医等の関係でございますけれども、昨年の4月から部屋のほうの仮眠室の改善に努めてまいりまして、従来、洗濯室の隣ということで非常に暑かったのですけれども、そのあたりの改善等をしてきたところでございますけれども、やはり、うちに当直の先生が来てくれることによりまして、うちの常勤の先生方が休めるという部分がございますので、喜んで上富なら行きたいというような状況づくりというのが必要だと思っておりますので、今後もその改善には努めてまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子委員。

2番（村上和子君） 447ページ、病院の事業収益でございますけれども、今回、平成3年から15年まで、12年分を不納欠損処理471万円ぐらい処理したのですけれども、また、平成20年度も未収金が起きてくるのではないかなと心配するのですが、現在63万3,545円、18年度までの。それ以降、幾らか入りましたか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 病院事務次長。

町立病院事務次長（山川護君） 2番村上委員の御質問にお答えします。

定期的に請求書を発行しておりまして、16年度と17年度においては、若干、入金はなされております。ちょっと、今、金額はあれなのですけれども、前回の請求書の請求ということで実施しまして入金はございましたので、未収金の減には若干はなりました。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） 459ページのところでちょっとお尋ねしたいのですけれども、この関係あるのかわからないのですけれども、こんなことがあっては困るのですけれども、近年、よく新聞で見ますと、患者さんが医療ミスをついたといいますが、そういった訴訟問題がたくさんそれぞれ出ておりますけれども、公立病院だからどうなのかちょっとわかりませんが、個人病院とは違いのかもしれませんけれども、例えば、そういう訴訟があったとする、ないほうがいいのですけれども、あったとしたときに訴訟保険みたいなものがあるのかわからないか。あったとしたら、そういう場合は町立病院として、それはあくまで医者個人が保険を掛けるのか、あるいは、行政で掛けるのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 病院事務長。

町立病院事務長（大場富蔵君） 4番谷委員の御質問にお答えしたいと思います。

病院に仮に医療事故等が発生して訴訟が起きた場合の対応ですけれども、全国自治体病院協議会というものがございまして、ここに病院保険というものを掛けているところでございます。

資料が今手元にないものですからあれですけれども、医師事故につき2億円が条件とかそのような保険でございまして、あくまでも病院側に責任があるものに対するの対応になりますけれども、医師個人に責任を負わずということではなくて、病院としての対応で保険に加入しているところでございます。

以上です。

4番（谷忠君） 町立病院、要は、病院として入っているということなのですね。

町立病院事務長（大場富蔵君） はい。病院として入っております。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢義英委員。

5番（米沢義英君） 今後の整備の中で、いわゆるトイレの出入りだとか、車椅子で非常に出入りがしにくいと話がよく聞かれます。また、おふるもかなり前から使われていて狭いというような状況にあ

ります。こういうものを含めて整備計画等の中に入っているのかという点と、あと、この間、行ってきた町づくりトークの中で、町立病院の進むべき方向という形で今回も広報の中にも載っています。あれは、非常に住民にとっては身近になってきている部分があるので、ああいった今後町の病院として、地域の患者さん、あるいは、地域の体についてどのように考えて診療したいのかというような、そういうような病院の持っている基本的な診療に対する姿勢というものがもっとわかるような、やはりそういう説明がなされれば、もっと違う形で身近になるし利用されるような、そんな部分が出てくるのではないかなと考えていますが、こういった部分のこれからの取り組みというか、もう既に合わせてこの間のいろいろなことも含めた今後の対応について、伺いたいと思うのです。

委員長（長谷川徳行君） 病院事務次長。

町立病院事務次長（山川護君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、町立病院は建設後28年を経過するわけでございまして、当時80床で構えておりまして、かなり回復期に見込まれる方々が入院とか通院をなさっていた現状がございまして、そのような建設体制もしてございました。

しかし、高齢化社会を迎えたところ、車椅子での通院、また、つえをついての通院、介助者と一緒の通院等の方がいらっしゃいます。また、入院に関しても高齢者が多いという中では、随時、病院の構造物については見直していきたいなということを考えております。

よって、土足で入れるようにしたり、スロープにするということがまず前提の中で進めておりますので、今後、大きな投資につきましては、また議会と相談しながら、随時進めていきたいなと思っております。

2点目の進むべき方向性ということでございますけれども、うちの病院が一気に診療所に落ちてしまったり、また、高齢者だけの病院になってくるといことになると、1万3,000人の人口の健康を守っていけるのかというところがございませぬ。

よって、内容としては、ある程度の急性期、また、ある程度の治療をしながら、検査等もしながら、高齢者も含めた中で複合的な医療を提供していくということでの病院のあり方ではないかと思っておりますし、町づくりトークにおきましても、そのような発言等において認識しているところでございます。

また、広報等における病院の周知体制につきまし

ては、委員、御承知のとおり、広報をここ1年使わせていただいております。今後も大変優秀なドクターが来ていただいておりますし、また、協会病院から、循環器、泌尿器科の先生方も来られてます。それで、うちの先生方も含めて、広報を通じてなりホームページを通じながら、うちの医療の情報の発信をしていきたいなと思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ほかにないようですので、これで議案第10号の質疑を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

今後の予定を事務局長から説明いたします。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御説明申し上げます。

議案第1号から議案第10号までの各会計審査意見書案を作成するため、委員会を議員控室で開催し、その後、2分科会に分かれまして、各分科会で意見の取りまとめをお願いいたします。

分科会の構成と会場につきましては、第1分科会は、議席番号1番から6番までの委員により第2会議室で、第2分科会は、議席番号7番から12番までの委員により議員控室で行います。

意見の集約が終わり次第、各分科長は委員長まで意見書案の提出をお願いいたします。

2分科会からの意見書案が委員長に提出された段階で、正副委員長並びに各分科長は議長室にお集まりをいただき、全体の審査意見書案づくりをお願いいたします。

明日3月18日は本委員会の最終日で、全体での意見調整、理事者の所信表明、各議案ごとに討論と表決の順で進めてまいりたいと思います。

明日の開会は午前9時でございます。定刻までに御参集くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

午後 1時29分 散会

上記会議の経過は、議会議務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

予算特別委員長 長 谷 川 徳 行

平成 20 年

予算特別委員会会議録(第 4 号)

平成 20 年 3 月 18 日(火曜日)

平成20年上富良野町予算特別委員会会議録（第4号）

平成20年3月18日（火曜日） 午前9時30分開会

委員会付託案件

- 議案第 1号 平成20年度上富良野町一般会計予算
議案第 2号 平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
議案第 3号 平成20年度上富良野町老人保健特別会計予算
議案第 4号 平成20年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 5号 平成20年度上富良野町介護保険特別会計予算
議案第 6号 平成20年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
議案第 7号 平成20年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
議案第 8号 平成20年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
議案第 9号 平成20年度上富良野町水道事業会計予算
議案第10号 平成20年度上富良野町病院事業会計予算

出席委員（13名）

委員長	長谷川 徳行 君	副委員長	渡部 洋己 君
委員	向山 富夫 君	委員	村上 和子 君
委員	岩田 浩志 君	委員	谷 忠 君
委員	米沢 義英 君	委員	今村 辰義 君
委員	金子 益三 君	委員	岩崎 治男 君
委員	中村 有秀 君	委員	和田 昭彦 君
委員	佐川 典子 君		

（議長 西村昭教君（オブザーバー））

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾 岸 孝 雄 君	副 町 長	田 浦 孝 道 君
教 育 長	中 澤 良 隆 君	代表監査委員	高 口 勤 君
教育委員会委員長	増 田 修 一 君	農業委員会会長	松 藤 良 則 君
会 計 管 理 者	佐 藤 憲 治 君	総 務 課 長	北 川 雅 一 君
産 業 振 興 課 長	伊 藤 芳 昭 君	保 健 福 祉 課 長	岡 崎 光 良 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	尾 崎 茂 雄 君	建 設 水 道 課 長	早 川 俊 博 君
町 民 生 活 課 長	前 田 満 君	ラベンダーハイツ所長	菊 地 昭 男 君
教 育 振 興 課 長	大 場 富 蔵 君		
町 立 病 院 事 務 長			

議会事務局出席職員

局 長	中 田 繁 利 君	主 査	大 谷 隆 樹 君
主 事	廣 瀬 美 佐 子 君		

午前 9時30分 開会
(出席委員 13名)

委員長(長谷川徳行君) おはようございます。
御出席御苦勞に存じます。

ただいまの出席委員は13名であり、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会の第4日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長から説明をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 本日の議事日程につきましては、さきにお配りいたしました日程で進めてまいりますので、御了承賜りたいと思います。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) これより、平成20年度上富良野町各会計予算を一括して意見調整を行い、3月4日に開催された定例会で厚生文教常任委員会に付託されました議案第17号の平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算(第3号)の債務負担行為の補正については、厚生文教常任委員会で認められないとの結果を踏まえて、平成20年度の給食業務は今年度と同じにすべきであることから、平成20年度予算案に対する修正案を昨日、委員長より提出がありましたので、審査意見(案)とあわせて審議していただきたいと思っております。

予算特別委員会審査意見(案)を事務局長に朗読させます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 平成20年度各会計予算特別委員会審査意見案を朗読いたします。

一般会計。

1、町税について。

課税客体の実態把握に努めるとともに、税の収納対策については努力の成果が見られるが、引き続き収納率向上に努めること。

税率については、町内の経済状況をかんがみ検討されたい。

2、国営事業返還金について。

国営事業返還金の収納に努力すること。

3、防災について。

防災対策として、防災体制の整備と住民の意識向上に努めること。

4、委託業務について。

委託業務は、町の活性化等も考慮し、効果的に実

施されるよう努力すること。

5、見晴台公園の指定管理について。

施設設置効果が十分反映されるように努めること。

6、産業振興について。

中心市街地の活性化については関係団体と十分協議し、町が牽引し早期に方向性を示すこと。

農業・商工業の後継者育成に努めること。

自衛隊の現状規模の堅持に最大限努力されたい。

豊かな観光資源を活かした観光振興を図られたい。

7、次世代育成について。

ファミリーサポートセンターの設置と放課後子どもプラン事業の運営に当たっては、指導者の人材確保と事業内容の充実に努めること。

8、町道の維持管理について。

町道維持及び舗装については、計画的かつ早急に整備されたい。

9、学校給食について。

食育計画に基づき、児童生徒の安心・安全な食料を地産地消をベースに進められたい。

給食費の改正については、十分利用者との協議し、理解をうること。

10、諸手当について。

諸手当について見直しを図られたい。

裏に行きます。

後期高齢者医療特別会計。

制度の移行に際し、その内容を住民に十分周知し徹底されたい。

ラベンダーハイツ事業特別会計。

給食業務については従来通りとし、修正を要する。よって修正案を提出する。今後は地域振興も十分考慮し、慎重に検討すること。

病院事業会計。

小規模老健の移行に際しては、収益の向上にも努めること。

住民に信頼され必要とされる病院づくりに向け、引き続き努力されたい。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) これより、審査意見の調整を行います。

ただいま事務局長に朗読させました審査意見(案)について、御意見があれば伺いたいと思っております。

項目が多数ございますので、各会計別に1項目ずつ意見調整を行いたいと思っております。

初めに、一般会計から意見調整を行います。

まず、1番目「町税について」、御意見ございませんか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 一般会計の1の町税の関係の です。

税率については、町内の経済状況をかんがみ検討されたいということも、ただ、税率ということでは僕はわからないと思うので、法人町民税均等割、入湯税ということで、括弧書きで入れてはどうかということが1点です。

委員長（長谷川徳行君） 今、9番中村委員からの発言がありました、これに対して何か御意見ありますか。

3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） ただいまの中村委員のお話ですけれども、そこに内容を折り込むのはいいのですけれども、経済状況をかんがみ検討されたいということであれば、値上げを検討するといった内容とは反しているのかなというふうに認識するのですけれども、いかがですか。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 町税の の関係です。

ただ単に税率ということであつたら、何の税率が審査意見として出されたのかということは、町民はわからないと思うのです。そうすると、私は基本的には、例えば入湯税は108市町村で全部180円でやっている。それから、法人町民税も均等割も、美瑛も富良野もやっていることをあれして、いっぺんに最大限まで上げるとは言いませんけれども、そういうことをということで、であれば、ただ単に税率ということであるよりは括弧書きであれしたほうが、町民にもあなるほどなど、町民税というところは関係ないのだなというようなことも含めて出てくるのかなという気がするものですから。

ですから、議員の皆さん方は、ほかにこれと聞かれたら、いや、実際は108市町村が入湯税をやっているよ、それから美瑛も富良野も法人町民税の均等割は1.2倍の制限率いっぱいにしてますよということが、ある程度僕は話できるのだと思う。そのうちの1.1にすることもいいし、1.2の制限率いっぱいにすることもできるけれど、それは今後の検討課題だよという形で審査意見として出したということのほうが説明が明確ではないかなという気がするもので。

以上。

委員長（長谷川徳行君） わかりました。

ほかにございませんか。

1番向山委員。

1番（向山富夫君） こういう町民に負担を求める部分についての議会としての対応の仕方というのは、私としては慎重に取り扱うべきではないかなというふうに考えます。

今、中村委員のほうからる御説明がありましたけれども、単に税率ということの裏に、例えば近隣町村におきまして、制限税率を使っているところもあれば、うちの町みたいなのもありますけれども、やはり総合的にその町の産業振興策とセットで税率というものは、おそらく勘案されているのではないかなというような、私の予測ですけれども、そういうことからいうと、さらにその内容等を我々がもっと勉強して、また、その法人について、あるいは入湯税も含めまして負担を求める環境にあるのか、負担増を求める環境整備を町としてしているのか、そこら辺ももう少し、我々が理解を深めた中で方向づけを定めていくことは結構かと思えますけれども、お恥ずかしながら私個人としては、まだそこまでどういう状況にあるのかということ把握できないものですから、今回はいかがかなというような印象を持つのですが。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 表現上で言えば、それをつけ加えて申し入れすればいいだけであつて、ここに別に書かなくても、そういう意思ですよということで伝えればいいだけであつて問題ないと思うのですけれども、ここ。

今言われたように、社会情勢がいろいろ混沌としています。非常に負担になる部分もありますので、そういう部分を含めて、こういう表現でも差し支えないのではないかなというふうに考えます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これらの意見は、暫時休憩を挟んで、調整後、成案の修正を行いたいと思えます。

次、2番の国営事業返還金についての意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 次に、3番防災についての意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 次に、4番業務委託についての意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 次に、5番見晴台公園の

指定管理についての意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 次、6番産業振興について、四つのうちありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 7番次世代育成について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 8番町道の維持管理について。

9番中村委員。

9番(中村有秀君) 町道の維持管理、計画的に整備されたいと。

それで、計画的に整備はされていると思うのだけれども、私はそのスピードを上げなかつたら、それこそ800袋の砂を入れた麻袋を舂先、あれするというような状況等を含めると、それ以外のところもおくれているということならば、さらなる整備促進を図られたいというような形のほうが、言うなればスピードを上げないとだめだ、言うなれば予算を多めにつけなければだめだという結論になるのではないかなという気がするので、その点ちょっと私の意見として申し上げます。

委員長(長谷川徳行君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 9番学校給食について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 10番諸手当について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 後期高齢者医療特別会計について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) ラベンダーハイツ事業特別会計について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 病院事業特別会計について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) ただいま項目別に意見調整をしていただいたところですが、ここで一般会計全般について、他に御意見があれば伺いたと思います。

5番米沢義英委員。

5番(米沢義英君) ちょっともう1回戻りますが、6番の自衛隊の現状規模堅持、僕はこれ別に要請しなくてもいいのではないかなと思っているの

と、これを削って産業振興策と地域の活性化のために交付金をきちっと配分して、こういった自衛隊が削減された場合の調整機能を果たす交付金をきちっと補てんすべきだという項目を、私、つけ加えるべきだというふうに思います。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) なければ、これで一般会計についての意見調整を終わります。

暫時休憩いたしまして、意見調整をしたいと思えますので、分科長並びに副委員長、議長室へお集まりください。

午前 9時43分 休憩

午前 9時56分 再開

委員長(長谷川徳行君) 休憩前に引き続き、会議を続けます。

ただいま、議長室で意見調整を行いましたので、報告いたします。

先ほど9番中村委員の町税についての申し出でありましたが、口答で理事者に伝えるということで、このまま報告をしたいと思えます。

次に、6番産業振興について5番米沢委員からの申し出がありました、自衛隊の現状規模の堅持でございますが、これもこのままとして理事者に申し出ます。

次、8番の町道の維持管理について、9番中村委員の意見でありましたが、文言に計画的かつ早急に整備されたいという文言をつけ加えて理事者に提出したいと思えます。

ただいまの意見調整でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 御異議なしと認めます。

次に、後期高齢者医療特別会計について意見調整を行います。

御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) なければ、これで後期高齢者医療特別会計についての意見調整は終わります。

次に、ラベンダーハイツ事業特別会計について、昨日委員長から提出されました平成20年度会計予算の修正案に対する質疑を行います。

関連がありますので、厚生文教常任委員長から説明を求めます。

9番中村委員長。

厚生文教常任委員長（中村有秀君）平成20年第1回定例会で、議案第17号ということで、平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）が厚生文教常任委員会に付託をされました。

それで、慎重に審議をしたけれども、若干日にち順に御報告を申し上げたいと思います。

3月の4日、定例議会の第1日終了後、即、厚生文教常任委員会を開催いたしまして、付託案件、それから今後の進め方、それから資料等を含めて開催をいたしました。引き続き3月5日、定例会の2日目でございますけれども、厚生文教常任委員会を開催。その後、第3回目が平成20年3月11日、一般質問の終了後、厚生文教常任委員会を開催。それから、第4回の厚生文教常任委員会は3月12日、一般質問が午前中2人ということで行いまして開催をいたしました。それで、3月12日、終了後、その前に全員協議会を開催をし、全議員の皆さん方のいろいろな意見聴集を行いました。そして、その終了後、厚生文教常任委員会を開催したということでございます。

その後、本日、厚生文教常任委員会の審査報告書の関係で厚生文教常任委員会を開催し、報告書の文案について委員の皆さん方の協議をいただき、19日に報告書として出すことになりました。若干資料等が、ラベンダーハイツのほうの出し方が不十分な点があったので、何回か資料の差し替え等を行ったところでございます。

最終的には、議案第17号の歳入歳出予算の補正の件については、各会計事業の実施精査により発生した歳入歳出の増減額についてのみの補正によるものなので、特に意見もなく原案どおり決定をしたところでです。

それから、給食業務委託に伴う債務負担行為の補正2,700万円の関係については、非常に私ども、厳しい日程の中で会議を開催し、特にこの点が大きく会議の中心でございました。したがって、その結果、次の諸点について、対応の不十分、それから不安、懸念があるとともに、町民に十分理解を得られない内容でないかと判断して、反対多数で原案を否決したところでございます。

次の問題点というのは、一つは行財政改革でのアウトソーシングの計画的な実施方針が明確ではない。

それから二つ目は、今回の給食業務委託に地元の関係団体や業者、それから起業意欲の環境を促すため、情報発信等育成誘導等が十分行われていない。

それから3点目は、一定条件の入札資格登録について、地元業者、それから起業意欲者が参入可能な

規制緩和を検討すべきである。

それから4点目は、地産地消を含め地元調達物品の減少が懸念される。

5点目は、調理員の雇用、給与、労働条件等の不安が大きい。

6点目、民間でやれるものは民間にと、行財政改革の観点から原則的に理解をするが、業務委託、指定管理者制度、民間移譲等の実施に事前の条件整備に努められたい。

それから、次に、今回の正職員の調理員の異動だけでは抜本的な削減とはならない。

次に、今後のラベンダーハイツの経営全般の視点から検討をすべきであるというような観点から、最終的に歳出歳入予算の補正については原案のとおり全員一致で決定。それから、給食業務による債務負担行為の補正の件については、原案を反対多数により決定した。

以上、雑駁ではございますけれども、審議の経過決定等を御報告申し上げます。

なお明日、この審査報告書が正式に配付されると思いますので、とりあえず御報告を申し上げたいと思います。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君）これに対して、何か御意見ありませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君）経営全般の見直しということでは、将来はこれ、そちらの意見としては委託ということも含まれているのかどうなのか、ちょっとそこら辺ははっきりとさせておきたいと思いますが、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君）9番中村委員長。

厚生文教常任委員長（中村有秀君）5番米沢委員の質問でございます。

一応基本的には、民間でやれるものは民間というような町の方針もありますけれども、それらを含めて、例えば今、ラベンダーハイツ560万円の赤字がありますけれども、それは介護保険のほうから入っていますよというような答弁がございました。これはやはり中身を全部精査をしないとわからないのではないかとということで、あくまで今後の経営全般の視点からということで、我々は民間移譲するとか何とかということではなくて、まずそこを見てからどう判断するかということをしていかなければならないのではないかと。例えば、きのうの町長の意見では、町立病院と同じではないかというようなことをえらい力説をされておりました。それで、現実に町立病院は8億4,000万円も赤字があつてというような論議の中で、もうこれはやれるものは早急

にやらなければならないという感じがありました。

それからもう一つ、栄養士の異動がありましたけれども、今回みたいな単なる800万の人を別なところに移して、それで2,700万ということは、中身がわかればわかるほど非常に不明瞭な関係。

それからもう一つ、560万円が介護保険のほうの各支出の中から入ってということも、現実に今回調べた中で資料を出してもらって初めてわかったという関係があります。したがって、町立病院と同じような形で町長は実績してありましたけれども、私はやはりそういう点での考え方というのは、あくまでも病院とあれとということの分けた形で考えていかなければならないのではないかと。

それから、あと一つ、今回の報告書を作成する審議の過程の中で、たとえ185万円でも財政改革ということでやった目は閉じてもらっては困ると。やれるセクション、やれないセクション、やれる大きな金額、小さな金額、それぞれあるけれども、やる努力とこうやったことは評価をしたいという一部委員の意見もあったことをつけ加えておきます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これをもって、質疑を終了いたします。

平成20年度会計予算の修正（案）を提出することに決定いたしました。

次に、意見調整を行います。

御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） なければ、これでラベンダー・ハイツ事業特別会計についての意見調整を終わります。

次に、病院事業会計について意見調整を行います。

御意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） なければ、これで病院事業会計についての意見調整を終わります。

お諮りいたします。

意見調整が終わりましたので、各会計の審査意見はこれで決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

これにて、平成20年度上富良野町各会計予算の意見調整を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時09分 休憩

午前10時43分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

理事者より所信表明の申し出がございますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） 委員の皆さん方におかれましては、13日から4日間にわたります平成20年度の各会計予算につきましての慎重な御審議を賜りまして、大変ありがとうございました。

先ほど委員長、副委員長、皆さん方から平成20年度各会計予算特別委員会におきます審査意見書をちょうだいいたしました。それぞれの項目の中で、私といたしましても行政執行上そのとおりであるなというようにも認識いたしておるところでございます。それぞれの項目につきまして、また、当予算特別委員会におきます御審議の中で、各委員の皆さん方から御提言をいただきました各御提言につきましても、当然にして今後の行政執行に反映すべく見きわめてまいりたいというふうに思っているところでございます。

ただ、残念ながら、職員の皆さん方の行政改革、財政改革、そしてコスト意識の効用のもとでつくり上げてまいりました案件につきまして、我が町始まって以来、過去に類のない当初予算の修正という結果に相なりましたことは、執行者として十分に委員の皆さん方に御説明することができなかったことにつきましては反省をするとともに、今後の修正案につきましても、私といたしましては年間予算を提案させていただいておりますし、当然にして予算というのは年間の中で執行できる、執行者として対応できる予算編成に修正をしていただけるものと信じております。

暫定的な予算では執行者として執行でき得ない問題も生じてくるというようなことを御理解のもとで修正していただきますことをお願い申し上げ、所信表明とさせていただきます。

委員長（長谷川徳行君） これより、議案ごとに討論を行い採決をいたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

よって、議案ごとに討論を行い、起立により採決をいたします。

これより、議案第1号平成20年度上富良野町一

般会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

5 番 米沢義英君。

5 番（米沢義英君） 私は、第 1 号議案に対して反対の立場からの討論をさせていただきます。

今の自民党、公明党のこの政治の中で、住民の暮らしや国民の暮らしが本当に大変になってきています。

地方改革と言いながら、住民の負担を新たに求めるという状況になっています。この間、国が行った行財政改革という名の名目で地方交付税を削減する、一時的に他の減税補てん債等によってそれを補うなど、その場しのぎの財政計画を行ってきている。無駄な軍事費や大企業に対する優遇税制を見直せば、地方に対する交付税のあり方も十分地方が潤うようなその財政改革もできますが、ここにこそきっちりとしたメスを入れなければならないにもかかわらず、行っていないというのが状況であります。

そういう状況の中で、地方においてはどうでしょう。農業や産業においてもますます地域が疲弊するという状況になり、所得においては格差が生じる、給与所得においても年々抑制されるという状況の中で町民の暮らしが大変になってきているということは事実であります。

その一方、燃料高あるいは物の価格が引き上げられるという状況の中で、さらに家計のやりくりも大変になってきているというのが実情であります。そういう状況だからこそ、町においては住民の暮らしを守る立場からの予算編成を行うべきであります。

しかし、今回の予算編成に当たっては、給食費の引き上げが行われました。この点で言えば、いま一度給食費の引き上げを抑制し押さえるための財源として財政調整基金からの取り崩しを行えば、給食費の引き上げを抑制することも十分可能だと私は考えております。

また同時に、自衛隊協会への補助金の引き上げをやめるべきです。自衛隊の削減、増減というのは国の方針によって左右されます。そのことを考えれば、将来上富良野町が自立したまちづくりをつくるためにも、自衛隊に依存しないまちづくり、これが何よりも必要になってくるのではないのでしょうか。当然、この町には自衛隊があり、多くの家族や隊員が住んでいますから、その立場から暮らしを守るという点では、私は否定するものではありません。また同時に、国に対しては、地域振興策とを合わせた地域の活性化につながる地域振興交付金など、具体的な要請を町として今行うべきであると同時に、そういう意味からも自衛隊協会への単なる誘致合戦

の補助金の引き上げはやめるべきであります。

また、妊産婦健診における保健指導の問題では、当然妊産婦健診の保健指導の充実に努め、健診をしてもらうということは大切なことでもあります。しかし、一方、この富良野沿線の自治体においては、国が示す最低 5 回の健診基準をきっちりと守って実施しようとしています。そういう意味では、上富良野町においては低所得者という形で 5 回、一般は 3 回という形になっておりますが、この点でも保健指導と同時に並行してこの妊産婦健診の 5 回、最低守るべきだということを私は訴えておきたいというふうに考えてます。

また、今予算においては、ラベンダーハイツ職員の配置転換という形の中で予算が計上されています。今、ラベンダーハイツが、町長おっしゃるように民間に譲渡されようとしております。その一環として、ラベンダーハイツの現業部門における給食部門を委託しようという話であります。私は、改めて町がきっちりと財政措置をしながら減収部分は補う、こういう対策をとるべきであります。また同時に、内部での予算の削減の努力は当然するべきでありますけれども、私はこの点からも改めて、町の施設として将来的にも維持するというを訴えておきたいというふうに思います。

また、訴えたい点は、この間いろいろな職員の削減等が行われてきておりますが、しかし一方で賃金職員や嘱託職員の、あるいは現業部門における労働者の職員の処遇、待遇の改善が今求められていると考えています。一方で、同じ仕事をしながら、任用が嘱託職員、賃金職員というだけで処遇が低く待遇されるという状況になってきています。私は、今、社会が非正規職員から正規職員の格上げという状況の中で、町も将来に行政のサービスを維持しようとするのであれば、この部分での改革を行っていった一生懸命仕事をした方、あるいは基準を設けて嘱託職員や賃金職員の正職員としての道を、あるいは嘱託職員としての道を開くべきだと考えています。

そういう意味で、私は今回の予算に当たって、町の雇用の拡大をさらに喚起させるような政策の充実を一層求めるとともに、住民の暮らしを守る立場から今回の一般会計予算案に対して反対の討論といたします。

委員長（長谷川德行君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

3 番 岩田浩志君。

3 番（岩田浩志君） 私は、平成 20 年度上富良野町一般会計予算に対して、賛成の立場から討論をいたします。

国においては、道路特定財源をめくり議論されている状況であり、我が町においても影響が懸念されるところであります。道内においては、景気の悪化に加え、ガソリンを初め燃料費の高騰、その影響によりさまざまな物資が値上げとなっておりまして、さらに値上げが進むものと心配されます。

本町においても、予想ができないような燃料費の高騰は町民の家計を直撃し、さらに消費の低迷が懸念されます。さらに、公共事業の削減や景気の悪化から、リストラ等により職を失う町民が増加するなど、昨年と比較してもさらに厳しい状況となっております。

このような中、平成20年度の予算案が提案されたところですが、一般会計においては、予算総額71億2,500万円の予算案、前年と比べると9億200万円の増額となっております。昨年と比較して増額になったとはいえ、内容を見ますと、畜産担い手育成総合整備事業の約7億6,000万円と、制度改正により地方債の借りかえとあわせて基金の運用により地方債の繰上償還等による増額予算であり、依然と厳しい状況には変わりありません。

平成20年度の一般会計予算を見たとき、歳入の部分では、コンビニ収納や税の収納対策においては職員の努力により成果を上げているものの、町民の収入が減少となっているため町税収の伸びが見込めないなど、町財政は一層厳しくなっています。

本年度の事業においては、後期高齢者医療制度の導入によりさらに町民の負担がふえる内容となっております。また、広域行政の推進に向けて、富良野圏域5市町村が富良野広域連合準備委員会により平成21年4月発足に向け協議が進められており、一層の行財政効果が期待されるところです。

教育行政においては、学校教育アドバイザーの設置や放課後子どもプラン事業の充実により、児童生徒の健全育成と安全確保に努める内容となっております。

また、職員給与においては、技能労務職員の職が廃止の方向を示されたものの、内部改革においてはまだまだ町民感情から理解を得られる内容とはなっていないと感じます。また、各種事業を決定する上で、決定してから報告するといった体質が一向に改善されず、関係者を初め町民と事前に十分に協議し理解を深めるといった、まちづくりにとって最も大切なことはまだまだ足りないと言わざるを得ない。いま一度、町職員として町民のために働くという謙虚な気持ちを忘れずに、平成20年度予算の執行に当たることを強く期待をしています。

確かに職員の削減により、職員個々の業務がふえ

る大変な状況が続いていますが、予算編成に当たっては町民の多様な要望がふえる中、要望にこたえるため、財源確保と歳出削減に職員の業務努力と苦労の跡が随所に感じられます。

今後の行政運営及び予算執行に当たっては、このたび提出されている意見書等その内容を十分踏まえた上で、さらなる改革の中、行政執行されるものと判断し、平成20年度上富良野町一般会計予算の賛成討論といたします。

委員長（長谷川徳行君） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号平成20年度上富良野町一般会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（長谷川徳行君） 起立者多数であり、よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これをもって、討論を終了します。

これより、議案第2号平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（長谷川徳行君） 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成20年度上富良野町老人保健特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これをもって、討論を終了します。

これより、議案第3号平成20年度上富良野町老人保健特別会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（長谷川徳行君） 起立者多数でありま

す。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成20年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 私は、第4号議案、後期高齢者医療予算に対して反対の討論をさせていただきます。

この4月から後期高齢者医療制度が実施されようとしています。町には対象者が約1,450名いらっしゃいます。しかし、その多くの方は、後期高齢者医療制度という言葉は知っていますが、実際どのような形で実施されるのかという点では、多くの方が理解不十分という状況と言わざるを得ません。

国は、社会保障費や老人医療費の削減を今後行い、約8兆円の削減をしようとしています。今回の後期高齢者医療制度というのは、その先取りと言わざるを得ません。

今、国は、老人医療費がかさむ、このようなことを言っています。しかし、考えてみてください。だれもが好んで病気になっているわけではありません。

今回の制度の矛盾というのは、保険料は本人の意志にかかわらず年金から天引きされるという制度になっています。また同時に危惧されるのは、今まで納税においては、分納相談窓口に行けば対応できましたけれども、今回の後期高齢者医療制度では年金から天引きされますから、当然、分納相談の窓口が閉ざされてしまうという状況があります。また問題は、子供の扶養家族になっている75歳以上の方が全員保険料を払わなければならない。また、75歳以上の現役の社会保険に加入している74歳以下の妻の世帯は、夫が後期高齢者、妻は国保に加入しなければならないという制度の弊害が出てきています。また同時に見なければならないのは、診療の制限、診療報酬の削減など、医療からお年寄りの方を遠ざけようとしている実態が明らかであります。

私は、このことを考えたときに、安心してお年寄りから子供が暮らせる、そういう社会保障制度の充実があってこそ、国民の、また、町民の暮らしも守れると考えております。そういう意味では、いま一度この制度の見直しを町においても要請すると同時に中止を求め、反対の立場の討論を終わらせていただきます。

委員長（長谷川德行君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

7番金子益三君。

7番（金子益三君） 私は、この後期高齢者特別

会計に賛成の立場から討論をさせていただきます。

初めに、この医療制度のあり方についてであります。本来現役を離れまして収入が大きく減収した方や、今まで社会保険などの被用者保険の被扶養者などにおいて保険料を払わなかった方々に対しましても保険料を求めなくてはならない現状というのは、確かに厳しい部分というも否めないわけですが、また、本来であれば、後期高齢者に対しましても、憲法25条に保障されております健康で文化的な最低限の生活を営む権利に基づいた保険ではなく、保障原理が適用されるべきであることは私も感じておるところであります。加えまして、後期高齢者の心身の特性においては、老化に伴い生理現象の低下が生じ、治療の長期化、複数疾患への罹患などがありますが、これはむしろみずから望んでなったわけではありません。

初めに、医療費削減ありきのもの考え方による適正化の名のもとに医療費抑制のツケを安易に高齢者へ押しつける考えというのは、本来避けなくてはなりません。財政中心の考え方が優先され、地域特別保険料や特例診療報酬などの格差が生まれる懸念もあり、お年寄りの生活状況への目配りが欠如したまま後期高齢者への在宅医療への誘導をしてしまうおそれもあることは否めません。

しかし、国においては、現役世代と高齢者との負担を明確にした中で、また、世代間において負担能力に応じて公平に負担をしていただくとともに、公費を重点的に充てることにより国民全体でこの医療保険を支える仕組みとし提案されました。また、これまで国民健康保険や老人健康保健というのは、それぞれの市町村単位で運営されていましたが、これらの後期高齢者医療制度は都道府県単位の保険とし、高齢者の医療をしっかりと支えていく仕組みでござります。

我が町に目を向けてみましても、平成18年度決算ベースにおきまして、国保会計から老人保健会計への繰出金も2億2,000万円を超えている現状であり、加えて一般会計からの繰り入れも9,600万円を入れております。それにおいても、なおかつ18年度においては、老人保健は790万円の赤字決算となるように、既にもう我が町においても医療保険会計の限界に来ているのが現状であります。国民総皆保険の立場で考えたときに、これ以上の他会計及び町会計、一般会計からの繰入金金の増大は、そもそもほかの他会計の根底を揺るがす状況も考えられます。公助・共助・自助の精神にのっとりまして、さらには前段述べました、今まで保険料のかからなかった低所得者の方及び被扶養者の方に対しても緩和措置が平成20年度においてとり行われてお

ります。加えまして、この医療制度そのものが2年で見直しをかける制度であり、現在、日本医師会などが強くこの制度に対して高齢者の医療報酬体系検討委員会を設置し、そこでの検討を踏まえて後期高齢者医療制度に対する考え方も報告され、この制度が在宅医療という限られた議論ではなく、老老介護や独居といったお年寄りの事情に十分配慮した制度に向け意見を述べられている現況もかんがみまして、今後においてこの制度が改善されるべき第一歩として、この制度がやむを得ないものと考え、私は賛成をいたします。

委員長（長谷川徳行君） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これをもって、討論を終了します。

これより、議案第4号平成20年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（長谷川徳行君） 起立者多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成20年度上富良野町介護保険特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これをもって、討論を終了します。

これより、議案第5号平成20年度上富良野町介護保険特別会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（長谷川徳行君） 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成20年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、修正案に対する反対討論の発言を許します。

12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 私は、反対の立場で述べさせていただきます。

現在の地方自治体は、財政再建が重要なテーマだ

と思っております。苦しい立場の中で涙をのんだ改革案を出されたことに対して、プラスになる185万円の価値はとても大きく、この動きは次へとつながる前進の一步と思っております。数字よりも投資的な意味が高いと思います。痛みを伴わない改革などあり得ないと聞いておりますし、そもそも今の時代、改革を迫られた理由は何だったのか、この状態をこのまま続けることは財政を圧迫し赤字をふやしかねないということであったはずで、ここで1年間延ばしていい結果が出せるのか疑問です。

ただ、協議会の中で、地元の業者を伸ばして委託するように動いていない、また、地元へ流れるお金が外部へ流れては活性化に繋がらないという意見に対しては同感です。

私は、さきの委員会でも、修正案に最初から反対した経緯もありますし、改革の波として波及してほしい願いも含め、今の自分の判断に素直であるべきと信じ、改革のためこの1点だけで賛成いたします。

委員長（長谷川徳行君） 次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。

7番金子益三君。

7番（金子益三君） 私は、修正案に賛成の立場から討論をいたします。

さきの予算特別委員会の中でも申しましたとおり、これら委託の説明において十分なる審議がまだされていないかと思われ、単純に会計間の異動において発生する185万円の要素であるならば、もう少し理事者がリーダーシップを発揮した中で、本来の会計間の異動がされることによって、もう少し効率的な人事体系の構築もできたと考えられます。

さらには、委託することの前段において、本当に地元企業の育成、また、地域経済の振興の分野において軸足が置かれていたかについても疑問が生じますし、何よりもハイツに入られている方の食の安心・安全、また、地産地消の部分に関しても、まだまだ大きく疑問が残るところであります。

今回の委託に関する安易なスタートというのは、十分な審議が尽くされず、まだまだ議論の余地が残されていると思っております。

いま一度、今委託に対しては慎重審議を重ねた上、検討を要するためにも、修正案に賛成の意見から討論させていただきます。

委員長（長谷川徳行君） 次に、修正案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これをもって、討論を終了します。

これより、議案第6号平成20年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の修正案について、起立により採決いたします。

修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(長谷川徳行君) 起立者多数であります。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決いたしました部分を除く原案について、起立により採決いたします。

修正部分を除く部分を、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(長谷川徳行君) 起立者多数であります。

よって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成20年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) これをもって、討論を終了します。

これより、議案第7号平成20年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(長谷川徳行君) 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成20年度上富良野町公共下水道事業会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) これをもって、討論を終了します。

これより、議案第8号平成20年度上富良野町公共下水道事業会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(長谷川徳行君) 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成20年度上富良野町水道事業会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) これをもって、討論を終了します。

これより、議案第9号平成20年度上富良野町水道事業会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(長谷川徳行君) 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成20年度上富良野町病院事業会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) これをもって、討論を終了します。

これより、議案第10号平成20年度上富良野町病院事業会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(長谷川徳行君) 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本委員会の予算審査報告書の内容については、委員長及び副委員長に御一任願いたいと存じます。これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 御異議なしと認めます。

よって、本委員会の予算審査報告書の内容については、委員長及び副委員長に一任されました。

以上をもって、本委員会に付託された案件の審議は全部終了いたしました。

一言ごあいさつ申し上げます。

不勉強のために、議事運営に際しまして皆様方に不手際が多数ありましたこと、申しわけありません。心よりおわび申し上げます。

また、委員の皆様には、4日間にわたりまして終始熱心な御審議をいただき厚くお礼を申し上げます。また、理事者各位におかれましては、明快な答弁と説明をいただき、審議の円滑な運営への協力に対しまして、改めて厚くお礼を申し上げます。

本予算は、住民の生活や福祉を守り、そしてその

向上を図り、住民の皆様に安心と安全を与える心のもった予算だと思えます。執行に当たりましては細心の注意を図り、最良の運営をしていただきたいと思えます。

4日間どうもありがとうございました。

これをもって、予算特別委員会を閉会いたします。

今後の日程について、事務局長より報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御報告申し上げます。

あす3月19日は、本定例会の最終日でございます。開会は午前9時でございますので、定刻までに御参集くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

午前11時19分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容
の

正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

予算特別委員長 長谷川 徳 行